平成27年９月１日発行（奇数月１日発行）2015 Vol.40 No.５ ISSN 1342-4351

広島県薬剤師会誌

2015
隔月発行
9
No.259



第45回 広島県薬剤師会定時総会開催

ヒヤリ・ハットエビデンス情報 広島県モバイルDI室・事例報告⑩

「ヤクザイくん」ゆるキャラグランプリ2015にエントリー!!



公益社団法人
広島県薬剤師会

第35回 広島県薬剤師会学術大会
演 題 募 集

テーマ：**「心機一転！　輝け薬剤師」**

会　期：**平成27年11月15日（日）**

会　場：**広島県薬剤師會館**
〒730-8601　広島市中区富士見町11-42

主　催：公益社団法人広島県薬剤師会

参加費：**予約 2,000円　当日 3,000円　学生（社会人を除く）は無料**

＊日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度認定対象研修会の予定です。

～ 会 員 発 表 の 募 集 ～

1．**発表の形式について**

1）口答発表：１演題12分（発表10分・質疑２分）

2）**アイデアプレゼンテーション：１演題５分（発表５分・質疑なし）**
薬局・病院等で取り組んでいる業務上のアイディアを５分間で紹介してください。

3）ポスター発表

2．**発表の内容について**

1）薬局・病院等における薬剤師の日常業務と今後のあり方
2）保健・医療・福祉分野での地域との関わり
3）患者への情報提供活動や情報収集
4）医薬品に関する調査・研究
5）学生実習の受け入れ
6）災害時の対応
7）その他、日常業務に参考となるもの

3．**申込期間**：平成２７年９月４日（金）まで
発表要旨は９月18日（金）必着

4．**申込方法**：
ホームページより申込書をダウンロードして、ご記入の上、お申し込みください。
ホームページ：http://www.hiroyaku.or.jp

5．**申 込 先**：公益社団法人広島県薬剤師会
第35回広島県薬剤師会学術大会実行委員会

広島県薬剤師会誌目次　No.259

第45回広島県薬剤師会定時総会を開催　会長挨拶、受賞者・喜びの声	2
第46回広島県薬剤師会臨時総会を開催　会長挨拶	10
第35回広島県薬剤師会学術大会に参加を	12
平成27年度くすりと健康に関する啓発事業実施一覧表	13
平成27年度(第50回)薬草に親しむ会開催要領	14
平成27年度広島県薬物乱用防止対策推進会議	15
日本薬剤師会平成27年度薬局実務実習担当者全国会議	17
福山大学開学40周年記念式典・記念講演・能楽講演及び祝賀会	19
日本薬剤師会第85回定時総会	20
新薬剤師研修会2015	21
第1回広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム会議	22
マスコットキャラクター活用打合会	23
第6回会館建設特別委員会	24
平成27年度公認スポーツファーマシスト基礎講習会	26
平成27年度感染症・疾病管理センター研修会感染症研修コース第1回「小児の感染症」	27
第44回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ(薬学教育者ワークショップ)中国・四国in福山	28
全体理事会	29
第３回ブレストケア・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会	30
平成27年度ヒロシマ薬剤師研修会	31
平成27年度第1回地域在宅緩和ケア推進協議会	32
体感しよう　防災フェア～災害に強い広島を目指して～	33
福利厚生　指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員について」	34
県薬だより　県薬より各地域･職域薬剤師会への発簡　定時総会議事録　全体理事会議事録　常務理事会議事要旨　県薬日誌　行事予定	37
行政だより	90
地域薬剤師会だより	103
諸団体だより	104
研修だより	107
広島県モバイルDI室・事例報告⑩	124
薬事情報センターのページ	127
お薬相談電話事例集No.95	130
安全性情報 No.324・325	133
検査センターだより	134
ひろしま桔梗研修会	135
薬剤師の休日	136
薬局紹介㊹	137
書籍等の紹介	138
告知板	140
保険薬局ニュース／薬剤師連盟のページ	色紙
総会資料	巻末

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

表紙写真　**ネムノキ（マメ科）**

ネムノキの名前は夜になると向かい合う羽状の小葉が閉じ合わさることにより眠る木ということから名づけられたようです。中国では合歓樹(ごうかんじゅ)と呼ばれる落葉高木です。赤い穂状の集合花を咲かせます。この花を合歓花といい不安・不眠に用います。樹皮からは子宮収縮作用がある成分も報告されています。

写真解説：吉本　悟先生（安芸支部）　撮影場所：広島市

第45回 広島県薬剤師会定時総会を開催

― 平成26年度会務並びに事業計画・収支予算等を承認 ―

第45回広島県薬剤師会定時総会は、去る６月14日（日）午後１時から広島県薬剤師會館に於いて開催された。

総会は、松村智子常務理事の司会のもと、まず、大塚幸三副会長の開会の辞により開会され、続いて、薬剤師綱領の唱和後、前田泰則会長の挨拶があった。（別掲）

次に、表彰に移り、次の方々に対して、前田会長から賞状並びに記念品の伝達・授賞が行われた。

受賞者は次のとおり。

［順不同、敬称略、（　）は支部名］

○日本薬剤師会有功賞受賞者（伝達）（５名）

今中フジエ（広　島）　小川　　操（東広島）
笹原　　肇（広　島）　広畑美代子（尾　道）
吉田　　稔（広　島）

○広島県薬剤師会賞受賞者（５名）

宮本　一彦（広　島）中野　真豪（安　佐）
貞永　昌夫（安　佐）大岩　生子（安　芸）
川野　雅代（　呉　）

○広島県薬剤師会功労賞受賞者（９名）

中川　潤子（広　島）吉川　勇人（広　島）
森本　繁治（安　佐）奥本　　啓（大　竹）
森川淳一郎（廿日市）佐藤　充子（　呉　）
守下　裕美（　呉　）小森　泰雄（福　山）
横田いつ子（尾　道）

○広島県薬剤師会有功賞受賞者（６名）

田原　幸子（広　島）松下悠紀子（広　島）
厚井　一恵（安　芸）住田　淑子（安　芸）
石本　和子（廿日市）吉野　　毅（三　次）



続いて、広島県健康福祉局長祝辞（代理　海嶋照美薬務課長）があり、次に、山本信夫日本薬剤師会長、藤井基之参議院議員からの祝電が披露された。

次に、受賞者を代表して貞永昌夫氏（安佐）が謝辞を述べられて表彰式は終了した。

次に、昨年度総会以降の物故会員に対して、ご冥福を祈念して黙祷が捧げられた。

次に、議長の河内一仁氏（広島）、副議長の下田代幹太氏（安佐）が、正・副議長席に着席、直ちに出席者数の確認があり、定款第20条の規定による定足数の２分の１定足数40人以上に対して、出席者数（委任状を含む）80人が確認されて、総会の成立が宣言された。

次に、議事録署名人に岡田甫氏（広島）、井上真氏（福山）が議長から指名された。

次に、報告事項及び議案等の審議に移り、報告事項第１号から第12号までの12件を一括上程議題として、理事者の報告説明が次の通り行われた。

（報告事項の説明）

報告第１号　平成26年度会務及び事業報告（公衆衛生）
（野村祐仁副会長、村上信行副会長、木平健治副会長）
報告第２号　平成26年度事業報告（検査）
（大塚幸三副会長）
報告第３号　平成26年度事業報告（会館）
（野村祐仁副会長）
報告第４号　平成26年度事業報告（共益）
（野村祐仁副会長）
報告第５号　平成26年度貸借対照表
（谷川正之常務理事）
報告第６号　平成26年度貸借対照表内訳表
（谷川正之常務理事）
報告第７号　平成26年度正味財産増減計算書
（谷川正之常務理事）
報告第８号　平成26年度正味財産増減計算書内訳表
（谷川正之常務理事）
報告第９号　財務諸表に対する注記
（谷川正之常務理事）
報告第10号　附属明細書
（谷川正之常務理事）
報告第11号　財産目録
（谷川正之常務理事）
報告第12号　監査報告書
（水戸基彦監事）

続いて、一括質疑に入り、出席者による活発なる質問・質疑が展開された。

質疑終了後、直ちに採決が行われた結果、各報告事項がいずれも原案のとおり承認された。

次に、議案について理事者の説明が次の通り行われた。

（提案理由等の説明）

議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会館建設について（案）　（渡邊英晶副会長）

第１プラン…定期借地権を結んで会館を建設する案

第２プラン…公益社団法人広島県薬剤師会が自前で広島県薬剤師会館を建設する案

続いて、質疑に入り、出席者の活発なる質問・質疑が展開され、続会することが可決された。

以上をもって議事を終了し、木平健治副会長の閉会の辞を以って閉会された。

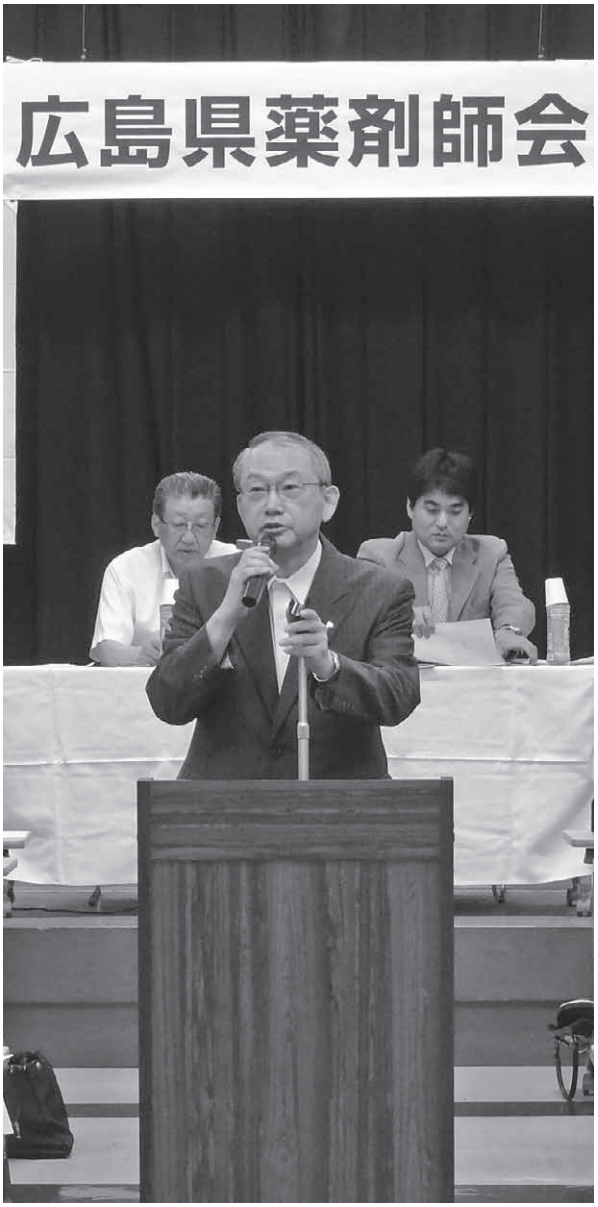
閉会　午後６時25分

【会長挨拶】

会長　**前田　泰則**

皆さん、こんにちは。日曜日、お休みのところ、公益社団法人広島県薬剤師会総会に御参加いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、日薬有功賞、広島県薬剤師会賞、同功労賞及び同有功賞を受賞されました先生方、まことにおめでとうございます。長年の薬剤師としての功績を果たされましたこと、深く感謝申し上げますとともに、今後ともより一層の御活躍をお願いしたいと思います。



さて、最近、薬剤師を取り巻く環境が特に厳しいものがありまして、医薬分業を否定するかのような規制改革会議からの答申が今後とも多分次々と出されてくると思われます。門内薬局問題を初め、薬局の構造設備の緩和策などなどですね。５月29日に日薬からの緩和に対する反対活動について、今回も早速ながら理事会決議をもって対応させていただきました。ただし、今まさに少子高齢社会の中で、我々薬剤師も襟を正し、かかりつけ薬局の役割を十分に発揮していきたいと思います。国の進める病院完結型から地域完結型への移行は、地域包括ケア推進のためのキーワードであります。多職種連携による地域医療を支え、在宅医療を支える薬剤師の今後の役割を目に見える形で社会に訴えていかなければなりません。医薬分業という薬剤師の中心となる柱さえ不確かなものになってしまいます。与えられた時間はそう多くありません。会館建設の機会に、在宅医療薬剤師支援センターを構築して、医療福祉ゾーンにその在宅の実験場となるべく施設が併設されることを期待しております。きょうはよろしくお願い申し上げます。

第45回 広島県薬剤師会定時総会報告



報告Ⅰ

常務理事　松村　智子

―― 式次第 ――

開会の辞　広島県薬剤師会副会長　大塚　幸三
薬剤師綱領の唱和
挨拶　広島県薬剤師会会長　前田　泰則
表彰式　日本薬剤師会有功賞･広島県薬剤師会賞･同功労賞・同有功賞
来賓祝辞　広島県健康福祉局薬務課長　海嶋　照美 様

祝電披露　日本薬剤師会会長　山本　信夫 様

第45回広島県薬剤師会定時総会が盛大に開催されますこと、心よりお祝い申し上げます。日本薬剤師会としては、かかりつけ薬局・薬剤師の子脳が発揮され、国民から信頼される医薬分業の構築に向けて努力する所存ですので、ご支援方よろしくお願い致します。

広島県薬剤師会の今後益々のご発展と、会員の皆様方の更なるご活躍とご健勝を心よりお祝い申し上げます。

参議院議員　藤井　基之 様

第45回広島県薬剤師会定時総会が開催されますこと、心よりお慶び申し上げます。超高齢化社会を控え、地域包括ケアシステムの構築やセルフメディケーションの推進など、薬剤師への期待が寄せられています。また、政府規制改革会議での議論を契機に医薬分業に対する国民の要請に応え､患者の信頼を得る絶好の機会と思います。今後とも皆様のご活躍に期待するとともに、広島県薬剤師会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

謝辞　表彰者代表　貞永　昌夫 様
物故会員に対する黙祷
議長・副議長登壇　議事進行

報告：
⑴報告第１号　平成26年度会務及び事業報告(公衆衛生)
⑵報告第２号　平成26年度事業報告（検査）
⑶報告第３号　平成26年度事業報告（会館）
⑷報告第４号　平成26年度事業報告（共益）
⑸報告第５号　平成26年度貸借対照表
⑹報告第６号　平成26年度貸借対照表内訳表
⑺報告第７号　平成26年度正味財産増減計算書
⑻報告第８号　平成26年度正味財産増減計算書内訳表
⑼報告第９号　財務諸表に対する注記
⑽報告第10号　附属明細書
⑾報告第11号　財産目録
⑿報告第12号　監査報告書
議案：
⑴議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会館建設について（案）

公益社団法人になり、複雑な会計でしたが、会務と会計は淡々と報告された。議案は、２つの提案に対して活発な審議がなされた。しかし事情が複雑のため、今の状態では結論を出せないということで理事会に差し戻しということになりました。



報告Ⅱ

広島支部　森川　悦子

今回の総会の議題は、二葉の里の新しい薬剤師会会館建設についてでした。この議題に関して、執行部より２つのプランが提示されました。いろいろな質問や意見等が出ましたが、最終的には提出された議案第１号についての採決は行われず、次回の代議員会（総会）への持ち越し議案となりました。

次に詳しい経緯について説明します。以下が２つのプランの概要です。

第１プラン：購入した600坪の土地を半分にして、片方の300坪に会館を建設し、残りのもう片方の土地は、事業用定期借地権を利用して他の業者に貸して得た賃料を会館建設費にする。この件について、本日採決をして方向性を決定したい。

第２プラン：土地の半分に会館を建設して、もう片方の土地の有効利用についてはもう少し検討してから考える。本日中に事業用定期借地権をするということについて決定してしまう必要はないのではないか。

このプランのどちらかを採決するということを、当日の総会で決定するということでした。会館建設は次世代にもかかわる重要な案件であり、透明性・中立性のある議論を行う必要があります。

にもかかわらず、県薬より事前に郵送された総会資料の中に会館建設についての検討資料、説明などはほとんど入っていませんでした。総会の日の数日前にそれぞれ２つの案を推す文書が各代議員に個別に送られてくるという何とも不可解な事態が起きていました。代議員が事前に考えるために、本来はきちんとした資料を総会資料に同封するべきではなかったでしょうか。もしくは必要があれば、別に説明会を開くべきです。

結局議論は、第１プラン２プランを提示したお互いが一歩も譲らずの平行線に終わりました。しかし互いに向き合って真摯に取り組んでいくことで道は開けていくと考えます。閉ざされた空間での協議ではなく、できるだけ広い情報の公開と、決定に関する経緯と根拠の呈示を望みます。

本議題に限らず、新会館の機能についてもいろいろな可能性を持つ夢のあるものにするために、将来を見据えて広く会員の意見を取り入れてもらいたいと思います。“望まれる薬剤師”の集える会館の建設を目指して一致団結して進んでいく必要があると考えました。

受賞者・喜びの声



日薬有功賞

東広島支部　**小川　操**

この度は、日本薬剤師会功労賞をいただき、有難うございました。身に余る光栄と恐縮しております。長い年月健康で仕事に従事出来ました事は本当に嬉しいかぎりです。これも薬剤師会の諸先生方のご配慮のお陰と深く感謝しております。結婚と同時に仕事につき、いつのまにか50年以上が過ぎました。それと同時に学校薬剤師を八校受け持ち、子育てをしながら右往左往の毎日でした。その間県薬、支部の講習会、研修会、学校薬剤師・保健会、病院実習の研修とくり返しその都度、諸先生方にご指導をいただき、お陰できり抜けることが出来た事を有難く思います。今ならパソコン等で知識は得られますが、やはり人とのかかわりで学べた事は私の宝だと思っております。今はあちこち到る所に全国的規模のドラッグストアが連立し、薬品も商品化し、何も知らず、テレビで名前を憶え指一本で危険ドラッグでも手に入る時代とはいえ、私にはついていけません。正しい薬の知識や、健康相談等をしっかりと、嫌がられても説明出来る様、しっかり勉強しなければと新めて思う今日この頃です。だんだんと薬剤師の医療現場の活躍も増えていますが、知識ばかりでなく、実(じつ)のある薬剤師でなければと思います。これからは、いただいた賞に恥じない様、自分を磨き、落ちこぼれない様、知識を吸収し、この度地域のくすり箱として、役に立ちたいと思っております。どうぞ、今後共、諸先生方のご指導、ご鞭撻宜しくお願いいたします。本当に有難うございました。



日薬有功賞

広島支部　**吉田　稔**

本日、栄えある表彰を賜り厚くお礼申し上げます。

薬剤師会に在籍した40年余り、薬剤師の役割や業務は大きな進化を遂げました。その激流の中、手探りで仕事を続けたご褒美と感謝いたしております。

広島県薬剤師会に入会した当時、広島県薬剤師会学術大会もなく、医薬分業も進んでいませんでした。今では信じられない事ですが、なるだけ患者さんには処方された薬剤名がわからないようにという時代で、薬剤師としての専門性を活かす環境ではなく、当時の処方箋は英語、ドイツ語混じりの手書きで、統一されていませんでした。そのような状態の中で、院外処方箋を受け付ける薬局薬剤師の技術向上のため病院実習のお世話をさせていただきました。困難なこともありましたが今では懐かしい思い出です。

現在の薬剤師は医療従事者、患者さんに薬剤の有効性、副作用情報はもとより経済性の問題も提供出来る知識が必要です。今後はそれらの知識を適確に伝える高いコミュニケーション能力も重要となっていくと考えます。

私は今、学校薬剤師薬事衛生指導員を行っています。長年、従事してきて思うのですが薬剤師は皆さんから厚く寄せていただいていると感じます。この信頼を裏切らないようにこれからも日々研鑽を積んでいく所存でございますので宜しくお願いします。



県薬会賞

広島支部　**宮本　一彦**

この度は、広島県薬剤師会の栄えある賞をいただくご光栄にあずかりまして、関係各位の皆様方に厚くお礼申し上げます。

私は製薬メーカーに７年勤務し、平成６年１月より池田康彦先生の下で学び、現在まで21年間ハロー薬局に勤務させていただいております。

平成14年に広島市薬剤師会永野孝夫会長より理事就任の要請をいただき、平成18年からは副会長として野村祐仁会長の下で学ばせていただいております。

これからも３人の先生方のご指導を賜りながら理事職を粛々と継続できれば幸いに思います。

また今回受賞できましたことは、楽しい職場の皆さんと明るい家族の支えがあっての事です。本当に感謝申し上げます。

最後に広島県薬剤師会関係者の皆様には、これからもご指導賜りますよう宜しくお願い致します。



県薬会賞

広島支部　**中野　真豪**

この度は第45回公益社団法人広島県薬剤師会定時総会において広島県薬剤師会賞を賜り誠にありがとうございます。多くの諸先輩、先生方のおられる中で、私のような若輩者に身に余る賞をいただき、大変恐縮しております。これも多くの先生方のご指導の賜物と心より感謝しております。

平成８年４月に広島市薬剤師会の理事に就任して以来あっという間にもう来年で節目の20年です。これまでの間、広島市薬剤師会の役員として仕事を継続できたのも歴代会長の後藤先生、永野先生そして現会長の野村先生のご指導と、役員の先生方の暖かいご支援の賜物と感謝しております。そして広島市薬剤師会事務局のみんなの支えがあったからこそ今の仕事が続けられていると感謝しています。また家族と職場の皆の支えと理解なしにはこれまでの長い間薬剤師会の職務を継続できなかったと感謝しています。

まだまだ50歳、されど50歳の人生の曲り角、これから衰える体力、知力は見なかったこと、聞かなかったことにしながら、今までの多くの感謝と今まで持ち続けている信条を忘れずに頑張っていければと思っています。可能であれば、あともう少しの間、自分の身の丈を確認

しながら現在の職務を遂行し、少しでも会員の皆様が広島市薬剤師会に期待することへのお手伝いができればと思っております。

この度は誠にありがとうございました。



県薬会賞

安佐支部　**貞永　昌夫**

この度は、広島県薬剤師会賞を賜りまして、誠に有り難うございました。

平成12年４月より、安佐薬剤師会の役員として誘われて、当時の、荒田前副会長の元で薬剤師会の手伝いを始めた事を思い出します。この時期にケアマネージャーの養成研修会が毎週有り、テキストを抱えて安佐北スポーツセンターなどに通いました。最近では、薬学教育の６年制移行に伴い、学生実習の薬剤師を青野前会長とともに実務実習指導薬剤師研修会を毎月行って来ました。これも皆様の御協力をいただいてのおかげでここまで来られました。

これから薬剤師会では、地域の病院・医師会・行政・地域対策協議会などのサポートを通じて薬剤師のさらなる役割を見出して行きたいと思います。介護からの薬剤師としては在宅医療・介護の中で、両者を結びつける役目を担って行きたいと考えております。また､店頭では､高齢者社会に向けて医療費の削減には、健康寿命を延ばす事が必要で、医薬品・健康食品の販売だけでなく、セルフメディケーション・セルフプリペンション（自己管理､自己予防）の手助けを推進して行くことが重要です。

会員の皆様と一緒に、これからの薬剤師は、今まで以上に活動の内容が、問われます。期待に応えられる様に頑張って行きましょう。



県薬会賞

呉支部　**川野　雅代**

この度は思いがけず広島県薬剤師会賞をいただき、ほんとうにありがとうございます。多大な功績を残してこられた諸先輩方に並んでこのような賞をいただき、賞に値する仕事ができているかどうか心もとなく、大変恐縮しております。これもひとえに諸先輩方のご指導や多くの先生方のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。特に呉市薬剤師会の大塚会長をはじめ事務局の皆様方には、わからないことがあるたびにご教示いただき、感謝しております。

薬剤師となって数十年、特に介護保険制度が始まってからは介護支援専門員としても､力不足ではありますが、働かせていただいております。(呉市薬剤師会は居宅介護支援事業所を併設していますのでその一員として)

介護支援専門員として利用者さんの想いをお聴きしますと多くの皆さんは「最後まで自宅で暮らしたい！」と願っておられます。けれども身体機能、認知機能の低下した方がたくさんおられます。この方達が、お薬を間違いなく服用し、副作用や残薬の出ないように、２つの資格を生かして薬局の窓口でも在宅でも、必要な手助けがこれからもできるように地道に頑張っていけたらと思っております。

今後ともご指導の程、よろしくお願い申し上げます。



県薬功労賞

広島支部　**中川　潤子**

この度は広島県薬剤師会功労賞を賜り、誠にありがとうございます。これもひとえに諸先輩方や多くの先生方のご指導やご支援の賜物と心より感謝いたします。

私は、平成12年より広島市薬剤師会の理事に加えていただくこととなりました。何も分からない平凡な一薬剤師の私が、市薬の仕事に携わることは無謀の一言だったように思います。分からない事ばかりの中、他の理事の先生や事務局の方からも温かい声をかけていただき、また色々教えていただきながら無我夢中で突っ走ってきました。今は県薬の仕事もさせていただいておりますが、薬剤師会の仕事を通して、多くの先生方や多職種の方と知り合うことができ、良い経験をさせていただいていると感謝しています。これからも地域の薬剤師として、また学校薬剤師、実務実習指導薬剤師として、薬剤師会の更なる発展、新薬剤師との共育の為に、微力ではございますが貢献できるよう一生懸命頑張っていきたいと思っております。

今後ともご指導の程、よろしくお願いいたします。今回は本当にありがとうございました。



県薬功労賞

広島支部　**吉川　勇人**

この度は、広島県薬剤師会功労賞をいただき、ありがとうございました。

広島市南区に開局して14年、広島市薬剤師会の理事に就いて11年が経ちます。開局前は、製薬会社に16年間勤めていました。

薬剤師として働き始めたころは、戸惑うことや失敗することがたくさんありました。疾患や薬の知識に乏しかったため､患者さんに迷惑をかけたこともありました。しゃっくり治療にテグレトールが処方された時、横隔膜の話をしないで､「てんかんやけいれんの発作時に飲む薬です。」と説明して患者さんに納得してもらえなかったり、フェロミア服用時に黒色便の話をしなかったので､「便の色が変わってとても心配した。」と後日患者さんから打ち明けられたり、他にもいろいろなことがありました。

薬局・薬剤師のための接遇マニュアルに「患者が薬剤師に望むこと」として下記の４つが示されています。

①病気と薬の正確な知識
②清潔であること
③相談できる態度
④わかる言葉

まだまだ未熟者ですが、日々精進を重ね、地域住民の方々にもっと信頼される薬剤師を目指すとともに、薬剤師会のために少しでもお役にたてるように努力いたします。

誠にありがとうございました。



県薬功労賞

大竹支部　**奥本　啓**

この度は、広島県薬剤師会功労賞という思いがけない賞をいただきまして大変恐縮しております。

思えば、子供の頃から人前で発表することや、団体行動を行うといったたぐいのことが大の苦手だった私が、いつの間にか毎日大勢の患者さんと会話をする職業を選んでおり、さらには頼まれると断れないという不幸な性格が災いしたのか、知らないうちに支部の活動にもどっぷり浸かってしまい、地域連携では大竹市薬剤師会の窓口の立場にまでなってしまっていました。さらには、広島県薬剤師会の理事にも支部から推薦され、微力ながら既に丸３年務めさせていただいております。

自分では、こういった責任の重い仕事に決して身の丈が合っていると思えないのですが、通常の薬局業務以外の仕事に携われることで様々な視点で薬剤師という仕事を見つめ直せることも確かで、薬剤師がどんなサービスを提供していけば患者さんにとって保険薬局の存在にメリットを感じ納得してもらえるか？そして頼りになる存在と思ってもらえるのか？そう謂ったことを常に考えながら仕事に向き合えるという、私個人にとって大変実になる貴重な体験をさせていただいております。

話しが急に飛んでしまいますが、この原稿を書いている前日、妻の父が亡くなりました。在宅医療や緩和ケアに薬剤師もどんどん参入していかなくてはいけない時代になってきていますが、身内で緩和ケアを体験したことで、薬剤師のスキルでどれだけのことがしてあげられるものか？そして、この方面での保険薬局薬剤師の経験不足、知識のなさも痛感し、辛い体験ではありましたが同時に大変良い勉強もさせてもらいました。故人が私に何点の点数をつけてくれたか分かりませんが、こういった体験をさせてくれたことが無駄にならないよう、個人としてだけでなく地域医療の向上、そして薬剤師の存在意義の底上げに繋がるよう皆様からヒントをもらいつつ、薬剤師として社会に少しでも還元できるよう頑張っていきたいと思います。今後とも、ご指導宜しくお願い致します。



県薬功労賞

廿日市支部　**森川　淳一郎**

この度は、功労賞をいただき、誠にありがとうございます。学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等を長年、勤めてきた事が評価されたのだと思います。今後も地域に根ざし、薬剤師としての自分のできる仕事を頑張っていきたいと思っています。また、廿日市支部の理事としても諸先生方と各分野で共に取り組んで参りたいと思います。今後とも御指導の程、よろしくお願いいたします。



県薬功労賞

呉支部　**佐藤　充子**

この度は、実績も功績もない私に功労賞と言う名誉ある賞をいただき誠にありがとうございます。大学を卒業して、38年間今まで、こんなにも長く仕事を続けてこられたんだ～。と思い返されました。

この長い期間中には、いろいろな薬局、卸で働かせていただきました。しかし、行く所々は、すべてが新鮮でした。

初めて働いた所では、調剤以外にレセプトの書き方、保険請求の仕方などを教わりました。すべてが手書き、手計算。それは今になっても十分役に立っております。次に、漢方ブームで、漢方薬局に移ったときは、一つひとつが全部手作り、当時は漢方薬の配合生薬を覚えていましたが、今では、漢方の読み方くらいしか覚えていません。残念です。

数年、働くのを辞め、35歳位で薬剤師復帰を考えました。復帰後のコンピュータには驚きましたね。調剤計算、レセプトがコンピュータでできるとは。新しい分野に出会いました。

次々と医療機関は薬を院外に出すようになりはじめ、病院の先陣を切って呉医療センターが院外処方を出しました。様々な科の処方箋を手にするようになり、すべきことがたくさんあるのに、必死でした。

薬剤師は、調剤、投薬だけでなく、投薬においての薬品情報が必要になり、薬歴も書くことが義務付けられました。薬学部は６年制に変わり、気が付けば、身の周りは、紙がなくなり、パソコンが支配しております。変わらないのは、患者さんとの応対です。いつまでも頼ってもらえる薬剤師でありたいと思っております。ありがとうございました。



県薬功労賞

呉支部　**守下　裕美**

この度は、広島県薬剤師会功労賞を賜り、誠にありがとうございます。

多くの功績を残してこられた方々に並んで、このような賞をいただき、身に余る光栄と驚きで大変恐縮しております。

私が薬剤師として働き始めた頃には、まだ「かかりつけ薬局」という言葉はなく、「病院の隣の薬局」の薬剤師でした。調剤薬局の薬剤師として、なんの取り柄もない私が出来る事は何かと考えました。いつも笑顔でいる事、患者さんに正しく服用してもらい早く病気を治してもらう事が私の仕事だと思い、35年が経ちました。そのためには勉強会、研修会に積極的に出席して頑張ってまいりました。又患者さんの声に耳をかたむけ、真摯に受

けとめ気持ちに寄りそうことで、成長することが出来たと思っております。さらに自己研鑽に努めていき、医療・介護・福祉の関係者との連携を深めながら、近くの頼れる「かかりつけ薬局」の薬剤師になり社会に貢献して行きたいと思います。

最後に、今回の受賞は諸先輩方、会員の皆様のご指導、ご支援の賜物だと感謝いたしております。今後とも宜しくお願い致します。この度は本当にありがとうございました。



県薬功労賞

福山支部　**小森　泰雄**

功労賞をいただき光栄に思っています。振り返って見ますと、古里に帰り、両親と薬局をやっていく中、二つの大きな出来事があったと思います。一つは、私が30歳頃のある日、父親に『今日府中薬剤師会総会が有るので、出席しろよ。』と言われ、出席した事を思いだします。20数名の出席者の大半が女性で、男性は私を含め４名だったと記憶しています。総会が終わり、帰り際に児玉会長が『明日１時頃、あなたの薬局へ伺うので居て欲しい。』との事でした。次の日、児玉会長、水金副会長がお見えになり、約１時間程色々な事を話され、府中薬剤師会は府中市だけではなく、神石郡・甲奴郡・芦品郡・福山市駅家町の北部と、広域から成っているとの事。そして、学校薬剤師の事に話がおよび、府中市は学校薬剤師を置く事を認めてくれたが、他の行政（甲奴郡、神石郡、芦品郡）は認めてくれなかったとの事、府中市という行政の中だけの学校薬剤師であって、府中薬剤師会全体ではないと言う事でした。又、この仕事はボランティア活動と思い、是非引き受けてほしいとの事でした。私も断る理由もないので引き受けました。それから、年４回程市内の小中学校を回り、色々な検査を一から教えてもらいながらやってまいりました。今では、府中薬剤師会は福山薬剤師会と合併していますが、行政が違うので府中学校薬剤師会は残っています。私も神石郡の行政に働きかけ、今では学校薬剤師を置いていただいています。

二つ目は、今から20年程前、医薬分業の流れが私達の所にもやって来ました。それまでは、朝空を見上げ今日はゴルフ日和だなと思うと、よく行っていたものでした。ある日、私の近所の医院が院外処方せんを出される事になり、私はゴルフをやっている場合ではないと思い、その日を限りにやめました。ゴルフ仲間から『シングルにもなり、あれ程ゴルフが好きだったのによくやめられたな!!』と感心されたり呆れられたりしました。しかし今私は忙しく充実した毎日を送っております。これからも地域にねざした薬局として、努力してまいりたいと思っています。功労賞をいただいた事、今一度皆様に感謝いたします。



県薬功労賞

尾道支部　**横田いつ子**

この度は、県薬功労賞を賜り誠に有難うございます。

薬剤師が何たるものか分らないまま、周囲の勧めで薬学部（当時はまだ医学部薬学科の時代でしたが）に進学し、大学教授が「免許は後家さんになったらタンスの奥から取り出して役立てればよい」と言っていた時代に薬剤師免許を取得しました。福山大学薬学部発足時に就職、結婚、退職、主婦業へと正に免許証はタンスに眠ったままでした。平成４年、自宅近所に開業した調剤薬局に管理薬剤師として就職しました（まだ後家にはなっていません）が、薬の知識が皆無に等しい中、無謀な事ができたものだと今になって思います。あれからいつの間にか23年、薬局に根をはったように業務を続けています。

尾道薬剤師会の理事になって10年近くになります。理事会の末席に訳がわからないままに座っていたのが、薬薬連携事業、在宅支援研修会等色々な事業に参加し、医師会や行政等との関わりを経験する中で、薬剤師或いは薬局の有るべき姿が段々と見えてきたような気がします。

最近、マスコミでも医薬分業の是非を問われ、薬局に対する風当たりが強くなっておりますが、「医療の質向上、医療安全に対し薬剤師の職能が必要不可欠なものである」と皆様方に認識していただけるように、薬剤師一人一人が自覚を持って行動しなくてはいけません。大上段に構えた言い方をしてしまいましたが、これからも一薬剤師会会員として皆様と協力し活動していきたいと思います。今後とも宜しくお願い致します。



県薬有功賞

広島支部　**田原　幸子**

春四月に入ったばかりの時、広島市薬剤師会から広島県薬剤師会の有功賞に推薦するとの突然の知らせをいただいた。

「青天の霹靂」とはこの事かと思ったくらいの驚きであった。咄嗟に二千年以上も前に書かれた『黄帝内経素問』の「四気調神大論篇第二」を思い出した。

「春の三月、此れを発陳と謂う。天地倶に生じ、萬物以って榮。……生かして殺す事なく、与えて奪う事なく、賞して罰する事勿れ。……」これである。

春に賞をいただくのは、事の他嬉しい。

省みれば、唯々、愚直に生きてきて知らぬ間に年を重ねていた。沢山の出会いのお陰で色々な勉強ができ、感謝・感謝である。年を重ねたがために初めて分かる事も多々あり、年を取るのも悪くはないと思っている。とは言え、何をしたでもないのに、このような身に余る賞をいただき身のおきようもない。

これからも広島県薬剤師会会員としての自覚をもって、賞に恥じないように、心身の許す限り努力を惜しまず頑張って生きたいと思う。

本当に有難うございました。



県薬有功賞

広島支部　**松下　悠紀子**

雨あがり、６月半のある日、小さな宅急便が届きました。なんだろうと開けてみると、筒の中から広島県薬剤師会有功賞。むずむずする様な恥ずかしさに、ちょっと眺めすぐ納め、大切に抱えて帰りました。

卒業して半世紀以来の賞状です。何ひとつ、薬剤師会のお手伝いも役にもたっていない私にです。

３年半前、亡くなった主人は、薬剤師会のお手伝いをしていました。毎度のことですが、○月○日　会議、△月△日は、「上京」と言葉少なくいいます。

もしかして、もしかして、少しばかり軽く準備をし、送り出した事へのごほうびかなと思うのですよ。右肩を少し下げ､コロコロの付いた黒いカバンを引っぱり､ゆっくりゆっくり上京していた後ろ姿を想い出します。

あの高い空から

「薬剤師会　ガンバレ！！」

「カープ　ガンバレ！！」

と赤い帽子をかぶり、応援していると思います。

薬剤師会の皆さま、職員の皆さま、ありがとうございました。



県薬有功賞

安芸支部　**厚井　一恵**

思いがけず有功賞をいただきき恐縮しております。私になぜ？で思いあたったのは唯一年齢でした。

1966年薬剤師登録をして50年、実にいろいろな事がありました。量販店での勤務、結婚出産を経ての開局。医薬品と化粧品、ベビー用品、必要便利性の雑貨を販売しました。パート女性２人に助けてもらっていましたが、９時～19時までの子育て主婦兼業は大変でした。

1990年、店舗をマンションビルにして１階で営業。その頃日薬会長になられる前の佐谷先生の講演で調剤・薬歴の重要性を聞き、薬剤師として働くならその様な働き方をしたいと強く思いました。その後、分業が進み私の仕事も調剤の占める割合が大きくなり、手書きレセプトの徹夜もありました。手書き処方箋の読みづらさ、成分量を薬品量に換算する煩雑さ、おまけに広域主体であったため不足薬品の調達と緊張の連続でした。

レセコンの登場で随分楽になりましたが、今度は視力減退と頭のサビつきです。一般の定年にあたる頃、薬局経営は知人に譲り、体力と相談しながら他局を手伝っている此の頃です。患者さんからの情報を整理して自分のものとし、迷う患者さんに助言する現場での重要さ、責任をもって今後もつとめたい、そして自分の仕事を良い仕事だったと誰にでも言えるその環境にあることをうれしく思います。



県薬有功賞

廿日市支部　**石本　和子**

この度は、広島県薬剤師会有功賞をいただきまして誠にありがとうございます。お世話になってばかりいたのにと恐縮しております。

大学卒業後、病院勤務、薬局自営と通算すると略50年近くも薬剤師として仕事をさせていただいています。これまで何事もなく無事に仕事を続ける事が出来ましたのはひとえに薬剤師会の諸先生方、薬務行政の皆様にご指導､ご助言をいただけたお蔭と心よりお礼申し上げます。

広島市内で最初の薬局を開業いたしましたが、２年ほど過ぎた頃、郊外に転居する事になりました。店舗は若い女性の薬剤師さんに引き継いでいただくことが出来とても安心しました。

転居後再び薬局を開設し、五日市薬剤師会、廿日市市薬剤師会と入会させていただき30年近くお世話になっています。

この頃から中学校の学校薬剤師の仕事もさせていただくようになりました。やがて、海外だけでなく日本でも薬物使用者が目立つようになりテレビや新聞など大きく報道されはじめました。

担当校の校長先生から中学生にも薬物について話をしてほしい、しかも出来るだけ薬物の恐ろしさ、悲惨な状況を強調して話して！と依頼され丁度、芸能人や有名人などの薬物使用のニュースが多く、インターネットから事件の詳しい資料や、収監されている刑務所の画像などを集めてパソコンに取り込み、パワーポイントを作り授業で使って見ました。

準備に時間がかかりましたが、生徒さんの感想文を読み手応えを感じ、授業が楽しみでした。

最後になりましたが多くの先生方に、数々のお力添えと暖かいご指導をいただきお蔭さまで安心して薬剤師の仕事を続けさせていただいております。

心より感謝申し上げます。

第46回 広島県薬剤師会臨時総会を開催

第46回広島県薬剤師会臨時総会は、去る８月８日（土）午後２時から、広島県薬剤師會館において開催された。

会議は松村智子常務理事の司会のもと開会され、まず、木平健治副会長の開会の辞があった。



次に、正・副議長が着席され、出席代議員数の確認があり、出席代議員数58名であり、定款第20条の規定する２分の１の定足数に達しているので、会議の成立宣言があり、直ちに開議された。

会期を１日（８日）と決定、続いて、議事録署名人に竹下武伸代議員（大竹）、杉田善信代議員（三次）を議長指名によって選任された。

次に、会長演述に移り、前田泰則会長から別掲のとおり演述があった。

次に、議案等の審議に入り、直ちに報告事項２件を一括上程議題とし、次のとおり担当理事から報告事項の説明が行われた。

（報告事項の説明）

１．報告第１号　平成26年度貸借対照表内訳表の訂正について　（谷川正之常務理事）

２．報告第２号　平成26年度正味財産増減計算書内訳表の訂正について（谷川正之常務理事）

以上の報告事項の説明終了後、採決が行われいずれも原案のとおり承認された。引き続き議案の提案理由の説明が、次のとおり行われた。

（提案理由の説明）

１．議案第１号　定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる件について（案）
（渡邊英晶副会長）（前田泰則会長）

以上の提案理由の説明終了後、質問に入り、各代議員から活発なる質問・質疑があり、理事者との間に極めて熱心な討議が行われた。

その質問・質疑は次のとおりである。

○参考資料の中にある会館デザインについて

○事業計画や資金計画に沿った建物を検討したのか　等

質疑終了後、暫時休憩した。会議再開後、投票が行われ、賛成44・反対32・無効１で、議案第１号は原案のとおり可決された。

以上で議事を終了し、渡邊英晶副会長の閉会の辞を以って閉会された。

＜閉会　午後５時＞



【会長挨拶】

会長　前田　泰則



皆さん、こんにちは。大変お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。臨時総会ではございますが、この間の続きということで開催させていただきたいと思っております。

前回の通常総会では執行部案が２つに割れ、代議員の先生方には大変御迷惑をおかけして申しわけございませんでした。その後、広島市都市整備局との打ち合わせを２回行いました。皆様方にお配りしてるまちづくりガイドラインは、実は本来Ａ３判なんですね。Ａ４判でお送りさせていただいておりますが、この年になると字が小さいと見えないので、またちょっとＡ３判で字句を追いながら検討させていただいております。

これは平成22年の１月、今から約５年前に二葉の里地区区画整理事業、また広島駅新幹線口の周辺地区地区計画が都市計画決定されるとともに、広島駅新幹線口の周辺地区に対する用途地域及び容積率の見直しなどの都市計画に関する運用方針というものが定められました。同年７月には、ＵＲ都市機構が二葉の里土地区画整理事業について国土交通大臣の認可を受けています。法的要件である地区計画をもとに、広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議、これはガイドラインに書いてありますように財務省の中国財務局、それから広島県、広島市、JR西日本、それから独立法人の都市再生機構の５団体から成り立っています。

これに土地の住民の方々も加わったりするそうですが、その規制範囲は第１街区から第５街区まで及んでおります。図面では赤い線を引いた範囲です。我々の医療福祉ゾーンは、第３あるいは第４街区に当たります。このエリアマネジメントは環境の適合とか、それから景観形成、また書類審査、また面接など何段階も調節を踏んで実施されるということを聞いております。隣の県歯科医師会館は約６カ月以上を要してエリアマネをクリアして、先週やっとその都市計画審議会も許可を得たということを聞いております。

今後の土地利用に当たって、その地区のポテンシャル向上を図るために、そのガイドラインにも書いてありますが、定期借地を含む暫定利用などにより早期ににぎわいを創出することも検討すると。また、環境面では低炭素社会を目指すと。第３、第４街区はカーシェアリングの導入をする、あるいはクリーンエネルギー自動車のモデル導入などを計画案に基づいて調整を行うとなっています。また、屋外に設ける駐車場とかあるいは駐輪場は、景観の阻害やあるいはヒートアイランド化につながる要因となるおそれがあるためにとか、あるいは発生交通による道路交通への影響を抑制するとともに、それとか車の乗り入れそのものを抑制する方向にあるというふうに理解しております。

したがって、プラン２で前回総会で説明されていた当面の間の駐車場とか、あるいは更地で将来考えればとかいうことと、エリマネ会議での調整あるいは遵守事項等に関しては理解されにくいというふうに聞いております。要するに、エリマネの調節がちゃんと済まなければ、次の会館建設の許可がおりないということになるということを聞いております。

また、建設目的等土地の有効活用の条件を明確に示した上でエリマネ会議をクリアしてくださいと。それに、そのクリアした状態からまた次の都市計画審議会にかけられると。その何段階かを踏まないといけないということを聞いてます。まちづくり基本計画にのっとった明確な計画を提示する必要に迫られています。

したがって、７月21日に開催されました本会の理事会においては、プラン２をやめてプラン１の医療福祉ゾーンとしての土地の利活用を明確に打ち出した定期借地権による会館建設用地の有効活用を目指したいと思っています。より有利な条件を公正証書による契約では引き出したいと思っております。

また皆様方のお知恵をおかりして一歩ずつ進めたいと思っておりますので、御支援、御協力のほどお願いして、挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

第35回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

広島県薬剤師会では、第35回の学術大会を「心機一転！輝け薬剤師」をテーマとし次の要領にて開催いたします。お誘い合わせの上、多数ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

会　　期　：　平成27年11月15日（日）10：00～予定

会　　場　：　広島県薬剤師會館

〒730-8601　広島市中区富士見町11-42

主　　催　：　公益社団法人広島県薬剤師会

参 加 費　：　予約2,000円

当日3,000円　　学生（社会人を除く）は無料

※参加の振込用紙は綴じ込みの振替用紙をご利用ください。

（予約登録のメ切りは11月６日（金）まで）

特別講演　　「薬局と薬剤師の方向性・将来の展望等（仮）」

講師：公益社団法人　日本薬剤師会会長　山　本　信　夫　先生

会員発表（口頭発表・ポスター・アイデアプレゼンテーション）

機器展示

問い合わせ先：〒730-8601　広島市中区富士見町11-42　広島県薬剤師會館

公益社団法人広島県薬剤師会　第35回広島県薬剤師会学術大会実行委員会

ＴＥＬ：082-246-4317（代）　ＦＡＸ：082-249-4589

E-mail：kinoshita@hiroyaku.or.jp

＊日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度実施要領により、当大会参加者に４単位の受講シール申請中です。

平成27年度 くすりと健康に関する啓発事業実施一覧表

月　日	支部名	場　所	備　考
6月28日(日)	広　島	東区総合福祉センター	第10回東区女性会まつり
7月5日(日)		東区総合福祉センター	東区おやこフェスタ「ぽっぽひがし」8周年記念イベント＆ねこの手まつり
9月27日(日)		東区総合福祉センター	平成27年度スポーツ･芸能･医療相談会
10月4日(日)		広島市中区地域保健センター	中区健康よろず相談会
10月4日(日)		南区地域福祉センター	第16回南区ボランティアフェスティバル
11月1日(日)		広島サンプラザ、近隣公園	第31回西区民まつり
11月8日(日)	安　芸	安芸区民文化センター	安芸区民まつり・健康フェスティバル
11月29日(日)		ひまわりぷらざ･海田西小･海田西中周辺	スマイルフェスタ in かいた・海田保健祭り(ワッショイ！かいた)
2月28日(日)		熊野町民会館	くまの町健康まつり
10月17日(土)	呉	二河公園多目的グラウンド・呉中央公園	呉市健康の日ウォーキング大会
9月27日(日)	福　山	神辺文化会館	神辺ふくしまつり
10月17日(土)～18日(日)		ローズアリーナ	健康ふくやま21フェスティバル2015
11月8日(日)	尾　道 因　島	尾道市総合福祉センター	おのみち市民健康まつり
5月30日(土)	三　原	さつき祭りイベント会場ポポロ	慢性閉塞性肺疾患(COPD)講習会
10月24日(土)～25日(日)		三原サンシープラザ	三原市民保健・福祉まつり
未　定	三　次	未　定	みよし健康福祉まつり
5月21日(木)	安　佐	安佐北区総合福祉センター	スマイルあさきた「育児講座」
6月7日(日)		安佐北区総合福祉センター	あさきた2015歯の祭典&健康展
9月17日(木)		安佐南区総合福祉センター	オアシスあさみなみ
10月12日(月)		安佐北区スポーツセンター	健康相談
10月24日(土)		安佐医師会館(予定)	安佐地区地域ケアフォーラム2015
11月1日(日)		安佐南区民文化センター	安佐南区民まつり
11月19日(木)		安佐北区総合福祉センター	スマイルあさきた「育児講座」
3月17日(木)		安佐南区総合福祉センター	オアシスあさみなみ
10月25日(日)	大　竹	サントピア大竹	大竹ふれあい健康・福祉まつり
11月8日(日)	広島佐伯	佐伯区民文化センター・五日市中央公園	佐伯区民まつり
11月予定	廿日市	廿日市健康福祉センター	廿日市市あいプラザ祭り
11月8日(日)	東広島	東広島運動公園体育会（アクアパーク）	東広島健康福祉まつり・東広島市生涯学習フェスティバル
10月4日(日)	竹　原	竹原市保健センター・ふくしの駅周辺	竹原市ふくし健康まつり

平成27年度（第50回）薬草に親しむ会開催要領

1．趣　　旨／薬用植物の専門家とともに、野山に自生している薬用植物を観察し、薬効、薬用部位、使用方法及び栽培方法並びに漢方薬の正しい知識を修得することを目的としています。

2．主　　催／広島県、公益社団法人広島県薬剤師会

3．共　　催／廿日市市

4．協　　力／広島漢方研究会

5．後　　援／広島大学薬学部、福山大学薬学部、広島国際大学薬学部、安田女子大学薬学部

6．対 象 者／県民



7．開催場所等

（1）開催年月日／平成27年９月23日（水・祝日）

（2）開催場所及び集合場所（予定）／国民宿舎みやじま杜の宿周辺
（広島県廿日市市宮島町大元公園内）
（雨天の場合も同じ）

（3）集合時間／ 10時（雨天の場合も同じ）

（4）指 導 者／神　田　博　史 先生（広島国際大学医療栄養学部 教授）
奈女良　　昭 先生（広島大学大学院医歯薬保健学研究院 准教授）
久　藤　広　志 先生（清水が丘高等学校）
横　山　直　江 先生（緑花文化士）
吉　野　由紀夫 先生（東和環境科学㈱環境部）
豊　原　源太郎 先生（元広島大学 助教授）
吉　本　　悟 先生（日本漢方交流会 理事長）
広島漢方研究会員　他　（順不同）

※指導者については、都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

（5）解散時間／ 15時（雨天の場合は12時30分）

（6）解散場所／国民宿舎みやじま杜の宿（広島県廿日市市宮島町大元公園内）（雨天の場合も同じ）

8．開催方法／指導者と共に野山を歩き（往復　約２㎞）、薬用植物等の薬効、薬用部位、使用方法及び栽培方法等の説明を受けます。また、昼食後、指導者から薬用植物全般について説明があります。

9．携 行 品／昼食、水筒、ビニールシート、虫除けスプレー、簡易雨具、筆記用具等

10．服 装 等／運動靴等、山道を歩くのに楽な服装

11．参 加 費／無料（ただし、交通費は自己負担）

12．そ の 他

（1）植物の採集は、厳禁です。

（2）小雨決行。雨天の場合は、指導者による講習会（10時から）に変更します。

（3）問い合せ先
公益社団法人広島県薬剤師会　TEL(082)246-4317



平成27年度 広島県薬物乱用防止対策推進会議



副会長　大塚　幸三

日　時：平成27年６月16日（火）13:00～
場　所：県庁・本館

学校薬剤師が生徒、児童に対しておこなう薬物乱用防止講演とは全く異なり、現実的な事例等も発表され、非常に役に立ちました。この会議については皆さんあまりご存じないと思いますのでここに記します。

１　目的

（１）　薬物乱用の未然防止（薬物に関する正しい知識の普及を徹底する。）

地域社会から薬物乱用をなくすためには、地域の一人ひとりが、「薬物を乱用しない。薬物乱用を許さない。」という気持ちを持ち、一丸となって健全な社会環境づくりを行う必要がある。地域全体として、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の共通認識を持つことにより、安心・安全な生活を営むことが可能となる。

そこで、薬物乱用が身体・社会に与える悪影響や県民一人ひとりが薬物乱用防止に取り組むことの重要性を、全ての県民の共通認識としていただくことにより、新たな乱用者・依存症者を一切ださないための普及啓発活動を行う。

（２）　薬物再乱用の防止（薬物乱用者の回復を支援する。）

薬物乱用は、家庭や社会的な問題等の複雑な背景がある場合が多く、単独の相談・指導機関では対応しきれない事例が少なくない。また、薬物依存症は、国際的にも認められている精神障害の一つであり、現在の医学では回復することはあっても完全に治癒することは非常に困難なため、一旦、乱用が始まり、依存が形成されてしまうと、慢性の病気として治療が必要となる。したがって、薬物依存症者に対して、早期に介入することにより治療・回復につなげていく必要がある。

そこで、それぞれの薬物乱用者やその家族が抱える問題に応じて、精神保健福祉、司法、教育、医療等の関係機関が連携して相談・指導を行う体制を整備することによって、薬物の再乱用防止を支援するとともに、薬物依存者・中毒者の回復・社会復帰の促進を図る。

（３）　薬物事犯の取締指導の徹底

規制薬物を乱用する行為は、犯罪であり、厳しく罰せられる。薬務課では、麻薬取締員３名を配置し、麻薬取扱者及び麻薬診療施設、向精神薬営業者等の立入調査を実施し、医療用麻薬、覚せい剤、向精神薬、大麻、指定薬物などの規制薬物に対する不適正流通・不正使用を監視指導するなど取締指導の徹底を図る。

また、薬務課・県立保健所・支所において、麻薬・向精神薬等を取り扱う医療機関や営業施設等に対して計画的に立入調査を行うことにより、不正流通・使用を防ぎ、医療用麻薬等の適正な流通・施用促進を図る。

２　事業内容

（１）　薬物乱用防止推進事業

①　麻薬・覚せい剤薬物乱用防止啓発活動

薬物の身体・精神への影響等に関する正しい知識の普及を図るための広報啓発活動を推進する。（10月１日～11月30日　麻薬・覚せい剤乱用防止運動）

②　「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

期間：６月20日～７月19日

事業内容

ａ　626ヤング街頭キャンペーンの実施：県内９箇所　６月最後の日曜日

ｂ　「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金の実施

③　保護者対象薬物乱用防止教室の開催

家庭における教育機能を強化するため、中学生の保護者を対象に薬物乱用防止教室を開催する。

④　薬物相談窓口

薬物乱用の予防啓発の観点から、薬物に関する一般的な相談に応ずる。

⑤　啓発用ポスター等の図案募集

県内の中学生及び高校生からポスター図案を公募し、優秀作品をポスターやチラシに活用する。

⑥　啓発用資材の貸出し

希望する者にＤＶＤ、ビデオテープ、パネル及び薬物標本の貸し出しを行う。

（２）　薬物乱用防止指導員協議会運営事業

①　薬物乱用防止指導員協議会運営事業

地区協議会を県内全域（９地区）に配置し、指導員による組織的啓発活動を展開する。

②　薬物専門講師養成事業

薬物乱用防止指導員や学校薬剤師などから、薬

物専門講師を養成し、学校・家庭・地域における薬物乱用防止教育の一層の充実強化を図る。

（3）　薬物問題関連相談事業

①　薬物相談事業推進連絡会議

相談窓口を有する関係機関による相談・指導業務ネットワークを整備する。

②　家族教室・家族のつどい開催

家族に対して、薬物依存･中毒に関する正しい知識を普及するとともに、乱用者の回復を支援するための基本的、具体的な対応方法について指導する。

③　個別相談窓口設置

薬物依存･中毒者及びその家族等に対し、継続的な個別専門指導を行う。

④　相談専門スタッフ研修会の開催

薬物乱用・依存に関係する相談指導業務に従事する職員を対象に研修会を行い、相談スタッフの資質の向上を図る。

⑤　再乱用防止対策事業

薬物依存症者で回復の意志がある者に対して国立精神・神経医療研究センター協力の元作成した再乱用防止プログラム「HIMARPP」を実施し、回復の手助けをする。

3　広島県における薬物乱用対策の推進体系

内　　閣

犯 罪 対 策 閣 僚 会 議

薬物乱用対策推進本部
昭和 45 年 6 月　設置
平成 9 年 1 月　閣議決定

薬物乱用対策推進会議
平成 20 年 12 月　閣議決定

薬物乱用対策推進会議

⑴　組織

議　長：内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）
副議長：国家公安委員会委員長，法務大臣，財務大臣，文部科学大臣，厚生労働大臣
構成員：総務大臣，外務大臣，経済産業大臣

⑵　所掌

①　薬物乱用対策推進計画の策定

○国民に対する啓発活動の推進　○取締りの強化，厳正な処分　○薬物乱用者に対する処遇
○国際協力の推進　○各種制度の見直し，研究開発の推進

②　第四次薬物乱用防止５か年戦略の策定（平成 25 年 8 月）

※　平成 20 年 12 月の閣議決定により薬物乱用対策推進本部は犯罪対策閣僚会議に統合，本部から会議となる。

広島県薬物乱用対策推進本部

（昭和 48 年 9 月設置）

⑴　組織

本 部 長：広島県知事
副本部長：広島県健康福祉局長
本 部 員：広島地方検察庁刑事部長，広島矯正管区第三部長，広島刑務所長，広島拘置所長，広島少年鑑別所長，広島保護観察所長，広島入国管理局長，広島税関支署長，中国四国厚生局麻薬取締部長，中国運輸局広島運輸支局長，第六管区海上保安本部警備救難部長，広島海上保安部長，広島労働局長，広島大学医学部長，（一社）広島県医師会長，（公社）広島県薬剤師会長，広島県教育委員会教育長，広島県警察本部長，広島県環境県民局長，広島県立総合精神保健福祉センター所長

⑵　所掌

薬物乱用対策推進要領の策定

○広報啓発活動の推進　○取締りの徹底と厳正な処分　○薬物乱用者に対する医療対策の推進

日本薬剤師会 平成27年度 薬局実務実習担当者全国会議



副会長　村上　信行

日　時：平成27年６月19日（金）
場　所：日本薬剤師会

東京、四谷の日本薬剤師会館において標記会議が開催され、中川常務理事と出席いたしました。

まず、前島専門官より、平成27年２月10日に「薬学実務実習に関する連絡会議」から発表された「薬学実務実習に関するガイドライン」の紹介に先立ち、その根幹となる薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂についての概要説明がなされました。従前のモデル・コアカリキュラムは「薬学教育」と「実務実習」に分かれていましたが、改訂版では一本化されています。改訂ポイントとして「薬剤師として求められる基本的な資質」を10項目設定し、それを前提とした「学習成果基盤型教育（OBE―Outcome-based　education)」に力点を置き、アウトカム（最終的な成果）を示し、どこまで達成したかを確認しながら学習を進めます。

①薬剤師としての心構え
②患者・生活者本位の視点
③コミュニケーション能力
④チーム医療への参画
⑤基礎的な科学力
⑥薬物療法における実践的能力
⑦地域の保健・医療における実践的能力
⑧研究能力
⑨自己研鑽
⑩教育能力

このポイントを前提として改訂コアカリキュラムには７つの大項目が設定されました。

「A：基本事項」
「B：薬学と社会」
「C：薬学基礎」
「D：衛生薬学」
「E：医療薬学」
「F：薬学臨床」
「G：薬学研究」

医療人としての薬剤師を養成するために「A」「B」を充実し､学生は６年間を通して学修します。ここでの「学修」は誤字ではなく､学生が「習う」受身より「修める」姿勢を表し、教育とは、それを指導者が支えていくことの表現でもあります。

＜次　　第＞

1. 開会の挨拶　　日本薬剤師会　会長　山本　信夫

2. 「薬学実務実習に関するガイドライン」の策定と概要について
文部科学省高等教育局医学教育課　薬学教育専門官　前島　一実

3. 「改訂モデル・コアカリキュラムに基づく実務実習に関する事前調査について
薬学教育協議会薬学教育調査・研究・評価委員会　委員長　伊東　明彦（明治薬科大学教授）

4. 「薬学実務実習に関するガイドライン」における薬局実習の要点について
薬学実務実習に関する連絡会議　副座長　鈴木　匡（名古屋市立大学大学院薬学研究科教授）

5. 認定実務実習指導薬剤師の認定・更新について
日本薬剤師研修センター　認定実務実習指導薬剤師認定委員会　委員長
須田　晃治（薬学教育協議会　業務執行理事・事務局長）

6. 日本薬剤師会における「薬学実務実習に関するガイドライン」への対応について
日本薬剤師会　常務理事　永田　泰造

7. 厚生労働省挨拶　　厚生労働省医薬食品局総務課　医薬情報室長　田宮　憲一

8. 閉会の挨拶　　日本薬剤師会　副会長　生出　泉太郎

「F：薬学臨床　GIO」

『患者・生活者本位の視点に立ち、薬剤師として病院や薬局などの臨床現場で活躍するために、薬物療法の実践と、チーム医療・地域保健医療への参画に必要な基本的事項を習得する。』

を一般目標として、次の中項目が示されている。

（1）薬学臨床の基礎：２年次までに学修

（2）処方箋に基づく調剤

：疑義照会・計数計量・服薬指導・リスクマネージメント等

（3）薬物療法の実践

：患者情報の把握・医薬品情報の収集と活用

：処方設計と薬物療法の実践（処方設計と提案）

：処方設計と薬物療法の実践（薬物療法における効果と副作用の評価）

（4）チーム医療への貢献

：医療機関におけるチーム医療・地域におけるチーム医療

（5）地域の保健・医療・福祉への参画

：在宅医療・介護への参画・地域保健への参画

：プライマリケア、セルフメディケーションの実践

：災害時医療と薬剤師

「F」が実務実習の根幹となりますが、今後の薬剤師業務の進歩を想定して、大幅に見直され、改訂モデル・コアカリキュラムは「基礎薬学」から「薬学臨床」までの総合的な６年間教育として「薬学教育と実務実習の一本化」が図られ、平成14年版のカリキュラムでは「実務実習事前学習」「病院実習」「薬局実習」と分かれていた「301」のSBOsを、３分野一体として「176」のSBOsに集約されました。改訂版では「事前学習」は実務実習としてではなく１～４年次終了時までに到達すべきSBOsとし、病院と薬局のSBOsは区別されていません。これは「参加･体験型の一貫性のある臨床実習」を行うことで、病院・薬局で共通する学習内容を情報共有することが出来、相互の業務に対する理解と、継続的により多くの症例や事例を、効果的に体験出来るとされているところによります。従って平成31年からの実務実習は薬局・病院を連続した「期」で行うのが原則となって来ます。

今回「薬学臨床」における代表的な疾患が設定されました。「がん」「高血圧症」「糖尿病」「心疾患」「脳血管障害」「精神神経疾患」「免疫･アレルギー疾患」「感染症」の８疾患です。

これは、実習中に「関わるべき疾患」でもありますので､いきおい施設間相互の連携が不可欠となってきます。

以下にガイドラインの要点を記載いたしますが、是非とも一度本文にお目通しください。

『薬学実務実習に関するガイドライン』

１．薬学実務実習の在り方・目標

1）「薬剤師として求められる基本的な資質」の修得

2）公平で幅広く参加・体験できる実習

3）大学、病院、薬局の連携

２．枠組み、要件

1）実習の枠組み

2）実習期間

3）実習施設の要件

３．大学への指針

1）実習実施に際し準備すべきこと

＊教員の臨床教育に対する意識の共有

＊学生に関する情報の収集及び管理体制の整備

＊学内実習実施体制の整備

＊実習施設との連携体制の整備

＊適切かつ充実した臨床準備教育の実施

2）実習開始後から終了までに実施すること

3）実習終了後の対応

4）学生への指導指針

４．実習施設への指針

1）受け入れ時の学生の基本的資質に対する理解

2）実習環境・業務内容の整備

＊薬局の実習環境・業務内容の整備

＊病院の実習環境・業務内容の整備

3）教育・指導体制の整備

＊薬局の教育・指導体制の整備

＊病院の教育・指導体制の整備

4）大学及び地域関係団体との連携体制の整備

５．指導する薬剤師への指針

1）実習における指導体制

2）モデル・コアカリキュラムの意義・目的・内容の把握

3）大学との連携

4）施設間の連携

5）実務実習を担当する薬剤師の指導能力の向上

６．実習内容

７．評価

1）実務実習における評価の在り方

2）実習生の到達度評価

＊評価のプロセス

＊評価の共有と管理

3）大学、指導薬剤師、実習施設の評価

今後、改訂モデル・コアカリキュラムの周知とそれに伴う、薬学実務実習に関するガイドラインの紹介があらゆる機会を得て実施されます。また、「176」の到達目標にたいする「方略」が示されていません。実務実習認定薬剤師の第１回目「認定更新」も始まりますし、広島県では平成29年度実習学生が急増致します。薬系４大学を擁する県として早期に対応していく必要がありますので、今後ますますのご協力を、お願いいたします。

福山大学開学40周年
記念式典・記念講演・能楽講演及び祝賀会



常務理事　小林　啓二

日　時：平成27年６月27日（土）
場　所：福山大学　大学会館

当日は日本薬剤師会の代議員総会が東京で開かれていて、前田会長、村上副会長ともに上京中とのことで、代理で参加しました。

○記念式典

開式
国家斉唱
学校法人福山大学理事長挨拶
福山大学長挨拶
福山大学明洋学長称号授与
来賓紹介
来賓祝辞
福山大学の歌
閉式

創立当初は経済学部、工学部の二学部、三学科の学生543名でスタート。平成26年には経済学部、人間文化学部、工学部、生命工学部、薬学部の五学部14学科と経済学研究科、人間科学研究科、工学研究科、薬学研究科の四大学院、学生数3,240名が在籍する総合大学として発展しています。

昭和50年に元文部省学術局長であった宮地茂先生が「中四国地区に立派な私立の総合大学を創って国家社会に役立つ青年子女を育成する」ことを理念として大学を創設され、その理想のように地元企業にとっても地域にとってもなくてはならない大学となっています。

来賓の方の話にもほとんどの卒業生が地元の企業に就職すること、大学に送り出す高校側からも、福山大学があるではないかと自信をもって学生に受験をすすめる点など地元とのつながりが強い大学という印象をうけました。

○薬学部

昭和57年には「豊かな教養と倫理観を兼ね備え高度な知識と技能を持つ薬剤師を育成すること」を目的に薬学部が設立され、すでに西日本を中心に約4,000名の卒業生が活躍しており、県東部の医療をささえてると言っても良いくらい貢献され、これも先生方の人間味あふれる教えのたまものと思われます。

学問のみに偏重するのではなく、真理を愛し、道理を実践する知行合一（私は、大河ドラマ「花燃ゆ」の中でこの言葉を、初めて知りました）の教育によって、人間性を尊重し調和的な全人格陶治を目指す全人教育を行うという理念のもとに「何を教えたか」より「学生が何ができるようになったか」。「教員が教えたいことを教える」より「学生が学ばなければならないことを教える」というような教育姿勢が心にのこりました。

○記念講演「高等教育における課題と展望」
文部科学省高等教育局長　吉田大輔先生

人口減少が地域経済を縮小させ、地域経済の縮小が人口減少を加速させている。地方の大学にも地域の自治体や中小企業等と協働し地域の雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を考えていく必要性を話された。

その点、福山大学はその成り立ちからいっても先取りしている大学ということです。

○記念公演　喜多流能楽公演　仕舞「高砂」　能「羽衣」



能を観劇する機会は滅多にありませんが、今までは舞踊の方にばかり気をとられていました。むしろ今回は、謡の方に注意がむきました。能は静の印象が強かったですが、楽器と声楽のメリハリの効いたその場面を盛り上げる時の調子の良さなどは、今まで気付きませんでした。同じ舞台には、８人ぐらいの地謡が正座して、登場人物の心情や条件を揺すってくれます。１時間以上正座して、マイクも使わず会場いっぱいに響く声も見事ですが、足がしびれないように正座を崩し、また正座し直し、終わるとしびれもまったく無いようにスッと立ち上げる所作に見とれてしまいました。

この後、祝賀会が予定されていましたが、自分はここで失礼しました。ともあれ、久しぶりに福大をたずねて今まで気づかなかった地元とのつながりを感じ、よい経験でした。

日本薬剤師会第85回定時総会



日本薬剤師会代議員　**竹本　貴明**

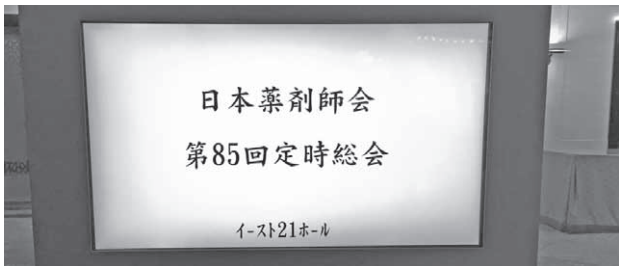
日　時：平成27年６月27日（土）・28日（日）
場　所：ホテルイースト21東京

森副会長より「医薬分業が規制改革会議で取り上げられるなど、非常に課題の多い一年であった、ぜひこの２日間未来に向かった議論をしていただきたい。」との開会の辞で総会が始まり、小野春夫議長より「日薬の根幹に関わる質問も出ている。しっかりと議論をしていただきたい。」との議長登壇挨拶の後、尾島博司議事運営委員長より日程説明が行われました。

続いて会長演述が行われ、「医師会をはじめとする医療関係団体とのさらなる連携強化、行政・政界とのより良好な関係の構築、都道府県薬を含めた風通しの良い会務運営に関しては、多少時間は要したが当初の約束を達成できたと思っている。一方、会館建設に関しては詳細な図面や、視覚的に事務室の広さを実感できるよう模型を作成するなどして審議を行ってきたが、現在もさらなる検討を継続している。」との説明がなされました。また、薬剤師を取り巻く環境として「医療機関又はその敷地内での保険薬局の開設の可否には、慎重に動きを見つつ反対の姿勢を堅持していくこと」、「健康情報拠点事業に関する情報拠点となる薬局の基準の検討が６月よりスタートしたこと」、「かかりつけ薬局の拡充」、そして「薬歴未記載問題」、「薬剤師以外の者による調剤行為」などの内容に触れ、表面的な評価ではなく、真に薬剤師が社会になくてはならない専門職であることを理解されるよう、「調剤・医薬品の供給・その他薬事衛生」を司る原点に立ち戻り、国民の健康な生活を確保することを任務とする一薬剤師として会務を進めていく所存であると述べられました。

その後、報告１件、議案３件、重要事項の経過報告が担当役員より行われました。

午後からはブロック代表質問が行われ、中国ブロックを代表して山口県薬剤師会の中原靖明会長が質問を行いました。まず「厚生労働省による保険薬局の共同指導に



ついて、例年３年に１回の頻度であるが、日薬は選定基準を把握しているのか？また、単なる県単位ではなく、県内薬局数に応じた指導対象県の選定が妥当ではないか。」との質問に続いて、「門内・院内薬局について」、「かかりつけ薬局及び将来ビジョン」、「時期調剤報酬改定について」、「リフィル処方箋について」の質問を行いました。

また他のブロックからは「日本薬剤師会会館建設について」、「JPALSについて」、「薬剤師年金保険について」、「会員の増強策について」、「広報活動について」、「無資格調剤について」、「災害対策について」、「学校薬剤師について」、「文献書籍情報検索システム（Bunsaku）及び全国薬事情報センター仮想DI図書館の実現に伴う永年保存担当雑誌について」などの質問が行われました。

２日目の一般質問では各ブロック１名ずつ質問が行われ、１日目のブロック代表質問に関連した質問以外に、時間がなくてできなかった質問として「継承者のいない薬局への支援について」、「薬局の法人の在り方」、「DEM事業について」などが挙がりました。また、総会前に薬剤師綱領の唱和の提案もされました。

その後、３件の議案の採決が行われ、執行部の提案通り議決されました。最後に鈴木副会長より「この１年大きな動きがあった、これからの１年が10年先、20年先を決めていく上で非常に重要な年であると考えています。」との閉会の辞で総会の全日程が終了いたしました。







新薬剤師研修会２０１５

日　時：平成27年６月28日（日）
場　所：広島YMCA国際文化センター



報告Ⅰ

広島鉄道病院　**八島　菜摘**

新薬剤師研修会に参加させていただきました。薬局、病院に勤める３年目までの新人薬剤師が約40名集まり、薬剤師の職能・薬剤師会のはたらきについてのご講演の聴講や、マインドマップを用いた薬剤師の未来予想図の作成を行いました。

薬剤師の未来予想図作成では、６つのグループに分かれて各グループで１枚の未来予想図を作成し、発表しました。講師の吉田亜賀子先生の声かけのおかげもあり、グループ内で話が弾み、多くのグループで“薬剤師の給料アップ”が挙がるなど本音が見える内容となりました。

私自身薬学６年制カリキュラムになって４回目の卒業生でありますが、薬剤師がチーム医療の一員として認められるだけでなく、今以上に必要とされる存在になるべく各自が努力を積み重ねることが、私たち新薬剤師に求められていると感じました。

ご講演いただいた木平先生、吉田先生ありがとうございました。



報告Ⅱ

県立広島病院薬剤科　**高橋　宏明**

私は、新人の病院薬剤師の一人として参加させていただきました。その場には病院薬剤師の方以外にも保険薬局薬剤師の方もたくさんおられ普段あまり接することが難しい私たちにとって非常に貴重な体験でありました。

この会を通して分かったことは新人の私たちが抱える悩みは基本的にはどれも同じであり、できて当たり前のことができずもどかしい思いをしていらっしゃる方も多く、私自身も同じような悩みをかかえておりました。ですがこの研修にて仲間の悩みや目標を聞き、グループごとにまとめ、発表し合うことで私だけが悩みを抱えているわけではないと再認識できました。また同時に薬剤師としてのスキルを向上させたいという意識もより一層高まりました。

今回学んだかけがえのない経験を今後の薬剤師生活に是非とも活かしていこうと思います。さらに病院内だけでなく、今後保険薬局薬剤師の方々との連帯も積極的にしていけたらと思います。







第１回 広島県地域包括ケア推進センター 多職種連携推進ワーキングチーム会議



常務理事　有村　健二

日　時：平成27年６月30日（火）18:30～20:30
場　所：広島県健康福祉センター

議事：（１）退院調整状況調査の結果と課題について
（２）パイロット地域の支援について
（３）その他
委員：広島県薬剤師会・広島県訪問看護ステーション協議会・広島県社会福祉協議会・大竹地域包括支援センター・広島県医師会・広島県歯科医師会・ケアマネマイスター・広島県地域包括在宅介護支援センター協議会・学識経験者・NPO広島県介護支援専門員協議会・広島県老人保健施設協議会・広島県老人福祉施設連盟・広島県看護協会・行政

今回は退院調整調査結果について報告があった。広島県は他県に比べ退院調整（退院カンファレンスを含む）が他に比べて高いがまだまだ多いとはいえない。
うまくいかなかった例として
- 退院時に連絡がない
  患者さんから連絡があって退院を知った　他
- 直前に連絡がある
  退院の前日に連絡があり調整に苦労した　他
- 情報提供がない
  医師の参加がなく病状把握が難しかった　他
- カンファレンスが行われない
  ADLが変わらないのでカンファレンスの必要がないといわれた　他

勿論うまくいった例も多い、薬剤管理が必要で薬剤師の参加があった例も報告されている。が、多職種に比べ、薬剤師や歯科医師への連絡参加要望が少ない。多職種には、最初から薬剤師、歯科医師の参加要請を要望した。

地域包括ケアシステムの構築においてパイロット地区の指定など、県下で進められているが、「地域ケア会議」「地域診断」は経験もなく、各地苦闘しながら進められている。
各地において協力依頼があるときに備えておく必要を感じた。

薬剤師国家試験問題（平成27年２月27日～３月１日日実施）

問 18　老年化指数を表す式はどれか。**１つ選べ。**

1 $\frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$

2 $\frac{\text{老年人口}}{\text{総人口}} \times 100$

3 $\frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$

4 $\frac{\text{年少人口}}{\text{老年人口}} \times 100$

5 $\frac{\text{年少人口}+\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$

正答は 139 ページ

マスコットキャラクター活用打合会



副会長　野村　祐仁

日　時：平成27年7月3日（金）
場　所：広島県薬剤師會館

昨年４月､本会が公益社団法人に認定をされ､マスコットキャラクターを募集することとなり､「ヤクザイくん」が決定して10月で１年になります。

「ヤクザイくん」作者の方との著作権譲渡契約や意匠登録の申請、着ぐるみやグッズ等の作製をし、11月８・９日に広島で開催された第53回日本薬学会・日本薬剤師会･日本病院薬剤師会 中国四国支部学術大会でデビューすることができました。

その後、禁煙研修会、子育て応援すこやか等イベントにも参加し、薬局・薬剤師職能、職能団体PRをしてきました。今後も、いろいろなイベント等に参加協力して行きます。

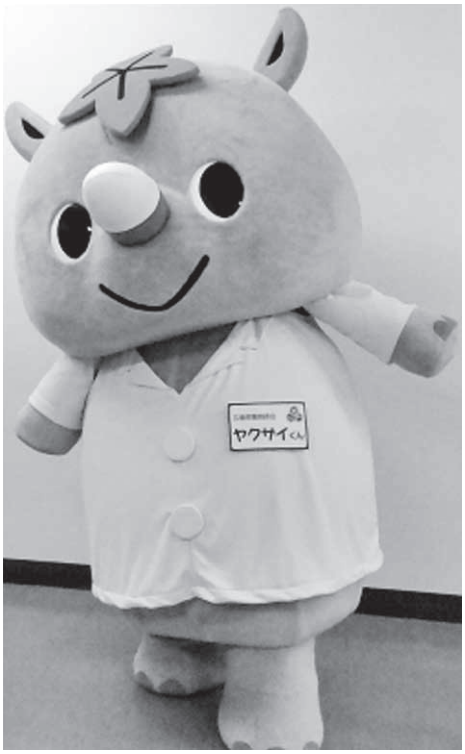
また、貸出規定等を整備し、支部への貸出を検討しています。詳細につきましては、決定次第、お知らせいたします。

【お知らせ】　ゆるキャラ®グランプリ２０１５に「ヤクザイくん」をエントリーしました。
11月16日（月）18:00まで投票を受付ています。



ゆるキャラ®グランプリホームページ　http://www.yurugp.jp/

応援よろしくお願いいたします。



第6回 会館建設特別委員会



会館建設委員会委員　**中野　真豪**

日　時：平成27年7月11日（土）18:30～
場　所：広島県薬剤師會館

建設委員会アドバイザー森保先生の要望により建設委員会が開催され、以下の報告が森保先生よりあった。委員長より検討内容・検討組織等担当委員は県薬役員会で決定するとの発言があり、今回の委員会は報告のみで特に審議等の議案はなかった。

【1】設計・監理企業の第２次選考に係る準備について
第一次審査：６月16日参加表提出者６者から
３者選定
第二次審査：７月18日直前審査、ヒアリングの後
事後審査会で最優秀者、優秀者を審議「審査報告書」作成
機関決定会議：７月21日広島県薬剤師会理事会にて機関決定後結果の公表

【2】エリアマネ会議、都計審の日程等
エリアマネ会議日程：事前協議→７月（大至急）
調整会議→８月
企画提案者提出→９月

【3】県・薬務課との補助金対応
８月17日締切：基本設計、工事予算（２、３者見積もり）提出。施工企業との契約は終了後行う

【4】施工企業の選考（一般競争入札ＥＣＩ方式）の準備・実行
「広島県薬剤師会館施工予定者技術協議方式（ECI方式）による設計技術支援者（施工企業）選定に係る指名型プロポーザル（仮題）」の指名企業の選考組織の設定（理事会？建設委員会？機関決定を要す）…未定
「広島県薬剤師会館施工予定者技術協議方式（ECI方式）による設計技術支援者（施工企業）選定に係る指名型プロポーザル（仮題）」の指名企業者の選考基準の作成（建設委員会？）…未定
期限：８月12日又は13日まで適正な見積内容提出
「募集要項」「審査要領・基準」「参加表明書、提案書、見積・予算書、各種提出書類の作成要領、それらの各種様式」「日程スケジュール」「審査委員」の設定必要
ホームページに掲載（掲載日？内容？担当者？）…未定
説明会の場所、日時　未定（建設委員会+事務局？）

【5】施設整備方針の確認

【6】別棟の整備計画
第１次：駐車場
第２次：別棟の計画
夫々の土地の意味がとおるように。

【7】基本計画に向けた協議
まちづくり協議対応、建物としての使われ方対応、メンテナンス

【8】会館建設の予算の確保：全体の予算計画

【9】全体体制での対応の必要
このこと以外、出口はない
⇒批判・批評は大いに結構であろうが、寧ろ「ＨＯＷ」が必要。具体的に、どのように打開するか？それには、何が必要で、誰が、何を、何時までに、成すべきかであるか？等々の具体的な動きが重要
⇒５Ｗ１Ｈ…「いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように」という６要素をまとめた、情報伝達のポイント
⇒私欲を捨てて、「過去」「現在」「将来」に亘る図式の中で、よい仕事を成して行こうという決心が大事。

検討内容・検討組織（担当？）

《Ｏ》全体のグランドデザイン・行動計画の検討

《Ａ》会館整備方針の検討
会館建設特別委員会（担当委員？）
基本計画　７月22日以降、大至急にスタート
実施計画：３～５か月、併せて、基本・実施計画：６～８か月
正式見積：１者もしくは２者⇒施工企業と契約に

向かう
確認申請：３か月（仮受付）

《B》別棟の整備方針の検討
会館建設特別委員会（担当委員？）

《C》エリアマネ協議資料の検討
会館建設特別委員会（担当委員？）
事前協議⇒７月（大至急）
エリアマネ調整会議⇒８月
企画提案者の提出⇒９月
都計審⇒２月、決定告示⇒３月

《D》「ECI方式による基本設計原案を基礎とする建設技術支援者の選定」に係る検討
会館建設特別委員会（担当委員？）
指名企業選考：施工企業10者選考
指名企業説明会：７月22日以降、大至急に開催
日程：詳細図面提出：８月12日（水）17時もしくは８月13日（木）正午提出
審議選考委員会：８月12日（水）夕刻もしくは８月13日（木）午後
機関決定の会議：８月13日（木）夜⇒機関決定後HPに公表
県薬務課：８月17日（月）書類提出
基本設計・建設見積書提出（２者或いは３者）
工事着工：2016年６月初め（施工期間８～９か月）
完成：2017年３月

《E》建設資金の検討
会館建設特別委員会（担当委員？）
７月22日（水）以降大至急検討する

【補足事項】
企業との接触の禁止（設計企業、今後の施工企業との接触禁止）…社会的に大きな問題となる
設計・監理企業の選定…審査委員会の専従事項
施工企業の選考・特定…検討組織の専従事項

薬剤師国家試験問題（平成27年２月27日～３月１日日実施）

問 170　薬物を静脈内投与したとき、表に示すパラメータが得られた。この薬物の全身クリアランスに関する記述として、最も適切なのはどれか。**１つ**選べ。ただし、この薬物は肝代謝と腎排泄によって体内から消失し、肝血流量は 100 L/h とする。

全身クリアテンス	100 L/h
分布容積	500 L
尿中未変化体排泄率	10%
血漿中タンパク結合率	95%

1　肝血流量の変動の影響を顕著に受ける。
2　肝代謝酵素阻害の影響を顕著に受ける。
3　肝代謝酵素誘導の影響を顕著に受ける。
4　薬物が結合する血漿タンパク質量の変動の影響を顕著に受ける。
5　腎機能の変動の影響を顕著に受ける。

正答は 139 ページ

平成27年度 公認スポーツファーマシスト基礎講習会



薬事情報センター　永野　利香

日　時：平成27年7月12日（日）9 :30 ～16 :30
場　所：京都・国立京都国際会館アネックスホール

本センターは、薬剤師会ドーピング防止ホットラインの広島県における窓口となっており、公認スポーツファーマシスト認定が必要となるため、標記の講習会を受講してまいりました。

（公財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が立ち上げ、日薬も協力する「公認スポーツファーマシスト認定制度」も早や７年目を迎え、徐々に認知されてきているようです。公認スポーツファーマシストは、最新のアンチ・ドーピング規則に関する正確な情報・知識を持ち、アスリートを含めたスポーツ愛好家などに対し、薬の正しい使い方の指導､薬に関する健康教育などの普及･啓発を行い、スポーツにおけるドーピングを防止することを主な活動としており、現在約6,000人おられるとのことです。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が予定されていることもあってか、19日実施の東京とあわせて約1,400名の募集定員である今年度の講習会に、たくさんの方が参加されていました。

本制度やアンチ・ドーピング活動、そのバックグラウンドや歴史、窓口における対応等については、日々の業務の中で本センター原田修江センター長からマンツーマンでご指導いただいており、また、昨年11月に平成26年度ドーピング防止ホットライン担当者研修会に参加したこともあるため、全体像や各論等の講習内容は比較的すんなりと理解することができました。

後半の『競技者の視点から』では、ウェイトリフティングで北京オリンピック８位入賞された齋藤先生から、実際に受けた検査のお話、競技会でのエピソード、ご自身の失敗談など、アスリートならではの臨場感あふれる興味深いお話をいただきました。

何気なく使う風邪薬でも規程に違反となるものもあります。基準となる禁止表国際基準は、毎年、ときには不定期にも改訂されるため、知識を常にブラッシュアップしていく必要があることを痛感いたしました。

今年の第70回国民体育大会と第15回全国障害者スポーツ大会は和歌山県で開催されます。開催県のみならず、送り出す側の都道府県におきましても、重要な活動となるアンチ・ドーピング活動に、今後も引き続き先生方のご協力をお願い申し上げます。

プログラム

（敬称略）

開会の挨拶	鈴木　秀典（(公財）日本アンチ・ドーピング機構（以下JADA）会長） 藤原　英憲（(公社）日本薬剤師会　常務理事）
世界アンチ・ドーピング規程及び 国際基準、教育、情報提供と近年の動向	浅川　　伸（JADA専務理事・事務局長）
薬剤師倫理	本田　昭二（公認スポーツファーマシスト認定審査委員会委員）
禁止表国際基準	上東　悦子（公認スポーツファーマシスト認定審査委員会委員）
Global DROと 適切な情報提供のための確認方法	鈴木　智弓（JADA事務局）
TUE国際基準	赤間　高雄（JADA事務局　メディカルディレクター）
認定制度	鈴木　智弓（JADA事務局）
“Play True 2020” Sport For Tomorrow	高須久望子（JADA事務局）
スポーツファーマシストと競技者の視点から	齋藤　里香（JADAアスリート委員）
パネルディスカッション 質疑応答	齋藤　里香（JADAアスリート委員） 上東　悦子（公認スポーツファーマシスト認定審査委員会委員） 浅川　　伸（JADA専務理事・事務局長）

平成27年度 感染症・疾病管理センター研修会
感染症研修コース第1回「小児の感染症」

薬事情報センター　永野　利香

日　時：平成27年7月14日（火）14:30～16:30
場　所：県立総合技術研究所保健環境センター

近年、新型インフルエンザなどの呼吸器系感染症の世界的な大流行、様々な感染症の出現などにより、生命、生活や経済に重大な影響を及ぼすリスクにさらされている状況です。これらの感染症の流行を防止するためには、予防啓発を積極的に進めるとともに、感染対策も重要です。この研修は、感染症対策を担当する職員等に対し、実際の感染症の診療における知識の習得及び課題等について学ぶことを目的として広島県感染症・疾病管理センター主催で実施されるものです。

今回は、広島大学大学院医歯薬保健学研究院総合健康科学部門小児科学教授小林正夫先生による「小児の感染症」でした。概要は以下の通りです。

◆小児の死因とその順位
◆発育期の区分とおこりやすい主な病気：年齢によっておこる病気が確定できる場合がある
◆小児診療の特殊性
- 年齢によって特徴的な疾患がある
- 一般的には95%は心配しなくて良い急性疾患だが、重要なのは残りの５%患児
- 小児の髄膜炎は絶対見逃してはいけない

◆小児の代表的感染症の主部位
◆見落とせない重症感染症
細菌感染、ウイルス感染
◆子供の健康観察のポイント
◆主な小児呼吸器感染症
◆上気道、下気道感染症の主な原因微生物
◆外来でみる感染症
かぜ（症候群）、インフルエンザ、ウイルス性発疹症、はしか（麻疹）、風疹（三日ばしか）、みずぼうそう（水痘）、突発性発疹、単純ヘルペスウイルス感染症、伝染性単核球症、おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）、りんご病（伝染性紅斑）、百日咳、プール熱、アデノウイルス感染症、ヘルパンギーナ、手足口病、嘔吐下痢症、溶連菌感染、髄膜炎・脳炎
◆胎児期・周産期・新生児期感染症
新生児ウイルス感染症、新生児細菌感染症、新生児B群連鎖球菌感染症
◆集団生活と感染症
学校健康安全法における感染症の種類、出席停止の期間の基準
◆小児期感染症の対策
◆集団生活で問題となる感染症、対策
◆感染症流行の早期情報収集（欠席者サーベイランス）
広島市が2013年12月から導入。保育園及び学校（約350施設）の欠席者サーベイランスシステム。県も今年導入予定。
◆ワクチンについて
ワクチンで防げる病気、ワクチン接種スケジュール、ワクチンの種類と接種間隔、ヒブ感染症、肺炎球菌感染症、ロタウイルス胃腸炎
◆子どもを感染症から守りましょう
ワクチンで防げる病気はきちんとワクチン接種を

以上のように、総論から各論にいたるまで広範囲な内容で、子を持つ親としてもとてもためになる実践的なものでした。医療関係者のみならず、一般の親御さんたちにもこのような勉強の機会があると良いと思いました。

今後は、８月に、総合病院庄原赤十字病院　院長（内科）中島浩一郎先生による「成人の感染症」、９月に、広島大学病院感染症科教授大毛宏喜先生による「真菌の感染症・海外感染症」が予定されており、全３回となっております。



第44回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）中国・四国in福山

日　時：平成27年7月19日（土）・20日（日）
場　所：福山大学

報告Ⅰ

福山支部　**髙橋　邦昭**

認定実務実習指導薬剤師の認定を受けるため、今回のワークショップに参加しました。研修はSGD（スモール・グループ・ディスカッション）で発表資料を作成し、全体での発表・討議といった形式で進み、これが数回繰り返し行われました。

発表用の資料は、グループ内で多くの意見を出し合ってコンセンサスを得ることや全体の討議で指摘を受けることで作成していく内容に修正が加わり、より良い内容に仕上がっていきました。時間制限もあり完全に仕上がった内容の資料とまではいきませんでしたが、グループで何とか資料を作ったという達成感はありました。

SGDを行いながら「学習のプロセス」「カリキュラム」「教育評価」「問題解決のプロセス」といった実務実習で指導していくうえで必要な知識や手法について学ぶことが出来ました。

参加型で積極的な意見が求められる点や限られた時間内で全員の意見をまとめて資料を作成する点など、普段の慣れている講義形式の研修ではなかったので、最初はかなりの戸惑いを感じましたが、研修が進むにしたがって少しずつペースにも慣れ何とか研修を終えることが出来ました。

講義だけの研修と比べて学習内容の理解をしっかりと深めることが出来たように思います。

また、研修中は大学教員・病院薬剤師・薬局薬剤師のそれぞれの立場での意見やお話、 実際に実習生の受け入れをされている施設の方のお話も伺えたので、大変参考になりました。

研修を終えて、受入れにあたっては、まだまだ課題があることも実感しました。

実際に実習生を受け入れるまでに態勢をしっかり整えられるよう準備をしていきたいと思います。



報告Ⅱ

広島支部　**木村　智之**

ここで詳細を報告しますと、今後ワークショップを受ける方の楽しみが減ってしまいますので、大まかな概要と感想とさせていただきます。

まずは、開会式、ディレクター挨拶、参加者の自己紹介を行いました。参加者は、自分も含め、かなり緊張している方が多かったと感じました。

次に今回のワークショップの趣旨の説明があり、簡単なゲームを行いました。ここで、グループディスカッションを行い、それぞれの考えを議論して一つの答えを出すという作業を行いました。普段考えないようなテーマで、職種や年齢の違う方々と議論するのは、こういう考えもあるのかと面白さもあり、意見が違ったときの妥結点をどこに置くのかという難しさを学びました。

今度は実務実習に関係しているテーマで、グループディスカッションを行い、その結果を発表し、質疑応答を受けて修正点に気付かされ、見直しを行うと同時に新しい内容をディスカッションしては、その結果を発表ということを繰り返しました。

最初は、よく分からないことも議論していくにつれて、理解が深まり、色々な方の意見を聞くことによって、自分の幅が広がったと思います。

２日目の午後には、医療人教育の改革として、倉本先生の講義を受けました。指導者としてのあり方など、初めて聞く内容が多く、実務実習で学生を指導する立場となるのに参考になりました。

今回のワークショップで得たものは大きく、考え方、指導の方法など大変勉強になりました。また、他の方と話すことで、まだまだ勉強する必要があると刺激を受けました。今後は薬剤師を育てるという立場を意識し、普段の業務から、自身の勉強、スタッフ・学生の教育など積極的に行っていきたいと思います。

全 体 理 事 会

日　時：平成27年7月21日（火）19:00～
場　所：広島県薬剤師會館

1．開　　会

2．会長挨拶

3．出席者数の確認

4．議事録署名人の指名

5．議　　事
（1）設計業者の機関決定について
（2）定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる案について
（3）平成26年度貸借対照表内訳表、平成26年度正味財産増減計算書内訳表の訂正について
（4）諸規程について
　ア　会費の割当額に係る届出について（内規）（案）
　イ　公益社団法人広島県薬剤師会会計処理規程（案）
　ウ　公益社団法人広島県薬剤師会旅費規程（案）

6．その他

7．閉　　会

【県民公開講座】（予告）

日 時：平成 27 年 10 月 31 日（土）
14:00 ～ 16:00（開場 13:00 ～）

場 所：広島県薬剤師會館 4 階ホール
（広島市中区富士見町 11 － 42）

テーマ：脳卒中について
（病気の注意点や治療、予防も含めて）

講 師：地方独立行政法人 広島市立病院機構
広島市立広島市民病院
Hiroshima City Hiroshima Citizens Hospital
脳神経内科部長（兼）救命救急センター医師
野　村　栄　一 先生



第３回ブレストケア・ピンクリボンキャンペーン in広島実行委員会



常務理事　井上　映子

日　時：平成27年7月23日（木）18:30～20:20
場　所：本通ドムス

７月16日は台風接近のため、23日木曜日に延期されました。５月17日（日）、Mazda Zoom-Zoomスタジアムにて行われた“ピンクリボンdeカープ”の活動のまとめ、報告の後、今回の反省点、対策案などが各団体から出されました。

ご存知の通り、今年はカープ戦は満員のお客様で選手の人気も高く、朝早くからお客様が並ばれていました。11時開門とともに広場にも大勢来場され、サイン入りカード､グッズがよく売れたとのことです。物品の配布、検診のデモンストレーション、プラ版作りなども、大変盛況でした。薬剤師会では､参加者として常務理事３名、学生ボランティア３名で、専門職によるクイズラリーとヤクザイくんによる「がん検診推進のアピール」を担当し、配布物を用意しました。ラリーの景品が良かったためクイズ回答ブースへお客様が殺到され、配布物は２時間で終了。その対応が精いっぱいで、肝心の乳がん触診体験、マンモグラフィ展示コーナーをご案内する余裕が無かったことが反省点のひとつです。来年は、クイズの場所を点在化し、いろいろなブースを回ってもらう工夫が必要と意見が出されました。きくまる広場は直射日光があたり遮蔽物がないため大変暑く、乳がん患者友の会の皆様に活動をしていただくことを再考する必要があります。今回はヤクザイくんを出動させたため、薬剤師会が日影での活動となりましたが、乳がん検診推進をメインと考え、私たちも活動方法を見直すことが必要となりそうです。薬とたべもの、各種がんのクイズではなく乳がんに特化した問題もよいのでは？とご意見をいただいております。次回もぜひ、薬剤師会で参加させていただき、がん検診サポート薬剤師の方にもお手伝いいただきたいと思います。

がん検診率は広島県は43％と、50％達成まであと少し！カープ勝率UPと共に検診率UPを目指しましょう！よろしくお願い申し上げます。





平成27年度 ヒロシマ薬剤師研修会



広島大学大学院医歯薬保健学研究院　**高野　幹久**

日　時：平成27年7月26日（日）
場　所：広島大学霞キャンパス　広仁会館

台風12号の影響が懸念されましたが、幸い当日は天候に恵まれ、薬剤師の先生や学生を合わせ約90名の方にご参加いただきました。

広島県薬剤師研修協議会会長の木平健治先生のご挨拶で会が始まりました。



講演１は、神戸市立医療センター中央市民病院（以下、神戸市民病院）薬剤部長・院長補佐の橋田亨先生に「シームレスな薬物治療を実現する新しい薬剤業務　―薬剤師外来と地域連携―」（座長：広島大学病院薬剤部長・松尾裕彰教授）というタイトルでお話いただきました。昨年改正された薬剤師法第25条の２では「薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。」と定められています。この中で特に「薬学的知見に基づく指導」は、薬剤師の職能を発揮する上で非常に重要なポイントです。橋田先生からはまず、神戸市民病院で取り組んでおられる薬剤師外来について事例をあげて説明いただきました。その内容は多岐に渡りますが、例えば、近年増えているデイサージェリー後の服薬指導、HIVの薬物療法、周術期における抗血栓薬の中止・再開の判断、入院から在宅につなぐためのがん患者さんの緩和ケア等について、医師との連携のもと患者さんの薬学的管理に取り組んでおられました。電子カルテに薬剤師からの処方提案機能を持たせるなど先駆的な取り組みについても紹介されました。さらに神戸市民病院での処方の転院先への連絡、お薬手帳を活用した保険薬局薬剤師との情報共有など、地域連携による患者さんの包括的ケアに関する取り組みについてもお話をうかがうことができました。病院薬剤師、開局薬剤師の双方にとって有益な講演であったかと思います。



講演２は、広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授の田原栄俊先生に「未病検知の遺伝子検査と血液でわかる癌・認知症の早期診断」（座長：同・紙谷浩之教授）というタイトルでお話いただきました。高齢化が進む中、病気になる前にその可能性を検知し予防に努めること、また病気の早期発見によって重症化する前に治療を行うことは、年齢を重ねても健康に過ごす上で非常に重要です。我々が持つDNAの末端にはテロメアと呼ばれる特徴的な構造があり、さらにその一番端にはGテールという構造があります。テロメアの長さは年齢とともに短くなっていきますが、例えば早老症の患者さんでは生まれつきテロメア長が短いことが知られています。また、Gテールは疾患やストレスで短くなることが知られています。田原先生は、テロメアやGテールの長さと疾患との関係を研究してこられ、臨床医との共同研究によって、例えば大脳白質病変や慢性腎疾患でGテールが短くなることを見いだされました。田原先生のもう一つのお話はマイクロRNA（miRNA）に関するお話でした。miRNAはタンパク質をコードしていない短いRNAですが、メッセンジャーRNAに相互作用することで、様々なタンパク質の産生に影響します。田原先生はこのmiRNAについても疾患との関係を研究され、例えば膵がんについては、特定のmiRNAあるいは複数のmiRNAの組み合わせで診断できることを紹介されました。現在、これらの基礎研究をもとに、テロメア、Gテール、miRNA測定による疾患の早期診断を行う会社を立ち上げられるなど、基礎から応用への展開を図っておられます。

今回の研修会が、参加者にとって有意義な会であったことを願っております。来年も皆様に興味を持っていただけるような会を企画いたしますので、ご参加下さいますよう、よろしくお願いします。

平成27年度 第1回地域在宅緩和ケア推進協議会



常務理事 青野 拓郎

日 時：平成27年８月７日（金）19:00～21:00
場 所：県立広島病院

事務局の司会により会議が始まりました。本家委員長の開会挨拶でこの協議会は、第２次広島県がん対策推進計画に掲げる「がんと診断された時から、希望する場所で、すべてのがん患者と家族が、適切な緩和ケアを受けられること」を実現するため、質の高い在宅緩和ケアを確実かつ円滑に提供する体制を整備するために必要な取組等の検討を行うために設置されスタートしましたとの話がありました。

また今回、新規の委員３名、交代の委員１名での協議会となりましたので各委員が自己紹介を行いました。

次に報告事項に移りました。

（1）在宅緩和ケア推進事業について

①平成25年度からの事業経過と平成27年度事業計画について報告がありました。

ＪＡ広島総合病院	平成25年度～26年度実施
東広島市医師会	平成25年度～26年度実施
広島市立安佐市民病院	平成26年度～27年度実施
市立三次中央病院	平成26年度～27年度実施
福山市医師会	平成26年度～27年度実施
呉市医師会	平成27年度～28年度実施（28年度は、予定）
三原市医師会	平成27年度～28年度実施（28年度は、予定）

②在宅緩和ケアコーディネーター連絡会については、７月14日に各地区のコーディネーターが集まり情報交換を行ったことが報告されました。この連絡会により活動が充実することが期待されているとのことでした。

（2）地域包括ケアシステム構築の取組状況

在宅緩和ケア推進モデル事業では、７圏域をカバーしたが活動地域が限られているので、細かな地区単位で動く地域包括ケアシステムと上手く連携しながら進めて行きたいとのことでした。この連携を検討するにあたり広島県の取組状況について地域包括ケア・高齢者支援課の方からお話をお聞きしました。

（3）各モデル地区の事業計画・取組内容

広島市立安佐市民病院、市立三次中央病院、福山市医師会からは26年度事業報告と27年度事業計画の説明がありました。また呉市医師会、三原市医師会からは27年度事業計画の説明がありました。

報告事項の後、協議事項へ移りました。

（4）地域在宅緩和ケア推進事業中間報告書の作成について

①作成スケジュールは、中間報告書を今年度中に意見照会、最終案検討をして来年度に報告書を作成する予定案が説明されました。また全７地区のモデル事業の実践結果から検討し最終報告書を平成29年以降に作成する予定との説明がありました。

②委託終了地区の実践報告書については、広島総合病院及び東広島地区医師会地域連携室の実践報告書（案）の説明がありました。

③内容については、各委員で確認し意見など出すよう依頼がありました。

最後にその他として各講演会及び研修会の開催案内がありました。次回の開催は、平成28年３月４日（金）との予告があり会議は終了しました。

体感しよう　防災フェア～災害に強い広島を目指して～



広島支部　吉田　亜賀子

日　時：平成27年８月８日（土）
場　所：広島国際会議場

連日30℃を超える気温が報道されている中、広島国際会議場で開催されました。会場となった国際会議場の周りは、慰霊碑前の花輪、設置されたテントに２日前の式典の名残りを感じました。外の暑さとは異なり会場内は大変涼しくなっていました。当日は出展ブース会場とシンポジウム会場の他１階駐車場に降雨体験機と浸水脱出体験機の防災体験装置が設置されておりました。

出展ブース会場は民官合わせて13団体が参加していました。

11時30分主催者である中国新聞社代表の方の挨拶で開会となりました。挨拶の中で「シンポジウムへの参加者が350名と当初の予定より多い。」「出展ブース会場へはシンポジウムが始まる前の１時間（12：00～13：00）と終了後の30分（16：30～17：00）が一番多い来客数だと予測される」「出展ブース、体験コーナーを５つ回ってスタンプを集めると防災グッズがプレゼントされる」との説明がありました。

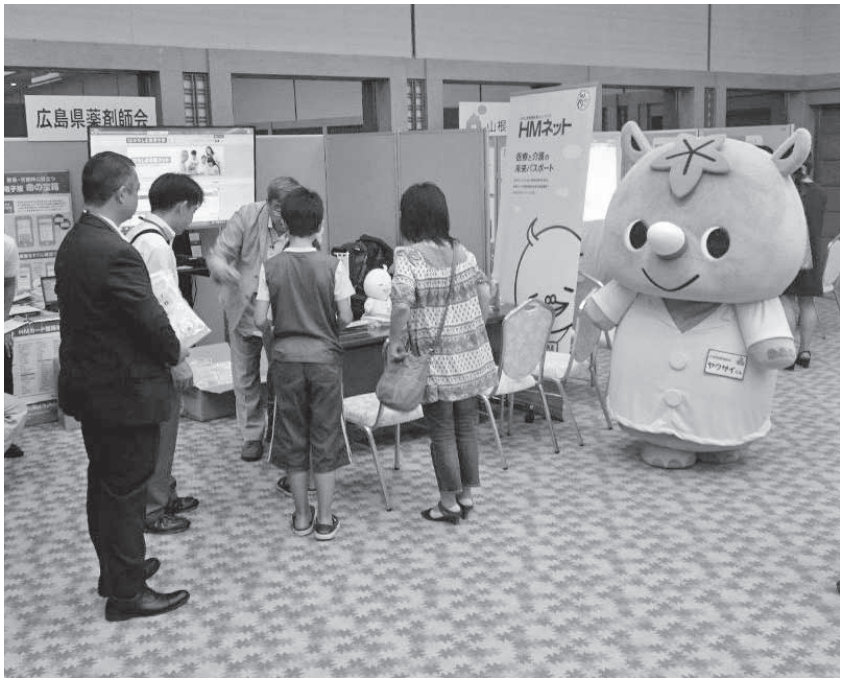
12時の開場に合わせてブース前にヤクザイくんもスタンバイ。イメージキャラクターがいるのは薬剤師会のブースのみと言うこともあり、他団体の方から隠し撮りされていたり、記念撮影を頼まれたりと大忙しでした。夏休み中ということもあり子供と一緒に来られている家族も多くヤクザイくんはアイドルなみの人気でした。老若男女問わず握手されたり、写真を撮られたり。そのためブース訪問者に配布するため持参したお薬手帳はあっと言う間に終了となりました。また本来の業務であるHMネットの紹介では「将来的にはお薬手帳が要らなくなる？」という質問を受けたり、「忘れた時の心配がなくなる」、「持っていく手間が省けて助かる」とブースに来られた方からは概ね高評価をいただきました。実際に16名の方が当日ブースでHMカードを作成して帰られました。

開催の場所、会場も国際会議場の一部使用、当日は会議場内で他のイベントも行っていたこともあり、いったいどれ位の来客があるか不安でしたが、昨年の土砂災害のこともあり防災への意識が高まっており、終了時間まで会場を訪れる方が切れることはありませんでした。

会場内の空調のおかげでヤクザイくんも熱中症にならず、無事任務を終えることができました。

個人的には、１階駐車場に設置されていた防災体験が出来なかったことが非常に心残りでした。





指　定　店　一　覧

平成27年８月１日現在

部　門	指　定　店	会　員　価　格	営業日時	定休日	所　在　地	電話番号
ゴム印・印鑑	㈱入江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ～19:00	日曜、祝日、（８月の土曜）	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	㈱呉阪急ホテル	宿泊20％引、宴会５％引、婚礼５％引、料飲10%引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23％引、料飲５％引、婚礼５％引、宴会５％引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10％引、レストラン５％引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン５％引、宴会料理５％引、婚礼、料飲５％引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル㈱	オートローン3.6%、リフォームローン3.9% 外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島ＴＹビル６F	(082)249-8011
家具	㈱河野家具店	店頭表示価格から５～20%引	9:00 ～19:00	毎週火曜（火曜日が祝日の時は営業）	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工　西部	25～60％引き　赤札より10～15%	平日 8:30 ～18:00 年中無休	8/13～15、12/29～1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	㈱サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ケ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト㈱	機械警備10,000円／月～、ホームセキュリティ4,000円／月～、保証金免除	平日 9:00 ～18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	㈱全日警広島支店	月額警備料金10,000～15,000円（別途相談）、機器取付工事代20,000～30,000円、保証金免除	（土・日曜及び祝祭日を除く）	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	㈱北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ～17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石・メガネ・カメラ	㈱ナカオカ	15～20%引（企画品、相場価格商品は除く）		毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	㈱下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10～20%引（一部除外品あり）	9:00 ～19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット㈱ Volkswagen南広島	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車買取	㈱JCM	優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA・JALマイルを付与。	（平日）9:30 ～19:00（土）9:30 ～17:30	日曜日・祝日・年末年始	広島市西区高須2-11-1 ランドマーク高須1階	（査定受付）0120-322-755（代表）(082)507-1155
書籍	㈱フタバ図書	現金のみ定価５％引（直営店のみ）		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	㈱紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の５％引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品５％引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	㈱平安堂梅坪 対象店舗（デパートを除く直営店）	５％引	対象店舗（デパートを除く直営店）年中無休 9:30 ～19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富㈱広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より５%off、器材オーバーホール：通常価格より５%off	8:30 ～20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

部　門	指　定　店	会　員　価　格	営業日時	定 休 日	所　在　地	電 話 番 号
進物	㈱進物の大信	５～20％割引（但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く）（個別配送費 広島県内無料(2,000以上の商品)）	６～９月 10:00 ～18:30 10～５月 ９:30 ～18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	㈲中山南天堂	５～25％（但し一部ブランド品食品を除く）	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価２割引、 葬具（柩外）１割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	㈱玉屋	葬儀・花輪20％引、 生花５％引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10％引（一部除外品有）	平日 ９:00 ～17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売㈱	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 （ショールーム）	(082)248-4361
仏壇・仏具	㈱三村松本社	仏壇平常店頭価格より30～40％引、仏具平常店頭価格より10～20％引（但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。）			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞旅行㈱本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品３％引	平日 10:00 ～19:00 土・日・祝 10:00 ～17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1Ｆ	(082)512-1020
	㈱日本旅行 広島八丁堀支店 （県内各支店）	赤い風船３％引、マッハ５％引、ベスト３％引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1Ｆ	(082)247-1050
装飾	青山装飾㈱	特別価格	８:30 ～17:30	日・祝日、第２・４土曜日	広島市西区商工センター5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所㈱ 介護事業部 福山営業所	車いす（アルミ製55％・スチール製60％）、歩行補助ステッキ40％引き	９:30 ～18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	㈱エディオン法人営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製品10％引、パソコン関連５％引	９:30 ～18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南 3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	アリコジャパン 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中	９:00 ～18:00 （平日）	土・日・祝日	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9Ｆ	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	㈱サカイ引越センター	通常価格より15％割引	年中無休（但し1/1～1/3は休み）		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス（中小企業向け）	㈱福利厚生倶楽部中国（中国電力グループ会社）	入会金（一法人）31,500円→無料、月会費1,050円／人 サービス内容（一例）全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設：約4,000ヶ所　2,000円～、◆公共の宿：1泊2,500円／人補助◆パックツアー：10％OFF、◆フィットネス：１回500円～、◆映画：1,300円 等	９:00 ～18:00 （平日）		広島市中区国泰寺町1-3-22 ＥＲＥ国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタコーポレーション	特別価格	サービスについては24時間365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 ㈹ 担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証（会員カード）について

・新規受付は平成21年８月末をもって終了しました。

・継続の方は引き続きご利用いただけます。

・ご利用の際は、広島県薬剤師会**会員証**をご提示ください。



広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。

是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

浮世絵師　歌川国芳展

会　　期：平成27年９月11日（金）～ 10月18日（日）

前期展示：９月11日（金）～９月27日（日）　後期展示：９月28日（月）～ 10月18日（日）

開館時間：午前９時～午後５時

※金曜日は午後８時まで開館

※入場は閉館の30分前まで

※９月11日は午前10時開場

入 場 料：一般　1,100円 →900円／高・大学生　700円 → 500円／小・中学生　400円 → 200円

会　　場：３階企画展示室

・HPAM（エイチパム）コレクション展（所蔵作品展）

戦争と平和展開催記念展示　日本とアジアの工芸作品 ―つながる心　平和の礎

会　　期：平成27年７月４日（土）～平成27年９月27日（日）

開館時間：午前９時～午後５時　（金曜日は午後８時まで）

※入館は、閉館の30分前まで

入 場 料：一般　510円 → 410円／高・大学生　310円 → 250円／高校生以下無料

会　　場：広島県立美術館　２階　第４室

休 館 日：月曜日（特別展会期中及び祝日、振替休日は開館）

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014　広島市中区上幟町２－22

TEL：(082) 221－6246

FAX：(082) 223－1444

ホームページ　http://www.hpam.jp/

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館　団体割引会員登録

団体番号：**１１００６８**

団 体 名：公益社団法人 **広島県薬剤師会**

◈ 県薬だより ◈



県薬より
各地域・職域薬剤師会への発簡

6月16日　第45回広島県薬剤師会定時総会の承認事項等について（通知）

6月16日　第45回広島県薬剤師会定時総会資料の送付について（通知）

6月25日　医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.103」の提供について（通知）

6月30日　福祉医療費公費負担事業に係る受給者証の更新について（通知）

6月30日　薬剤師会認定基準薬局の平成27年度第２時認定について（依頼）

6月30日　広島県薬剤師会認定「基準薬局」の認定更新について（依頼）

7月１日　平成27年度広島県緩和ケア支援センターの薬剤師研修への参加について（依頼）

7月１日　くすりと健康啓発事業実施計画表の提出について（依頼）

7月３日　夏季休業について

7月13日　応需薬局の夏季休業期間調査について（依頼）

7月14日　医療事故情報収集等事業第41回報告書の公表について（通知）

7月16日　医薬分業関係資料（「薬と健康の週間」啓発資材）のお申し込みについて（照会）

7月21日　平成27年度DEM事業の実施について

7月29日　第35回広島県薬剤師会学術大会会員発表について（依頼）

7月31日　広島県薬剤師会認定「基準薬局」の更新認定について（通知）

7月31日　医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.104」の情報提供について（通知）

8月３日　第45回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ中国・四国in岡山）への参加について

8月５日　応需薬局の夏季休業表について（通知）

8月10日　応需薬局リスト「ファックスをご利用ください」の確認及び必要部数について（依頼）

8月10日　第46回広島県薬剤師会臨時総会資料の送付について（通知）

8月10日　第46回広島県薬剤師会臨時総会の承認事項等について（通知）

8月11日　平成27年度薬事功労者及び薬事功労団体の知事表彰に係る被表賞候補者の推薦について（依頼）

◆ 第45回広島県薬剤師会定時総会議事録

1．日時：平成27年６月14日（日）午後１時～ ６時25分
2．場所：広島市中区富士見町11－42
　　広島県薬剤師會館
3．次第
（１）開会の辞
（２）薬剤師綱領唱和
（３）会長挨拶
（４）表彰
ア．日本薬剤師会有功賞伝達
イ．広島県薬剤師会賞
ウ．広島県薬剤師会功労賞
エ．広島県薬剤師会有功賞
（５）来賓祝辞
（６）祝電披露
（７）謝辞
（８）物故会員に対して黙祷
（９）出席代議員数の確認
（10）会期の決定
（11）議事録署名人の選出
（12）会長演述
（13）議　　事
ア．報告第１号　平成26年度会務及び事業報告（公衆衛生）
イ．報告第２号　平成26年度事業報告（検査）
ウ．報告第３号　平成26年度事業報告（会館）
エ．報告第４号　平成26年度事業報告（共益）
オ．報告第５号　平成26年度貸借対照表
カ．報告第６号　平成26年度貸借対照表内訳表
キ．報告第７号　平成26年度正味財産増減計算書
ク．報告第８号　平成26年度正味財産増減計算書内訳表
ケ．報告第９号　財務諸表に対する注記
コ．報告第10号　附属明細書
サ．報告第11号　財産目録
シ．報告第12号　監査報告書
ス．質疑・応答
セ．採　　決
ソ．議案第１号　　公益社団法人広島県薬剤師会館建設について（案）
タ．提案理由等の説明
チ．質疑・応答
ツ．採　　決
（14）その他
（15）閉会の辞
4．出席者
（１）代議員（66名）

今田哲生	岩本義浩	岡田　甫
形部宏文	河内一仁	坂本　徹
新谷洋通	高橋　強	髙村豊至
武末玲子	長坂晋次	中野真豪
永野孝夫	野村伸昭	細田正紀
前田修一	宮本一彦	森川悦子
山内純子	吉川勇人	秋本浩志
木村昌彦	貞永昌夫	下田代幹太
土井郁郎	徳尾節子	皮間壽美子
長坂晃治	西原昌幸	畠山　厚
池田和彦	樽谷嘉久	呑田敬三
長谷川項一	竹下武伸	新出　恵
藤山りさ	渡邊理恵子	出口正光
小埜真理子	島崎一郎	明田丈之
佐々木一仁	佐々木拓也	中嶋都義
平本敦大	神田信吾	井上　真
高橋富夫	田口直子	萩原謙二
松本久ニ子	山岡恵美子	山口恵徳
常盤周作	中村勇樹	肥後克彦
麻生裕司	下田篤子	横田いつ子
津国美香	清原厚子	杉田善信
中本明春	有馬明彦	松岡俊彦

（２）書面表決・委任状提出代議員（14名）

池田康彦	野村真由美	荒田吉丸
大賀真樹子	峠　文子	細田智子
中石真紀	藤政智栄	横田直典
阪田安雄	大方十代治	甲メ愼二
作田利一	横田　進	

（３）役員

（会　　長）	前田泰則		
（副 会 長）	木平健治	大塚幸三	野村祐仁
	村上信行	渡邊英晶	
（専務理事）	豊見雅文		
（常務理事）	青野拓郎	有村健二	井上映子
	重森友幸	谷川正之	豊見　敦
	中川潤子	二川　勝	政岡　醇
	松村智子		
（理　　事）	三宅勝志	新井茂昭	奥本　啓
	竹本貴明	田邊ナオ	多森繁美
（監　　事）	水戸基彦	菊一瓔子	

（４）支部長

野村祐仁	下田代幹太	二川　勝
樽谷嘉久	竹下武伸	渡邊英晶
大塚幸三	村上信行	多森繁美
田邊ナオ	宮地　理	杉田善信
加藤睦子		

（５）弁護士
吉峯総合法律事務所　大井倫太郎
（６）オブザーバー
㈱じほう報道局報道２部　藤田昌吾
5．会議の状況
定時総会は、６月14日（日）午後１時から、松村智子常務理事の司会のもと開会された。
まず、大塚幸三副会長の開会の辞があり、薬剤師綱領唱和の後、会長挨拶に移り、前田泰則会長が行われた。
【会長挨拶－別添（P.43参照）】
次に、表彰式に移り、まず、日本薬剤師会有功賞受賞者は全員欠席であったため、今中フジエ氏（広島支部）、小川操氏（東広島支部）、笹原肇氏（広島支部）、広畑美代子氏（尾道支部）、吉田稔氏（広島支部）は名前の披露がされた。
次に、広島県薬剤師会賞受賞者、宮本一彦氏（広島支部）、中野真豪氏（広島支部）、貞永昌夫氏（安佐支部）に前田泰則会長から賞状及び記念品が授与された。なお、欠席

者の大岩生子氏（安芸支部）、川野雅代氏（呉支部）は名前の披露がされた。

次に、広島県薬剤師会功労賞受賞者、中川潤子氏（広島支部）、吉川勇人氏（広島支部）、森本繁治氏（安佐支部）、奥本啓氏（大竹支部）、森川淳一郎氏（廿日市支部）、守下裕美氏（呉支部）、横田いつ子氏（尾道支部）に前田泰則会長から賞状及び記念品が授与された。なお、佐藤充子氏（呉支部）、小森泰雄氏（福山支部）は名前の披露がされた。

次に、広島県薬剤師会有功賞、田原幸子氏（広島支部）に前田泰則会長から賞状及び記念品が授与された。なお、松下悠紀子氏（広島支部）、厚井一恵氏（安芸支部）、住田淑子氏（安芸支部）、石本和子氏（廿日市支部）、吉野毅氏（三次支部）は名前の披露がされた。

次に、広島県健康福祉局薬務課の海嶋照美課長から祝辞があり、引き続き、日本薬剤師会児玉孝会長、参議院議員藤井基之先生からの祝電披露があった。

次に、受賞者を代表して、貞永昌夫氏が謝辞を述べられた後、昨年度以降、本日までにご逝去された会員に対して黙祷を捧げた。

次に、海嶋薬務課長、受賞者が退席され、表彰式は終了した。

【議長・副議長登壇し、議長・副議長席に着く】

河内一仁議長・下田代幹太副議長

「議長の河内一仁でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長の下田代幹太でございます。よろしくお願い申し上げます。」

河内一仁議長

「次に、これより議事に入りますが、特に議事運営につきましては、円滑・能率的に終始いたしますよう、格段のご協力をお願い申し上げます。」

まず、出席代議員数の確認を行います。ただいまの出席者数は66名であります。また、欠席代議員より、委任状または書面表決の届出が14名ありましたので、出席者数は合計80名になります。定款第20条に規定による定足数の２分の１に達しておりますので、会議は成立いたしました。」

河内一仁議長

「次に、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本第45回定時総会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議なしと認めます。よって会期は１日と決しました。

続きまして、議事録署名人の選出についてであります。お諮りいたします。定款第24条第２項に規定する議事録署名人の選出は、議長より指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議ないようでありますから、議長から指名させて頂きます。岡田甫氏（広島支部）、井上真氏（福山支部）、以上の方々にお願いいたします。」

河内一仁議長

「次は、日程に従って、会長演述をお願いいたします。」

【会長演述－別添（P.43参照）】

河内一仁議長

「ありがとうございました。

これより議事に入ります。提出されました報告事項は、報告第１号　平成26年度会務及び事業報告（公衆衛生）より、報告第12号　監査報告書までの12件、また、議案としましては、議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会館建設について（案）の１議案であります。

この場合、お諮りいたします。

各報告事項を一括報告とさせていただき、議案第１号と分けてご審議いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議なしと認めます。よって、各報告事項を一括報告とし、議案と分けてご審議いただきます。

お諮りいたします。

これより各報告事項に対する理事者からの報告説明に入りますが、この場合、審議の能率化を図るため、各報告事項説明の終了後、報告事項の質疑、報告事項の採決を行い、暫時休憩し、再開後に、議案の提案理由の説明に入り、議案の質疑の後、議案の採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

それでは、報告第１号から順次、報告説明を求めます。」

（理事者側から提出資料により次のとおり説明等があった。）

（１）報告第１号　平成26年度会務及び事業報告（公衆衛生）
野村祐仁副会長
村上信行副会長
木平健治副会長

（２）報告第２号　平成26年度事業報告（検査）
大塚幸三副会長

（３）報告第３号　平成26年度事業報告（会館）
野村祐仁副会長

（４）報告第４号　平成26年度事業報告（共益）
野村祐仁副会長

（５）報告第５号　平成26年度貸借対照表
谷川正之常務理事

（６）報告第６号　平成26年度貸借対照表内訳表
谷川正之常務理事

（７）報告第７号　平成26年度正味財産増減計算書
谷川正之常務理事

（８）報告第８号　平成26年度正味財産増減計算書内訳表
谷川正之常務理事

（９）報告第９号　財務諸表に対する注記
谷川正之常務理事

（10）報告第10号　附属明細書
谷川正之常務理事

（11）報告第11号　財産目録
谷川正之常務理事

（12）報告第12号　監査報告書

水戸基彦監事

河内一仁議長

「以上で報告事項に対する説明は終わりました。

これより各報告事項に対するに質疑に入ります。

審議の効率化をはかるため、各報告事項を分離せず一括質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議ないようでありますので、さよういたします。

それでは、各報告事項についての質疑に移ります。

まず、お手許へ配付しておりますように、質疑事項の通知を頂いております。この場合、報告事項の質問に限らせていただきます。議案関連の質問は後ほどとさせていただきます。質問を出された方、よろしいでしょうか。」

【了承の声あり】

河内一仁議長

「報告事項に関する質問につきまして、発言者は、議席番号、氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。」

河内一仁議長

「ございませんでしょうか。」

河内一仁議長

「それでは、質疑を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議ないようでありますので、以上をもって質疑を終了いたします。

それでは、これより報告事項の採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま上程中の報告第１号より同第12号までの各報告事項は、いずれも報告のとおり了承することにご異議ありませんでしょうか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「異議なしと認めます。よって、いずれも報告のとおり了承されました。

それでは、ただいまより休憩いたします。」

下田代幹太副議長

「ただいま、時計が午後２時50分ですので、15分ほど休憩をいただきまして、午後３時５分から再開させていただきます。」

休憩　午後２時50分

【休　　憩】

再開　午後３時６分

河内一仁議長

「着席をお願いいたします。

みなさん、お席に着かれたようであります。

休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより、議案第１号の提案理由の説明を求めます。

休憩中に、報告第１号　平成26年度会務及び事業報告の差し替え分１枚、白い封筒、Ａ４の１枚ものをお配りしております。１枚ものの方が、今から説明があります第１プランの資料です。封筒に入っている方が第２プランの資料になります。

それでは、議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会館建設について（案）の経緯説明を求めます。」

（15）議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会館建設について（案）経緯説明

渡邊英晶副会長

河内一仁議長

「ありがとうございました。

では、第１プラン　定期借地権を結んで会館を建設する案の説明を求めます。」

第１プラン　定期借地権を結んで会館を建設する案

前田泰則会長

河内一仁議長

「ありがとうございました。

それでは、引き続き第２プランの説明に入りたいと思いますが、パワーポイントの準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

それと、今からＡ４の２枚ものの資料が配られます。よろしくお願いいたします。

それでは、第２プラン　公益社団法人広島県薬剤師会が自前で広島県薬剤師会館を建設する案の説明を求めます。」

第２プラン　公益社団法人広島県薬剤師会が自前で広島県薬剤師会館を建設する案会

野村祐仁副会長

河内一仁議長

「以上で、提案に対する提案理由の説明は終わりました。

それでは、議案についての質疑に移ります。

まず、配付しております質問事項一覧表の順序に従いまして順次、ご発言願います。なお、発言者は、議席番号、氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。

それでは、最初の質問者、よろしくお願いいたします。」

【質疑・応答－別添（Ｐ.43 ～ 56参照）】

河内一仁議長

「中野代議員。ちょっと待ってください。中野代議員が先に手を挙げてます。」

中野真豪代議員（広島）

「動議という形で提案いたしたいと思います。私、中野と代議員の宮本代議員と森川代議員、３名の提案といたしまして、今回の議案第１号はこの場で採決を見送り、差し戻し、今後、委員会、理事会できちんと審議してもらって、次回の臨時代議員会になるかと思うんですけど、次回の代議員会で新たな議案を、２つじゃなくて１つにまとめて提出していただくことを提案いたします。

提案理由、述べたいと思います。私、個人的な考えもそうなんですけど、会長のプランの中に、いろいろ会長が参考資料とかつくられたり、いろんなところで話したりしてる中に、さっきも言いましたけど、その話の中に我々も入れてもらいたいんですよね。先ほど情報が漏れるとかなんとかありましたけど、少なくとも会館建設特別委員会、誰一人として漏らしてません。私も信じてください。私も漏らしてません。そういうところを信じて、いろいろ個人的感情あるかと思いますけど、私もプロポーザルの説明書をつくるに当たっ

て、会長と付託されたもんで、それは一生懸命私も考えながら、例えば、あいた土地、別棟も考えるっていうのも私の考えで盛り込みました。それはいろんな人の意見を盛り込みながらあれをつくっていきました。それで、会長がお示しいただいたさまざまな資料、これは出したらいけませんよって、これは中野君だけの中にとどめとってください、それも今まで出してません。だから､信じながらやっていきたいんですよ。せっかく理事の先生方も、野村先生、村上先生、豊見先生、前田先生、渡邊先生、すばらしい意見を持たれて、すばらしい能力のある方、中心となるメンバー 5 人いらっしゃるじゃないですか。

前田先生、私が、そういう中に入るのは嫌だというんであれば、審議員から外されたより、私、会館建設特別委員会から外してもらっても構いませんから、きちっと執行部の中で話してもらって、意見をまとめて、ちゃんとした形でこの場で代議員に審議していただくような形をとってはいただけませんか。今この場で、我々に 1 か 2 かって決めさすのは酷ですよ。だから、きちっと話信じて、さっきの 5 人の方を信じて話していただき、そして、ちゃんとまとめて出していただきたいと思います。

議案第 1 号の採決を見送る案について、賛成か反対かの判断を無記名投票により採決を行うことを提案いたします。

河内議長、よろしく、よろしくお願いします。」

河内一仁議長

「その前に、今、前田会長。」

前田泰則会長（呉）

「いろいろ御提案ありがとうございます。

私が先ほどから言ってるとおり、お金のかかる話ですので不足金に関する資金調達を私なりに考えておりますので、第 1 案を、動議出されたのは御自由なんですけども、本当にそれでよろしいのかどうか皆様方で御審議ください。私もそれ以上は言いません。」

河内一仁議長

「今、修正動議出まして、第31条で動議を取り上げるかどうかっていうと、挙手でお願いしたいと思いますけど、いかがでございましょうか。（発言する者あり）無記名投票だって。」

下田代幹太副議長

「まず、この動議を取り上げるか取り上げないかということを、それは挙手によってしたいと思います。」

河内一仁議長

「では、今申しましたように、この動議を取り上げるかということで、取り上げるっていうこと……（発言する者あり）あっ、質問、そうか、ごめんなさい。

今の動議について御質問はございませんでしょうか。

3 人。

今の動議を取り上げるかどうか、挙手でお願いしたいと思いますですけど、今の中野代議員の動議を取り上げるということに賛成の方、挙手をお願いします。」

【挙手多数】

河内一仁議長

「よろしいですか。

はい。今の、66人おられまして、その過半数45名が今あると。この動議を採択いたします。

それで、今からしばらくちょっとお待ちください。投票用紙を。」

河内一仁議長

「はい。」

豊見雅文専務理事（広島佐伯）

「今のは無記名投票で決するとおっしゃいましたけども、もしもこれで第 1 案を決めないと、例えば第 1 案を決めるほうの人は丸をして、第 1 案をきょう決議しないというほうの人がバツ､第 1 案をきょう提案､えっ､何だ、議決しないことに反対だという人が多かったとしたら、もう一度第 1 案か第 2 案かで。今、実は用意してあるのが、第 1 案に丸なのか第 2 案に丸なのかっていうの用意してあるんですよね、そうですよね。その投票、今から用意はできてる。ところが、先生の動議を採択したとしたら、きょう一応決めないか決めるか、決議をするかの今投票したとして、もしも投票するというほうが多かったとしたらもう一度やることになる。」

中野真豪代議員（広島）

「その投票用紙の裏側でも丸かバツかでもいいんじゃないですか。」

河内一仁議長

「そうはいきません。」

豊見雅文専務理事（広島佐伯）

「そうすると、ちょっとよくわからなくなって。どうなんの。」

河内一仁議長

「それは、まだまだだ。」

下田代幹太副議長

「だから、諮って。諮る。」

豊見雅文専務理事（広島佐伯）

「そうなんよ。だから言ってるんで、諮るために無記名投票をするということに賛成だったんよ。中野先生も、だから、これでもう 1 回説明を。」

中野真豪代議員（広島）

「そうしたらですね、さっきの投票は面倒っていうことなんで、挙手、このさっき言った、もう一度お話しします。

第 1 号議案の採決を見送る案について、賛成の方は挙手をお願いいたしたいと思いますというふうな選考方法で変更させていただきます。（発言する者あり）」

河内一仁議長

「ちょっと待ってください。それは私からの方から。大塚先生。」

大塚幸三副会長（呉）

「今、 1 案を取り上げるか、もう潰すかということですか。中野先生、第 1 案を潰すのですか、それとも、どういう意味なんですか、それは。」

中野真豪代議員（広島）

「だから、今回の議案第 1 号を、プラン 1 、プラン 2 云々じゃなく、議案第 1 号自体を、どっちがどうのじゃなくてもうそれ自体を、 2 つ出てるそれ自体をもう今回は採決しないっていう形でお諮りしたいと。」

下田代幹太副議長

「だから、もういいんですよね。今のでわかったわけ

だから。」
河内一仁議長
「じゃあ、挙手をとる。もう1回。」
下田代幹太副議長
「いやいや、もう、今の、だから。」
河内一仁議長
「前田会長。」
前田泰則会長（呉）
「おっしゃる意味は、要するに審議なしという意味にとっていいんですかね。審議しないことでもう1回改めてということで。」
中野真豪代議員（広島）
「審議は採決しないと、議案第1号に関して。」
前田泰則会長（呉）
「なるほどね、全てね。」
中野真豪代議員（広島）
「はい。戻してもう一度、皆さんで考えてください。」
前田泰則会長（呉）
「差し戻し。それは疲れる。疲れるなあ。それはそれで別に構いません。」
中野真豪代議員（広島）
「優秀な皆さんで考えていただきたいと。」
前田泰則会長（呉）
「わかりました。」
河内一仁議長
「永野代議員。」
永野孝夫代議員（広島）
「きょうの議案に対して採決をしないという動議が出て、その動議を取り上げるか上げないかという点で挙手をして、半数以上が動議を取り上げるという判断をした段階。したがいまして、議長としては、今提案されてる動議の賛否を問うことで終わりですよ。前田会長、いろんな心配、先にしてましたけども、今後の扱いは理事者側で考えることで、再度お出しになろうと、来週また臨時総会をおやりになろうと、それはもう御随意なことですから。議長、わかりましたか。」
河内一仁議長
「はい。」
河内一仁議長
「いやいや、だから、動議を取り上げるかどうか。」
河内一仁議長
「じゃあ、今の動議を。（発言する者あり）ちょっと抜けましょうか。
ちょっとお待ちになってください。
今、動議の中野先生とも打ち合わせしたんですけど、要はこの会をこのまま続会するか、しないかという問題に置きかえられると思いますので、ここで表決をとりたいと思います。このままこの会を続行しないという方は挙手をお願いしたいと思います。（発言する者あり）この会をこのままやるっていうことは議案を採決するっていうことです。この会を続行しないんであれば、もうここで終わりでございます。（発言する者あり）ここで終わりです。終わるっていうことです。（発言する者あり）報告事項はもう審議されましたので、承認されましたので。」
大井倫太郎弁護士
「弁護士ですが、よろしいですか。」
河内一仁議長
「はい。」
大井倫太郎弁護士
「済みません、先ほど提案された方の趣旨は、要はここで採決とるんではなくて、ちゃんと審議をちゃんと議案も詰めて次回の事前の委員会とか、そういったとこで審議を詰めた上で再度まとまった形で提案を出し直して、改めて決をとると。きょう決をとるのはやめてほしいという趣旨でおっしゃった。それは、まさに、本来修正動議じゃないんですけども、きょうでは審議が詰まらないので、引き続き、続会という意味はですね、引き続き次の総会、臨時総会なんかを開いて、次の決議に持ち越しましょうという趣旨なので、続会について判断を求めるということは、きょうは決議をしないで次回までの間にまた期日を決めて、その間に、要は判断しましょう。きょうは決議をとらないという意味が続会ですね。続会をしないという意味は、きょう決議をとりますと、要は採決を、きょう1案か2案かを決めるっていうのが続会しないと、きょうの総会で決めるという意味なので、それはよろしいですかね、そういう趣旨だと思いますけど。」
中野真豪代議員（広島）
「先ほどのとおりで行っていただきたいと思います。」
河内一仁議長
「済みません、続会するというほうは、この第1議案を、これを決めないで次回に日を改めてするっていうのが続会するというほうです。いいんですよね。」
中野真豪代議員（広島）
「済みません、もっと我々にわかりやすい言葉で、法律用語じゃなくてわかりやすい言葉でお願いいたします。」
大井倫太郎弁護士
「定款にも一般社団法人法にも書いてある、続会というのは続ける会ですから、この議案をちゃんと議論を続けると、きょうは決議しないっていうのが続会という意味ですね。続会しないっていうのは、もうきょう決めちゃいましょうというのが続会しないと、そういう意味です。」
河内一仁議長
「今の弁護士さんの、おわかりになりましたでしょうか。続会するというのは、第1議案をきょうは審議しないんですけど、もう一回詰め合わせて行う。次の、次回の総会で行うというのが続会するです。続会しないというのは、このまして、表決を行うということなんですけど。御理解いただけましたでしょうか。
じゃあ、よろしいですか。
では、続会するというほうに御賛成の方、挙手をお願いいたします。」
【挙手多数】
河内一仁議長
「どうぞ、もうおろしてください。」
河内一仁議長
「同じですね。
66名中48名が続会するということで、第1号議案を

そのまま再検討を行っていただいて、次回の臨時総会にかけていただくというふうに、皆様のあれで決まりました。

これで、私どもの大変不手際が多かったんですけど、引かせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)」

【議長・副議長　降壇】

松村智子常務理事

「議長さん、副議長さん、そして、代議員の皆様、本当にお疲れさまでございました。円滑なる議事運営によりまして滞りなく、いや、もっと精査することで次回に持ち越されました。厚くお礼申し上げます。

折角の機会でありますので、何かご意見などありましたら、ご発言願います。とは言いますものの、もうお疲れのようですので、このあたりで終わりたいと思います。」

閉会にあたり、木平健治副会長が閉会の辞を述べ、午後6時25分に閉会した。

[会長挨拶]

皆さん、こんにちは。日曜日、お休みのところ、公益社団法人広島県薬剤師会総会に御参加いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、日薬有功賞、広島県薬剤師会賞、同功労賞及び同有功賞を受賞されました先生方、まことにおめでとうございます。長年の薬剤師としての功績を果たされましたこと、深く感謝申し上げますとともに、今後ともより一層の御活躍をお願いしたいと思います。

さて、最近、薬剤師を取り巻く環境が特に厳しいものがありまして、医薬分業を否定するかのような規制改革会議からの答申が今後とも多分次々と出されてくると思われます。門内薬局問題を初め、薬局の構造設備の緩和策などなどですね。5月29日に日薬からの緩和に対する反対活動について、今回も早速ながら理事会決議をもって対応させていただきました。ただし、今まさに少子高齢社会の中で、我々薬剤師も襟を正し、かかりつけ薬局の役割を十分に発揮していきたいと思います。国の進める病院完結型から地域完結型への移行は、地域包括ケア推進のためのキーワードであります。多職種連携による地域医療を支え、在宅医療を支える薬剤師の今後の役割を目に見える形で社会に訴えていかなければなりません。医薬分業という薬剤師の中心となる柱さえ不確かなものになってしまいます。与えられた時間はそう多くありません。会館建設の機会に、在宅医療薬剤師支援センターを構築して、医療福祉ゾーンにその在宅の実験場となるべく施設が併設されることを期待しております。きょうはよろしくお願い申し上げます。

[会長演述]

改めまして、皆様、こんにちは。何か何度も挨拶してるようなんですが、申しわけありません。この演述を短くしたいと思っております。

きょうは、公益社団法人なりして初めての決算総会という言い方しますけれども、会計報告等見られてもわかりますが、かなり変わってきております。解釈の仕方、それから記帳の仕方、それからいわゆる資産、財産の取り扱い方等、それぞれ今までとは違ったやり方でございますが、日本薬剤師会ももともとこういう形で、今、何年かやってきております。また、定款等の中の不備が若干ありまして、日本薬剤師会の場合は代議員の補欠選挙というのを今、審議しております。今まで予備代議員という形でおられた方が、代議員だけということでやってた場合に支障が出て来れないということの代案がなかったもんですから、それを今、改定されつつあります。本会も、公益社団法人の定款等を含めて実務的な部分がありながら、なおかつ実態にそぐわない部分もありますので、また懇切丁寧に行政のほうと、総務課のほうと話をしながら積み上げていきたいと思っております。きょうはまだふなれな会計報告になるかもしれませんが、ベテランの谷川先生がやられますので、わかりやすく聞いていただけることと思っております。きょう1日、皆様方の御審議いただいて、会館建設等も含めて十分なる御判断をいただいて終わりたいと思います。きょうは御参加本当にありがとうございます。

[質疑・応答]

○20番・森川悦子代議員（広島）　20番、森川悦子です。まず、会長に質問なんですが、本日もこのチラシを持ってこられて、先日にも資料が送られてきたんですが、前田会長が送られたものですか。

○前田泰則会長（呉）　はい。

○20番・森川悦子代議員（広島）　そうです。この説明書は理事会で承認されたものでしょうか。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　それは資料ですので、理事会じゃなくてそういうところに出す資料として提案しておりますので、数字を見ていただくだけのものだと思っております。

○20番・森川悦子代議員（広島）　では、前田先生の私案ということですか。

○前田泰則会長（呉）　その資料の数字は、各業者さんにお聞きして書いてあるだけですので、私案ではありません。出してるもの資料ということで御理解ください。

○河内一仁議長　ちょっと失礼します。議席番号と名前をお願いします。

○20番・森川悦子代議員（広島）　20番、森川悦子です。

○河内一仁議長　はい、済みません。どうぞ。

○20番・森川悦子代議員（広島）　まず、総会資料として送られたものには参考資料はどちらの1案も2案も入っていなくて、それから後からいろいろと送られてきましたが、それはどういうことか教えてください。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　それは私にもよくわかりません。それぞれがそれぞれの思いで出すということでしょうから、別にそれはとめるわけにもいかないし、例えば事務局に頼んで送ったとかであればまた問題でしょうけども、やはりそれぞれの思いがあって皆さんにお伝えしたいということで送られたんではないかと思います。

○河内一仁議長　森川先生。

○20番・森川悦子代議員（広島）　理事会として決定されたことを提出して、それを承認するのが総会じゃないかと私は思っていたんですが、大事なことを決定する資料の中にそういう資料は入ってなくって、ばらばらにいろん

なところから送ってきて、今すぐこれを決めましょうということに対して疑問を感じたので質問させてもらいました。

前回の代議員会のときに、密室での協議ではなくてオープンな場での協議にしてほしいと発言、私はしたんですが、覚えておられるでしょうか。前田会長。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　はい、覚えておりますよ。

○20番・森川悦子代議員（広島）　資料を見るところによると、理事会では出なかった発言や資料が含まれているように思ったのでお尋ねしたんですが、どうでしょうか。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　先ほど言いましたように、数字をちゃんと理解していただきたいための資料でしかありません。その裏づけが業者がつくってくれてますので、その裏づけをもとに、この不足金をじゃあどうするんでしょうかっていうことの問いかけでしかないんですね。だから、これはそうするとかそうしないとかじゃなくて、資料の中での数字は、我々も専門家に聞かないとわかりませんので、例えば5,000万という、さっき今出てました、それは昇降機とかいろいろなものも含めてと私は思ってましたけども、実質、島津製作所の移転、検査センターの機器ですね、精密機器の移転先の精度管理をしないといけない費用が約5,000万だということだそうです。それから、日通に聞いて返事が来たのが３日前ですから、最初は1,000万ぐらいかなと思ってた引っ越し費用も、実は500万円ぐらいで済むと。ただ、機械は移設した後で、検査センターの機器がちゃんと精度よくはかれるのかっていうことの費用が随分かかるんだなということをそこで知ったわけですね。

だから、それともう一つ、設計監理あるいは登記費用等は５億の中に含むと言われましたけれども、普通はそれは設計屋さんが払うんじゃなくて、５億行くのは施工業者に行くわけですから、その費用は実は印紙代とかそういったものを業者が持つことになります。それから、外構工事もそうです。外構工事はレベルが何段階もあって、５億の中に簡単に1,600万で入るかどうかは実は整備方針には書いてない。ということは、５億の中で本当にそれをどんどんどんどん要求していくと、本当の坪単価は80万じゃなくて60万以下になります。それはさっき言った落札不調に終わるか、施工業者、別ですからね、設計図が幾らあっても、その見積もりをどんどんこちらが付加かけて、これも入れてくれ、あれも入れてくれってやってるうちに単価は下げられる。会館、建ちます。

先ほど、私、言葉遊びじゃないと言ったのはそこです。数字は入れることはできます。５億の中に入れることはできますが、実際にそれをやる施工業者は坪単価で計算すると手が挙げれないんですよ。呉の市役所もそうです。五洋が３回も増額を要求してきました。鉄の値段も違います。下手すると鉄骨じゃなくてスレート葺きか軽量鉄骨でしか建てれなくなる。そんな会館でいいんですか。第２のプランはぎちぎちのプランなんですよ、中身が。それをちゃんと御理解いただきたいので、ああいう１枚物の紙でどんだけ費用がマイナスになって負担しなきゃいけないかということをお示ししているだけです。ペーパーが誰が出そうと私は誰もとめることはできないと思いますので、そのことに関して一切言うつもりありませんが、言葉だけのやりとりじゃなくて数字で示してほしいんです。

自前で建てると言いながら、自前って日本語、どういう言葉か知っとられます。森川先生、自前ってどういうことでしょうね。国語辞典に載ってますよね。全額自分で払うと書いてあるんですよ。それをさっきの説明、何ですか、足らなかったら定借もいいという、貸してもいい。最初自前で、それに見合った建物を建てるって皆さん言われたんですよ、第２プランの方は。話がすり違ってませんか。自前というのはそういうことですよ。私は、貸した地代で不足金を補ったらどうかという提案してるだけです。それでも借入金をどう返済するのか、逆に教えてもらいたい。３億円足らないのは事実です。あそこに５億5,000万って書いてあるけど、その数字を足したら５億5,000で済まないです。何でもかんでもぶち込んでできると思うから５億5,000になってるけど、でも、それは実際に坪単価が下がります。本来５億で建てようと思ったら１．２倍、約６億の費用がかかるんです。施工業者では当たり前の話です。５億で全部ひっくるめてやろうと思ったら、じゃあ、４億以下でやらないとできないんですよ。まして外構まで入れるっていうことになると相当費用かかりますよ。実質そういう数字を業者と押さえたことあるんでしょうかね。図面だけではわからないこと幾らでもあるんです。簡単に５．５億って書いてあるけど、実際やってみたら坪単価が60万ぐらいでやるって、誰がするんですか、そんなの。ぺらんぺらんの会館しか建たないですよ。今の時代、最低でも80万から100万の間で落札業者が決まってくれたらまだいいほうです。

○河内一仁議長　前田会長、よろしいでしょうか。

○前田泰則会長（呉）　そのくらいにしときましょうかね。

○河内一仁議長　野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島）　言葉遊びではないんですが、一つ、例えば一つあるのが、検査センターに伴う精度管理費用5,000万、島津製作所。これ、まだ、実は検査センター、どんだけ移転するか決まってないんです。皆さん、いつも決算を見ていただくように、検査センターは赤字でございます。累々と赤字を計上しておりますので、できるだけコンパクトにして必要なものだけを移転させようではないかということまでしか今は決まっておりません。最初、図案出てましたけど、もっと小さくしてもう一遍練り直してねっていう段階で、見積もりがこれ5,000万はどっから来たのか根拠が不明でございます。

そして、自前でとおっしゃいました。この自前という言葉は、当初私どもは書いてなかったんです。このきょうの議案第１号は、私どもは公益社団法人広島県薬剤師会が広島県薬剤師会館を建てる案としか書いてなかったんです。そして、この上のところには可決されたとかだけ書いてあるんですが、それはもっと理事には責任が生じるということで、誰が賛成して誰が反対したのかということを明確にすべきだと思いまして、当初はここに、誰々が誰々、賛成者誰々誰々、反対者誰々誰々ということで、何対何で可決しましたという説明でこの１案は当初はできてたんです。何の議論もされてないうちに常務理事会で、今度これでいくから、自前で建てるという、そこで言葉が入りました。それは事実ですよね。最初は入れて

ないですよ。事務局に聞いてもらっても、あ、事務局の責任になっちゃいますからそれはやめときますが、当初は入っておりませんでした。それこそ言葉遊びじゃないですかね。自前でったら、借金せずに建てることよっていう、そうじゃないと思います。

○河内一仁議長　よろしゅうございますか。森川先生。

○20番・森川悦子代議員（広島）　済みません、だんだん手に負えなくなってきたんですけど、まず、一番言いたいのは、公平に中立に考えてもらいたいというのが一番言いたいんですよ。締め切りがせっぱ詰まってるってさっきから何回もおっしゃったんですけど、締め切りがせっぱ詰まったのはどうしてかなと思ったら、やっぱり前回も聞きましたけど、頻繁に必要な会議はしっかり開いて、理事会なり、どこで決まるのかわかりませんけど、建設委員会なりでしっかりたいて、それでいろんな意見を出して積み上げてこなかったからせっぱ詰まってるんじゃないでしょうか。済みません。

それと、言葉遊びも先ほど会長言われましたけど、会長がいろんな、ここは、ここで言っていいかどうかわからないんですけど、いろんな会のときに言って、いろんな自分の思いを言葉にしてあらわして言われるんですけど、すごいすばらしいことなんですが、それが普通の人が言うのと会長が言うのと重みが違うんですよ。会長が言われたら、それはもう広島県薬剤師会の決定事項だとほかの会の方が思われて、ああ、県薬こういうことが決まったんじゃねって言われます。なので、決定したことと自分の思いをいっぱいあったと思うんですけど、分けて発言して、ほかの会行ったときに、していただきたいと思いました、済みません。

これはちょっと前置きだったんですが、長くて済みません。会営薬局の質問をします。本日の前田会長や大塚副会長の挨拶にもありましたが、会営薬局や在宅支援センターなどがかかりつけ薬局として運営していくために、また、鉄道病院や患者さんやその他の医療機関の患者さんが利用しやすいように、十分な駐車場の確保や、24時間対応をしないといけないと思うのでドライブスルーの機能とかが必要だと思うんですよ。怖いじゃないですか、夜中にあけとったら。そういうものをするのに、そういうのができるレイアウトにしてほしいということと、それから、ある程度の枚数の処方箋を応需できるのに、やっぱり駐車場は十分確保してほしいと思ったんですけど、先ほどの２つのプレゼン聞いたんで、それでどうでしょうか。いいですか。

○河内一仁議長　大塚先生。

○大塚幸三副会長（呉）　私のほうで。今、会営薬局という言葉がありましたけど、一応会営薬局、公益法人としては会営はできません。ですから、任意の団体か広島市薬さんにお願いするかというような形になろうかと思いますけども、そういうような意思を酌んで24時間体制を組んでの薬局をつくりたいというのは、これは大きな望みでございます。ただ、今言われたドライブスルー云々と言われましたけども、片っぽではドライブスルーですと、はいはい、できました、はい、お薬、はいというような流れになってくるのが便利さのものだと思います。しかし、それが果たしていいのかどうかというのはまた別問題ですので、その安全面を考えるといろんな施策があろうかと思いますけど、ドライブスルーというものは我々の念頭には余りございません。ただ、お薬の欲しい方がそういうのがあれば便利だというのは十分わかりますけども、薬剤師の職能としてそういうように、はい、できました、はい、幾らです、はい、お金頂戴というのがいいのかどうか、これはまた別問題だと思ってますのでよろしくお願いします。

○河内一仁議長　渡邊副会長。

○渡邊英晶副会長（廿日市）　ドライブスルーという、何かそういう話がありましたが、これ、薬剤師として失格ですね。服薬指導っていうのは対面で、少なくともお薬相談室、そういったところで薬剤師とやっていくのが、調剤にしてもそういうのが基本。これは、中四国厚生局、私、審議員やってるんですけれども、そういったマックとかそういうのとは違うんで、必ず車でこうやってて、車で応対しながらっていうんじゃなくて、本当にこの薬について対面でしっかり相談してほしいというような話がちゃんと出ております。以上です。

○河内一仁議長　ありがとうございます。

○豊見雅文専務理事（広島佐伯）　はい。

○河内一仁議長　豊見雅文専務理事。

○豊見雅文専務理事（広島佐伯）　ドライブスルーというのは、実は鳥取県とか感染症対策とか小児科対策でドライブスルーというのは実際にもう認められていますし、必ずそこで必要かどうかは私はまだ検討してませんが、別に今、薬剤師としてどうのこうのという筋合いのもんではないというふうに考えています。

○河内一仁議長　はい。ありがとうございます。

○豊見雅文専務理事（広島佐伯）　マックとか比べられるようなものではありません。

○20番・森川悦子代議員（広島）　すごい怒ってます、私は。薬剤師として失格でしょうか。そう言われましたよ、今。夜間に何人であけとくんですか、24時間。

○河内一仁議長　え、お尋ねですか。

○20番・森川悦子代議員（広島）　24時間対応で何人でそこにあけとくんですか。

○渡邊英晶副会長（廿日市）　薬剤師と失格というじゃなくて……。

○20番・森川悦子代議員（広島）　そういって言われましたよ。

○渡邊英晶副会長（廿日市）　いえ、そうではなくて、言葉尻をとらないでください。一応、薬剤師として考えるべきとして、調剤をしたときには相対をして、それで相談をして、相談をしながらお薬のことをお聞きしながら、残薬とかそういったことを必ずお聞きするっていうのでドライブスルーはちょっとなじまないんじゃないですかというふうに、今の広島県のことでちょっとそういう問題も出てきておりますので、広島県の中四国厚生局のほうでは。それが先生が言われたように、よそがそういうのがあるからどうなんですかねっていう質問もしたことがあります。それで、広島の場合はそれはちょっとなじまないよというふうに言われたということです。以上です。

○河内一仁議長　森川先生。

○20番・森川悦子代議員（広島）　済みません、ちょっと怒ってしまいましたけど、どういうのを建てるか今から考えるのでいいですけど、夜間に24時間あけるように広島市

薬剤師会が依頼されるかもしれないと思うと、職員がそこに夜間に１人か２人か３人かわかりませんけど、いるわけです。周りに明かりもないとこでね。女性が多いですよ、薬剤師は。男性の皆さん、皆さん、出てくださいますか、どうするんですか。怖いですよ、私は行きませんよ。それは置いといて、済みません。

まず、処方箋の枚数がある程度ないとやっていけないということがあると思うんですけど、先ほど前田会長が、隣の建物に医療機関を入れてもらおうという考え持っとられるみたいなんですけど、６月９日に厚生労働省の見解として、病院と薬局の施設内併設を認める方針が出ましたよね。それの先駆けですか。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　それは私がそこに医療機関をつくれとかいうことじゃなくて、業者がおられるという紹介だけなので、するかしないかはわかりません。ただし、広島市薬さんが24時間体制で受けられないということであれば、我々の薬剤師職能で100人が100人、24時間店をあけないといけなくなるんですよね。やっぱり在宅も含めてこれからやるとすれば、拠点化をしてそこで皆さんの御協力を得て、24時間難しければ遅くまでやると。例えば呉でも、医師会病院の前は、あれは10時までですかね。10時半ですかね、遅い時間まで交代で出てます。それぞれの地区でそれぞれの会営が支部の会員さんを支えながらやっていただいてるわけですから、今、森川先生、確かに女性だと怖いのでガードマンつけたりいろいろしないかんかもしれんですよね。宿直、あるいはその設備もきちっとしたものにしないといけないと思います。そのためには出費、経費が要るんです。運転資金も要ります。ということは、やはり処方箋が受けれる状態の環境づくりも必要なんではないかと思います。全て会費で賄うということになると、会員さんへの負担がずっと続くわけですから、会営でやってるとこ、皆さん大変なんですよ。若干集中率高めないと無理なとこもありますけど、でも、実際に会員さんが交代でやってられたり人件費がかかりますので、そういった手当てをちゃんとしていただけるようなスキームをつくっていかないと、ただ思いつきで24時間というわけにはいかないので、それは今後皆さんでお話ししていただかないといけないと思ってます。広島市薬さんだけが背負うのか、あるいは市の、政令市ですかね、政令市の連合体で受けられるのか、そういったとこはちょっと我々にはわかりませんが、先ほど大塚先生言われたように、公益社団ですので県薬が出ていくわけにいかない。何とか支援はしていきたいと思ってますけど、そこの現場のしんどさはやはり検討しながら進めていただかないといけませんので、今後とも御支援いただきたいと思っております。以上です。

○河内一仁議長　野村副会長。

○前田泰則会長（呉）　済みません、お茶下さい。

○野村祐仁副会長（広島）　済みません、私は、今ここにおるのは県の薬剤師会の副会長の立場でありますが、今出てきましたので、私は広島市薬剤師会の代表でもあります。一度も広島市薬剤師会にしてねとか何の相談も受けておりません。ましてや、みんなでやることよということは常々会長のほうからは聞いております。１支部が背負えるもんでもないと思っております。ですから、県が計画して、じゃあ、つくったけえやれと、これは私、広島市の立場で言いますと、それはないだろうと、今、非常に思ったところでございます。以上です。

○河内一仁議長　豊見雅文専務理事。

○豊見雅文専務理事（広島佐伯）　今、ちょっと論点が分散してしまいましたけども、最初に、例の厚労省に対する日薬の声明、きのうでしたかね、また再度、厚労大臣と経済のほうの大臣に要望書、薬局の構造の規制緩和に反対をするというのを出しております。一番最初に渡邊先生もそういうことを、その件をおっしゃいました。

今回、例えば、隣の土地を定期借地権で貸して、そこに業者が建てるんだから今はわからないよということで、もしも医療機関ができてそれを薬剤師会の薬局が受けたら、土地は薬剤師会の土地ですよね、定期借地権で貸してるんですから。それを薬剤師会の中にある薬局が受けたとしたら、これは渡邊先生、どう思われます。門内薬局になりませんか。どう考えてもそうですよね。そうなんです。ですから、隣の貸す土地に医療機関を入れたらだめなんですよ、残念ながら。医療福祉ゾーンなんですけどね。これをまず候補から排除してもらって考えてもらわないといけない。そうすると、借り手があるのかなと私思っちゃいますけども、多分、リハビリセンターもできないですね。リハビリセンター、通所リハビリの場合は多分医療機関がないと難しいですね。そこに、先日、代議員さんのところに送られてきた資料の中に主治医診療所っていうのが書いてあったと思うんですが、主治医診療所というのは例の24時間対応の、去年の４月ぐらいに出てきましたね。24時間対応の薬局とタイアップをしてやるか院内でやるかというふうな診療所だと思いますけども、それも処方箋を受けれないですね。薬剤師会が率先して、特に公益社団法人がそういう土地をやって、さっき森川先生おっしゃったのはそのことですよね、多分ね。率先してそれをやるんですかと、反対声明出したばっかりじゃないですかという話ですよね。そこです、僕もそれが論点だと思ってます。

○河内一仁議長　森川先生。

○20番・森川悦子代議員（広島）　済みません、豊見先生にまとめていただいたんで、それを言おうと思ったんですけど、済みません。なので、以上で私の質問は終わります。

○河内一仁議長　ありがとうございました。

では、引き続きまして、宮本先生。

○19番・宮本一彦代議員（広島）　19番、広島支部、宮本です。時間も押してますので、早速始めさせていただきます。

４月16日の理事会について質問をさせていただきます。

４月16日の理事会の審議で、前田会長が提案した第１案、後、取り下げになられましたが、状況の中で、薬剤師会館の建築業者は借地契約業者の指定する業者が請け負うという附帯条件がございました。今回も前回同様のこの借地契約業者が土地を借りるなら、会館の建築はこちらの指定業者でさせてくださいなどの附帯条件があるのでしょうか。もしあるのならば、設計プロポの前にもう既に施工業者が決まっているということになりますので、これはちょっと見過ごせない問題ではないかと思うんですけども、附帯条件があるかどうか、お願いします。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　全くありません。最初提案させてい

ただいたときはそういう業者がおられる、本当にそういう業者がいるのって聞かれたのでいますよというふうに答えましたけども、それを入れるか入れないかという話じゃなくて、先ほど言いましたように、資料提供で出てるレベルのことを決めたかのように言われるのは心外です。決めてません。数字を出してくれっていうからいろんな数字を調べて出してるだけです。それをまた、いや、前田会長が調べて決めたみたいな、あらゆるところの支部に行って話をするのはそういう資料をもとに話をしているだけです。

こういう形のものがありますよ、例えば柏市のサ高住にしたって、それも地対協で出た話であって、それは厚生労働省が進めている都市型のサ高住の話です。いろんな例を知って初めて我々は参考にできるのかなと思って出してるだけですので、皆さんがどうすればいいかっていうことをお決めいただければそれでいいだけなんです。資料は数字であったり図面であったりしますけど、それは我々素人ですから、やはり専門家に調べてもらったデータとあわせて見ていただかないと。目に見えないからわからんと言われたら図面出すしかないし、立体的なものを考えて、こんなんどうですかって言いますけど、それにしなさいとかそれに決定しろとかいうことでないです。業者さんもそういうのいるから、借りた土地、あるいは借りた費用がある程度プラスになれば、会館建設時に充てられるねっていうことを提案させてもらってるだけですので、いや、それは金足りるから借りんでいいよとか貸さんでいいよとか言われるんであれば、実際にやってみて本当に金足らんときにはどうするんかなということを私は心配しておりますし、５．５億の話は私ははっきり言って信じておりません。どれだけまだかかるか、あるいはこっちが持っとるお金が少ないか。皆土地が売れたらですよ、補助金がもらえたらですよ。現金がありますか、手元にあるのは、今、会計報告にあったように、それ１億数千あるかもしれませんが、退職金の積み立てとか保険薬局部会費で毎年五千何百万、本会計に移す費用も含めたら、そんなにゆとりはないですよ。以上です。

○河内一仁議長　野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島）　今、５億信じてないということでしたけど、これはちゃんとこれでやろうということは常務理事会で話し合われて、一本で、これでプロポーザルを行ったわけです。つい最近ですね、その常務理事会があったのは、いつだったかな、そんなに前の話ではないんです。最初からそれでいろんな数字があるんであれば、もっと教えていただいて、もっとよりよい整備方針案ができたんではないかなと。自分でこれでいいよということで皆さんの合意を得て出してるものです。それからもう、今はもう信じられないというふうに短期間の間でどんどん変わってる状況なんですね。そんな、じゃあ、この先どう変わるのか、実際にやってみて足らなかったら考えましょうっていうのが私どもで、もっといろいろと足らなかったいうのがはっきりしなくても、もういろんな数字が上がってきて、確定要素が上がってきて決めていけばいいんじゃないですかって思ってるんですね。だから、もう今の段階で、こうだ、ああだから、こうなりそうだから、こうなる、だから不確定っておっしゃってるんですから、不確定なんならもっと見きわめてからじゃ遅くないんでしょうかっていうのが第２案でございます。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　数字はその都度動きます、確かに。だけど、定期借地権は、何回も言ってますけども、公正証書をまいて公証人役場で契約書を交わします。したがって、そこには、例えばクリニックをどうするかとか、あるいは契約書の内容によっては30年とか40年とかスキームを決めていただくとか、何でも盛り込めるわけです。大井弁護士、そうですよね。その弁護士の専門家と、あるいは薬の専門家の我々が協議をして相手と交渉する機会は幾らでもあります、変更もききます。だけど、お金が足りるというさっきの説明は、５．５億、５億は確かにわかりますよ。プロポーザル600坪、延べ床で５億というのはわかります。しかし、実際にあらゆるものを、費用をそこに入れてしまうと、実際に施工業者は身動きとれなくなるんです。坪単価で計算しても60万というのは、もう手を挙げてくれるとこいません。せめて80万前後で整理しないと、それなりの材料を使って会館を建てれないと思っていますし、渡邊先生、どうですかね、その辺の数字は。ちょっとよかったら、そういう数字自体を業者から聞けば、それをどう現実化するかというのが執行部の仕事なんです。何か資料があるんですか。

それと、もう一つ腑に落ちないのはですね、プロポーザルも中野私案で出てきたんですよ、私案で。私の原稿が私案だって書かれてますけど、私案って書かれてあってですね……（発言する者あり）いやいや、プロポーザル出す前の段階、整備方針のね、それを言われましたよね。建設、そうそう出た話。それとあわせてプロポーザルの、これ、中野君から来たメールでびっくりしたんだけど、制作者、豊見雅文って書いてあるんですよ。何でか間違って私のほうに来たもんでびっくりしましたけど、中野君が出した書類が、提案者が、作成が違うというのはどういうことなんでしょうかね。（発言する者あり）

○河内一仁議長　豊見専務理事。

○豊見雅文専務理事（広島佐伯）　あれは滋賀でしたか、どこでしたっけ、佐賀。（発言する者あり）佐賀。佐賀の歯科医師会のプロポーザルの資料を中野先生、森保先生、中野先生等々がテキスト化されるのに、Wordに、PDFをWordにされるときに、Wordにしたら物すごく扱いにくくなって、どうにもこうにも処理ができないから、豊見さん、何とかしてって私のところに送ってきたんで、私は新しいWordのファイルのそれをコピペしてぺたっと張りつけて中野先生にお返しをしました。そりゃ制作者、私の名前になりますわね。ごめんなさいということです。済みません、それ消すの忘れてた。そんなことまでしません、私。そういうことです。

それと、もう１点、先ほど弁護士さんにお伺いしたのですが、前受金で受け取った場合、例えば30年の前受金を受け取って、例えば２年で業者がどうしてもだめだから中途解約をしてくれと言われた場合、しないと言って30年分を全部受け取ってしまうわけにいかないんですね。どうしてもそこで裁判になったり、あらかじめ決めとくか、違約金というのは決められます。ところが、30年分全額をそこでもらって、さあ、ほんにやめるんだったらあなた勝手にどっか行きなさいというわけには絶対にい

かない。返さなくちゃいけない金が生じる。それを例えば建築費に使ってたら、我々が返さなくちゃいけない部分、返せなくなっちゃいますね。それで、要するに、定期借地権であっても公正証書を交わしてて、契約を公正証書で交わしてても裁判沙汰にはなりますし、リスクがないことはないんです。それは考えとかなくちゃいけないと思います。

実際、例えばこうやって急がれるというのはもしかしたら、数社あるとおっしゃいました。数社の中に医療機関を考えてないのがあるかどうかも我々は知らないんです。それはあっちの勝手じゃないんです。医療機関があるところが入ったら大ごとです。広島県薬、大恥かきます。だから、我々はそういうことを全部聞いてから、医療機関なしでこういう建物が建つんだよ、聞いてから決めたっていいじゃないですかってずっと言ってるんです。最初から、きょう決めることではないでしょう、何も資料がない中で、きのうきょうで資料の数字が変わってくる、わからない。だからきょう決めなくていいじゃないですか。なぜならば、それでもしも来年の代議員会で決めたとしたら、業者がなくなるとしたら、臨時代議員会やりゃいいじゃないですか。今後30年のことです、50年のことなんです。私はそういうふうに思ってます。ですから、きょう決めるのだけはやめましょう。それが２案です。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　大井弁護士、今の定借の説明、それでいいんですか。２年後に倒れた場合、その前受金を返さないといけないとか。マイクあればどうぞ。

○大井倫太郎弁護士　基本的に10年なり50年なりの定期、事業用の定期借地契約を公正証書で交わしますので、貸したほうは当然その間借りてほしいし、借りるほうも当然、当初は事業計画立ててその間は借り続けられるという事業。本来は当然保全したいわけですから、双方がそういうつもりでいる間、このスキームっていうのは両方にとってすごくいい案なわけですね。ただ、万が一、一定の事由が生じて、借り主側が途中で解約せざるを得ないというような事由が生じた場合に、当然その公正証書の中では、途中でこちらも10年なり30年なり見越して一定の等価ションを立てて貸し出しますので、途中で解約された場合には当然一定の違約金をこちらは契約の条項の中に盛り込みますので、そこでリスクヘッジを図る。あるいは、保証金なり権利金なりをいただいて、いろんな形でリスクヘッジを図るわけですが、途中で解約っていう状態は生じ得ますので、その場合には当然、例えば30年の契約をしていましたと、10年なりで解除をせざるを得ないといった場合に、じゃあ30年契約なので残りの20年分も１円も返しませんよということだけではできないです。そこは違約金などでカバーしていくという考え方になると思います。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　めった起きないことを想定するのも我々の仕事なんですが、前受金をやっぱりリスクヘッジをとりながらやるということとあわせて、もし潰れれば、また次の業者を探すことも一つの手だてだと思うんです。その中で事業展開をしていくということにしないと、例えば50年先とかさっき言いましたけど、我々そのとき生きてもいないことを、何々すればとか何々たらとかいう話で何もしないのかということのほうが、私はむしろこれからの薬剤師のためになるのかなという気がしております。その場を役に立っていただきたいと思ってますので、契約書をしっかり交わすこととあわせて業者選択もきちっとしていこうという気持ちでおります。それが絶対に100％信頼できるというのではありませんが、やっぱり今の業界で、そう無茶苦茶不安定な世代やってるわけじゃありませんし、高齢社会もあと20年ぐらい続くとすれば、やっぱりそれなりの需要を見越して仕事するわけですから、そんなに素人が勝手にやりましたという話ではありません。

○河内一仁議長　野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島）　まず、公正証書まいてるから安心だよということなんですが、公正証書まくからこそ守らなければならないから怖いんじゃないかなと思います。300坪、何で全部、今、貸すことを決めるのかというのがそもそもなんですね。50年、今、みんなちゃんと見越してやってるから大丈夫とおっしゃいますが、先ほどプレゼンでもしましたように、40年前に今のことが想像できたでしょうか。50年前だったらもっとです。何もわかりません。その間に、今、シャープだって危ないんです。大きな証券会社だって倒れました。大きなメガバンクだって倒れました。そういったことが誰が予測できたでしょうか。そういった長きにわたるスパンのものを決めるのをきょう決めますかって思うんです。もうちょっと、貸さないって言ってるわけじゃありません。じゃあ、何で300坪全部をきょう決めるんですか。よく見て足らなかった、何ぼ足らないというのがはっきりわかれば、じゃあ、100坪貸したら何年ぐらいで返せるねとか、そういった余地は残せないんでしょうかということを皆様にお伝えしたいだけでございます。

○河内一仁議長　じゃあ、中野先生、質問者として、よろしいですか。

○13番・中野真豪代議員（広島）　先ほどちょっと私の……。

○河内一仁議長　番号をお願いします。

○13番・中野真豪代議員（広島）　13番、中野です。先ほどちょっと私の名前が出ましたので、その件について。そのプロポーザルの説明書と整備方針、前田会長の委託を受けて森保先生と一緒につくってくれと、これが５月の19日ですね。正式に言われて、19日から20何日までで一生懸命つくりました。それで、そこに豊見先生のお名前がどうのこうのって、その件に関して、先ほど豊見先生がおっしゃったことをきちっと前田先生には、それは豊見先生のこのプロポーザルの中に関して豊見先生の意思は入ってるわけじゃなくて、つくり直して、Wordのテクニックのことだけでつくり直してもらったんですよと。この内容に関しては、森保先生と私がこの１週間、２週間の、１週間ぐらいの間ですかね、もう１時２時になって電話しながら一生懸命つくりました。それをきちっと説明したはずですけど、なぜ信じていただけなかったんですか。この場でそういう豊見先生の意思が入っちゃったなにかで、そういう発言されて僕は非常に悲しいです。その説明は電話でしましたよ。

○河内一仁議長　はい。前田会長。

○前田泰則会長（呉）　ここに資料があるんですけども、じゃ

あ、中野先生のあれであれば中野だけでいいじゃないですか。何で作成者に入ってるの。
○河内一仁議長　豊見専務理事。
○豊見雅文専務理事（広島佐伯）　これ、建設委員の皆さん覚えておられると思うんですけど、私、第５回でした、出たの。広島佐伯支部の山下大介会館建設特別委員会委員の代理で出たんですね、専務理事としてではなくて。そのときにこれが出て、建設委員会でこれをプロポーザルかけよう、間に合わんから急ぎましょうっていう、そのときにはまだ説明書は出てなかったですよね。だけど、整備案だけはそのときに中野先生が必死になってつくられたものが出て、それで、建設委員会でこれを出しましょうということで常務理事会にも出てきたしということで、これが中野私案だったとしたらこれは大変なことでございますよ。
○河内一仁議長　はい。中野先生。
○13番・中野真豪代議員（広島）　13番、中野です。
宮本代議員、もう追加の質問はございませんか。私が続けて質問しても。
○河内一仁議長　今、一応、１、２、３に従って、まずはお願いしたいと思います。
○13番・中野真豪代議員（広島）　そしたら、議案にありますように、私、中野が質問させていただきます。くれぐれも、会長、私の言葉信じてください。
まず、書いてますよね、問１から問２、問３とありますけど、これは細かい質問を書いてますので、問１、問２、問３に関してお答え用意されてると思いますので、答弁お願いいたします。
○河内一仁議長　ん。
○13番・中野真豪代議員（広島）　問１から書かれて。
○河内一仁議長　じゃあ、前田会長、お願いします。
○前田泰則会長（呉）　問１の件ですよね。
○13番・中野真豪代議員（広島）　はい。
○前田泰則会長(呉)　今回出している設計プロポに関して、業者からの質問や整備方針、説明書の解釈の問い合わせは、県薬内のどの機関で協議して誰が返答するのですかということで、きのう森保先生と話をさせていただいて、事務局が対応した質問は森保先生からお答えいただいたそうです。10件ぐらい来てたんですけど、それほとんどが事務的な質問だったということを聞いております。
それから、問２の定期借地権の地代の設定根拠というのは、坪2,000円ってことですかね。これは今の、大井弁護士、資料お持ちですかね。今の地代の坪2,000円っていうその根拠に対して。基本的には路線価が基準になってるんですかね。今いいですね、こちらで言っときましょうか。路線価が、あそこの二葉の里が、北っ側と東っ側と南っ側と、東っ側はまだ決まってないそうですが、その中で想定した中での数字を算出すると約2,000円ぐらい。普通、国土交通省が出す地代の基準は２％なんですけども、今、決まってる数字を算出したのを聞くと４パーに近いんで、ちょっと高目にくれてるのかなという気がしております。
それから、問３の、これは渡邊先生、ちょっと答えてみてください。
○河内一仁議長　渡邊副会長。
○渡邊英晶副会長（廿日市）　副会長の渡邊です。今回プロポを出すに当たって、８社それぞれ基本設計、それからプロポーザルに関する条項と、これは森保先生から出され、中野先生も考えて一生懸命つくっていただいたというのをまた森保先生が精査されまして、それを一応皆さんの設計会社に出したということなんですが、この中に経費、設計、施工工事、工事管理、設備工事ですか、それは全て入ってますが、森保先生の考え方として、一応その中で含むという形でプロポは出しております。ただ、外構工事については、やはりどれだけの面積になるかっていうのが基本的にはわからないんで、そこら辺の上下っていうのがあるから、最低限そこら辺の中でおさまるということで、余り設計の、要するにプロポの中の点数のところからは外構工事というのはちょっと点数を外そうかなっていうふうには言われてましたけれども、それはすごいのをばあんと、木を植えて外構がすごくきれいだったらば、その分ちょっと点数上がるような感じ、見てくれがよくなってしまうということになりますよね。でも、これが実際にはどれだけかかるか、その植木にどれぐらいかかるかっていうのは未知数なので、それはちょっとそれも一応含むという形で金額を入れておりますけれども、それで各社が上げてこられたものを実際にゼネコンに出すというような形になると思います。そこで選んでいただくということです。以上です。
○河内一仁議長　中野代議員。
○13番・中野真豪代議員（広島）　13番、中野です。まず、その問１のプロポの説明なので森保先生が後で答えられるということなんですけど、まず、今、審査員の４人プラス森保先生で５人が出てると思うんですけど、このプロポの。まだ一度も顔合わせ、会合等は行われてないっていうのも問題かと思うんですけど、一つ、この整備方針と説明書の作成担当者の１人として、最終段階、私がかかわったのが、いつでしたかね、６月の理事会の前の前日までかかわってた。それ以降、これでプロポ出しますよという最終のあれは全然私見てませんし、日にちの変更等も見せてませんし、最終の確認できてなかったので、追加事項とかでも見逃したっていうケースがありまして、実はプロポの整備方針の追加事項と説明書のほうの追加事項もあるんですけど、この件に関して森保先生は審査員の方、大塚先生と野村先生と誰ですかね、木平先生と村上先生、４人だったと思います。に、石原事務局長にこれはちゃんと伝えてくださいよと通知してたと思うんですけど、石原事務局長、ちょっとこれ事務的なことなんで、その辺のあれが伝わってないのはどういうことなのかなと思って。
○河内一仁議長　石原事務局長。
○石原事務局長　森保先生から御指示いただいたのは、前田会長と渡邊先生にお伝えくださいと。プロポの資料は全部紙に落として郵送しております。
○河内一仁議長　では、前田会長。
○前田泰則会長（呉）　今、中野先生言われた審査員とのお目通りは、ちょっときょう、これ終わってからすぐ会うような段取りになっております。
○河内一仁議長　中野代議員。
○13番・中野真豪代議員（広島）　13番、中野です。私が森保先生から聞いたのは、きちっと審査員の方にもプロポの説明書、整備方針とあわせて、変更になった部分もきちっと渡してくださいよと石原事務局長に言ったってい

うふうに、ちょっと聞き間違いだったらあれですが、そういうふうに聞いておりましたけど、どちらにしても、きょう開いて顔合わせをして週明けすぐに第１次審査、ちょっとこれはどうなんかなとは思うんですけど、その辺の日程等の問題もあると思うんですけど、余りにも、今回全体の流れが余りにも遅過ぎるんですよ。なぜ遅いのかちょっとわかりませんけど、余りにも遅過ぎるんです。その辺、今後御配慮していただきたいと思います。

それで、質問の第４番目に入りますけど、まず、臨時代議員会についてということなんですけど、臨時代議員会がこれは中止になりました。この件に関して詳細の理由をお聞かせ願えればと思います。

○河内一仁議長　前田副会長。あ、ごめんなさい、前田会長、済みません。申しわけございません。

○前田泰則会長（呉）　失礼しました。その前の理事会のときに、やはり定借のことの御理解が少し皆さんまちまちだったので、監査の水戸先生らも御指摘いただいたんですが、やはりもう少し周知徹底してからのほうがいいんじゃないかなということで、議場の混乱とかなっても困りますので、この定時総会に合わせて延期させてくださいとお願いしました。

○河内一仁議長　中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島）　13番、中野です。その理事会に、その当時の理事会に出たときの案は、次の会館建設特別委員会のときですね、会長みずからサ高住の案ですよね、400坪200坪のサ高住の案は取り消されましたね。取り消されて、それが５月の28日の会館建設特別委員会のときです。その委員会のときに話し合われたのが、野村副会長が説明された野村副会長の案についてどうなのかということで、その委員会はその案で、代替案は前田会長のほうからは特に出ませんでした。今回出てるのをどうなんかっていうふうな案は出ませんでした。

その後、時系列で話しますと、会館建設特別委員会で一分一秒たりとも、今、出てるプラン１と称するものは話し合われてないわけです。それがいきなり理事会で、それもう理事会でも口頭で話されてるわけです。会長が今ここに出てる参考資料等出てる資料すらないところで、一応それも採決までとられてます。口頭で説明したことに関して採決までとって、これで今この状態なわけです。理事会、委員会、待ってください。ちょっと、理事会、委員会、大混乱してるんです。監事の水戸先生もおっしゃってましたけど、会館建設特別委員会の答申案とか審議することは、決定機関じゃないんですけどそれは尊重しなくちゃいけないというふうに言われてたというふうに私お聞きしたんですけど、公平な理事の職務執行を監査する立場の監事の先生、公平な目で見て、今この状況、会館建設特別委員会で何も話されてないことを、いきなり理事会に出て、それでこの場で代議員にお諮りする、この状況、水戸先生、どう、今の状況、率直な意見お聞かせ願いたいんですけど、お願いいたします。

○河内一仁議長　水戸監事。

○水戸基彦監事（広島佐伯）　今、質疑が行われておりますのは、質問を出されたことに対して執行部のほうからいろいろ、１案２案を中心にしながら討論なされてるわけです。代議員の皆さん方がどれぐらいこれを理解されているかいうのは、この後の質疑に回したいと思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

○河内一仁議長　中野議員。

○13番・中野真豪代議員（広島）　だから、私はずっと会長にもお話ししてるのは、もうこれ以前、何年も前からですね、前回も言いましたけど、前田会長の明瞭化をちゃんと図りましょうと、ちゃんと見させてくださいと言ってるんですけど、今回もそうですよね。会館建設特別委員会で何も出てきてない、いきなり300坪300坪で定借で案をすぐに出される。一回もその審議はされてないんですよ。今回の対立点、対立してますよね、対立点は、もう率直に言うと、情報を開示して皆さんで話しましょう、それでいきましょうっていう人たちの集まりか、前田会長に全て任せていけば物事がうまく運ぶから、ほかの方がやらやら言うより前田会長に全部任してやりましょう、この２つなんですよ、端的に言えば、内容は別として。

○河内一仁議長　今、どちら。渡邊副会長は、発言許します。

○渡邊英晶副会長（廿日市）　副会長の渡邊です。建設委員会で、会館建設特別委員会で４回開いて、一応、会館建設特別委員会っていうのは定款で定めた委員会で、特別委員会、建設のために開いて、皆さんの意見、それから皆さんが提案された資料、そういったものを審議して、逆にこちらからできたものをこうやって、決定機関ではないですから、皆さんに一番いい方法、あるいはそういう意見が出た、支部長の皆さんにも意見を出してくれというような、皆さんに連絡をしたと思うんですけれども、その中で集まってきた資料を精査し、あるいはまとめて、これを会館建設特別委員会でも出して、先ほどサ高住の話、これはもう前田先生が実際に皆さんの前で、会館建設特別委員会で、これはおろしますというようなことで、また次の議題でまた進んでったという経緯がございます。今回、例えば300坪、300坪っていうことについては、200坪、400坪っていうことで特別委員会で出ましたよね、そういう200坪、400坪で。200坪、400坪で出たときに、先生、300坪、300坪っていう話で、200坪、400坪っていったときに、１案、２案、３案で出して、４案目で、野村先生のほうから自前でできる方法はないだろうかということで４案を提示させていただきたいということで、そこでいわゆる３案と４案という、そのときの200坪、400坪だったと思います。それで３案、４案っていう案が出てきて、それを今度は代議員ではない会、要するに常務理事会で200坪、400坪っていうことを出た、そういう意見があるんですよという説明の中で、私のほうから一つ提案をさせていただいて、いわゆる300坪、300坪、要するに皆さんの意見をとにかくまとめたいんですね、私としては。こういうことで会館建設特別委員会を含み、常務理事会も含み、代議員会も含み、こういったことでもめたくないんです。ひとつ皆さんも同じように、結局はいい会館をつくる目標じゃないですか。そのために一番ベストな方法、そして、そのために一番時期的にどうなのかという形で、何となくこの意見がいろいろ錯綜しまして、それでおくれたっていうことは事実です。

ただ、そのために逆に私自身にメリットがあったっていうのは、その間にいろんな情報、あるいは建設、これは別にゼネコンっていうよりも全く関係ないところ、いわゆる大手ではない小さなところ、いわゆる薬剤師会館を建てるようなところではないところにいろんな、建物の

ことじゃないですよ、薬剤師会の情報を流したとかってそういうことじゃなくて、実際に例えば自分が建てる、自分のことを中心として話しして、じゃあ、ビルを建てるんじゃったら大体どれぐらいかかりますかと、あるいは鉄骨だったらどれぐらいかかりますかと、そういった情報を調べることができましたね。だから、どういう建て方だったらどうなる、どうだったらどうなるっていうことは、そういう情報というのは全て割といろんなところから情報調べることができたということはございます。皆さんにまたそれをこちらからフィードバックしながら、実際には現実問題、歯科医師会の歯医者さんのほうなんですけれども、坪単価が80万、僕の友人もいますので、坪単価が80何万、7万だったかな。現実に87万で折り合ったんだよとか言って、最終的には87万ではできないということで、結局ちょっと90万超えそうというような話で、今ちょっと話をされてるみたいです、現実はですね。だから、今みたいに坪単価が、5億で総額で600坪という形になると80万、全てを入れると80万。でも、現実に建坪で1個ずつやっていろんなものを引くと70万台かな、65万円台かなというようなところで、これを、もちろんやっていかなくちゃいけないんです、プロポーザルはもちろんそれで出してますから、それで皆さん頑張ってどういう案を出されるかっていうのを私らも最終的に見ものだと思いますけれども、その中で決定された案が、じゃあ、果たしてゼネコンがそれで受けてくれるかっていうのはまた次の話になると思います。

じゃあ、受けてくれなかったらどうするのかっていうことになりますよね。ということになると、またもう1回、単価を上げて募集し直すのかな、あるいは建設委員、設計士さんと話しして上がっていくのかなというようなことで、とにかく最終的に今、募集してるのは5億円以内、全て含めて5億円以内でっていうことでプロポーザルしておりますので、その中でやっていこうかなというふうには思っております。ただ、本当に皆さんとこうやって1個1個のことでもめるのはおかしい。とにかく1個の方向ですり合わせて、僕はすり合わせてきたつもりです、皆さんの意見で。それで300坪という話を出して、前田先生にも200坪、400坪ではなくて300坪、300坪でどうなんですかということで出て、常務理事会の後、あと全体理事会でその300坪、300坪という説明をさせていただきました。そのときに、じゃあ、300坪、300坪でって、前田先生、よろしいんですか、300坪、300坪でと言ったら、いや、僕はそれで300坪、300坪でいい、サ高住は別に考えていませんというような話をちゃんとされたと思います。以上です。

○河内一仁議長　豊見……。いいですか。中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島）　13番、中野です。だから、渡邊先生も前田先生もよく話してやってるわけですね。その話、我々聞こえてこないんですよ。いきなり出される。今回のこの参考資料に関しても、これを会館建設特別委員会なり理事会なり出せばここで話すことがいっぱい出るわけなんですよ。これって、私、代議員に送られてきて、またきょう差し替えがあったんですけど、会館建設特別委員会の委員の1人としてもプロポーザルのこの整備方針の担当者の1人としても、何らこれ初めて、これ送られてきたのがこの木曜日でしたかね、とかだったと思うんですけど、それで初めて見るわけなんですよ。そしたら、今まで私やってたのは何だったんですか、これ。話し合いながら話し合いながらやりましょうっていうのが何もなくてこれがぽおんと出てきて、非常に悲しいです。私これで終わりたいと思います。

○河内一仁議長　野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島）　今、会館建設特別委員会のことが出ましたので、ちょっとそれについて、論点をずらすわけではないんで、一つ質問したいんですが、せっかく弁護士さんいらっしゃってるんで。会館建設特別委員会というのは会長の諮問委員会であるということなんですね、そう定められております。諮問委員会の委員長にみずから会長がなるということはよろしいのかどうかという点と、普通諮問をして、おまえら考えてみいよって言うて投げかけるのがそういう会ではないかなと思っております。ですから、一度、会館建設特別委員会のほうでも、それはおかしな形だからかえて、委員長はかわったほうがいいんじゃないかというような意見もございました。これはうそじゃありません。ですから、そういった、だから開かれない理由もそこにあるのかなと、うがった考え方ではない、してるようで大変失礼なんですが、どんどんやっていただこうと思っても委員長が開くよって言わないと、誰も委員のほうから開いてくれと言ってはおっても、完全にそういったことが実行できない状況にあったのも事実でございます。

○河内一仁議長　豊見専務理事。

○豊見雅文専務理事（広島佐伯）　今、手順の話でいろいろもめてますけども、手順の話言えば、先ほど事務局長から会長と渡邊副会長だけにそういう情報が流されたというのも、ほかの会館建設特別委員会、常務理事会にとってはちょっと信じられないような話なんですけどもね。ああやって内容が変わったとしたら、当然それを決議したというか、それを出したところにも知らせていただくべきだろうと我々は思ってますけども、そういうふうな状況で今、全体が進んでいるということも非常に問題があると思います。それで先日のファクスの文章は、こういうことになっているというのが非常に問題であるので、今回そういうふうな何も情報のない一番を決めることはやめてくれないかっていうふうに我々は言ってる。現実に今の、私が今さっき指摘した、森川先生が一番最初に指摘された、医療機関なのかどうなのか、処方箋はどうなるのか、すごく重要な問題だと思います。それがなくて入るところがあるのか、どんなところが入るのか、すごく重要な問題だと思う。それさえも今、話が変わってるわけですよね。変わったじゃないですか、変わってないんですか。処方箋受けるんですか、隣の。だから、処方箋を受けないっていう約束をまずしてもらわないと、隣の医療機関から出る処方箋は薬剤師会としては受けれないはずですから、そういう企画はないんだという約束をまずしてもらわないと、1の企画だって討議できないでしょう、我々。もしかしたらうまいぐあいにやったら受けれるかもわからないなんて、冗談じゃないですよ、薬剤師会の我々としては、と私は思います。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　非常に、最初に私、皆さんに謝ってしてますけども、もともと執行部案が2つあるのはおか

しい、おかしいんです。本来は１つであるべきです。ただし、会館建設特別委員会にしても、先ほどから言ってるように設計図なり、あるいは図面なり、資料なりを私も渡邊先生もいろいろ出してきたわけですが、これが勝手にネットに出てしまったりすると非常に困る。そういうことを平然とされて、なおかつ何回も開けって言われても非常に怖いです。そういうこと普通あり得ないですよ。業界から薬剤師会どうなってるんですかって言われてしまったわけですよ。（発言する者あり）その資料が勝手に流れています。誰とは言いませんが、それが業界からこちらに逆に戻ってきて、簡単には開けない状況が生まれます。理事会も、上書き保存のようにこちらが出してきたデータを全部批判の対象にされるというのが繰り返し繰り返し起こりました。資料ですからね、これはあくまでも。御判断いただけりゃいいだけの話だと思うんですが、それを余りにも細かく細かく言われます。情報提供してない、オープンにしてない、したら漏れる、そういう状況が生まれてしまってることに、私は皆さんに申しわけないと謝ったわけであります。そういう団体であっていいわけはないので、今後の理事会は、渡邊先生言われたように、みんなでやっぱり仲よくやっていく会館建設にしたいと思ってるんです。揚げ足とるんじゃなくて。前向きにお考えいただいてるはずなんですよ、皆さん。豊見先生もそうだと思います。役員の方みんなそうだと思うんですが、やはり数字を出したら、それがじゃあどう実現するのか、あるいは可能性があるのか、非現実的なのか、いろんな業者に確認するんです、我々も。坪単価もそうです。広島県の建設協会の平均的な坪単価の表がちゃんとあります。それを見ながら判断してるんです。アバウトではないですよ。床面積と場所と、そういったものを勘案して数字を出していただいた中で判断してます。だから、どれだけ不足金が生じるかということを心配してるのは、そういったデータを１つずつ押さえていくと本当に足らないんです。手持ちのキャッシュがない。借入金を起こすにしても保険薬局部会費を使うにしても、やはりそれなりの覚悟が要るんですよね、覚悟が、会費ですから。人のお金なので、私は勝手に使おうと思っていません。できるだけ収益を上げて会費収入を当てにせず、前に進めたいと思って定期借地権の話を持ってきたわけです。そうしたら、50年先どうだとか、２年後に潰れたらどうだとか、それはたらればで言われても提案できないですよ。一つ一つ積み上げてきてるつもりですけども、言ってる先からそういうふうに転がされて、さっき言葉遊びと言ったのはそのとおりで、一つの言葉を捉え上げてとことんたたかれるわけですから、そういった場面に遭遇すると、そうたびたび会を開くには非常に臆します。気持ちがなえる。何なんだと、こんなに一生懸命数字出してるのに。客観的な数字じゃないですか、これだけかかりますよっていうことが。そういったことの積み上げで皆さんに会館建設特別委員会でも常務理事会でも理事会でも御判断いただきたいと思ってるだけです。私が決めてかかるとか私案だとか言われる筋合いはありません。ぜひそこを御理解ください。

○河内一仁議長　野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島）　きょうの整備方針、お配りしたもの、これはちゃんと理事会で決めて、それ理事会があったの５月の28日です。そして、ここのスケジュールを見ていただくとわかりますように、６月１日にプロポーザルを行ってるんですね。これ整備方針出すときに了承を得ないと出せないんですよ。そこの段階では、そういった情報を、これおかしいからもっと上で上げてやらないとだめだよとかいうことがまだわからなかったんでしょうか。まだきょう14日で２週間ちょっと前の話です。それで、プロポーザルをしておきながら実際は違うんだよというのであれば、もっと早く情報を開示していただいて、このプロポ自体がおかしいよとすべきではなかったのかなと思います。一応それ承認して出すわけですから、それで皆さんは出してくる、多分それじゃあちゃんと受けてくれるところないだろうと、そういうことがわかっているんであれば、本当にそれがどうかもわからんけど、それがわかっているんであればもっと早く、出す前にちゃんとしたもの出すわけですからね、それ正式に出すわけですから、プロポをするわけですから。そういった文章を出すに当たっては、より慎重に出すべきものだったんではないかなと。もうプロポについては実際はこうなってるけど足らないんじゃないか、足らないんじゃないかというのも、こうなったらという、これもたらればではないかなと思っております。以上です。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　何回も説明しておりますが、プロポーザルというのは決めてかかってるスキームではないです。コンペじゃないので、今後この整備方針はどんどん変えられる可能性もあります。したがって、今出してる整備方針は一つの目安だとお考えください。これがコンペだともう決めてかからないと動けませんが、プロポーザルという性格上、これは何社かを絞り込むだけの作業です。したがって、整備方針を示すことによって、延べ床600坪で、消費税込みの５億円でやってくださいねっていう共通のとこだけ押さえてあるだけです。あとはそれぞれの会社、あるいは設計屋さんがそれなりの提案をされて、それは森保先生と、また審査員で絞り込まれると思いますが、それからまだ幾らでもスキームは変えられます。だから、決めてかかってるんじゃなくて、決められない部分はまた今後の課題で話をするということですから、プロポーザルの性格上、今、野村先生言われたようなことは、むしろいいほうに変えていくこともできるし、皆さんの御意見を聞くチャンスはまだこれから幾らでもあります。

○河内一仁議長　野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島）　今、会長のお話ありましたように、まだまだ変わる可能性があるというお話です。どんどんプロポーザルにしても変えられていくんだよ、整備方針案なんて変わるんだよって、そうおっしゃいました。で、変わる可能性がある段階で、きょうがちがちっともう300坪貸すことだけを決めていいのでしょうかと思います。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　済みません、たびたびですが、定期借地権は貸すことだけを決めるんではありません。契約書にいろいろ盛り込むこと、これから考えないといけないんです。貸すかどうかだけを決めるんじゃなくて、その契約書の中身を皆さん、あるいは役員の方々も含めて、検討しないといけない段階がまた別にあります。さっき

言ったことと違うじゃないかと言われますが、それは、数字が変わったらやはり違うってことをちゃんとお知らせしないといけませんよね。変わってないって言っても変わった場合は、やっぱりきちっと整理してお伝えするのが我々執行部の仕事ですので、やはりある程度数字の変化は違ってくるのは当たり前です。だけど、契約書の内容はやはり筋を通していきたいと思っておりますので、これからの課題を含めて議決していただければと思っております。

○河内一仁議長　じゃあ、中嶋代議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉）　53番、中嶋です。お互い今までの経緯の言い合いのような形になってきてますので、問題かなと思って手を挙げさせていただきましたけども、会長の今までの御苦労、御努力に対しては本当に感謝しますし、敬意を示したいと思っております。ただ、本日の１案、２案を決定しないと、今の会館建設そのものに何らかの影響があるわけですか、スケジュールに。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　会館建設が先ですよね。会館建設ありきで話をしている中で、その会館建設するに当たって不足金が生じますよってことを私は言ってるだけです。だから、その解決策に借入金がいいよとか、あるいは保険部会で払うよとか、そういうことは別に決めても決めなくてもどちらでもいい。ただ私は、不足金の負担を会員さんの負担にしたくないということで定期借地権のことを決めていただければ、それはそれでまた契約書の内容も検討することができると言ってるだけですから。今決めるとか決めないじゃなくて、今決めてもすぐ動くのは会館建設だけですよ、あくまでも。ただ、不足金をどうするかっていうことを先に心配して言ってるわけですから。それは資金繰りだと思っています。

○河内一仁議長　中嶋さん。

○53番・中嶋都義代議員（呉）　53番、中嶋です。だから、資金繰りが心配だということで、会館建設の今プロポーザル進めてるという話、いろいろありましたけども、その進捗には、スケジュール的には問題ないということですか。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　もともと会館建設をすることが主なので、いわゆるその300坪というのは借りていただければ不足金の補いになるよっていうことを提案してるだけなので、会館建設はそのまま進んでいきますよ、だから。別にそのことの資金手当てがどうなのかってことをここで決めていただければ、次の段階で資金繰りが苦しいときに前もって手が打てるということで提案させていただいています。

○河内一仁議長　中嶋議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉）　ですから、会館建設のスケジュールには関係ないということですね。会館建設のスケジュールには関係ないということですよね、そうですね。はい、わかりました。

それなら、今もう皆さんお疲れでね、ごちゃごちゃしてると思うんですけども、第２案のほうを確認しますけども、借入という話は出なかったけど、僕は自前というような借入があってもいいかなと思ってるんですけど、借入も自前でやるわけですから、借入も含めて自前でいいかなと思ってるんですけども。第２案のほうは今決めなくても、以後定期借地を検討してもいいよっていうことで、１案を包含してる内容だと思うんですね。それなのに、第１案を決めるというのは、今もういろいろ問題も出てきましたけども、何の計画もわからない、事業計画も何もわからない案に、我々に賛成しろと言われましても、それは余りにも無責任な賛成であって、このような案に賛成するというのは非常に厳しい。２案のほうは定借も考えるよって言ってんだから、１案を包含してるわけですから、別に２案でもいいかなと。だから、それを含めまして、きょう１案、２案、決定しないといけないんですか。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　中嶋先生にはっきり言いますけども、理事会なり常務理事会では身の丈に合った大きさでいいじゃないかって言い続けてこられたんですよ。それは、借入金もしない、だけど、何坪のあれかなっていうことは一切表明されない。やっと整備方針で600坪、延べ床で５億という数字が出てきましたけども、それまでは小さくていいじゃないかと、そういう御意見だったんです。それってどんなもんが建つんかなと。我々だけが資料を提供しながら、いや、金がないんだったら、例えば４億なら４億で建てりゃええじゃないかっていう話が今までの基本的な話だったんです。それが、急にここで１案にするよって、だから逆ですよね、だから。一応１案にするよってとかのような、最初は貸すなって言われたんですからね。貸すなんてもってのほかだ、貸すありきかって言われたんですよ。だけど、今回何かスキームが変わって、足らなきゃ貸しゃええじゃないかと、それは逆ですよ。我々は貸して不足金の補填の資金繰りをしていきたいと言ってきただけですので、それを今決めなければとか言われても、今決めて実施するのはもっと先ですよ、業者も決まってませんからね、これからのことですから。だから、今貸すかどうかを決めていただくだけでいいんです、逆に。それを決めなければいつまでも、不足金はじゃあどう補填するのかっていうことの解決につながらないと思って提案しております。

○河内一仁議長　野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島）　当初は、今、前田会長がおっしゃいましたように、自分たちの会館は自分たちで建てれればいいじゃないかと思って、そう言った経緯もあります。でも、いろんな情報が入ってきて、やはりその辺を精査して考えて、では、本当に足らない事態を想定した場合はそうしましょうというふうに変えて、その案を出してるわけですから。前のことを今、きょう、もう一銭も借りずに建てましょう、小っさいんでいいですよって、一言も２案の中には今は入ってません。前はそうだったかもわかりません。でも、そうあってどんどん討議してここまで、最初は合築でも20億の話が、お互い同じ600坪の会館を建てましょうという合意が得られたわけじゃないですか。そうなったから、じゃあそれについてどのようにしますかって言われたときに、もう足りないことが見えてるから300坪全部貸すよというのをきょう決める。だから、もう公正証書をするっていうことですから、それ簡単にそれを300坪でうたっちゃうと面積も変えられない状況になりますよね、なかなか、契約をしてしまうと。

ですから、その状況を見て柔軟に対応してきたつもりです。ですから、柔軟にこれからも柔軟に対応していくべきことではないかなと思っております。以上です。

○河内一仁議長　豊見専務理事。

○豊見雅文専務理事（広島佐伯）　ちょっと聞いてください。定借を今で300坪、300坪で聞きました。こういう業種というのも聞きました。この業種の中でこれはだめだよねっていうのを私言いました。ほいじゃあ、幾らで何年貸すのか聞いてません。それはわからない、相手がまだ話聞いてないから。医療機関の話もまだしてないでしょう、今からでしょう。そうすると、まだ定借の内容って我々は何も知らない、一緒です。もしもするんだったら、皆さんに手を挙げてもらうんだったら、理事会で定借、こういう業者とこういう契約をするというひな形の見本みたいなもの見せてもらって、こういう建物でこういう業種だったら、このぐらいの面積だったら、このぐらいの年月だったら定借をしてこれだけいただいてもいいよな、これを補填に充ててもいいよなというのを理事会で決めて、再度皆さんに提案します、もしもそれがよければ、理事会で決まったことを。それでいけませんか。ね、そういうことですよ。もしも定借以外の方法があったらそれを提案します。わかってから。少なくとも金額はわからない、金額がわかってから再度やればいいじゃないですか、と思います。

○河内一仁議長　前田会長。あっ、ごめんなさい、先、佐々木代議員、番号をお願いします。

○51番・佐々木一仁代議員（呉）　51番の佐々木です。今、会館建設、一代議員から見れば、この理事会とか建設委員会とか、なんかどろどろどろどろしたような話ばっかりで、全然その中にタッチしてない人間にとってみたらようわからない、実際。それで、ちょっと私、ちょっと違う視点から質問をさせてもらいたいんですけども。二葉の里の土地を取得したと、特に県のほうの配慮もあって比較的安い価格で取得できたと。しかも、あの地区は医療福祉ゾーンというのになってると聞いております。県もそういう意味でかなり期待していると思うんですけども、執行部として、この医療福祉ゾーンについてどのように取り組むのか計画を教えてください。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　その医療福祉ゾーンにあわせて、今在宅に特化した新基金の話もあります。佐々木先生が言われたように、薬剤師に対する在宅への期待がかなり大きいということを、スキルと、道具として考えるんであれば、在宅の研修も、あるいは実地も含めて、薬剤師が参加できる拠点づくりをしたいと思っております。さっき言いましたように、100軒が100軒、24時間あけて薬局をやるっていうことはどだい無理ですので、そういった在宅もあるいは薬局の運営も、やはり拠点化してできるところは、もう既に支部の会員もやっておられますが、それなりに現場がわかってやっておられますので、そういった現場を押さえられるようなものをスキルとして持ちたい。ただ、これは今言いましたように、自分の思いですので、これこそ私案かもしれませんが、でも全体として、私は最初からサ高住をやりたい、いろいろやりたいということをやってきたんですが、どうも定借に関する先入観がちょっと強過ぎて、50年も貸すんかと言われたら、50年ぐらい事業の中では当たり前なのだがなと思ったんですが、やはりそこは皆さんの御意見ですので、何歩か下がって200坪、400坪と言っていたところを300坪、300坪にして、いわゆる定借の中でもサ高住の入らないものを考えていくか、そういう話も出ました。ただ、本当にそれがいいかどうかは、やはり高齢社会ですのでニーズがあるかどうかですね。それは会社が判断するでしょうから、それは我々がまたそこで教えてもらって、在宅なり分業なりをきちっとできる場所づくりにしたいと思っております。

○河内一仁議長　はい。佐々木代議員。

○51番・佐々木一仁代議員（呉）　ありがとうございます。先日、新聞でも病院のベッド数が全国で10数万床削減するというのが発表されております。また、地域包括ケアシステムというのがもう数年前から言われ続けて、医師会はもう既にかじを切っとる状態だと聞いております。

今後、国の方針は在宅医療にかなりシフトしてきていると思います。それは、医療財政の破綻が目に見えてる、つまり2025年問題。さらに、その次といえば、2047年問題というのもあるんです。2025年問題というのは、我々の団塊の世代ですね、もう４人に１人で支えにゃいけん時代です。2047年問題、３人に１人で支える時代。そういう状況になって、平成22年の独居高齢者、高齢者の中で独居の高齢者が、女性が341万人です。これは今から５年前のデータですね。男性が138万人なんです。つまり、女性は高齢女性の20．３％を占めとるんです。男性は11．１％です。現在、例えば老老介護で夫婦でどちらかを支えとる人も、いずれかは独居になるんです、１人になるんです。こういう医療難民、介護難民が今からも増えていくはずなんです。そういう中での二葉の里への移転。だから、医療福祉ゾーンというのは非常に重要になってくるんじゃないんですか。

つまり、ただ会館建設いうのは、今ずっと聞いてたら全て身内だけの話でしょう。自分たちがどう楽にどうやってやったらええんかとかいう話だけです。駐車場でもそうですよ。自分らが駐車しやすい場所を確保するんがええでしょうという話ですよ。そうじゃないでしょう。あの場所は医療福祉ゾーンなんですよ。県が期待しとるんですよ。薬剤師会に期待しとんじゃないですか。それをだからどう考えとんかっていうのを聞きたいんです。そういう医療福祉ゾーンの県薬の方針、先にそれがあって、じゃあどのような会館が必要なのか。今のお話では会館が先ですよね。それはじきじき日程の調整もあるからそれは大事な話だし、それはもちろん大事なことなんですけども、その前に、今後の県薬はどうあるべきなのかということから、それから逆算していくというか、要するに話がちょっと逆じゃないかなというように思います。その件、ちょっと聞きたい。

○河内一仁議長　前田会長。

○前田泰則会長（呉）　今おっしゃるとおり、在宅に支援をする薬剤師の養成ということも含めて事業展開を考えています。それに関しては、村上先生も担当ですし、豊見君らもそれの研修事業に参加してるんですが、挨拶で言いましたように、社会から見えるようなものにしないと研修だけだと評価されにくい。実地にこういうこともやってますよ、お医者さんとつるんでこういうこともやって

いますよということの中で、薬剤師もそこに参加できるかどうかは、これからの評価につながると思いますので、やはりそういった実地、あるいは実務、薬剤師がそこにおる、いる、そういったものを会の中で進めていけたらなと思っております。

○河内一仁議長　村上副会長。

○村上信行副会長（福山）　今の佐々木先生の、医療福祉ゾーンにおいて薬剤師会どう考えるか、これ薬剤師の職能として私は考えたいと思います。皆さんも整備方針の計画っていう中も見ていただきますと、新しい会館の68％は、いわゆる在宅とか保険調剤、医薬分業に関するスペースを持ってございます。そして、そこで薬剤師を教育することによって広く広く在宅に支援する、あるいは福祉に支援する者も育てるべき拠点であって、極端に言えば300坪でいろんな施設をつくったところで、広島県下の、従来の47年問題まで考えるととても間に合うものではありません。であるならば、広く県下の薬剤師さんが研修して、地域で実践できるようなものを会館の中につくりたい。そういうところでのスペースを持ってますので、保険薬局部会費っていうふうに言われるかもしれませんけれども、68％のものは、今、逆に面積比から見ても薬剤師会のやってる業務自体、地域医療、福祉には、そのもので68％の寄与をしてる。その分の費用は今後かけていってもいいかなと思っています。したがいまして、他のものを建てるだけでなくして、薬剤師が24時間の薬局をつくるとか、そういうところで勉強する、そのために200坪の施設もとってます。それをもって、将来的に医療福祉ゾーンの中にある薬剤師会がそれに寄与していければいいかなというふうに思ってございます。

○河内一仁議長　佐々木代議員。

○51番・佐々木一仁代議員（呉）　51番、佐々木です。ありがとうございます。恐らく県はそうじゃないのように私は何か思うんです。つまり、あそこをモデルケースにしてくれというように私には思うんです。つまり、スキルアップ研修会とか在宅研修会、100回開いても県民には何も見えませんよ、1つも見えませんよ。県は県民の目に見える貢献をしてくれというように私は思えます。それは、そこで具体的に薬剤師が関与して、県民から、薬剤師職能と同時に多職種との連携によって、薬剤師がおると助かったねとか、あるいは、そういう意味で評価されるということによって、今度はこれが各支部に波及していくんですよ。県民の意見、あるいは多職種、訪看とかそういったとこから、やっぱり薬剤師がおらにゃいけんねと。今、薬剤師、サービス担当者会議でも呼ばれませんよ。そんな状況、もう何年もそうですよ。幾ら何回研修をやったって、県民にも訪看にもどこにも見えてないんですよ。だから、目に見えることをしなけりゃ、薬剤師職能が上昇するというか、評価されるということがないと思うんです。

それで、私は、先ほど定期借地権のほうに入るんですけども、定期借地権あってええじゃないですか。そこでやって、そこで薬剤師会がそん中で関与できるような建物を薬剤師会では建てられんのですから、この会館建設だけでもお金がそんな状態なんですから、どっか建ててもらって、その中で薬剤師が入り込んでいって、そして一緒になって、県民のそういった健康であるとか、病気であるとか、そういったものを含めて評価される、そういう、そのためのそれが必要なんじゃないかなというように思います。

○河内一仁議長　豊見専務理事。

○豊見雅文専務理事（広島佐伯）　1つ、これ、その面で私思ってるのは、もしも隣に我々が建物を建てて、そういう時節に合った有料老人ホームでも無料老人ホームでも何でもいいです、そういうふうなサ高住とか。我々が運営してちゃんとやっていける能力があれば、ある程度やってもいいと思っているんですよ。これは村上先生も昔おっしゃってた話なんですけども、我々がもしも運営できれば反対はしない。ところが、今、サ高住でも、そういうところでもサービス要員が我々に雇えるか、この先入っていただいた老人にずっとサービスが提供し続けていけるだけのノウハウが薬剤師が持ててるかどうか、現実にはどこでもサービスの人たちが足りなくて、介護の人たちが足りなくて、もう皆さん四苦八苦しておられる。実際にそういうところで得られる報酬にしても、介護の人がちゃんとしたフィーで雇う報酬が入ってこないというふうな状況があることは御存じだと思います。我々には残念ながらその能力はない。だったら貸すかというと、現実的に今のアイデアで貸してしまうと、あれは薬剤師会がやってるものでも何でもありません。ただ、薬剤師会は土地を貸して、お金をもらってるだけ。県の期待に応えてることになりません。実際入るのは業者です。どこかのプロフェッショナルです。ですから、それは薬剤師会が本当に土地を貸して、それこそただで貸してあげて、安くそこで福祉ができるんだったらいいんですけども、こちらは金もらって土地貸してるだけですから、県の薬剤師としてそれに貢献してることにはならないんですね。ましてや、その建物に、例えば大手チェーン、我々でない業者が通ってきても、我々は何の文句も言えない、薬剤師会を使ってくれということもできないという状況の建物になってしまうんですね。ですから、なかなかこれは、一概には反対はしませんけども、それいいことだとは思うんですけども、今の計画では難しいだろうと。私の理想は、本当を言うと、もしかしたら高い金は取れないかもわからないけども、隣の土地の一部に建物を建てて、柏にあったようないろんな業種、全ての業種がそこへ何人か派遣をして、1つの建物の中で行政も含めて、そこに行ったら広島県中の在宅のことが相談できる、佐伯区にいるんだけど何とかなると言ったら、それじゃあ、この業者とこの業者とこの業者、ケアマネジャー紹介してあげましょう。そういうふうな、もしも総合的な在宅相談窓口があの建物の一部にでも、あるいは駐車場の一部にでも建ててやるんだったら、僕、すごくいいと思います。医師会もそれは考えてない。歯科医師会も考えてない。我々だったらもしかしたらできるかもしれないなと、そういう夢は持っています。それは、また今回の定期借地権の話と全く別問題だと思っています。

○河内一仁議長　野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島）　続けて、今後の薬剤師を心配されていい提言をしていただいてると思います。私は先ほど申しましたように、駐車場は当面とお話しさせていただきました。今300坪、全部をこういうことに使ってこうしてこうしてって全てのもんが明らかになってて、じゃ

あ要るよねって、これは県民とか県の意思にも沿ってるよねっていう案が出てるんなら300坪、すぐにでも定期借地権なりなんなりで契約していただければいいんじゃないかなと思います。まだその案も出てません。今こんな案、あんな案出てる。実際300坪要るかどうかもわかりません。ですから、そういった貴重な御意見をお持ちの先生も一緒に参加していただいて、一緒に考えていきたいですよ。そして、じゃあそれが半年遅れたらだめなんですか。じゃあ、臨時代議員会、来年の３月の定時の臨時代議員会、そのときに結論を先延ばしするんじゃだめなんでしょうか。今、きょう決めることでしょうかって、そういった意見をどんどん出し合って、最終的なことを決めるべきじゃないかなということでございます。

○河内一仁議長　佐々木代議員。

○51番・佐々木一仁代議員（呉）　51番、佐々木です。もう質問はいたしません、もう時間もあれなんですけども。野村先生、ありがとうございます。ちょっと私も言い過ぎたとこがあったかとは思いますけども、先ほど、ただ言いたかったのは、自分らの都合のええような会館だけをいうか、それを中心に考えるんじゃなくて、医療福祉ゾーンというのはちゃんと、そういった部分があるんだから、それをきちっとわきまえながら会館建設を考えてくださいよという気持ちで言ってるわけです。

それから、今、豊見先生、おっしゃったけど、我々がその建物建てるわけじゃない、金もないんじゃから建てられんですということは、経営も運営もできません。それはどっかの事業者にお任せして、ただし、その事業者に薬剤師会が協力できるような事業者を選定して建ててもらうという考えをすれば、それは可能なんです。今おっしゃったような、いろんな多職種の部分も、それたしか会館の中にあるんじゃないかなと思うんですけど、もしつくるんであれば、それも入れば一番いいことだと思います。ただ、少なくとも我々の力では医療福祉ゾーンで、恐らく、こんなこと言っちゃあれなんですけども、恐らく県が期待するものは、今の段階、今のお話聞いた状況の中では、県は期待してるものは恐らく無理ではないかなと思います。もっともっと医療福祉ゾーンについてしっかり執行部のほうで、もう皆さん頭のいい人ばっかりなんですからよく議論していただいて、どうしたらいいのか、そこら辺を踏まえて考えていただきたいと思います。以上です。

◆ 理事会議事録

1．日　時：平成27年４月16日（木）
　　午後８時13分～午後10時５分
2．場　所：広島県薬剤師會館
3．出席者：（会　　長）前田泰則
　　（副 会 長）木平健治、大塚幸三、野村祐仁、村上信行、渡邊英晶
　　（専務理事）豊見雅文
　　（常務理事）青野拓郎、有村健二、井上映子、小林啓二、重森友幸、谷川正之、豊見　敦、中川潤子、二川　勝、政岡　醇、松村智子
　　（理　　事）三宅勝志、新井茂昭、奥本　啓、竹本貴明、田邊ナオ、多森繁美、林　真理子
　　（監　　事）水戸基彦、菊一瓔子
4．欠席者：高野幹久理事、佐藤英治理事
5．付議事項
　（１）公益社団法人広島県薬剤師会館建設の基本方針等について（案）
　（２）常務理事会へのオブザーバーの出席について
　（３）文書管理ネットの公開について
　（４）平成27年度職域部会及び委員会等の設置及び委員の委嘱について
　（５）その他
6．その他
7．会　議
　（１）開　　会
　　野村副会長の司会により開会された。
　（２）会長挨拶
　　年度変わりの大変忙しい中、大学の先生をはじめ、遅い理事会の開催にも関わらず、ご出席いただきましてありがとうございます。前回の臨時代議員会の予算総会といいますか、公益社団法人になって初めての代議員会でしたが、予算ばかりに目を向けておりましたが、肝心な会館建設の方の特化した臨時代議員会を５月10日に予定しておりますので、スキームといいますか、どういう風に建てたらいいかということを理事会にお諮りしまして、代議員会にかけていきたいと思っております。
　　色々な資料を前もってお渡ししておりますので、詳しい説明は渡邊副会長からしていただいた中で、また、今日の課題を含め、皆さんご審議していただいたらと思っております。早速、よろしくお願いいたします。

　　野村副会長より、定款第38条第１項の規程により、会長が議事運営をされることとなっていることから、会長に議長として議事運営を引渡された。
　（３）出席者数の確認
　　理事27名中、出席者数23名により、理事会の成立を宣言された。
　（４）議事録署名人の指名
　　議長から、定款第41条第２項の規定により、出席の水戸基彦監事、菊一瓔子監　事と前田泰則会

長を議事録署名人として指名された。

（5）議　　事

（1）公益社団法人広島県薬剤師会館建設の基本方針等について（案）

○前田会長：提案理由を渡邊副会長より説明させてただきます。

○渡邊副会長：この時間になりましたのは、常務理事会が長引きまして、皆さんにご迷惑をおかけしましたことをこの場でお詫びいたします。

それでは、議事に入ります。

一応、公益社団法人広島県薬剤師会館、新会館建設の基本方針などについて、先ず、案ですが、資料1をご覧ください。敷地の一部を定期借地権として貸す実施案の概要ですが、ここに県薬所有地、県薬の所有地は600坪、二葉の里に600坪なんですが、その内の200 ～ 230坪と約ですから。勿論、200 ～ 300坪以内の感じで決定、いえ、決まっていくと思います。これを利用して、残りの300 ～ 400坪を期間50年の事業用定期借地権契約に基づいて貸し出すということです。

この場合、新会館建設は、県薬が独自に建設いたします。建設費の調達ですが、ここの現薬剤師會館土地の売却費、そして補助金、在宅支援センターということがございますので、県の方から補助金、だいたい200坪くらいのをしていただいたら、1億円ぐらい。その半分の1億円。建坪100万円だとしたら、2億円かかりますので、その半分の1億円。中の設備は別途払っていただきますので、1億2000万円くらいの上限あたりを補助金が出るということで、それを利用します。

そして、定期借地権を契約した場合、一定金額の賃料の一括前払い金の合計を当てるということで、この場合、会の負担は一切ありません。会館の規模ですが、建設用地を大体200 ～ 230坪。これは案ですので、これに設定する場合、会館規模は延べ面積で大体600坪程度を目安としております。ここでですね、定期借地権希望社が複数社ございます。仮称として決まっていませんので、A社・B社とさせてください。

A社の案を建設委員会では、皆さんが一応、選ばれたということで、A社の内容を説明をします。

敷地、約200 ～ 230坪、薬剤師会館が所有のままで、収益建物は、大体350 ～ 400坪を50年の定期借地権という。この場合は、公正証書を契約をするのですが、だいたい二葉の里の土地の坪数が、1坪、大体2000円の地代が入ってくるということです。

建物は、会館新会館は自らが建設処理をします。ここで、土地の売却資金というのが現富士見町の薬剤師會館200坪ございますが、これが、大体3億円。補助金が1億2000万円。地代、A社の場合、前払いをしていただけるという案を出しております。大体、1億8000万円の低地代を言われて、大体6億円を資金として建てていこうかという案です。この場合は勿論、薬剤師會館の会員の皆様からは一切、お金を集めません。建物の完成後は薬剤師會館が所有後の建物を現新会館として運用しますので、いわゆるA社の方にお金を払ったり、賃料を払ったりというのは発生しません。そして前払い期間修了後は借地料金の収入が、要するに、1億8000万円が済んだら、今度は1年ごとに賃料、土地代が入りますよという契約です。収益建物の方はA社が運用します。これは、A社が50年としていますので、A社が50年運営していくという。大体、建物が50年くらい経つと壊してしまわないといけないので、その時は、契約で更地にして戻すというというのが一般的のようです。そして、建物の規模、予算なのですが、一応、6億円という建坪の1坪大体100万円としますと、勿論、1坪90万円くらいで建てれば640、50坪ですか、もっと安ければ680坪ぐらい。ここが480坪の建坪ですから、プラス在宅支援センター 200坪くらい、200坪入れてよと言われましたら680坪。大体、賄えるかなと思っております。建物の方は敷地、建坪の方で1280坪。これは、規模内容は、勿論、A社の収益になりますけれども、A社がやっていけばいいことで、こちらには経験がありませんので、色々やっていくだろうと思っております。

一番、私達が気になることは、固定資産税はどうなるのかということですが、土地の場合は、会館が建っているところは勿論、薬剤師會館が払うということで、これは公益社団ですので有課税がかかります。収益建物の方の土地は薬剤師会にて、これは負担します。建物はA社の所有ですので、A社が勿論、負担していくということです。ここの請け負いを僕、聞いていなかったのですが、A社が指定する会社が請け負うということなんですか。A社が指定する会社が建てるということなんですか。収益建物の方もA社が指定した会社で建てるということなんですか。請け負うということなので、A社の方が建てるということなんですか。これ、細かいことなんですが、こういう風に書いてありましたか。

○前田会長：A社の運営って書いてあります。

○渡邊副会長：分かりました。設計は、薬剤師会が指定する事務所ということで、これを指定すると言いましても、一応、候補をというかたちで、設計士・事務所を選ぶのですが、候補と言いましても、一般的に公募をしましても、 色々な所がどんどん入って来られますので、ある程度、森保先生のアドバイスを聞きながら、設計事務所もですね、例えば、図面上で設計するだけで、その後の管理とか何とかというのを全くしない事務所が多々あるみたいです。ですからやはり、市内で名のあるきちんとしたちゃんとされているなというようなところを、ある程度、森保先生の方で選定していただきまして、その設計事務所数社、おそらく5・6社以上なのかなと思いますが、そちらの方に一応、公募というかたちで一応、言われた方がいいのではないかと森保先生が言われておりますので、それに従ったらいいかなと思っております。

要するに公募と言いましても、新聞で『薬剤師会館を建てますから』と出しますと『どうぞ受けてください』という風になりますよね。その場合、ある程度フィルターをかけた方がいいということです。収益建物はA社が選んだ設計事務所になると思いますので、それはそちらで、ということで、いわゆる『A社の言いなりにはならないよ』ということです。勿論、設計事務所がきちんと建物を管理していただけますので、例えば、手を抜いたりということもですね、A社の設計事務所であれば、そういうこともありますけれども、こちらで公募した設計事務所であれば、

最後まで見ていただけるところを選べば、きっちり見ていただけるというところをやはり、選定の基準にしたいと思っております。
資料の２－１を見ていただきたいと思います。ここでは修正があります。先程の常務理事会で修正がかかりましたので、それも説明しながらいこうと思っております。一応、建設特別委員会で審議した中で、委員の賛同を得た二つの概要を説明いたします。１案と２案については全く採用されませんでしたので、ここでの説明はいたしません。一応、３案と４案ですが、先程言いました200 ～ 250坪、30と書いてありますが、大体250坪、所有として残りの350 ～ 450坪を事業用地として20年貸すということで、新会館は県薬の自前で建てる。建築費の不足を事業用借地権料として担保するので、会員には負担がかかりません。ただし、デザインは限られて。
○前田会長：一般用に切り替えて、事業用はだめなんです。
○豊見常務理事：一般定期借地権です。
○渡邊副会長：すみません。事業用借地権というところを一般定期借地権。ここを修正してください。もう一度言います。一般定期借地権です。それで、希望業者はこれで複数あります。契約としては、公正証書を作成する。公正証書というのは、こういう一般定期借地権にしても一応、法律で認可されておりますので、公証役場で作成することになっております。勿論、法に準じて、一方だけが利するような契約はできません。これについては、又後で前田先生から説明があると思います。
４案ですが、ここでですね、下から３行目、建坪は400坪そこから一番下まで消してください。それから、返済可能借用金などについても、３、４億円のなかで建設するも消しておいてください。で、よろしいですかね。
○豊見専務理事：建坪、延べ床面積。
○渡邊副会長：はい、建坪、延べ床面積です。ちょっと難しいですよね。全ての敷地を薬剤師会が使用します。返済金の弁償を先程、野村先生からもあったのですが、保険薬局部会からもですね、薬剤師会全体の会費としてください。会から支払うということです。現状の年会費及び保険部会費を返済期間中、減額や増額はしないよという。返済できる借用金額の中で新会館を建築します。土地売却資金、売却金及び現有資金の中で建築するということで書いておいてください。これが４案ということです。
それで、一応、３案と４案で複数回答が２名ありましたが、一応、皆さんの中で心に留めておいてください。それで、次のページに入っていきますが、ここでＡ社とＢ社がありますが、Ｂ社というのはバッテンを付けておいてください。Ａ社でということが建設特別委員会では決まったということです。ある程度、皆さんにもメールやＦＡＸで送らせていただきましたので、読んでおいていただけましたでしょうか。これはもう説明しません。
次のページに、公益社団法人広島県薬剤師会会館建設案です。こちらは、県の方と相談したり、林議長さんに面会に行きまして、こういう薬剤師会館はという説明に行きまして、どういうことをやるのかということを説明に、大体案ですよね、これは。「案として考えています。」と説明に行きました。勿論、決定はしていませんので、「こういうものを考えているんですよ。」とお伝えしました。勿論、在宅医療薬剤師支援センターのことについて、私の方から詳しく説明しました。県の方から１億2000万円の案、資金が出るというところまで説明しております。今日は皆さんに、協議或いは審議していただいて、最終的には、皆さんの決を採りたいと思いますが、３案、４案については皆さんに説明はしておりませんので、４案について野村先生から説明をお願いいたします。
○野村副会長：委員会の方で４案を提出させていただいて、当初、なかったのですが、これでいかせていただきました。それで、その時に複数回答したうちの一人は、私であります。と申しますのも、そういったいい案、「定期借地　権を使ったらいいよ。」という案。本当にそれがいい案であるのかどうか、もし、それが本当ならいいなと思いまして、それを否定するものでもありませんし。でも、薬剤師会館だけを建てるのもどうなのかなということで、両方に手を挙げさせていただきました。
そういった事もありまして、『定期借地権とは何ぞや』ということで、私が懸念していることもありましたので、そういった事が分からないと、どちらかはっきり決められないということもありましたので、私と、ここにおります竹本理事との二人で、ちゃんと専門家に聞こうじゃないかということで、元日弁連の副会長でもあります倉田先生と倉田・井上法律事務所という所でしたので、井上先生にも同席していただきまして、２名の弁護士さんに話をして質問をしました。先程、全体的なＱ＆Ａを常務理事会で説明し、お話させていただきましたので、時間がかかってしまい、ご迷惑をかけましたが、今回は、一番懸念していた点だけを回答をさせていただきます。
先ず、国有地だったのが払い下げられた土地ですので、又貸しのようなかたちになってしまいますから、道義的に問題がないかどうかという点で、それにつきましては、財務局での条件がどうなっているのかということで、契約書をきちんと確認してはどうかと言われました。それは、契約書を確認した上でのことになります。
あと、本当に定期借地権って50年。えらい長いじゃないですか。途中で（契約を）止めたらどうなるのかということを聞きました。先ず、貸す側にも借りる側にも50年の義務は生じます。それで契約するので、50年は大前提です。ということでした。例え、途中で（契約を）止めるとしても、それは、逆に残り（残金）を払えとか、一任でないと支払を命じることも可能であると。ただし、50年は大前提です。ということでありました。
それから、途中で、ちゃんと公正証書というのが先程ありましたが、その時に返還してもらう時に更地のような同じように現状復帰をしていただいて、返してもらえるのかなということをお聞きしましたところ、例え、公正証書の上での契約書の場合であったとしても、その当事者の会社が倒産とか取り壊すことができない状態に陥った場合は、当然、そのままとなってしまいますよ。ということでした。そう

なった場合は、こちらで対処しなければならない。法律上は、例えば、住居のような部分では、退去を命じることはできます。ただ、そこが住居の場合、帰るところがないとか、そういった方がいらっしゃる場合もありますので、人道的に強制執行が難しい場合も、もちろんございますと。また、強行に退去を拒む方もおられる場合も考えられますので、その辺は要注意ですよと言われました。

それから、先程の一般用借地権というのは、住居部分は運営出来ないので、一般用、一般借地権という名称になります。業務用というのも聞きました。

もう１点は、私どもが折角、会営（薬局）でやっているのに、業者の方が建てたサ高住かどうか分かりませんが、建物の中に、鉄道病院とかも近いので、どうしても或いは大きなチェーン薬局さんが「薬局作らせてほしい。」とか、そういったことも懸念しましたものですから、しっかり（契約書の内容を練って）契約したらいいですよというようなことが、大体大雑把な簡単に言いますとそういう内容であります。常務理事会でお話させていただきました。それと、検査センターとかは、構造上、上層階に置くと大変高く付くそうです。ですから、出来れば１階部分がいいということでありましたが、薬局等がありましたらどうかなと思いまして、できれば、１階部分の敷地が広く取れるのがいいのではないかと思いますのと、介護支援センターにおかれましては、分散したかたちで、無菌室等を当てはまりますよと県の方と薬務課にはお願いするかたちになることと、あと、階数を少なくすれば、３階程度にすれば、ＩＣ鉄筋コンクリートにする必要がないということを聞きましたので、そうしたら、鉄骨ですね。鉄骨でやる場合は、建設費が約８掛けであるということで、例えば、鉄筋コンクリートで100万円程度とするのであれば、80万円程度と収まるのではないかと思います。ですから、６億円というのが、これはあくまでも案で仮ですけれども、600坪を想定しての鉄筋コンクリートで、600坪であるのであれば、８掛けで４億8000万円で建てられる。

また、もっと小さくてもいいよということであれば、150坪で３階建てで、３億6000万円で建てられると。単純計算で、その通りになるかは分かりませんが、それに当てはめて考えますと、そういったことも考えられます。そうすると、６億円から、６億円とすると、これも決定した数字ではありませんが、1.8億円の借地の前払いをしていただくと、1.8億円をもらうと50年借地権を与えるというような事ですが、それが、4.8億円となりますと、1.2億円借金しておりますので、あと6000万。そして、もし、150坪であれば、3.6億円ですので、2.4億円減りますので、この計算でいきますと、前払い金をいただかなくてもいいというようなことですよね。

ましてや、階数が少なくなると、エレベーター部分のコストや専有面積も減りますので、有効利用ができると私は考えましたので、それを加味して考えていただけたらなと思います。出来るだけ薬剤師会の土地で薬剤師会が建てるとういのが基本であって、外の建築会社さんが建てる・借りるというのは、ある意味、そこを占有している。医療・福祉ゾーンということであれば、関連する業者が借りる方が、ある意味きれいなかたちではないかと思い提出いたしました。以上です。

○前田会長：その他。

○渡邊副会長：ありがとうございました。それから、４案ですけれども、一応、３案と４案の説明が終わりました。それから、豊見先生。

○豊見専務理事：資料の説明をさせてください。

先程、資料を２部ほど、私が作成した資料ではないのですが、実は、建設委員会で出された資料でありまして、スケジュール案というのと裏側に定期借地権で400坪を貸す場合の具体的事項というのが１枚物があります。定期借地権で云々と書いてありますのは、今、野村先生が説明されたことが実はＨＰにかなり載っておりまして、このＨＰは定期借地権協議会というところが作成しているＨＰです。ここにＱ＆Ａがありまして、こういう業者、建設業者が作っているＨＰであります。定期借地権を推進していこうということで、借りる方も貸す方もいろいろな答えが出ています。その中で１ ～ ６まで番号を付けて書いてありますが、そういうことがあって、今、丁度、たまたまなんですが、野村先生が説明したのと重なってしまいました。後で、確認されるようにナンバーを付けておりますので、これでインターネットを見ていただきましたら、このことが書いてあります。

公正証書というのは６番なんですが、公正証書で契約をした場合は、実は、裁判が要らないということではなく、金銭面だけの権利について強制出来るということなので、いわゆる立ち退きに関してや、それと同様に上の建物に関して強制代執行が出来る訳ではないということなんです。やはり、裁判が必要になってくる。何か起こった場合には。そのことは、野村先生が先程、しゃべった内容そのままなのですが、４番と５番、そのままです。居住者の権利と地主の権利ということになります。何か起こった場合には、居住者を置いて建てた業者が倒れてしまうと、居住者に対しては、地主が責任を負わざるを得ないことになってしまいます。倒れないと言っても、例えば、高専賃（高齢者専用賃貸住宅）という言葉ができて10年経つか経たないかというところですね。それがサ高住（サービス付き高齢者向け住宅）に変わって５年経つか経たないかというところだと思います。その建物に対して、居住者が居て、50年契約するということは、私は無謀だろうなと思いまして、この資料を書きました。

Ａ社が隣を借りてＡ社が建てるという件についても、そうすると、Ａ社以外のところが建てるともっと安く出来るかなと考えました。それが下の方に書いてあります。東警察、歯科医師会の建築コストというのが、東警察が移転するのに90万円程度、坪90万円台の記事が前に新聞に出ていました。その時に、渡邊先生と一緒に「高いな」と言ったことを未だに覚えていますが、それが、県薬になった途端に100万円になった点で、ちょっとびっくりしたのですが、今さっき、野村先生が言われたように、その下に書いてありますように、鉄骨で３階建てで建てた１階に検査センターを持ってくることができて、床も非常に安定して、検査センターも安く移転出来るだろう

と。そうすると、駐車場もふちに取れるだろうと。自腹で、全ての今ある金だけで建てれるだろう。或いは、ここを売った金と補助金と今ある金だけで、我々の会館が持てるという風な計画が立てたれるのではないかと思っています。

もう一冊の整備方針とその裏にあるスケジュールですが、これ実は、広島支部の中野委員、建設特別委員会の委員ですが、中野先生が作られた整備方針です。600坪の整備方針で、これはまだ、もしかしたら600坪でなくても、1800平米ですかね、540坪ですね。それくらいの計画ですが、もっと小さくもなるかなと思いますが、600平米掛ける３階の構想です。１階を広く取れますので、土地を他に貸さなければ駐車場も広く取れ、１階に全ての機能を、薬局とか検査センターとかという機能を持って来られることが出来る。在宅支援センターではなく、在宅医療薬剤師支援センターの計算の中には勿論、薬局も検査センターの一部も会議室も無菌調剤室も全てそういう機能として、在宅医療を担う薬剤師を支援する施設として計算できますので、あの補助金は、満額経常できるのではないかなと思います。

そうすると、全て自前で、全ての土地を使って、会館を建てる事ができるという計画とプロポーザルのスケジュール案です。１枚目にある白いきれいな建物の写真ですが、これは、一番最初に多分、渡邊先生が説明されるのが早いのではないでしょうか。一番最初の建設委員会に出された感性舎さん。

○渡邊副会長：これは、一番最初の時に説明、代議員会の時に説明した。これは、鉄骨で、これは700坪くらいの建坪なんですが、そういうことです。豊見先生の説明の中で、補足とそれから訂正をします。一応、３案の中で鉄筋が１坪100万円という風に言っておりますが、別に鉄筋だから100万円ということではなくて、鉄骨でも建坪、一応、１坪100万円として計算しているということなんです。

ですから、90万円でできるか95万円となるのかは、全体の建坪ですよね。例えば680坪になったりだとか。それで、６億円の中で建てていくというつもりだったのですが、すみません。そういうことです。

○野村副会長：よろしいでしょうか。要は『自前で建てる』というのがですね、50年というのが余りにも長いスパンだなと考えました。それで、実際に大手の業者・会社が倒れることはないとは思いますが、戦後、未だ70年です。その間に銀行も倒れましたし、50年って余りにも長いし、私はもう生きてないでしょうから、いいのかも分かりませんが、それはちょっと1.8億、そのために違うところに薬剤師会の土地をずっと貸し続けないといけないのかなと。それよりも出来るだけのことをして、建てる場所は慎重に考えて、建て方も考えて、残った土地を有効利用できるように、これは、将来、後輩薬剤師会員のために掛けてもいい（議案）のではないかと思いもありまして、50年間縛ってしまうのではなく、上手くいい場所の土地を取得できたのだから、上手く使ってください。と後世にバトンタッチするのがいいのではないかというのが、私の思いでありましたので、付け加えさせていただきます。

○渡邊副会長：それでは、前田先生の方から補足説明をお願いいたします。

○前田会長：今、色々言っていただいた中での話を少し整理させていただきます。

実は、ここ３年で定期借地権法というのが３回変わっています。それによって、お互いが不利益にならないように公正に判断するとういことで、勿論、公正証書というのを立ち会いでやるのですが、この法律がどんどん変わっていく中で、間違っていることと、間違っていないことが出てきますので、借地借家法専門の弁護士を立てて、図面等を考えておりまして、今まで提示させてただいた中での定借権に関しては、全てその弁護士の話を聞きながら積み上げております。

Ａ社、Ｂ社の方も、かなり大手の会社ですので、そういった専門の弁護士を付けてプランを練っていますので、特に都市型サ高住というのは、二葉の里は都市型サ高住になるかと思いますが、事業を医療・福祉ゾーンでするということは、実に、一般競争入札で土地を手に入れましたので、財務局とも話し合っていただいて、県行政の担当者の方から、「医師会・歯科医師会・薬剤師会の三師の連携を取りながら、それに関連する事業をすることに関しては、国も県も何ら拘束するものはありません。」という一言をいただいております。

定期借地権に関しては、実に、論文がいくつも出来るくらい、ここ３年で変わってきていますので、お互いの不利益にならないことを基本に、弁護士を立てて交渉するということですので、今、野村先生、豊見先生が心配されたことを基本に、もう既に相談しておりますので、それに関してはもう既に解決しておりますので、申し添えておきます。

それから、スキームというかたちで、特別委員会ではお話をさせていただいておりますので、薬剤師会館はじゃあ会館だけで建てるのかということと併せて、基本方針の中に医療・福祉ゾーンの中に関連の業者に入っていただいて、そこに土地をお貸しして、建設コストをこちらで負担しなくてもいいスキームを考えて提案させてただいておりますので、基本的には、1.2.3.4.とある中で３番目をメインにお話をさせていただいております。従って、定借権のことをご心配していただくことは、ご尤もですが、お互いに不利益にならないことを原則としていますので、それは、こちらも借地借家法専門の弁護士を立てておりますので、そこから話を積み上げていけばいいかなと。従って、色々なご質問がありましたら、顧問弁護士、今、言っていましたのは、県薬の顧問弁護士ですが、いろんなパターンのご意見をお聞きするのは有り難いことなのですが、色々調べていただいて良かったと思います。それプラス契約書ですので、自分が不利になるようなことは、先ずしないということを大前提にやっていきたい。

それから、薬局とかが入ってくるという心配も、契約書にきちんと盛り込めば入れませんので、そういった心配は要りません。先行き50年と言いますが、20年の償還で借金が消えますので、そこから後、どうするかは、その後に考えるということでも通る訳です。50年、絶対動かせないということではありません。そこは、定期借地権法の変わった重要なところです。

そこをご理解いただいて、補足の内容にしたいと思います。質問があればどうぞ。何かありますか。
○竹本理事：今日は遅れて来てすみませんでした。常務理事会主体で、どのような話をされたのか分かりませんので、質問させていただきます。
４月６日までにという内容で、各団体の方に「要望等を挙げてくださ　い。」というのがあったと思いますが、本日の常務理事会の資料を見ても、青年薬剤師会の意見というのが付いていませんが、それについて、今日の常務理事会で提出されましたでしょうか。その中で、色々とお話をしていただいて、みんなが話を聞けるような場面を作ってほしいという要望をあげさせていただいております。
この３月くらいに、第４回の建設委員会が開催されましたが、その中で、僕、初めて出させていただいて、まあ、参加すれば誰かが教えてくれるということで、定期借地のこととかも色々ありますけれども、自分が理事として大変申し訳なかったと思うんですけれども、誰かが教えてくれるという感じで、きちんと勉強しないまま、その委員会に参加をしてしまいました。定期借地についても、一般定期借地とか事業用借地とか、もう一つ、特約付きのものとかもありますよね。そういうのを知らずに出てしまいました。会館建設の話の中に、業者との契約をどうするか、具体的な部分の話をされていますが、そのサ高住について、50年先ってどうなんだろう。何年くらいにピークがくるのだろうかと、どれ位のペースでそれが建っていっているのだろうかと、サ高住自体の事業として、介護保険の方の収益がありますというのも、8割方サ高住というのは赤字ですよね。介護保険、ここから先50年、変わらないという保証もないですよね。そういったところに対する危惧する部分についての説明とかというのがですね、全く聞いていないし、建設委員会の方でも、僕が第４回目に出た時に、それまでにその話があったのかもしれないですけれども、後、経済レポートとか読んでもですね、三井住友銀行だったかなあ、そういったところで乖離化するんじゃないかなと書かれています。それを理事者皆さん、会館建設に対しまして、色々お調べになっているのかなあというところが、僕自身、僕だけでしたらいいのかもしれませんが、皆さん、どうかなと思っています。その辺をきちんと考えておられる方、手を挙げてもらいたいです。挙げてもらっていいですか。
○前田会長：議案とですね、直接関係ないので、それはまた、お考えください。それと。
○竹本理事：いえ、この議案を諮っていくという中で、説明もない中で、そこまできちんとお考えいただいたり、ご自身で調べられたりして、責任を持って手を挙げられるのかなというので。
○前田会長：それが、議案とどう関係するの。竹本先生の個人的な質問ということ。
○竹本理事：いいです。分かりました。
○前田会長：ちょっと時間がですね、皆さん、お忙しい中で来ていただいていますので。
○村上副会長：時間と言いましても、50年というスパンを考えるのに。
○前田会長：すみません。50年ではなく、20年が基準です。
○村上副会長：それだけのメリットを出してくる訳でしょ。一般用借地50年。
○前田会長：一般的借地権。一般借地権。定期借地権。
○野村副会長：大前提と言われましたよ。「途中で終わりなんじゃないですか。」って聞いたら、「違います。責任は生じます。」と言われましたよ。
○前田会長：すみません。それはですね、定期借地権法というものの中で、幅がありますので、それは専門家と話をしてもらったらいいじゃない。
○野村副会長：一般定期借地権は50年以下はできないです。
○前田会長:それは契約書の中に盛り込めばいい話じゃない。
○豊見専務理事：出来ないです。
○前田会長:それは弁護士に聞いてやればいいじゃない。
○野村副会長：聞きましたよ。
○豊見専務理事：それは、それは、途中、僕の資料にある期間内解約条項の中に、期間内に解約する場合は、どうやったら解約できるのかということを決めて初めて分かることで、契約自体は50年以下は出来ないんです。
○前田会長：だから、契約をしながら途中である程度スキームが済めば、途中で解約できる基準を作ればいいだけじゃはいですか。
○村上副会長：逆に、あちらは50年関係なしにして、会館を独自に建てられるのであれば建てて、逆に、そこで苦しくなればという方法もあるでしょうね。
　我々の自由の権利、或いは将来的に何かあった場合に、何かあった時に使える設備として残しておいて、もう、３分の２という土地自体をよその土地に貸してしまって、どうにもならないようになるよりは、苦しいながらも自前で建てていって、狭いかもしれないけれども建てていって、将来的に若い人たちに委ねるなり、どうしても困った時には、そういうところでの貸し、或いは可能であれば有料駐車場とすれば、何百万云々入ってくる。今の自由な立場、権利云々という縛られない。是非、考えていきたいな。と思います。理事者でもあり、副会長でもありますので、この理事会というのは非常に大切な議決機関でありますので、この議事録自体も必ず残して、将来的に我々も責任を取らないといけないというのが竹本さんが言った部分だと思いますけれども。そういうところも是非、考えていくし、ここですぐ決めて、代議員会に、どっちかの案をYesかNoかだけでは危険だと思います。私は。
○前田会長：そういうご意見もあるんですね。有村先生どうぞ。
○野村副会長：もし、時間もないということで、委員長の方は、決議を採ろうということでよろしいでしょうか。それでしたら、今も言いましたように、もう一つは、竹本先生が言われましたように、皆さん、そういう知識がないままで、どう言ったらいいでしょうか。今、聞いた説明の中で、すぐ手を挙げないといけないんじゃないかなというのが一つ。
もう一つは、弁護士さんに聞いたことなんですが、ちゃんと聞いたことなんですが、公益法人法の理事は、理事会の構成員として法人の業務上の意志決定

に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担います。善管注意義務、忠実義務などの義務は個々の理事に、理事に、個々に課せられており、義務違反の場合には賠償責任を負うことがあります。ということですから、もし、議決に参加した理事は、議決に意義を留めない限り、その議決に賛成したものと見なされます。ということで、もし、何か後先にあって、誰が責任を取るのかといった場合には、それを決めた理事になるそうです。例え理事を辞めても。理事、どんどん変わればいい話なんですが、それは許されませんよ。という事を確認して参りました。

ですから、ここで賛成・反対をもし採られるのであれば、『ちゃんと誰がどう言って反対です。』を言って（採決を）採るようなやり方をお願いいたします。だから、記名でもいいですし、反対者誰々というように、何票という数だけでなはく、誰が反対したかということを議事録に残しておく必要があります。ということを聞いておりますので、それをお願いいたしたいと思います。

○前田会長：それもご意見ですよね。あの、議長でこういう発言をずっとするのも如何なものかと思いますが、賛否を採るときに、色々な条件は確かにありますが、スキームとして考えていただいて、今、渡邊先生から提案していただいている話はですね。逆に、一人ひとりの会員さんの負担を軽くして、理事者の金銭的な負担は全くありません。それから、50年という中にですね、途中で解約出来ないのではなくて、契約書の中にちゃんと唱い込めば、お互いに不利益になるようなことはなりませんので、これはちゃんと定義出来る訳ですよね。

それと、例えば、賛否を採るときに無記名がいいのか、記名で残すのがいいのか決めればいい話なんですよね。今、野村先生が言われた部分を少し集約させてただいて。今、言いましたように、それと辞めても責任を取るという部分はですね、金銭部分のあれが掛かったときなんですけれども、そこに関しては、はっきり言ってありません。そのためのスキームを作っている訳なんですよね。

○豊見専務理事：損害賠償を求められたら、そうなりますよ。

○前田会長：どういう損害賠償ですか。

○豊見専務理事：例えば、責任。こんなことして、いいですか。このままで。例えば、会社が潰れた。「あなたたちは、私たちの会費で買った土地で、損害を出してしまった。それは、理事が責任を取りなさい。」ということが起こり得ます。

○前田会長：あの、建設費は全く我々が出す訳ではありません。それに関しては、ここにスキームとして書いてあるとおりです。

○豊見専務理事：土地の価値が下がったことに関しても、当然、会員は、誰かに請求する権利はあります。

○前田会長：それと、あそこの路線価は最初、少ない価格でスタートしていますので、周りの光町の路線価に比べると3分の2です。今後、下がるということは、我々の知る範囲ではありませんけれども、それに関して賠償を求められるかどうかまでは、土地を買ったときに、既に、そのことは発生していますので、会館建設に関しては直接、関係ありません。土地、そのものを買ったときに、それは、発生していますからね。それは、路線価が下がるのか言えば、あそこは実に、ここ1、2年で上がっていますので、下がっているという情報は聞いていません。

○豊見専務理事：何もしなかったらもっと上がっていたのに、何かをやったために、こういう結果になったじゃないかと、それは理事の責任だよね。ということは当然、あるのではないでしょうか。

○村上副会長：先にそれは、スキームと言われますけれども、スキームは薬剤師会館建設を契約した会社のスキームですよね。会館建設のスキームではないですよね。

○前田会長：いや、会館建設の基本方針と書いてあるよね。その次第の中で、第1号議案という中の公益社団広島県薬剤師会会館建設の基本方針案についてと書いてありますよね。

○村上副会長：これに関して、審議に関して責任を負うということが、ない訳ではないですよね。これ、案を審議している訳ですから。今まで、ずーっと来ていた流れの中で、スキームの中だったら、結果的にここの決議の及ぶところではないかもしれません。審議していることなんで。これをスキームで、流れでということを審議しているということで、理事が責任を取らないということだったら、公益社団法人、法人会計の中の理事責任というのは、ないに等しいじゃないですか。

○小林常務理事：あの、ちょっとすみません。10年先は分からないですよね。理事の責任と言っても、皆さん生きていないかもしれません。だから、前田会長が言っています「会員の負担がないように。」というのは良く分かるのですが、言い切ることは、すごく危険だと思います。絶対ないですから。理事の責任は有る訳ですので。可能性は十分ある訳ですから。皆さん、心配されて「こういう事は心配ですよ。」と言っておられるので、前田会長が 「絶対ないです。」と言われたら、「殆ど、そんなことはないな。」と思いますので、十分皆さんご心配されて、どのように負担がないか。その中で、心配はいっぱいあります。私、すごく心配です。心配です。

先ず、50年保つ会社って、どういうかたちで変わって行くかは分かりませんが、かたちが変わってもですよね。だから、「絶対あり得ない。」って言い切っちゃうと、「そんなことはないだとろうな。」と。十分、危険なものがあると思いますので。そういうことを含めて、(採決は)採れないと思うんですよね。代議員会でも十分、危険性を皆さん知った上で、責任を取ってもいいからとみんなで決めるのであれば、それはそれで、しょうがないと思いますが、殆ど分からない。そういった事に関しては、素人ですから。そういう中で言い切ったら拙いんじゃないかと思います。会長が色々考えておられることは分かるので。言い切らないで「こういう危険性もあります。」と言われると、皆さん納得されるんじゃないかと思います。

○前田会長：危険性を回避するということで、専門家と相談していますので、私の発言として一言、言わせていただきたいことは、危険性とか予測とかは確かに担保されることはないのですが、可能性として、やはり、安定した企業にお借りいただく。野村先生

が言われたそういう医療・福祉関係の仕事を既にやっている関連の会社が建設もやっている。何社か出ているのは、そういうところですから。丸っきり関係ないところではありません。ということも、念を押しておきます。会社名、なかなか出せませんが、今、先程、豊見先生がここで配られた中に定期借地権推進協議会の中に実は、２社入っておりまして、理事会ですので名前を出していこうと思います。
実は、積水ハウスと大和ハウス工業株式会社です。この２社は、医療・福祉関係の専門の部門を持っていまして、まあ、積水に関しまして、今、小林先生が言われました100％ということはないかもしれません。確か積水だって、元々は積水化学。チッソという明治時代には大きな科学会社だったのが前進だったそうです。大和ハウスは奈良出身の超大手の建設と医療福祉関係会社を全て運営していますので、そういったところから都市型の医療・福祉ゾーンを作りたいと。竹本先生もご心配されるとは思いますが、実際にサ高住なりショートステイなり、非常に経営が難しいと言われるのは、都市型ではない部分を指していまして、そこに関しては一応、データを積水ハウスも大和ハウスも持っていると思います。それを基にいろんなプランを練った中でのものだと聞いていますので、まあ、事業体系として、長年やってきておられますので、そこは、私は、安定度を信用せざるを得ないと思っておりますし、議決することによって責任が生じるかどうかは、出来るだけ回避したいと思っております。というのは、最初、縦に建てる10階建てでという話の時に、実に、予算が20億だ何だという時にですね、やはり、理事者の借金の判子が要る訳ですよね。これは、皆さんに負担になるのではないかと考えましたので、そういった判子を押さなくてもいい契約書の中で、経済的負担のないスキームを考えていくことを念頭に考えていますので、規模的な事も二棟別々に建てると。だから、会館だけのことを我々が考えるというのが基本的にやっていけばいい。お貸しする部分に関しては、それぞれの会社がお考えになることだという風に認識しております。以上で、話を終わりますが。時間が。

○渡邊副会長：先生、すみません。豊見先生が。

○豊見常務理事：すみません。発言しないと後悔すると思いますので、発言させていただきます。
僕は反対ですので、その立場を明確にして、お話したいと思います。先程の常務理事会で、事業用借地権ということになっておりました。それで、第４回の建設委員会でも事業用借地権の説明をされております。前田先生の同級生の方ですかね。弁護士の方に、専門の方に相談しながらプランを練っておられるというお話でしたけれども、その段階でも、事業用借地権と一般用定期借地権の違いを指摘されないまま、事業用借地権ではサ高住できません。それを全く指摘されないままきている。というところを見ますと、ちょっと不安になります。ということが先ず一つと、この話をお伺いしていると、そういう混同がありつつお話をされている方と、そうではなくて、色々と調べていらっしゃって、定期借地権の事を調べられた方で、定期借地権のことを調べれば調べる程、反対をされているようにお見受けする。という風に見えますので、副会長の方々の中でも、色々と定期借地権に関する認識の差があると思います。
それで、先ず最初に、今年の会誌の念頭の挨拶に、木平先生、いえ、すみません。前田先生が薬剤師協同組合の話を書かれておりました。薬剤師協同組合を作って、そこで収益事業をします。と話をされておりました。　それで、会員の前で、総会の時にも話をされておりました。既に、あそこまで言い切られた協同組合の話を撤回されている。ということに鑑みますと、前田先生がそこで、どこまで言い切られていても、なかなか信用できるものではないかなと思っています。
で、もう一点、「責任が理事に掛かることはない。」とおっしゃられていますけれども、公益社団法人の理事用の保険というのが実は存在しております。日薬の理事も入っておりますし、福岡、大阪の理事も入っております。恐らく、広島県の理事が入っていたとしても、その件に関しては、対象にならないだろうと、そこの県の方々はおっしゃっておりました。その保険、何かと言いますと、理事には責任がある。賠償責任がある。それを、裁判が起こって賠償責任が発生したら、その保険に加入していたらというものですけれども、我々は入っていない。ということを念頭に置いていただきたいんですね。広島県の全国的な会員数でいきますと、47都道府県でいうと11位です。それで、今、我々が建てようとしている会館の隣に建つサ高住の規模を併せると、殆ど、全国一の規模。大阪が大きいので、それに次ぐ神奈川と同じくらいの規模になろうかと思います。それを見ますと、大阪府薬、府薬不動産と言われるような。聞いた話ですと、前会館の立ち退き移転をしたんですかね。非常に莫大のお金が入ってきた。それを元に、会館を建てたんですよね。大きな建物が建てています。でも、この前の大阪府薬の会長の会見、ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、財政健全化を図らなければならない状況に陥っている。という会見をされています。神奈川県薬剤師会も自前で会館を建てられて、ようやく昨年、借金を返し終えられたのですが、そこも資金難に喘いでおりまして、薬剤師連盟から脱退しております。神奈川県はお金がない。会費が集まらないということで、「この規模の建物を建てるべきではなかったなあ。」と県薬の理事の方々はおっしゃっているという状況であります。
で、私たちは、会員の数からいきますと、11位の広島県薬剤師会では、定期借地権で大きな規模の事業になってもいいのかどうかという疑問がありますのと、この定期借地権で、前田先生が、お互いが悪いようにならないための法律改正が行われたという風におっしゃっていまして、僕も専門家から聞いた訳ではなくて、ネットで調べた話ではありますが、確かにそのように書かれております。不利にならないように、定期借地権法が古い旧借地法から変わって、定期借地権というのがでてきた。その不利にならないようになっているのは、借りる側なんですね。借りる側が不利にならないように定期借地権というのが作られている。僕らは貸す側なんですよね。定期借地権というのは、50年間賃料が貰える権利ではなくて、50年間土地を貸し続ける義務を負う契約と認

識しております。それを含めて考えますと、なかなか土地を売るというところに、土地を売ろうと思っている訳ではないのに、定期借地権を設定して、事業を他社に行わせるという理屈が見えてこないので、そういったところで、会長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○前田会長:色々ご指摘、ありがとうございます。あの、お互いに不利益にならないように、借りる側の利益になるという訳でもなく、貸す側もちゃんと担　保されるということですから、多分、今、言われたような話は若干、違うと思います。

○豊見常務理事：今までの借地法は、借りる側が不利だった。それでを平等にするので、事業を活性化しようと。例えば、道の横に大きいドラッグスストアが出来る。大きなスーパーが出来るですとか。あれは、定期借地権、借地法が定期借地法に変わったから出来るんですよね。事業活性化になるんですよね。スーパーとかドラッグスストアですとか、そこの借りる側の事業発展のためにできた法律ではないかと認識しています。

○前田会長：そうですね。それは一つの例ですね。大いに色々議論していただいた中で、時間が追っかけていますので、最後は挙手でお願いしたいと思いますが、定借に関してはですね。先程、言いましたように、借地借家法に、私がしゃべっているので黙ってください。借地借家法の専門の弁護士を入れて相手と話をしますので、それは基本的に我々の立場で言ってくれると考えています。それと、医療・福祉ゾーンですので、そう誰それ、何かが出来るという風なことはありませんし、契約書に盛り込めば、それはお互いの立場を尊重されるような契約書にもっていけばいいだけの話です。

以上、ある程度、議決することに関しての責任等はありますが、私としたら、できるだけ、経済的負担をかけないプランを皆さんにお願いしたいと思って提案しておりますので、これに関して、代議員会にかけて賛否を採らなくてはいけませんので、ある程度の幅を持って、議決を採りたいと思っております。従って、そこの中で、皆さんの、有村先生ありますか。私の話は打ち切ります。

○有村常務理事：公正証書に書くからと言って、何を書くかは、先ず、言わないですよね。

○前田会長：それは、これからです。

○有村常務理事：いえ、これからって、決を採ってから公正証書に書くのはおかしな話であって、最初から、公正証書があるから大丈夫だとは書いていないじゃないですか。それは、見かけだけでしょ。何か事故が起きたら、公正証書なんて関係ないでしょ。書いてありますよ。

○前田会長：それはですね、お互いの契約書ですので。

○有村常務理事：契約書であっても、事故が起きてしまえば。

○前田会長：何の事故ですか。

○有村常務理事：例えば、倒産とか、そういうことが起きた場合、全く意味がない訳ですよね。

○前田会長：倒産前提で話をされたら、何にも出来ないですよ。

○有村常務理事：いえいえ。

○前田会長：会社ですから、実際。

○有村常務理事：50年ですよ。

○前田会長：あのですね、50年しないといけない。今、出ているプランは、20年で賃貸の地代が終わるんですよ。

○豊見専務理事：終わらない。

○前田会長：終わるんです。実際。

○豊見専務理事：終わることは出来ない。

○前田会長：地代として貰うんですから。それが1億8000万円の坪単価100万円の計算でいっている訳です。18年で終わるんです。計算上。

○有村常務理事：それは分かりますが、終わりますか。

○前田会長：それ以上の負債があるというのは、先ずない。だから、丁度、竹本先生が言われたように。

○有村常務理事：20年で終わるのは。

○前田会長：いえいえ、だからですね、高齢化社会は、多分、まだ20年くらい続くんだそうです。25年でね。それまでには、それでいくんです。

○豊見専務理事：あのですね、負債は終わった。いいです。で、その金は一応終わります。終わっても倒れたら、その建物の取り壊しと、建物に入っている人をどうするか。何十人も老人が入っている。その事に関しては、全く保証はないんですよね。薬剤師会が責任を取らないといけないんですよ。倒れたらですよ。

○前田会長：それは知らない。土地をですね、借りていただくということは、ちゃんと契約書に盛り込みますので。そこの会社が最終的には責任を取ってくれる。取るしかない。それから。

○豊見専務理事：取れないから、言っています。

○前田会長：いえいえ、倒れたらって言うけど、20年、超高齢社会の中で、医療・福祉ゾーンの仕事をしていただく訳ですので、それはそれで、我々の責任になるということではなく、あくまでも契約書に唱えばいい話ですよ。「責任はない」ということをね。そういうことを前提に、契約書を作るのを弁護士を立ててやろうということであります。

○野村副会長：もし、決を採られるのであれば、先に、私、提案しましたが、誰が賛成して、誰が反対したかを名前まで取るかどうかをお諮りいただきたいと思います。採り方としてはですね。

○政岡常務理事：まあ、自前でいく方がいいとは思うんですけれども、この、これで、整備方針でいきますと、5億2000万円かかるようになっていますよね。

○豊見専務理事：出ていますか。5億2000万円を限界としてということですね。

○政岡常務理事：それで、売却が3億円。で、後、保険薬局部会のが。

○豊見専務理事：いやいや。

○政岡常務理事：大体1億円か。そうすると残りの2億円は。

○豊見専務理事：補助金。

○政岡常務理事：借入金ですか？

○豊見専務理事：補助金です。補助金です。

○政岡常務理事：補助金が出るんですか。ちゃんと。

○野村副会長：ちゃんとそれは、在宅薬剤師支援センターを立ち上げると。

○政岡常務理事：医療センター、介護云々というのは

ここの部分ですか。
○豊見専務理事：補助金がありますよね。定借のアイデアーの中にも補助金１億2000万円と書いてありますよね。
○政岡常務理事：これは、介護関係で出るのではないでしょうか。
○豊見専務理事：介護関係ではなくて、在宅医療。
○渡邊副会長：私の方から説明いたします。
在宅医療薬剤師支援センターというのがですね、一応、県の方からの補助金、在宅支援薬剤師というのを要請してくれというのがありまして、それで、その支援薬剤師を４・５年に渡って要請して今後、５年10年経つ間に、殆ど、薬剤師在宅支援の方に入って行ってほしいということで、それで予算が出るんです。そのお金はですね、建物にも使ってもいいことになりましたので、補助金として、１億2000万円それが建物の方に回りますよということです。
○政岡常務理事：薬剤師養成資金として１億2000万円という。
○渡邊副会長：そうです。
○政岡常務理事：１億2000万円出ると。
○渡邊副会長：そうですね。そちらの方は、要するに、薬務課からのお話ですと、建物の方に回していただいても結構ですが、ただし、これは、１億2000万円というのは在宅支援薬剤師の方で、今後、薬剤師としてやっていただくというのが条件になりますので、それに対する設備とかですね、そういったものに使ってくださいということです。
○政岡常務理事：はい。分かりました。
○前田会長：あの、１億2000万円は基本的には、坪単価100万円で240坪の在宅薬剤師支援センターを使うということで、まあ、実際には２分の１しか出ませんので。実際には、１億2000万円になった次第ですので、それも、事業内容によっては、財務局との話し合いで、確実に１億2000万円出るかどうかは分かりません。一応、１億2000万円であろうという数字です。
○渡邊副会長：例えばですね、200坪の坪単価100万円かかるのなら、その半分は出してあげるよということです。最初の時は、全部出すということだったんですけれども、やはり、３％の消費税のことが、10％まで上がらなかったということで、そこは半分になったということです。それで、要するに、100坪しか割り当てが出来なかったということであれば１億ですから、その半分の5000万円しかないということですよね。結果的には。だから。
○政岡常務理事：これでいくと200平米。
○前田会長：200坪。
○渡邊副会長：200坪です。
○豊見専務理事：これは、薬剤師支援センター。直接の名前はそうなっていますが、例えば、この中の薬局ですとか、この辺を在宅医療薬剤師支援の方に回せますので、十分面積が取れます。
○渡邊副会長：例えば、薬局の中に、調剤とかそういったところとか、会議室とか別に一箇所にそこを取らなくてもここは在宅支援に使っていますと登録すれば、ある程度、200坪くらいは取れるかなと思っております。
先生、前田先生に一つ、一つだけ確認なんですけれども、これ、私も　色々調べさせていただいたんですが、今の200坪～ 230坪だったならば、駐車場が殆ど10台くらいしか取れないんですよ。これをですね、理事会の皆さんにそれだけの来られている訳で、場所もあのようなところにありますので、せめて、20台以上。やっぱり取れるような建物にしていかないと、やっぱり、皆さん納得は出来ないと思います。この200坪で、今の事業用で、どうやっても10台がギリギリくらいしか。10台も取れないかもしれない。というところだけ、だから300坪でもいいのかどうかというところも確認。
○前田会長：あの、200坪と400坪というのは、あくまでも、最初の数字を出すためのたたき台ですので、200坪と400坪になっていますが、300坪・300坪で、或いは250坪と350坪でも、容積率が300坪～ 450坪ですよね。
○渡邊副会長：はい。
○前田会長：そうすると、採算が合わないので、我々が300坪取って向こうも300坪取って使っていただく中でやることも可能です。それから、そうなると、貸す土地が狭くなるので、18年じゃなくて20年ちょっと掛かるかなと。別に何ら変わることはないかなと思っています。
○渡邊副会長：すみません。あの、貸す金額が減ったからじゃなくて、基本的にやはり、それは皆さんが、今までは、保険薬局部会のお金には色が付いていないので、今、そういうかたちになっているのですが、別段、それで、皆さんに負担がかからないよということを全面に出すのではなくて、やはり、ある程度、皆さんが貯めてきたお金ですよね。今までに。その、土地にしても、１億にしても。だから、やっぱり薬剤師会として、皆さん、私らの代よりもその後の代の人たちに、「いい建物を建てたね。」或いは「便利になったね。」というようなものにしないと、これ、200坪と400坪とかに、林先生もおっしゃっていましたけれども、私、思っていたんですが、「これ、薬剤師会が金儲けするためにしたんか。」と。自分たちは200坪しか使っていないんじゃないかと。「じゃあ、200坪でえかったんか。」というような事だけは避けてもらいたい。それだけは言いたかったです。
○前田会長：はいはい。分かりました。その通りにして、実際に、10階より上に建てるときに、600坪使ってやろうとスキームで作っていましたよね。ところが、上に物が乗るということに関する色々なお考えがあったので、二つに別ける。そうすると、会館は小さくていいじゃないかというご意見があったりすると、小さく小さくなってしまった。20坪と400坪になってしまったんですが、別に、容積率が300ですけれども、将来的に450坪になれば300坪・300坪でも十分対応できると聞いていますので、駐車場も十分に取れます。それから、デザインも自由にできます。それと併せて、建設コストは、こちらには掛かってこないという風にお考えいただいて結構です。自前で建てると言いながら、補助金の話が未だない状態の時から積み上げてきている話ですので、実際に１億2000万円と簡単に言いますけれども、そのお金は最初、なかったんですから。土地も３億円で売れる

という話も最近です。でも、３億円で確実かと言われると、今、渡邊先生が言われたように、実際、商業取引がどれくらいになるかちゃんと調べてやらないといけないのと、歯科医師会と一緒に売っていただくという条件がありますので、どの程度の建設レベル、或いは建設予定、スケジュールを合わせていかないと、あっち先に建てて、土地が売れないということもありますので、そこはスケジュールどおりにやってい　きたいと思っています。

会館だけ建てるというのが我々の原則ですので、あくまでもその広さは200 ～ 300坪の間でいいのではないかと。で、ただ、上に建てる場合はもっと広く取れるんですが、この案は建設特別委員会では、あまり賛同を得られていなかったので、まあ、二つに別けるという話が今、メインになっていますので、そこに関して、定期借地権の設定をどうするかということの賛否を採らせていただきたいということで、理事会を開いておりますので、その話を併せて、代議員会に諮りたいと思います。

○谷川常務理事：最後にいいですか。

○前田会長：時間も９時半ですので。

○谷川常務理事：すみません。あの、会長が今、色々言われている中で思うのが、要は、補助金の１億2000万円に対しては施設じゃなく、建物に対しては倍ですよね。２億4000万円で、１億2000万円は自己資金が要るということですよね。そこは、はっきりしておかなければ。それは、27年度の後半に議会で通れば決まる訳ですから、我々としては、年度内に補正予算作らないといけない。27年度中。来年の３月に１億2000万円を用意するその手立てが出てきますよね。それを一つ、考えておかなければいけないことと、会長が先程から言われている定期借地権についての事業用借地権と一般用定期借地権の条件の内容が混同されているように僕は思います。

定期借地権自体は､国土交通省の管轄なんですね｡今、見ているのですが、ちょっとすみません。座ります。事業用の定期借地権というのは、10年以上50年未満という期限ですよね。ただし、この事業用の建物については、居住用はダメであるとはっきり書いてあります。そこで公正証書によって色々書いてあります。一般定期借地権は、50年以上。50年。契約は公正証書、書面で行って、先ずは契約の更新がないですよね。変更もない。50年間。

○前田会長：そんなことは、ないです。

○谷川常務理事:契約って書いてあるんですよ｡だから、この状態で我々に、要は、こうして見ている人間は、ある程度知識持って見ていますけれど、全く何も分からない状態で定期借地権を含む議決を採るということは､あり得ないと思います。だって､書面で今日、資料で出ているのは、事業用借地権と書いてあるものを出しておいて、実際には、常務理事会で違うと言われ、一般定期借地権だったという風に変更して、それを理事者に出している訳ですから、余りにも定期借地権の種類とかその説明も必要ですよ。

それと、全体的な構造で、もう少し中身を出してもらわないと、賛成出来ないですよ。建設の中身。今まで、二社、Ａ社、Ｂ社。まあ、これは意味が違うと思いますが、今日初めて、積水と大和を言われた。我々の前でね。個別には、知らないですけれども。だから、正式ですよね。今日。

○前田会長：そうですね。

○谷川常務理事：そういうことですよね。それも口頭で言われている訳ですから。やはり、もうちょっと中身を出してもらわないと、それで、これで手を挙げて議決。「はい、理事会で決まりました。」それは、強引すぎますね。と私は思います。

○前田会長：はい。分かりました。あの、まあ、特別委員会等で話をさせてただいている中で、一般定期借地権という話は実はもう、私は知っていたんですが、途中で業務用って変わったのは、私も理解できなかったんですが、事業用か。言葉のやり取りに関しては、我々は素人ですから、誠に申し訳なかったと思いますけれども、一般定期借地権を以て居住部分を作るということです。それから、今の谷川先生が言われた部分に関しては、実は、特別委員会に諮る前にも色々出ました。もっと話を教えてほしいと。ただ、話を出すとネットでボンボン出てくるもんですから、出せない部分が実はありまして、そこに関しては、非常に私自身も、関連している人たちも非常に困ると言われたので、名前は出せないということもありました。非常に怖い話が勝手に走ったりしますので、まあ、ある程度のスキームとして出すしかない。従って、理事会でお諮りいただくことと、最後には代議員会で決めてくださいということをずっと私は言い続けていましたので、それなりに、資料は皆さんに既に、お渡ししていますので、そこから判断していただいて、それから、建設のいわゆる市薬の中野君が作ってくれた、その何とか。プロポーザル。整備方針ですね。それは、これから作っていく話なんで、どういう風にするかという中の事は逆に、各それぞれのご意見を聞くのは、それからです。

あくまでも、土地を貸すことがいいのかどうかという事のご判断を今日、諮っていくということだけですので。その中で、定借という話を実に、日薬も話を出したこともありますけれども、県薬剤師会でこういう話を出して如何かなという事に。代議員会で掛けていただきたいと思っていますので、また、代議員会でしっかり話をされればいいんじゃないですか。それまで、１カ月ありますので、理事会で早いとか遅いとかじゃなく、歯科医師会とのスキームを考えるとこれ以上、ゆっくりでという訳にはいきませんので、中身に関しては、また皆さんのご意見を、もっともっと出てきていただきたいと思っています。

○谷川常務理事：それは、おかしいですよ。今から決めるのは、３案と４案のどっちかということですよね。極端に言えば。

○前田会長：３案と４案でも、いいんですよ。どっちかを代議員会で掛ける話をしているんですよ。

○谷川常務理事：３案と４案を総会に掛ける訳ではないですよね。

○前田会長：そうそう。いえ、３案がいいのか、４案がいいのかということを掛ければいいのではないですか。今のところ、特別委員会で出たのはその二つですから。

○谷川常務理事：その二つを。

○前田会長：そうそう。
○谷川常務理事：10日の臨時総会で提案する。
○前田会長：ご意義ありませんかと。ご意見をいただければと。どちらかを立てれば、どちらかが残る。例えば、３案を出した場合に、３案を消されたら、多分、４案で頑張ってみましょう。ということになるんじゃないでしょうか。四つの内から二つに絞り込まれた訳ですから。
○谷川常務理事：二つ挙げておかなければ、いけないですよね。
○前田会長：だったら、それでもいいですよ。
○谷川常務理事：今から提案するのがどっちなのか。
○前田会長：だから、どういう風に挙げるかによって、ここで今、諮っているんですから。
○豊見専務理事：３案しかなかったら、どうしようもないじゃないですか。
○前田会長：３案と４案を出していただいて、いいんですよ。そういうご意見があるのであれば。特別委員会では、３案が優先的に話が出ただけです。今の定借に関してもご意見が出ただけで、それも勘案して、代議員会で諮ればいいだけです。
○豊見専務理事：今、渡邊先生がおっしゃったように、200坪では無理だという話が今になって、出てきている訳ですよ。この前の常務理事会では、200坪でという話ですよ。それで、200坪でも300坪でも確かに、いろんな余裕はあるよと言われていましたが、200坪か300坪になるのか分からない、駐車場は、どうなるのか分からない。皆さん、手を挙げられるんですか。
○渡邊副会長：いやいや、ちょっとそれは違う。違います。
○豊見専務理事：定借をするというのは、そういうことでしょ。
○前田会長：違う違う。そうじゃない。渡邊先生、もういっぺん。
○渡邊副会長：前回、挙げたというのは、約、必ず200坪とは言ってないんです。200 ～ 300坪の間でやるという。だいたい230坪ですか。僕は、この前は250坪と書いていたつもりなんですが。250坪。言っているのは、200坪から250坪前後で、一応、建ててみたら６階でいや、５階建てで600坪になったときに駐車場が12台取れますという案を皆さんに出したんだと思います。別に今日。
○豊見専務理事：皆さんにって、建設特別委員会でしょ。
○渡邊副会長：建設委員会です。建設委員会に出したんだと思います。だから、それで、今になって言ったんじゃなくて、現状で、要するに、決まっていないんですから、200坪。要するに、貸すか貸さないかとか論点になっているんで、それならば、200坪ではなく300坪でもできますか。ということを、前田先生にお聞きしたかっただけなんです。
○前田会長：余り、時間がないので。
○野村副会長：決議を会長が採りたいということですので、と言うことを会長がおっしゃっていますので、私の意見としましては、折角、二案出ているんですから、ここの全体理事会の場では、この二つの意見が出て、全体理事会では、こういう結果になりました。ということを代議員会で諮って、二つとも一応、お示しすればいいのではないかなと思います。一応、どういう結果になっても、どちらが、どういうようになっても。まあ、おかしいんじゃろうけど、１個しか出さんというのも。で、それじゃあ、出すか出さんか決を採らんといけんようになりますよ。そうしますか。ということになてしまうので、それで、先ずは、決を採っていいかどうか。
○前田会長：あの、今、副会長の野村先生が言われたように、先ず、３と４を同時に出す議決を採るか、３だけで出すか、議決しないか。まあ、理事会ですので、ある程度、決めないと、議決しないというのはあり得ないので、中身に関しては、谷川先生も言われたように、もっともっと精査するのは、整備方針案のところで、しっかりご審議いただければと思っています。
議決してもよろしいでしょうか。議決することに賛成の方は手を挙げてください。だから内容は、３案と４案を同時に出すかどうか。そうそう。だからまあ、『どっちも出す』ということの議決を採ってもいいか。
○二川常務理事：３案と４案を同時に出すのに、賛成かどうかですか。
○前田会長：そうそう。『３案と４案を同時に出すかどうか』ということです。野村先生の提案がそうだったんで。そこで先ず。
○野村副会長：どっちでもいいんですよ。
○渡邊副会長：３案のみ、４案のみ。或いは３案・４案同時に出すということもあるんですかね。それとも、３案だけ、４案だけ。
○前田会長：だから、議事録には、３と４がキッチリ提示されていますので、例えば、代議員会では３だけ出しても、それがどういうことかということか説明が要ります。それに関して比較、或いは、提案理由も述べていただきます。　だから、議決するのは３だけにしても４だけにしてもどっちも一緒ですから、どちらかを選ぶ方法の議決の仕方と、３案だけで○か×で決まって、３が良ければ３で、ダメだったら自動的に４案でいくということを原則として採ったらと思うんですが、どうでしょうか。
○竹本理事：今この場で、どちらか一つを提示できずに、３案・４案を同時に出すのは、４案だというのはこの話に関して、どっちがいいと自分の意見があまり持てていない方という風な方でよろしいですか。
○前田会長：そういうことではなくて、理事会ですので、ある程度、情報をお渡ししている中で会館だけでいいか、借地権を設定してお貸ししながら会館を建てるかという単純にこの二つだけですから、話の内容は。そこに絞って、議決を採るときに、50年或いは定期借地権を併用して建てる案と、会館だけの自前で建てるという案と二つを提示して、代議員会に出したらどうかという野村先生のご意見。
○竹本理事：その一つに絞って、理事会で出したらいいんかなという気が。
○前田会長：どっちでも、いいんですが、１個だけにする方でいいのか、どうなんでしょう。
○豊見専務理事：まあ、理事会を開いて何も決めなかったというのは、何なのかなと思うんですが、こういう状況で、誰がどちらに賛成して、何対何であったかということを代議員会に提出するというのは、どうであろうか。理事の立場、それぞれはっきりさせて。

今さっき言われたように、それをちゃんとしようという先生の意見はね。それを聞いてください。
○前田会長：あの、あまり、リスクを背負わせるような決め方はしたくないので、まあ、代議員会にかけるかどうかだけお聞きしますが、代議員会に掛けてもいいと思われる方、手を挙げてみてください。全員ですよね。分かりました。
そうしたらですね、代議員会に掛けていただくということであれば、今、常務会でも出ましたし、特別委員会でも出ました３案か４案、これを両方お出しした方がいいと思う方、手を挙げてください。
○有村常務理事：三択はダメよ。
○前田会長：三択ダメなん。
○有村常務理事：３か４か。
○前田会長：じゃあ二つ。
○有村常務理事:三択には、手を挙げられないでしょう。
○前田会長：じゃあ、二つにしましょうか。じゃあ、３だけ出すか、二つ出すかということ。議決ですから、一応、手を挙げてもらえばいいと思います。いいですか。だから、３だけで、出すことは皆さん賛成でしたので、出し方なんですよ。問題は。だから、３をメインに諮るか、今日、出している議案は、その通りです。基本施設は、３を基準にしていますからね。それでいいと思われる方と、二つを同時に出すかどうかということを諮ればいい訳ですよね。
○豊見専務理事：端的に言って、定期借地権で土地を貸すか、自前で建てるか。
○前田会長：３とういのはそういうことです。
○豊見専務理事：そうですよね。
○前田会長：だから、３は定期借地権、４案は自前という風にお考えいただいて、両方出すのか、一個だけ出すのか。お考えください。両方出しますか。
○二川常務理事：そりゃ、両方出してもらわんと代議員の方も。
○前田会長：そうしたら、３と４を議案として出すということで、賛成の方は挙手をお願いします。３と４を同時に出す。３と４を同時に出す。もう一回、ちゃんと手を挙げてください。はいはい。それで、説明がね、要るということですから、３と４を議案として出すということを。
○豊見常務理事：賛成の方のお名前を読み上げてください。議事録に残すために、賛成の方の名前を読み上げてください。
○前田会長：もう一回、手を挙げてください。両方に賛成の方。こちらから言いますね。渡邊先生、二川先生、政岡先生、松村先生、多森先生、林先生、奥本先生、新井先生、三宅先生、それから重森先生、小林先生、有村先生、村上先生、大塚先生、木平先生、私です。名前、テープに残っていますか。事務局。残っていますね。はい。じゃあ、そういうことで、ちょっと数を数えていませんが、名前を挙げましたので、それを以て議決させていただきたいと思います。会館に関しては、以上で締めます。もう一つ、決めなければいけないことがあります。
これからもう一回、議事に入ります。一応、会館建設に関しては、二つの話を出すということにします。
○豊見常務理事：二つ出すのではなく、どちらが何票でどちらが何票であったと出すのではないでしょうか。
○前田会長：うん。それを諮るんですよ。
○豊見専務理事：今から諮るんよ。
○前田会長:それは、代議員会に出すということであって、代議員会で決めるんですよ。理事会では、その案を出すということが決まったんですから。議決機関である代議員会ですよ。
○豊見常務理事：承認を得る機関ですよ。
○前田会長：そうですよ。
○野村副会長：一応、理事会として、どういう、両方出すということが大前提で、理事者としての決議は委員会の案があったように、何対何で決まりましたというかたちだと思ったんで、それだけじゃないから手を挙げませんでした。
○前田会長：ん？
○野村副会長：だから、二つ出すだけだったら、反対です。どういう結果であろうと、何対何でこうなったけども、理事会ではこうなったけども、両方こういう意見がありました。だから、両方出すんだよということであれば、賛成します。
○前田会長：それでいいんですよ。そういう風に決めたんですから。ご理解をいただいて、一応、そこで話を
○豊見専務理事：これで、理事会の方針を今から議決を採る。それを、代議員会に両方出す。いう事ですな。
○前田会長:それで決まりましたから。ご理解ください。その次の、何でしたか。理事会はどういう状況だったか。賛成に挙げていましたよね。多森さんと田邊さんは。両方出すことで。
○豊見専務理事：それは、それでいいです。３なのか４なのかは意思表示していない。
○前田会長:それは、代議員会で決めればいいでしょう。
○豊見専務理事：いいえ、だから、理事会として、３なのか４なのか、どちらを推薦をするのか。「理事会としては、こう決まりましたよ。」と今から出したらいいんです。
○前田会長：だから、一応、二案出すということで、代議員会に出すということを議決採りましたので、それでいいんじゃないですか。ここで決めるのは、理事会で決めるのは、代議員会に付議する事項を決める事だけですから。
○豊見常務理事：僕は、定期借地権を否決しているということを議事録に残してほしいです。
○前田会長：ちゃんと議事録に残っていますから。豊見先生、敦さんの発言として残っていますから。それは大丈夫です。
○豊見常務理事：そうではなく、理事の責任として、それを議事録に残していただきたい。
○前田会長：理事の責任で残していますから。
○豊見常務理事：全員の理事です。
○前田会長:全員のは、今、諮ったので、その後、二人。
○野村副会長：いいえ、二つの案を出すということは諮られました。それだけです。理事会ではこうだったということを。これがなかったので、手を挙げなかったんです。一応、どういう結果であろうと、両方出すんですよと言われると挙げる。
○前田会長：理事者のですね、理事者の役割は、代議員会に付議する事項を審議するだけなので、その中で、違う違う。その中で、３と４、どっちに賛成か

反対かという話をしている訳ではない。議案として話を通しているかという話であります。
○竹本理事：この前の代議員会の時に、委員会の何対何というまあ、具体的な数字、何票対何票というのが代議員の前で話されましたけれども、折角、理事会がきちんと開かれているのに、３案と４案という話も出ているのに、この度、理事会が開かれているのにも関わらず、それが出てこないというのもどうなのかなと。この前の委員会での数字だけが一人歩きするだけという。理事者として、きちんと提示するのが筋なのではないかと思います。あの時、二案出している訳ですから、今回も二案出して代議員の方に諮るのであれば、理事者としてはこうだったと。色々な意見が出ているので、決めかねている。どういった点に関してということを代議員に説明して、きちんとした上で代議員の票を聞いていただければと。
○前田会長：それでいいんですが。
○竹本理事：こちらの方も、代議員の数で決めるのではなくて、こちらが決めかねているから代議員に振るのであれば、こちらの数も足して考えなければいけないと思います。どれか一つを提示する訳ではないので、
○前田会長：それはちょっと、おかしくないですか。組織的に。理事者は執行部なので、理事会は決定機関ですよ。議決機関ですよ。でも、今、竹本君が言った話は、代議員さんは執行部ではありませんね。そこは別けて考えなければいけません。ただ、数を足すとか足さないとかではないです。
○竹本理事：こちらが、提示が出来ていない訳だから、こちらの何対何が反映されて。
○前田会長:従って、３と４のどちらかという話でしょ。皆さんに採ってみたらいいでしょう。
○野村副会長：一応、それも諮ってみていただけないでしょうか。３案と４案でどちらに賛成かどうか、理事者の中ではっきり数字を挙げることに、一応、両方出すんですよ。両方出すことに決まりましたので。先程、両方出すことに決まりましたので。
○竹本理事：皆さん、３案に手を挙げられて、４案に僕一人だとしたら。
○野村副会長：一応、多数決を採るという賛成の人は。
○前田会長:すみません。常務会の議案の中にはですね、代議員会に諮る議案の一部しかないので、今の話は、代議員会で諮ることしかない。決める事はね。そこをきちんとしないと、代議員会の話をごっちゃにしてもらっては困ります。理事会で話をするのは、色々していいんですが、そこはいいんですが、そこで代議員会で出す付議事項について、３が賛成か、４が賛成かなんて載っていませんので。常務会では。
○野村副会長：どういう結果であっても、出すということは決まりました。
○前田会長：だから、３と４を出すということでいいじゃない。
○野村副会長：それは分かりましたけれども、じゃあ、もう一つ議案として、今の３と４の数字の票を、だれが賛成したか反対したかということを採っていただくことを諮っていただきたいということを申しているわけでございます。それを、諮っていただけないでしょうか。という案でございます。
○小林常務理事：今の３の人、４の人ということで数をとってください。ということです。
○野村副会長：それでまた、議論すればいいことではないでしょうか。
○前田会長：だけど、付議する話ではないので、何回も言います。議長として。議長の発言としてはですね、これは、常務理事会での話を理事会に出しますねということを、先ず前以てお断りして、今、ここで改めて出てきた話をですね、その決を採ることは、また常務会に差し戻すことになりますよ。理事会で諮るということは、そういうことです。理事会で諮る前のことを常務会で決めるわけですから。
○野村副会長：じゃあ、そういうことも含めて諮っていただけないでしょうか。
○前田会長：それ、何の意味があるか分かりません。
○野村副会長：いやいや、それが正しいかどうか分からないじゃあないですか。
○小林常務理事：代議員会で決まってしまえば、決定ですから、
○前田会長：そうです。そうです。
○小林常務理事：だから、皆さんが言われているのは、責任を取る取らないだけですよね。３案か４案か。そうした方が例えば、豊見先生はしっかりね、４案にだと思いますけれども、私も４案です。今の流れを聞いたら、３か４かと聞かれたら４です。それは、責任を取るにしても、やはり、ちゃんと意見を言ったということで、それがないとやはり、代議員会でこうなりましたと言っても理事の責任になっちゃう。
○前田会長：そのスキームは、ちょっとおかしい。理事者でですね、言葉の責任を取る取らないは別にして、一応、３案に賛成の方、名前を。もう一回手を挙げてください。政岡先生、松村先生、林先生、三宅先生、大塚先生、木平先生、前田と二川先生、渡邊先生。田邊先生と多森先生には後で電話で聞きます。もう、帰られたからね。
○豊見常務理事：理事会に出席されていないからダメです。
○前田会長：いや、二人抜けちゃったので、それもおかしな事なんですよ。時間もないし。
○豊見常務理事：定款に書いてあります。
○前田会長：そういうことですので。代議員会には二つを載せるということで理解してください。４案に賛成の方、中川先生、井上先生、竹本先生、奥本先生、豊見敦さん、谷川先生、重森さん、小林先生、有村先生、青野先生、村上先生、豊見先生、野村先生ですね。理事会ではそういう意見だったということで付議してください。以上です。

（２）常務理事会へのオブザーバーの出席について

○前田会長：続けて、サッサと２番。２番に関しては、常務理事会へのオブザーバーの出席について、これは理事者の竹本先生からのご依頼があったのですが、これは、このように承認してよろしいでしょうか。賛成の方は手を挙げてください。はい。皆さん賛成ということですね。

（３）文書管理ネットの公開について

○前田会長：文書管理ネットの公開については、これはもう、端的に。

○豊見専務理事：はい、日薬の文書管理ネットというのがありまして、日薬から県薬に来る文書が全部、この資料があったら読めます。この資料のとおりにやってください。分からなかったら、また聞いてください。日薬から県薬に来るのがリアルタイムで読めますので、見ていただいたらと思います。
それと、このIDとパスワードは県薬常務理事としてのIDとパスワードです。何か起こった時には、また連絡しないといけないので、理事は同じIDとパスワードを使いますので、よろしくお願いいたします。他に、支部にも公開するかもしれませんので、それは今から検討します。

（4）平成27年度職域部会及び委員会等の設置及び委員の委嘱について

○前田会長：4番の資料は出ていますか。出ていますか。付いていますね。これで、ご理解をいただいて、挙手で承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。まだ見ていない。理事に配っていますか。委員会等のことはですね、また、何回か訂正があるかもしれませんが、それに関しては、事務局で受け付けますので。ご了承ください。

（5）その他

○前田会長：もう一つ、その他でご意見があれば。よろしいですか。はい、以上で、理事会を終えますが、終えてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

○野村副会長：長時間ありがとうございました。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

5月10日臨時総会に、2つを提案することに賛成の者（16名？）確認お願いします。
前田泰則会長、木平健治副会長、大塚幸三副会長、村上信行副会、渡邊英晶副会長、有村健二常務理事、重森友幸常務理事、二川勝常務理事、政岡醇常務理事、松村智子常務理事、三宅勝志理事、新井茂昭理事、奥本啓理事、田邊ナオ理事、多森繁美理事、林真理子理事

自力で建設する？案に賛成の者（13名）
野村祐仁副会長、村上信行副会、豊見雅文専務理事、青野拓郎常務理事、有村健二常務理事、井上映子常務理事、小林啓二常務理事、重森友幸常務理事、谷川正之常務理事、豊見敦常務理事、中川潤子常務理事、奥本啓理事、竹本貴明理事

定期借地権案に賛成の者（9名）
前田泰則会長、木平健治副会長、大塚幸三副会長、渡邊英晶副会長、二川勝常務理事、政岡醇常務理事、松村智子常務理事、三宅勝志理事、林真理子理事

◆ 平成27年6月定例常務理事会議事要旨

日　時：平成27年6月10日（水）午後7時15分～午後8時30分
場　所：広島県薬剤師會館
議事要旨作製責任者：小林啓二
出席者：前田会長、木平・大塚・野村・渡邊各副会長、豊見専務理事、青野・有村・井上・小林・重森・谷川・豊見・中川・二川・政岡・松村各常務理事、オブザーバー竹本理事
欠席者：村上副会長

1．報告事項

（1）5月定例常務理事会議事要旨（別紙1）
（2）諸通知
ア．来・発簡報告（別紙2）
イ．会 務 報 告（〃 3）
ウ．会員異動報告（〃 4）
（3）委員会等報告
（前田会長）
ア．正・副会長会議
5月27日（水）
イ．全体理事会
5月28日（木）
ウ．日薬代議員中国ブロック会議
5月30日（土）・31日（日）於　ホテルニュータナカ
日本薬剤師会総会の質問事項をとりまとめたことと、島根県薬剤師会新会長陶山先生の紹介があったことが報告された。
エ．（公財）広島県地域保健医療推進機構評議員会来会
6月4日（木）
役員の交代についての話があり、了承したことが報告された。
（野村副会長）
ア．子育て応援すこやか2015　参加者：43,725人（5/23　20,432人・5/24　23,293人）
5月23日（土）・24日（日）於　広島グリーンアリーナ
例年より、お薬に関する相談が多かった。ヤクザイくんが初お目見えし、三師会のマスコットキャラクターがそろったことが報告された。
（渡邊副会長）
ア．第80回中国地方社会保険医療協議会広島部会
5月26日（金）於　中国四国厚生局
医科　新規　5件　更新　5件
歯科　新規　7件　更新　8件
薬局・新規　4件　更新　15件　合計44件の審議がされたことが報告された。
特に問題がある事例はなかったことが報告された。
イ．「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」役員会
6月3日（水）於　広島医師会館
収支決算の確認と平成28年度のフォーラムの日程を決めた。平成28年は県医師会の新会館で開催されると報告された。「認知症の人を支える介護」「他職種との協同」等をテーマとして今後検討していくことが報告された。
（豊見専務理事）
ア．ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）打合会

５月26日（火）
ＨＭネットの進捗状況が悪いため、レセコン業者に再度声をかけることとした事が報告された。

イ．広島県健康福祉局社会援護課来会
５月28日（木）
４月から、生保の患者さんで先発品を出したときに理由を書く必要はなくなり、生保に限らず、一般名で書かれた場合に先発品を出したときには備考欄に理由を書くことは必要なので、再度周知徹底をするようにとのことであったと報告された。

ウ．ひろしま医療情報ネットワーク（ＨＭネット）県医師会担当者来会
６月８日（月）
広島健康手帳（電子お薬手帳）が動き始めるが、リンクやセキュリティに関する問題等、要望等について話し合ったことが報告された。

（有村常務理事）

ア．高齢者保健福祉・介護保険等市町担当課長会議
６月５日（金）於　広島県国保会館
地域包括ケアの中に薬剤師という言葉が入るので、今後要望が増えていくので協力をお願いしたいということであった。

（重森常務理事）

ア．平成27年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議・総会
６月８日（月）於　広島県健康福祉センター
平成26年度事業報告・決算報告があり、平成27年度の事業計画について協議されたことが報告された。

（豊見常務理事）

ア．日本薬剤師会医薬分業調査・研究に関するワーキンググループ（第１回）
５月22日（金）於　日本薬剤師会
７月に全国薬局疑義紹介調査をする予定だが、昨年は回答率が非常に悪かったため、各都道府県薬剤師会に協力依頼をすることになったと報告された。

イ．日本薬剤師会医薬分業対策委員会（第２回）
５月27日（水）於　日本薬剤師会
くすりと健康の週間における活動で､昨年度は｢“見える化”運動」にプラス「かかりつけ薬局」の機能をどう上乗せするかということで検討をしたと報告された。

（中川常務理事）

ア．広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成講習会（資料１）
５月31日（日）於　広島県薬剤師會館
講座アオ　46名　講座イウ　50名
６月７日（日）於　福山大学　宮地茂記念館で開催された。
講座アオ　29名　講座イウ28名　の参加があったと報告された。

（松村常務理事）

ア．復職支援研修会（資料２）
６月４日（木）於　まなびの館ローズコム、広島県薬剤師會館
当初、７月開催の予定であったが、復職を早く希望されている方もいるということで、日程を前倒して開催した。広島が16名、福山が10名の参加であった。参加者から、ジェネリックをどう考えたらよいか、かかりつけ薬局について等の質問があり、熱心な会であった。

（豊見雅文専務理事）

日本薬剤師会森副会長より、「後期高齢者広域連合による専門職による相談訪問指導等の取り組みについて」の事業に広島がモデル地区に選ばれる予定とのことで、詳細は未定ということであるが協力をお願いしたいと要請があったことが報告された。

２．その他の委員会等報告事項（野村副会長）

（１）第39回山口県学校環境衛生研究大会
５月22日（金）於　山口県教育会館

（２）日本薬剤師会平成27年度試験検査センター連絡協議会
６月４日（木）・５日（金）於　群馬県　城﨑検査センター長が出席した。

（３）支部等総会報告

ア．三原薬剤師会　５月23日（土）於　三原国際ホテル
イ．大竹薬剤師会　５月23日（土）於　魚池本店
ウ．廿日市市薬剤師会　５月24日（日）於　ホテルグランヴィア広島
エ．東広島薬剤師会　５月28日（木）於　西条HAKUWAホテル
オ．安芸薬剤師会　５月31日（日）於　サンピア・アキ
カ．安佐薬剤師会　５月31日（日）於　安佐南区総合福祉センター
キ．広島県学校薬剤師会　６月６日（土）於　広島県薬剤師會館

３．審議事項

（１）第45回広島県薬剤師会定時総会の運営について（資料３）（野村副会長）
日時：６月14日（日）午後１時～
場所：広島県薬剤師會館
・次第（案）
・配席について
・進行について表彰→報告説明→質疑→承認→休憩→議案説明→質疑→採決
・議案の説明者について第１プラン：　第２プラン：
・議案の表決方法について
議長に表決については一任とする。投票の準備をしておくこととした。
・質問事項については、当日までに検討しておくこととした。
第１プランは前田会長、第２プランは野村副会長が説明することとした。

（２）災害時医薬品供給マニュアル改正作業検討会の設置及び委員の委嘱について（資料４）
村上副会長に承認を得た後、推薦することとした。
（野村副会長）

（３）安佐薬剤師会研修会講師の派遣について（資料５）
（野村副会長）

日時：７月９日（木）午後３時～午後４時30分
場所：安佐南区総合福祉センター
講演内容：「誤飲・誤食」「消毒・健康問題」
対象：大学５年生（10名）
原田情報センター長を派遣することとした

（４）薬局等に勤務する登録販売者の研修について（資料６）（大塚副会長）
研修会名：平成27年度登録販売者のための一般用医薬品基礎知識研修会
～薬局店頭で適切な情報を提供するために～
日時：平成27年８月２日（日）午前９時30分～午後５時
場所：発明会館ホール（東京都港区虎ノ門二丁目９－14）
特に何もしないこととした。

（５）平成27年度広島県四師会役員連絡協議会について（回覧）（野村副会長）
日時：７月17日（金）午後６時30分～
場所：ＡＮＡクラウンプラザホテル広島　３Ｆ　オーキッド
○役割分担について次のとおりとした。
・司会者　中川常務理事
・開会の辞　木平副会長
・当番師会会長挨拶　前田会長
・閉会の辞　渡邊副会長
○出欠について（回覧）
６月26日（金）まで

（６）独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議の開催について（資料17）
平成25年11月28日(木)於　ひろしま国際ホテル(野村副会長)
平成25年度独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議
村上信行副会長に確認の上、日程調整の返答をすることとした。

（７）一般社団法人広島県介護支援専門員協会設立並びに設立披露会の出席について（資料18）
日時: ６月27日（土）午後５時～ ７時（野村副会長）
場所：グランドプリンスホテル広島
有村常務理事が会長代理で出席することとした。

（８）日本一般用医薬品連合会協会作成小冊子「2015年版セルフメディケーションハンドブック」について（資料19）（野村副会長）
昨年度：有料分1,600冊＋無料分100冊注文（薬局１冊配布）
一作年度：有料分1,600冊＋無料分100冊注文（薬局１冊配布）
有料分：１冊30円
昨年と同様に1,600冊発注することにした

（９）医療事故調査制度における医療事故調査等支援団体について（資料20）（豊見専務理事）
支援団体として登録することが承諾された。

(10) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

ア．第３回Neurosurgery Update in Hiroshimaの後援名義の使用について（資料７）（野村副会長）
日時：８月９日（日）午後２時～午後５時
場所：ホテルメルパルク広島
承諾された。

イ．平成27年度がん征圧月間の後援について（資料８）（野村副会長）
期間：９月１日（火）～ 30日（水）
主催：（公財）日本対がん協会、（公財）広島県地域保健医療推進機構外
後援：厚生労働省、文部科学省、日本癌学会、日本癌治療学会外
承諾された。

ウ．第54回（平成27年度）広島県身体障害者福祉大会の助成（広告）について（資料９）
日時：９月４日（金）午前10時～（野村副会長）
場所：三次市民ホール（三次市三次町）
主催：一般社団法人広島県身体障害者団体連合会外
承諾された。

エ．『今､求められる事業所における喫煙対策』セミナーにおける広島県禁煙支援ネットワークの共催について（資料10）（野村副会長）
日時：９月10日（木）午後１時～午後３時
会場：ホテルメルパルク広島 「平成」の間
承諾された。

オ．第４回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマの協賛名義使用及び支援金について
日時：９月27日（日）午後１時～（資料11）（野村副会長）
パレード：ハノーバー庭園～
主催：リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマ実行委員会
支援金：一口1,000円（何口でも可）
支援金１万円とされた。

カ．第20回広島県理学療法士学会開催にかかる後援名義使用について（資料12）
期間：12月13日（日）（野村副会長）
場所：広島市南区民文化センター
主催：（公社）広島県理学療法士会
承諾された。

キ．「骨髄バンク普及映画」上映支援金について（資料13）（野村副会長）
寄付：１口3,000円円（何口でも可能）
（１回目:平成25年11月22日･寄付１万円、２回目:平成26年３月17日･断る）
支援しないこととされた。

４．その他

（１）常務理事会の開催について（野村副会長）
７月16日（木）午後７時～（議事要旨作製責任者【予定】谷川常務理事）

（２）在宅医療推進委員会の開催について（野村副会長）
７月16日（木）午後６時30分～

（３）『学校における水泳プールの保健衛生管理』改訂委員会委員の委嘱について（資料14）
委　嘱：豊見雅文　専務理事
（承諾済）

（４）地域在宅緩和ケア推進協議会の委員の委嘱について（資料15）

継続：青野拓郎　常務理事

（５）平成27年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の後援名義使用について（資料16）
実施期間：６月20日（土）～ ７月19日（日）（野村副会長）
主催：広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会
協賛：広島県、広島県警察本部、広島県教育委員会ほか
（承諾済）

（６）地域薬剤師会等総会の開催について（野村副会長）
広島市薬剤師会　６月20日（土）於　広島県薬剤師會館
呉市薬剤師会６月28日（日）於　呉阪急ホテル
尾道薬剤師会　７月４日（土）於　尾道しまなみ交流館
広島県青年薬剤師会７月５日（日）於　広島県薬剤師會館

（７）夏期休業について（野村副会長）
８月12日（水）～ ８月16日（日）で決定した。

（８）「けんみん文化祭ひろしま'15について（協賛済）（チラシ）（野村副会長）

（９）日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック「福祉用具展示会＆セミナー in広島2015」について（後援済）（チラシ）（野村副会長）

(10)広島県立美術館「誕生80周年記念藤子・Ｆ・不二雄展」「広島・長崎被爆70周年戦争と平和展」について（チラシ・割引引換券）（野村副会長）

◆ 平成27年7月定例常務理事会議事要旨

日　時：平成27年７月16日（木）19：00 ～ 21：15
場　所：広島県薬剤師會館
議事要旨作製責任者：谷川正之
出席者：森保広島工大名誉教授、前田会長、木平・大塚・野村・村上・渡邊各副会長、豊見専務　理事、青野・有村・井上・小林・谷川・豊見・中川・二川・政岡・松村各常務理事
欠席者：重森常務理事
オブザーバー：水戸監事、竹本理事

（前田会長）
広工大名誉教授の森保先生です。

７月２日に広島市都市整備局等にもご一緒いただいて、都市計画審議会あるいは、エリアマネージメント推進会議の説明を聞いて帰りました。そこで、まちづくり普通、建物というのは、建築許可がいるが、３街区、４街区、５街区等はまちづくりが基本にあるということで、そこのまちづくり基本構想を基にガイドラインができている。ガイドラインは読み込みはいろいろあると思いますが、書いてないという含みも森保先生は全部ご存じなので、そう言った話もお願いしたいと思います。

森保先生には、何回も審査委員会あるいは検討会、あるいは常務理事会用にいろいろ資料を作っていただいて、今日、お配りしているのは、特に赤いところが重要になるのでしょう。そういったところを、念を押していただきながら、皆さんにご理解いただき、それを基に、土曜日にヒアリング。設計事務所が何社か残っているところのヒアリングと併せて順番を決めていく。それは、歯科医師会もそうだが、機関決定がいるということで、土曜日が済みましたら、いろいろ準備等を含めて、連休明けの火曜日の夕方に全体理事会を開くというところに話がいきます。

先生からいただいた資料を皆さんにお配りしておりますので、説明と併せて、エリマネ、あるいは、都市計画整備局等の話もお願いして進めていきたいと思います。

森保先生お願いいたします。

（森保先生）
森保です。よろしくお願いします。

この会に対して熱く思っているので、できるだけのお手伝いをしたいと思っているので、その気持ちは大きいので、ご理解をいただければと思います。

資料について、黒字で【１】前提・前置きから、以下簡単に赤字だけ追って説明をしていきます。

【２】現在、設計監理企業のプロポを５人の審査員で動かしているが、その状況報告を昨日行いました。７月15日は事前審査会を行い、ヒアリングの準備をしました。７月18日ヒアリング当日は直前審査会を行い、ヒアリングを行い、終わって事後審査会があって、委員会としての１位・２位・３位を決める。１位は最優秀者、特定の結果を１次が選定、２次が特定という。審査委員会で特定するが、機関決定でないため、先程、前田会長からも言われたように、７月21日開催の理事会に於いて機関決定とする。後、機関決定され特定結果の公表となる。

【３】エリアマネジメント（略してエリマネ・エリアマネ等）意味は、建物を造る時に、確認申請というものを区役所に提出する。それが通らないと建物はできない。普通はそれ一本だが、広島駅前は地区計画という計画がある。これはドイツが始めたもの。地区計画の日本版ができ、地区計画をすると、その地区計画にのっとっているかという確認がいる。建築の確認と同じように、地区計画、つまり、まちづくりとしての確認をしましょう、それが済んでから建築の確認申請となる。こういう風に一本前段階がはいります。エリマネというのは、そのための協議を行う、そしてそれをパスすると、都市計画審議会、略して都計審に向けて検討し、それが通ると告示、告示が通ると確認申請完了という手順になる。ところが、都市計画審議会は年４回しか開かれない。ということは、エリマネの調整会議、協議会も４回しかない。このリズムがこちらとしては、実は大変タイト過ぎる状況であります。

７月２日広島市本庁にエリマネ会議及び都計審の日程等について、担当部長・課長・担当者から聴取。②の４つの事項についてきちっと対応してもらうよう指導があった。③のエリマネの会議日程を改めて確認し、大変だというのを再確認しました。７月中に事前協議を行い。７月21日に機関決定し、残りの日程で事前協議を行うということ。やらざるを得ないということになる。以上が遅れた場合は、次の日程になると釘をさされました。エリマネの調整会議は７月の事前協議終了後、８月になるが、この協議、隣の歯科医師会の場合は２カ月掛かったということ。そのことから、大丈夫かということになる。歯科医師会のアドバイザーでもあるが、この段階でのお話がなかったため関わっ

ていない。私が関わることによって多少でも違ってくれば…。大変タイトなスケジュールとなります。８月の調整会議のために７月をがんばる。その８月を通れば、企画提案書を９月に出してもらい、２月の都計審の審議会待ち。それが通ると３月決定告示となります。これを、どうやっていくかという問題ですが、コンテント・アナリシスというのがあり、コンテント…つまり文書を要素で分けて、要素を表にして、この度選んだ案がこうなっているから大丈夫だよという格好で埋めていく表を作る必要があります。それを見て行政は、確かに地区計画にのっとっているから、花丸をあげようと、◎あげようと、△あげようと、×だ、そういう判定をする。このメンバーはどうするか分からないが、大変急ぐため、前田先生にお願いしている。設計企業にも入ってもらわないといけません。

それから【４】について、部外者ではあるが、薬務課に私も行き、補助金対応について説明を受けました。８月17日には、１つの基本設計に対し、それに対する工事予算がこれこれだ、といった２社見積もり、３社見積もりを提出してくれと、でないと知りませんと、こういうことです。本日、前田先生から電話があり、17日締切りについて、もう少しなんとかならないかと、交渉をしてもらっていると報告を受けた。また、施工企業との契約はその後にすること。工事着手は当然それ以降にしてもらわないと困るといったことを、薬務課長より厳しく指導されたと報告があった。このことは、大きなスケジュールを決める要となる。

それから【５】は、設計企業を決めると、施工企業をどうするかということ。本当はこの度のプロポーザルでは、基本設計の概論・原案みたいなものが出てくる。その原案を基に基本設計に入り、その後、基本設計から実施設計に入っていく。普通は、基本設計ができた段階、実施設計ができた段階で、施工業者に図面を渡して、そうすると図面が100枚位になる。それを渡して、見積もりを取ってもらうが、今回はそれができない。今日は言えないが、今日、審査委員の方全員おられるのかな？Ａ４サイズで20枚くらい…になるので、とても100枚とか細かい図面がでてこない。それでどうするのかということになるが、一般競争入札をしてくれというのが薬務課。できない。それならどうするのか。苦肉の策で、準ECI方式。ECI方式というのを国が丁寧に進めようとしていて、現に進んでいる。それに準じた格好で適応したいと。これは薬剤師会にとっては有利だと考えられる。

ECI方式というのは、多用な入札契約方式の１つで、国交省の新たな試みの１つ。規制緩和の１つの方式です。実際では工事発注を設計と施工を分離発注というようなものから、このECI方式に代わってきている。実施設計等の段階から、施工者を特定しアドバイザー契約をして、そのアドバイスによって、実効ある設計の質の確保、実効ある施工計画の確保、実質的な工事費の算定、実質的な施工期間の短縮、等々に結びつけるものである。考えてみれればいいところだらけです。施工企業との工事契約は、実施設計がまとまった後、工事費の積算その確認がなされて、その上で工事費の合意に達すれば契約を結ぶ。達しなければ、プロポーザルを行う場合には、１位、２位と特定しますから、もし１位が駄目なら２位と契約するという形になる、とこういった状況であります。

広島県・広島市は工事施工業者に対してランク付けをしている。Ａランクというのが１番上。Ａランクの企業の中から、10社とか、最大15社位を選んで、本当は公募したいが、指名型プロポしか時間的にないかと。技術指導を得る訳なのでランクＡでないと困る。Ａの中でも上の方でないと困る。スーパーゼネコンがやってくれるか。２千平米で５億でこの時期やってくれるか。率直に言ってやらないかと。中堅どころで、広島に根付いていて熱く思っている会社は、15社位みておけば、何社位かはあるだろうと、こういった企業にお願いしたいと考える。ECI方式とは、簡単に説明すれば、早めに請け負い企業を巻き込んで関与してもらうといった方式である。名付けると「広島県薬剤師会館施工予定者技術協議方式（ECI方式）による設計技術支援者（施工企業）選定に係る指名型プロポーザル（仮題）」ということになりそうだと。指名施工企業の選考組織の設定はどうするか？この会で決めるのかどうなのか。決まれば、選考基準の作成をしなければならない。選考基準の案を作ってみた。前提：設計・管理でトップになった会社の案を基本設計（原案）として、施工工事に係る予算等を求めたい。予算は５億。これは税抜きなのか、税込みなのか？どちらなのか。これが予算を５億と仮定した場合についての説明は後ほど。参加企業のランクの条件はＡランク。まず、広島県内に事務所があること。業績、真摯なきちんとした取り組み、意欲。トラブルがないこと。配置する技術者の能力実績について確認したい。ジョイントベンチャーはどうか。今回、例えば、先生が十何社か選ばれた時に、選んだ会社よりも規模の小さい会社とジョイントしたいなら良いが、スーパーゼネコンとジョイントした場合、違った２つの側面がでてくる。１つは薬務課との関係。シンプルに今回は単特企業がいいと。本当に施工の契約を結ぶ時に、場合によっては、お願いする、ピックアップする会社よりも規模が小さくて、地元で、といったこと等、薬務課の了解を得て進めれば良いのではないかといったことが、私の腹づもりであります。私、今日はやめる覚悟で余計なことを言っている。会長にも釘をさして２度言ったが、そういう覚悟で今日この会議にも出席しております。

いつが締め切りかということについては、前田会長が相談されているとのことで、延びるかもしれないが、当初の期限は８月12日。お盆の前といった大変な状況であります。何を提出してもらうかについての内容は、コストは？技術者大丈夫？企業の歴史は？施工実績大丈夫？経営大丈夫？施工中の周囲への気配り大丈夫？メンテナンス大丈夫？後期はどうか？これ難しいのは、設計を支援してもらう企業を施工業者に頼む。そのことのアドバイザー契約。全部ができて実施設計が終わると積算してもらって良ければ契約。そこで初めて施工企業となる。ということで、あまりやり過ぎるとまずい。ここまでいって契約なしといったことはほとんど考えられないから、一生懸命やってくれるのではないかと期待しているし、そう思いたい。そうすると募集要項等、いろんなことを用意しなければならない。審査委員をどうするかとか、私は全くわかりません。ホームページへの掲載は？薬剤師会のメンバーだけ知っていればいいのか？少なくとも、決まったら決まったとホームページに載せていただきたい。施工にいくよ、施工もプロポやるよと。ホームページの委員が決まっているのなら掲載をしていただきたい。次に、説明会の開催日時についてということになります。実は、本日、10時に石原事務局長と一緒に

国交省に行ってきました。たまたま、担当官が３人知り合いであったが、いろいろ聞いてきて意見交換をしてきました。その結果は、ECIを動かすときの慣行として機能すると思います。

次に【6】について。赤枠にはしてないが、施設整備方針の確認は大事なことです。昨年の９月にこちらの４階でお話した時に、強調し過ぎるほど強調したが、どれだけ動いたのかということ。この間の整備方針をみて、やっていただいたが、ほどほどだなぁ、と失礼ではあるが、そう思った。あれでは、建物設計はできない。では、これをどうするのかということになる。この度の設計プロポを動かす時に、設計事務所から質問があった項目があり、審査委員には全部配布しているが、メモにしたものを整理したものであります。求められる大事な部分について、整備方針を検討する方が、がんばって答えを出しまとめて、基本決定を大至急やっていただきたい。

次の【7】について。別棟の整備計画。これは、実はその次に出てくる話と関係してくる。先程のエリアマネージメントの時に、市役所で別棟の話がでてきたが、私は別棟のことは聞いてないので、どうしたらいいかということは分かりません。例えば、エリアマネージメントを空地だ、空いていると出したら、まちづくりをきちんとするのに、それでは、事務局として責任を持てないから、上に上げられません、という雰囲気であった。そうすると、何をどこまでやるかという問題はあるが、こうやったらどうか、通すのかと、持っていけない。市には。こうやったら通るだろうと打診して、思いながらやっていくことになる。別棟を造るのか造らないのか、造る場合はどうするのか。資料にも書いているが、機能はどうする？面積はどう？設備はどう？（どうやって造るの？お金はあるの？）形式は？（定借？と書いているのは前田先生から聞いたから書いている）私は意味を聞いてないが、いろんな方式があり、それらをちゃんとしないといけません。これら４点セットを大至急しないと、エリアマネに持ってきました、半分駐車場です、駐車場でどういう計画なのか？と尋ねられ、下向いて答えられないと、こうなってしまう。これでは絶対通らないことを確信できる。確信できたなら、薬務課からの補助金もでない。全部がでない。止まってしまう。だから、私は別棟のことを言う権利・資格はないし、そういうミッションではない。今の段階では。やるという段階にきていない。私は､エリアマネを動かすため､そしてもう１つの方の施工。施工もこれから、将来、関係してきます。別棟の計画はどうなっているのかと皆さまに教えていただきたい。エリアマネで市役所の11階に行ったメンバーは、私は声を掛けられたのではなくて、私が行きましょうと言ったら、前田先生がきてくれということで、その理由は、実は広島駅北口の財務省の全体のマスタープランをお手伝いしたのは私だけなんです。そして市が担当するが、途中でUR（昔の住宅公団）が、まちづくりガイドラインというのを作ってお手伝いして、もう引いているが、動きを待って、これでいいなという段階で彼らは引きます。その時の担当者も知っているという関係から、市役所の11階に行ったという経緯があり、少しはお役に立てたかと思っております。もう１つ、留意点について。エリアマネとの関係。１次に出して２次に出すと、各々完結していて、且つ各々の土地利用上の意味が通らなければ駄目だと、これははっきり言われました。駐車場のままとしてエリアマネに出すのか、もうちょっと別棟のことを含めて、どうしようかと…それを含めて出す。その時に、こんなものを出しますという風に作って出さすのか、敷地を正式に分割という訳ではないが、分けてこっちはこうといった格好で出すのか、これはエリアマネの担当者を決めていただき、私も関われということで関わるが、通すための大事なところであります。市役所に聞きにいけないので、そうなると、県に聞きにいけばよいと。私は県のまちづくりアドバイザーになっているので…。

次の【8】基本設計に向けた協議は省略。【9】の予算について。これも、私が言う話ではないが、私が気になった点を。審査委員会の皆様にはお知らせをしたが、赤枠の→の一方という箇所は見ていただきたい。この度の整備方針に記載した内容から考えてみると、５億円が税込みとした場合プラスαがいる。α1 ～ α4とある。α1は地盤。見ただけではわからないが、医師会の方が大変な状況になっていることは、漏れ聞いておられると思うが、２つある。１つは地下室を作った。２つ目は医師会の地盤が甚だ厳しい。崖のようになっており、川があって。医師会の次が歯科医師会。一番課題が少なそうなのは皆様方の敷地となる。でもやはり課題はある。それで費用が掛かるということで、歯科医師会さんの場合は土質検査をしてそれを工事に反映するといったことをしている。そこで、前田会長に、医師会さんと歯科医師会さんの土質調査のデータをいただいて欲しいと。その上で、県薬会館敷地の土質調査を更にして、また、向こうにも見せてもらえばいいと考えているので、お願いをしております。これによって費用が動く。地盤状況による基礎の扱いによって動く。これは間違いない。出したデータが昔のデータしか出ていない。間違いなく費用がアップします。プロポーザルの時に審査員の先生方、基礎をどこまで考えたかという質問をする必要があるということを、５人の先生方にはお心得いただきたい。次にα2の建物のグレード。外壁等の建物のグレードを上げれば上げるほど、値段は上がる。どういうものが出てくるのか分からない。例えば、タイルが好きだとか、煉瓦が好きだとか、煉瓦は結構掛かる。高ければいいというものでもなく、メンテナンスを気にしなくてはならない。汚れとか、ということも考えないといけないので、しかし費用は上がる。次のα3は外構。外構というのは外周りのことです。北側について。とりあえず駐車場。北側について、がっちり肉厚のコンクリートで、セメントで作れば、車としては良いが、後で建物を建てようとする場合、全部それをはつって工事をしなくてはならない、これは大変なことです。どう提案するのかみたい。決まった企業さんと共に考えたい。この会にとっていいように考えたいと思っているが、いつまでアドバイザーをするか、本当に私は決心が揺らいでおります。次にα4の家具・備品・特に検査機器等の機器のコストについて。これは除外すると、プロポーザルの説明書に書いてあります。ただ、機器と書いてあり、検査機器と書いてない。皆様方が想像されるのに、隣の歯科医師会さんと、この建物との違いは、検査センターを持っているということ。検査センターというのは大変である。結構機器があり、機器の管理も大変である。年間に２回位はきちんと検査をしなくてはならない。移動すると移動の手間も掛かる。また、移動完了した段階ですぐに検査をしなければ､検査センターの機械は使えない。神経質になって欲しいのは検査機器の

ことです。だが、この検査機器というのをプロポーザルの説明書に書いていなかった。そこまで私は気が回らなかった。何しろ、突貫工事で徹夜だったんです…率直に言わせてもらえば。中野先生と共同でやらせていただきました。α1～α4まであって、α4は５億円とは別であるけれども、５億円に絡んだ状況として、α1は間違いなくある。α2は出てきたものとの関係で検討する必要がある。α3もアップする。これは普通よりもアップする方向が大きいのは、オープンスペースが大きいからです。これをどうするのか、というこがあるから５億円プラスαのαはゼロではない。普通１．２ぐらい。金額の１．２ぐらいはいく。ECIについての全国初は、愛知県の新城。２番手が白井。３番手が今話題の新国立競技場。４番目がこの会になるかもしれない。ただ、そのまま使わないので、準としたので、この系列とは別になるかもしれないが、もしかすると注目されるかもしれません。注目されたいから選んだのではなく、今の状況の中で突破できる道として選びました。外に対しては胸を張っていいが、中としては、今日、国交省からも言われたが、お見通しで、この会にとっていいように応用版で使うのだなと…。石原さん、そんな感じで向こうは言ってたね？ということで、参考までにみておいていただきたい。

【10】全体体制での対応の必要について、これこそ、余計なことになるが、一致団結してやらざるを得ない。団結してやっていきましょうとお伝えしたい。次の【11】について、《０》について、１年間お付き合いしていて、大変失礼ですが、グランドデザインが見えない。何かあってそれをよくしていこうということならば安心だが、部分部分だからだと思うが、グランドデザインが見えないという感じがした。それにより、行動計画が立てにくいと思っている。まとめにはいるが、《A》「会館整備方針」の問題。《B》は「別館の整備方針」の話。《C》はエリアマネのこと。エリアマネに《B》の別館がまずは絡む。将来、別館のことは、「準ECI方式」により、設計支援のための施工者を選ぶ方法にも影響してくる。ということで、《C》と《D》のまとめ。特に県薬務課から、７月17日（月）に書類を出さなければ補助金は出せないと言われたが、このことによって、行動のすべてが決まる訳ですが、この17日を一週間か、10日ぐらい遅らせてもらえないかという交渉をお願いしております。本日、国交省に行ってアドバイスもいただき、石原さんから、前田会長に相談し会長より指示されました。《E》は資金のこと。

補足資料①「ECI方式」に係る資料（国交省関連資料）と②全体スケジュール資料（森保作成版）については、今回はコピーしたものを準備してないが、昨日の審査委員会ではお配りしている。

先日、建設特別委員会を行われたが、余計なことをいうが、出席者があまり多くない…少なかった。私はもう一度説明しろと言われれば喜んでお伺いします。私が思うのは、いろんな会議を運営していて思うのは、欠席者が多いのに、資料を送っただけというのは駄目です。資料について質問があれば事務局に言ってほしいというのは逃げであります。なければいい。あった場合には大変だということ。できることなら、大事なことであれば２回でも説明する。３回は厳しいが、２回は必ずやります。前田会長？どなたが委員長か知らないが、もう一度説明会を開いて欲しい、一度聞いたがもう一度聞きたいといったことは私は大歓迎であります。とにかく丁寧に誠実にやりたいというのがモットーであります。企業との接触禁止。これは、厳にお願いする。今動いている段階であるため、是非ともお願いしたい。設計監理企業の選考は審査委員会の専従事項。これから動くであろう、施工企業の選考・特定は、検討組織？の専従事項。このことについて、乱れの基になるため是非ともお願いしたい。企業に対しても失礼なことになる可能性があるため。以上が第１弾についての説明。

昨日の審査委員会で、実は結構いい話になりました。是非とも案をお願いしたいとのことであったので、作成したばかりの資料の説明をします。

広島県薬剤師会館　施工技術提案方式（準ECI方式）による「設計技術支援者選定に係る指名型プロポーザル（仮題）」の実施について（お願い）とし、前田会長のお名前で、各建築施工企業ご担当者様宛に、その実施に係わる説明会を、私共の会館にて開催するので、是非ご参加くださいとする案内文の提案であります。その記載内容については次のとおり。状況及び準ECI方式：平成27年７月27日に、薬剤師会館の設計・監理業務プロポーザルに係る最優秀設計企業が特定される予定です。その「最優秀設計企業」の設計・監理技術者と協同し、施工者の立場から、適切な技術等提案、技術支援等を行い、実効があり、確実な工事施工に将来結び付けていくことを目的に、「ECI方式」に準じた「準ECI方式」による、設計技術支援者選定に係る指名型プロポーザル（仮題）を実施したい。具体的には、最優秀設計企業が提案した基本設計（原案）を基に、基本設計・実施設計等の設計技術に係る提案・支援等を行う設計技術支援者（施工企業）の選定を行うことになります。更に具体的には、実施設計等の設計段階から施工者を特定して、アドバイザー契約を行い、そのアドバイスにより、ここにあるいくつかのものを達成する。施工企業との工事契約は、実施設計がまとまった後、工事費の積算・その確認、その上での県薬剤師会と工事費の合意等の後、初めて工事契約の運びとなります。薬務課からもきつく言われている、工事契約は勝手にやるなということにも合致するので、この方式は薬剤師会にとって御の字と考える。ただ、他に先生方の方から、良い方式があればご提案をお願いしたい。応募資格：広島県・広島市の施工企業でＡランクの施工企業（但し、広島県内に本店・支店等を有する企業。）業績・実績（類似施設の建設実績、特に検査機能を持つ施設の建設実績等）。新たなシステムへの対応意欲を有する企業。指名停止等を受けていない企業。将来、施工する場合、一定の能力・経験（実績）等を有する技術者を配置可能な企業。単独企業にての応募を基本とする。説明会日時：21日に機関決定される翌日はどうかということで、平成27年７月22日（水）15：00？ぐらいでは。前提として、設計・監理はこの度のプロポにて特定された最優秀設計企業があたる。またこの企業の現段階での提案内容を基本設計原案として位置づけ、設計に係る施工側としての支援をし、予算等も求めたい。工事費（予算）について。募集要項について。審査要項・選考基準について。参加表明書、提案書、見積・予算書、各種提出書類の作成要領と、それらの各種様式についてはUSBで渡せるようにする。質問への対応。選定委員会を決めてもらう。選考結果の公表。提出締切については、先程、電話で前田会長がうまくいけば延びるかもしれないということで、今までの原案が８月12日だったから、一週間延ばして８月19

日（水）とするか？何社でるかわからないが、15社だせば５社はでない。こういうのはやりたくないから、新しいことだから、逃げる。とすると、残り10社として、内いろいろやってみた結果やめるところがでて、希望として６社残って欲しい。その中から３社選考する形になればよいと考えます。提出締切に何社でるかわからないが、例えば15社に声掛けて、15社全部出れば15社のヒアリング時間は結構掛かる。ということで、時間はわからない。ヒアリングの案内は翌日（20日？）になるのはやむを得ない。そして、その翌日21日がヒアリングの実施になるのか？私の思いは22日には組織決定していただき、選考結果の連絡・公表が24日となり、薬務課への提出も24日という形が理想です。

提出内容は、技術指導の時期・内容・頻度。設計支援対応の仕方・内容等。施工工事費の見積もり。工事関連事項として、技術者の配置。施工工期の確認。施工中の周辺への配慮事項は大丈夫か。施工後のメンテナンスは大丈夫か。企業の歴史、施工実績、経営状況。これらについて、伺うことにすればどうかという案。これらを練ったものを一番早くていつになるか…もう明日出して良いのか。来週の21日を待たないといけないのか。明日出して良ければ22日にはできる。これら資料の準備は誰がするのか決めていただきたい。時間的には、普通は絶対間に合わないけれども間に合わせるよう努力したいと思います。

施工企業として14社の選考を提案してみました。石原事務局長から、広島県のＡランク企業リストと、広島市はＡランクだけではないが1600以上の企業リストをもらい、その中から選考し、順番は建築工事の総合数値順とする。これらは、私の結論であって、これが推奨とは思っておりません。

まず、積水ハウスと大和ハウスは普通のゼネコンよりも受注金額が高く、日本トップである。これを逃す訳にはいかないと思いました。スーパーゼネコンを外すと言いましたが、今はスーパーゼネコンより大きい。大和はホテル等、ハウジング技術を使った建物の実績にホテルも経営。ここ５年～７年の間にスーパーゼネコン並に成長しています。積水も同様、住宅系から発生した介護とか…いろいろなことやっていることが、ノウハウとなって技術となって事業に展開している。そういった努力の違いが挙げられると思います。その次に、前田建設工業、西松建設、奥村組。次は、フジタ、五洋建設は地元大事ということで選考してみました。次に、鴻池組、戸田建設、佐藤工業、浅沼組、共立建設、銭高組、大本組と挙げた。どうして、Ａランク企業の中で1600以上としたかという理由については、技術支援をしていただくということで、ある程度上でないといけない、上過ぎると金額が乗らない。２千平米５億円では乗らない。

審査委員会の分を超えて、あまりにも大事なことであること、タイトであるということ、理解を共有したいということで話をした結果、案を出して欲しいとの要望があり、案を作成したという経緯であります。

以上。ありがとうございました。

（前田会長）

広島市、広島県、財務局、国交省、いろんなところでの繋がり等も含めて、森保先生にいろいろ無理を承知でお願いしている訳でありますが、今聞いた内容にも、専門用語的なこともありますが、理解すれば、時間的に非常にタイトなことと、補助金のことは県の行政との詰め合わせがいるので、これは必死になってやらないといけないことと理解します。質問あるいは、こういう案もあるという意見等あれば。

（豊見専務理事）

ここに７月18日ヒアリングと書いてあって、５月31日付けのプロポーザルの説明書では、ヒアリングの傍聴者として、広島県薬剤師会役員及び建設委員会委員ですかね？書いてありますが、役員にはまだ案内がないようだが。

（前田会長）

明後日だが、出られる方があれば、役員の方でも出席していただいて。ただ、私も渡邊先生も紹介者であるので、その場には入れないと…。

（森保先生）

傍聴者として、発言なしで出席はできます。

（豊見専務理事）

役員となると、ここにいない役員もいらっしゃるので、是非とも案内をしてもらうようにお願いします。

（豊見常務理事）

北側の駐車場の件で、半分何もない空き地だというと、「まちづくり」的にあまりよろしくないのではないかという話。例えば、歯科医師会館の建物と駐車場の比率はどのくらいになっているのか教えていただきたい。

（森保先生）

ホームページには完成予想図の絵は公表されているので、ご確認いただきたい。図面は最近は出さない。というのが、全て特許がらみというか、会社の技術ということで公表できません。

（豊見常務理事）

面積の比率というよりも、場所的な配置の問題だからなのか。半分が空き地だと駄目だよというのは。

（森保先生）

「まちづくり」ということからは、ただの空き地というのは間違いなく通らないので、出てきた、選ばれた案で、どういう風に対処しようとしているのかといったことを引き金に、急ぎ設計業者と建設委員会の方とで協議していかなければならない。

（豊見常務理事）

半分が駐車場だと駄目だけれども、建物が真ん中にあって、上と下であればいいということになるのか。

（森保先生）

そういう案もでてくるかもしれない。

（豊見常務理事）

面積ではなく、そういう配置の問題ということ？

（豊見専務理事）

駐車場だったら駄目だという話ではない？

（森保先生）

駐車場がそれほど必要であると言えれば。

（豊見常務理事）

第４街区は半分駐車場になっているのは必要性があるから。必要性があればという話。

（森保先生）

曖昧に空いていて、将来考えるという理由では駄目です。

（豊見常務理事）

単純に駐車場だと駄目だということではないということで安心しました。

もう１点、設計企業とかの関係もきちっとしておかない

と会員の理解が得られないといったことから、施工企業の大和さんとか積水さんと入っているが、ここの２社は、既にプロポーザル始める前の段階でいろいろ話がでてきてしまっていたところであります。ここがこのまま入って、公正に判断した結果こちらが選ばれてしまうと、会員さんからすると、元からここだったのではないかという話になってしまう可能性があると思う。公正に見られるために、あえてここは外した方がいいのではないかという気がする。
（森保先生）
そのあたりのことは私にはわからない。ハウジングメーカーは何かやろうとしていないとあの業界はなかなか難しい。付加価値を付けたがる。その付加価値というのがこの薬剤師会にとっては必要なのではないかとの私の思いからであり、どうするかは、皆さんの判断で考えていただけたら良いことです。まとめて言うと、過去のことは私は知らないので、経緯を知っている皆様で決めていただきたい。スーパーゼネコンの中に入ってしまうが、この中から抜き出した理由は、動物的判断で培ってきてあそこまでいったその技術力は評価したいと、そういった意味であります。後は皆様の判断でお願いします。
（豊見常務理事）
実は、私も積水ハウスで家を建てたばかりで、何社も見たが…いろいろ会社の歴史等調べさせてもらったりもしました。どちらにしろ、そういった経緯があるので、ここは慎重にした方が会員さんの理解が得られるのかなという思いからです。
（野村副会長）
昨日、審査委員の話合いの中で、大変時間がタイトであるという理由から、組織決定をするのは理事会であり、後出しで本来は良くないことですが、今日の常務理事会で全員の承認を得れば理事会も通るということで、施工企業を決めて、明日17日には説明会の案内をすることで了承を得られればと思うが、いかがでしょうか。
（森保先生）
特定された企業さんは、細かい平面図とか、きちっとした図面を事務局に提出願いたいということを、ヒアリングの時にお願いをすることになっている。それが出せないとパスしても２番手になるので必死で用意をしてくると思うので準備はできる。それよりも、募集要項とか審査基準の作成は大変な作業となります。
（前田会長）
この14社に向けて一応声掛けをするということで、なんとか22日の説明会に間に合うという森保先生のお考えということ。
（森保先生）
22日に説明会を開いて、締切日を19日あたりとして、大体１ヶ月をみれば、相手も萎縮しないで済むのかなと。
（前田会長）
それでは、声掛けをしていただくということでよろしいか。別に賛否をとるということではないが、何かご意見があれば。
（村上副会長）
だから賛否というか…ECI方式でいくとか、こういう形にするというのを、どこかで決めなければならない。やるならば理事会で決めなくてはいけないことだけれども、日程が足りないため、ちょっと反則かもしれないが、過半数以上ある常務理事会である程度その方向性を承認するのはどうかといったことが、昨日の意見でした。
あと、森保先生にお伺いしたいこととして、「まちづくり」においての北側の重みについて。会館建設はこのような方針でどんどん進めなくてはいけないのだが、「まちづくり」のところが見えない状態で進めていっているところに不安を感じているが、その点について…。
（森保先生）
私も不安です。私はもっとわからないことだらけで、見えない点をつないで理解しようとしている。その見えない点を理解するという意味で、昨日作った資料・マップを作って、スケジュールを作り、どことどこが対応しているから、この日に間に合わせないとすべて潰れますよとか、そういった確認シートを作っている。そう言う意味では、大変重要なことである。私がやるべき行動計画としては、私だったらどうやるかということだが、あの手この手と考える必要がある。尚かつ、設計事務所が特定されたならば、21日に決定されれば、22日には設計事務所にこちらに来ていただきたい。そして、早速打ち合わせをさせて欲しい。エリアマネともう１つの施工業者の話はちょっと離れるが、将来は施工業者にも関係してくるかもしれない話なので、少なくともエリアマネ関係でどういう風にやっていくかということで仲間になって欲しいと。もう１つは、市に聞きにいくことはできるが、恐らく市は答えないでしょう。回答は言わない。こうやりたい、じゃあいいですねと…こうやったらいいですねとは言わない。ならばどうするか。財務省がトップで、財務の課長が４人くらい、県と市が２人くらい…市がもう少し多いか。課長レベルの会議になり、課長何人も存じ上げており、市が駄目であれば、どなたかと一緒に聞きにいこうかと考えております。
（豊見専務理事）
理事会は21日…。
（野村副会長）
機関決定するための理事会。
（村上副会長）
21日が理事会で、本当はそこで、こういうECI方式でいいかとか、機関決定しなくてはいけない。
（豊見専務理事）
そして22日に説明会…。その理事会の議題に定借が入っているということになるんでしょ？ややこしい話になる。
（前田会長）
理事会で承認を得られれば、総会の宿題でもあるので…。
（豊見専務理事）
北側の話をどうするのか？理事会で決めるのですか。
（前田会長）
決めていただければ。それが一本化する話で…続会で。だから反対なら否認してもらっていいです。
（野村副会長）
基本設計ができる話では。それによっては…。
（前田会長）
会館のことしか書いてない。
（野村副会長）
もちろん会館のことしか書いてないけれども、例えば会館の使い方があり、それによって北側にも影響があると思われます。そのあたりも考慮できるのかと。
（前田会長）

これからの話し合いだから。ただ、決めるのは資金繰りのことだけなので。それらを総会にかけたいということで理事会で提案する。
（野村副会長）
資金繰りは、プラスαが全部分かって…。
（前田会長）
出てくる。土曜日には。
（豊見専務理事）
それは最終的な…最後の資金繰りというのは、最後にならないとわからないでしょう？ 8月まではわからない。
（野村副会長）
プラスα1～α4までの全部出揃った段階で考えればいいのかと思う。
（前田会長）
理事会の案なので、反対の方は否決していただいてかまわない。一週間前に案内は出してもらっているので、それプラス、定借と機関決定するので、規約についても…。
（野村副会長）
定借というのは、300坪の定借ということ。
（豊見常務理事）
定借がどうこういうのではなく、何にするのかが議論できないから、この前が続会になったので、その何にするかのデータを出していただかないと理事会の議論にならない。
（前田会長）
それは、建設費の一部に当てると書いてあるから…。
（豊見専務理事）
お金の話ではなくて…。
（前田会長）
建設費等と書いてあるので。
（豊見常務理事）
お金ではなくて、その機能について。何の建物を建てるのかというのを議論しないと、続会の宿題の回答にならないので…。
（前田会長）
それは資金繰りの話だけで、中身についても、前から言っているように、医療福祉ゾーンのことをしていただくとちゃんと提案してある訳で。
（豊見専務理事）
範囲が広いではないか。いろいろ…。
（前田会長）
資金繰りのことで提案しているので、それでお願いしたいと思う。「まちづくり」に関したことはちゃんとそこで話がでてくるので大丈夫です。
（豊見専務理事）
それが出てこないと、「まちづくり」も出せないでしょう。
（前田会長）
それはまたそこで話がでてくる。
（森保先生）
今の点で、私に絡んでくることとして、今まで一切別館の方に踏み込んでいないということ。ただ、エリアマネジメントを動かすためには、今の段階のままだと市は受け取ってくれない。何故か、どこがポイントかというのが、北側の扱いになる。それからもう1つ言えば、歯科と医師会との関係のコラボレーションで協議会とかをやり、出口の調整とか地盤の調整などについて、きちんとやっているかどうかを聞かれますよと言われている。エリアマネジメントをパスするために、私は、今のことを含め、別館もその中に入っているが、それについてどうするのか？決めていただきたいと言う立場であります。私は受け身です。エリアマネの検討では別館の答えはでない。なのできちんとお決めいただきたいと…。
（豊見専務理事）
そこで、エリアマネに出すのに、ただ、ここは貸すのであり、だから私は知らないというのではいけない訳でしょう。どういうものができる、定借をするのであれば、何階建てで、こういうものができてこういう姿になるんだというところまでやらないと駄目でしょう。それを通すために、定借だけを通すというのは理解できない。
（前田会長）
いや、定借は資金繰りだけなので、やはり足らないお金をどうするかということ。それから中身に関しては、14社の中から選ばれたところがいろんなプランを出してきて、それらをまた、たたく訳でしょう、今のエリマネで。
（野村副会長）
こんなことをやりますという、やることがエリアマネにとっては大事なことだと思う。どんなプランでやるのか…。
（前田会長）
それなりの整備方針を出される。
（豊見専務理事）
北側のプランまで、このプロポは入っているの？いないと思う。
（森保先生）
ECI方式ではゼネコンさんを選ぶ。その目的は、特定業者は決まったが、設計業者の設計技術に加えて、会館建設のために、施工技術という目で良いものみてもらうために、設計技術者に対する施工技術者の思いをぶつける場になる。プラスαでやって欲しいということであるため、北側の会館のことまではいかない。なので、北側に関しては別立てをして書いておいたが、私は触れたくないので、触れていないが、しかし、どこかで触れていただかないと困る。そうすると、資金も関係するので、私の一番弱い資金の部分を書きました。その気持ちを察していただきたい。
（村上副会長）
今、設計のプロポはずっと5億で進められていると。私、素人なので、5億と信じて進んでいるものと考えている。それでの資金繰りがついていれば今のところ大丈夫と。プラスαが逆に言えばどこまでというのは確かにあるが、当初から5億の設計で進んでいいとの考えで間違いはないでしょうか。
（森保先生）
そうです。引っ越しもあるし、グレードによってα1、α2…とあるから気をつけておきましょうという、共通認識として今日の私の論点にある。
（渡邊副会長）
ちょっといいでしょうか。森保先生にお聞きしたいが、会館の現段階の設計のことで、ECI方式のこと。新城市の資料を読ませてもらって、それが30何ページか40何ぐらいあり、40億～50億のECI方式である。これをうちの5億とかに当てはめてみると、全くとんでもないようなことが書いてある。これを直していくということになると、先生の言われたように、徹夜でできるような問題ではないと思う。
（森保先生）

お答えします。これは寝ないでやるということ。結論はやる。この会からすれば、やらざるを得ないんでしょ。
（渡邊副会長）
ちょっと提案がある。これを薬剤師会に当てはめてするためには、ある程度簡略化ということはできないのでしょうか。
（森保先生）
当然、簡略化する。50億だから５分の１に簡略化すればいいというのではなく、設計図面が一方では100万以上の図面があり、数値を拾える状況があって、いろんなことがあって、さぁ、やってと、それで費用が50億。アドバイス費用が600万くらい出る。つまり、会議があるから来てくれと。その人のノルマ、作業量を計算して、実質的技術料を計算すると、600万は出るでしょう。そういうことです。今回はその比率でいくと書いたとおり60万くらいになる。しかし、違うのは、今先生がおっしゃった通り、１つは、提案されている内容が桁違いに違う。Ａ４で10枚くらいの話と、一方で大きい図面が100枚というのでは大違いであります。その比率分だけ縮小する。私はPDFになっているのをWordに返還してもらって、Wordにしたものを打ち出して、ライトペンで大事な箇所を引いていき、それ以外のところを全部消してもらう作業をしていただきたい。私は寝る時間も仮眠もできないと思う。そう言う状況を連続でやっていく。渡邊先生にいいことを言っていただいたが、ものすごく簡略化をするということ。簡略化をするためには結構な知識を要する。それをしていきましょうと。
（前田会長）
土曜日のヒアリングは皆さんもでられる方はご出席いただきたい。それから、全体理事会は資金繰りのことと併せて会議にかけます。その他必要な事項があれば、また提出することにします。
（豊見専務理事）
ここにいらっしゃらない理事の先生方にも案内の連絡をお願いします。
（前田会長）
時間は２時からということで。
（森保先生）
開始10分前には来ていただきたい。大事な発表となるため、開始前の準備時間は静粛にお願いしたい。
（野村副会長）
それでは、今日の２つ目の資料について、明日７月17日にお声かけをしても良いでしょうか。
細かい点の手直しは森保先生に一任ということでお願いすることにする。
以上のことについて、皆さんご了承していただけますか。
（森保先生）
企業について、14社あげているが、切りの良いところで15社にするとかあれば。
（豊見常務理事）
あの、積水と大和が入るのはまずくないでしょうか？会員さんからみて、残ってしまうとよくないのでは。
（森保先生）
一般論でいいましょうか。一般論では、そういう議論はやはりある。ただ、先程話したように、住宅メーカーはいろいろ工夫しているので、その技術は欲しい。会にとって力になるかもしれない。確かに、北側の敷地の話がメインではないが、当然ミッションではないが、出ないことはない。その時にプラスになるかもしれないとは思います。ただ、私が判断しろと…する立場ではない、だからノーでなくていいのではないかと思う。後は皆様の判断でお願いします。
（前田会長）
では、後は先生にお任せして。
それでは、後の常務理事会での協議事項等はまた次回にということで…。
（野村副会長）
次回、お盆もあるといったことから、間では常務理事会は開催しないということで、今日の中で、審議事項については、移行できるものは移行することとし、どうしても報告しておかなくはならないこと、もしくは審議しておかなくてはならないことがあればお願いします。

１．報告事項
（１）６月定例常務理事会議事要旨（別紙１）
（２）諸通知
ア．来・発簡報告（別紙２）
イ．会 務 報 告（ 〃 ３）
ウ．会員異動報告（ 〃 ４）
（３）委員会等報告
（前田会長）
ア．広島大学医学部創立70周年・広島大学医学部医学科広仁会創立60周年記念事業
６月13日（土）於　リーガロイヤルホテル広島
イ．第45回広島県薬剤師会定時総会
６月14日（日）
ウ．日本薬剤師会第85回定時総会
６月27日（土）・28日（日）於　ホテルイースト21東京
エ．広島県健康福祉局高齢者支援課来会
７月６日（月）
オ．協会けんぽ広島支部来会
７月６日（月）
カ．広島県地域保健医療推進機構来会
７月８日（水）
キ．地域医療介護総合確保事業に係る連絡会議
７月８日（水）
ク．税理事大西正明氏訪問
７月９日（木）広島市中区宝町
ケ．平成27年度広島県薬物乱用対策推進本部会議
７月16日（木）於　KKR広島
（木平副会長）
ア．業務分担３・及び広島県薬剤師研修協議会合同会議
６月15日（月）
イ．第35回広島県薬剤師会学術大会実行委員会（資料１）
６月17日（水）
ウ．地対協ＷＧ
６月25日（木）
エ．平成27年度広島県合同輸血療法委員会
６月27日（土）於　日本赤十字中四国ブロック血液センター
オ．新薬剤師研修会
６月28日（日）於　広島ＹＭＣＡ国際文化センター
参加者36名

カ．第43回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（資料２）
７月14日（火）於　就実大学
キ．薬剤師会館設計・監理業務に係るプロポーザル事前審査会
７月15日（水）
（大塚副会長）
ア．平成27年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会議
６月16日（火）於　県庁本館
（野村副会長）
ア．業務分担①・⑦合同会議（資料３）
６月18日（木）
イ．「薬草に親しむ会」現地下見・支所挨拶
６月30日（火）於　廿日市市（宮島町）
ウ．キャラクター・マスコット活用打合会（資料４）
７月３日（金）
エ．第９回IPPNW北アジア地域会議実行委員会（第１回）
７月６日（月）於　広島医師会館
オ．未就業薬剤師就労支援事業実行委員会
７月10日（金）
（村上副会長）
ア．平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業に関する支部担当者議
５月26日（火）於　広島県薬剤師會館
６月２日（火）於　広島県薬剤師會館
イ．社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
第800回　６月12日（金）於　支払基金広島支部
第801回　７月10日（金）於　支払基金広島支部
ウ．日本薬剤師会平成27年度薬局実務実習担当者全国会議（資料５）
６月19日（金）於　日本薬剤師会
エ．在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会（資料６）
６月24日（水）於　エソール広島
６月30日（火）於　広島県薬剤師會館
オ．災害対策委員会（資料７）
６月29日（月）
カ．復職支援研修会（資料８）
７月14日（火）於　まなびの館ローズコム　参加者10名
７月15日（水）於　広島県薬剤師會館参加者15名
（渡邊副会長）
ア．会館建設打合せ
６月13日（土）於　リーガロイヤルホテル
イ．広島県薬剤師会館設計・監理業務に係る指名型プロポーザル第１次審査の打合せ
６月14日（日）
ウ．広島県薬剤師会館設計・監理業務に係る指名型プロポーザル第１次審査
６月16日（火）
エ．第81回中国地方社会保険医療協議会広島部会
６月25日（木）於　中国四国厚生局
オ．会館建設等に伴う補助金等について
６月30日（火）
カ．広島市都市整備局都市機能調整部訪問
７月２日（木）於　広島市
キ．第６回会館建設特別委員会
７月11日（土）
ク．会館建設打合せ
７月14日（火）於　広島市
（豊見専務理事）
ア．広島市健康福祉局保険年金課来会
６月25日（木）
イ．難治性てんかん・心身障害を持つ子どもの保護者会
７月４日（土）於　佐伯区地域福祉センター
ウ．ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）打合会
７月10日（金）
（青野常務理事）
ア．広報委員会
６月19日（金）
（有村常務理事）
ア．第１回広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム会議
６月30日（火）於　広島県健康福祉センター
イ．一般社団法人広島県介護支援専門員協会設立披露会・定期総会
６月27日（土）於　グランドプリンスホテル広島
（小林常務理事）
ア．福山大学開学40周年記念式典・記念講演・能楽講演及び祝賀会
６月27日（土）於　福山大学大学会館
（豊見常務理事）
ア．2015年度公認スポーツファーマシスト認定プログラム受講
７月12日（日）於　京都国際会館
（谷川常務理事）
ア．財務打合会（資料９）
６月11日（木）
７月７日（火）
イ．公認会計士・財務担当者打合会
６月16日（火）
ウ．広報委員会
７月８日（水）
エ．公益法人における定期提出書類の提出について
提出日　６月29日（月）
（中川常務理事）
ア．広島県環境審議会第26回温泉部会
６月22日（月）於　県庁・本館
（二川常務理事）
ア．平成27年度第１回ひろしま食育・健康づくり実行委員会
６月26日（金）
（松村常務理事）
ア．広島県医療審議会保健医療計画部会（資料10）
７月９日（木）於　県庁・北館
イ．地対協第１回医薬品の適正使用検討特別委員会
７月13日（月）於　広島医師会館
（石原事務局長）
ア．第27回（公社）青少年育成広島県民会議通常総会（資料30）

6月17日（水）於　広島ＹＭＣＡ国際文化ホール
イ．第65回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のカタチ～広島県推進委員会
7月3日（金）於　エールエール広場
ウ．第1回二葉の里地区エリアマネジメント組織準備会（資料31）
7月10日（金）於　広島市役所北庁舎別館

【指導】
ア．集団指導
6月14日（日）於　広島文化学園HBGホール
イ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
6月17日（水）於　広島合同庁舎（青野常務理事、豊見専務理事））
ウ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
6月18日（木）於　広島合同庁舎（村上副会長）
エ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
6月24日（水）於　広島合同庁舎（青野・中川各常務理事）
オ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
6月25日（木）於　広島合同庁舎（松村常務理事）
カ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
7月1日（水）於　広島合同庁舎（豊見専務理事、青野常務理事）
キ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
7月2日（木）於　広島合同庁舎（中川常務理事）
ク．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
7月8日（水）於　広島合同庁舎（重森・政岡各常務理事）
ケ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
7月9日（木）於　広島合同庁舎（松村常務理事）
コ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
7月15日（水）於　広島合同庁舎（青野･重森各常務理事）
サ．中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
7月16日（木）於　広島合同庁舎（有村常務理事）

2．その他の委員会等報告事項（野村副会長）
（1）安田女子大学早期体験学習
6月16日（火）
（2）薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック講演（原田センター長）
6月17日（水）於　三原薬剤師会館
（3）第1回日本医薬品安全性学会学術大会
7月4日（土）・5日（日）於　福山大学宮地記念館
（4）安佐薬剤師会平成27年度1期学生受け入れ実務実習担当薬剤師学生集合研修会
7月9日（火）於　広島市安佐南区総合福祉センター（原田センター長）
（5）日本薬剤師会平成27年度病院診療所薬剤師研修会
7月11日（土）・12日（日）於　広島国際会議場
（6）支部等総会報告
ア．広島支部総会6月20日（土）於　広島県薬剤師會館
イ．広島佐伯支部総会6月24日（水）
於　dining Tanpopo
ウ．福山支部総会6月25日（木）於　まなびの館ローズコム
エ．呉支部総会6月28日（日）於　呉阪急ホテル
オ．尾道支部総会　7月4日（土）於　尾道しまなみ交流館
カ．広島県青年薬剤師会総会7月5日（日）於　広島県薬剤師會館

3．審議事項
（1）全体理事会について（資料11）（前田会長）
日時：7月21日（火）午後7時～
場所：広島県薬剤師會館
（2）平成26年度貸借対照表内訳表、平成26年度正味財産増減計算書内訳表の訂正について
（資料12）（谷川常務理事）
（3）会計に関する諸規程について（資料13）（谷川常務理事）
ア．会費の割当額に係る届出について（内規）（案）
イ．公益社団法人広島県薬剤師会会計処理規程（案）
ウ．公益社団法人広島県薬剤師会旅費規程（案）
6月29日総務課に決算の報告をした。それにより、決算自体には問題はないが、貸借対照表の内訳表と、正味財産増減表の内訳表の方に数字が変更したということがあった。正味財産の最終の3Ｐのところで、収益部門からの2分の1を公益目的事業に振替えをするというところで、その計算方法が､実際に申請をする段階で数字が変わってしまったということ。これは、法人会計も考慮しながら数字を入れていくということで、要は振り替え額が減ったということ。それが赤字で入っている。実際には1，730，974円を振り替えたということになる。それに伴って､貸借対照表の数字が変わった。他会計の振り替えではなく、貸借勘定という、要は、実際にはお金を移してはいないが、会計上、正味財産と貸借の最終的な残高が合わないといけないと。そのために貸借対照表の内訳表で、検査センターから公衆衛生の方にお金を回していたりとか、共益部門から会館と公衆衛生にお金を回していた部分が、他会計振り替え額が変わったことにより数字が変更された。最終版2の方で、エクセルで計算しており、要は、四捨五入の関係で、細かくみて、全部足したら1円多かったことが判明し、職員の退職給与引当金の公衆衛生のところの数字が1円ずれる。といったことから赤字での記載となっている。これは､21日でなくてもよいが､来年の3月の臨時総会で承認を求めておかないといけないということが一点。

公益社団になって、会費の割り当て額に掛かる届け出についてという内規についても、新しく決めていないということで、これも遡って27年７月21日に一部改正し、26年４月１日から適用するということで、上の文面は一緒で、要は会費をどういう風に算定するか、３月末の会員の確定をするということ。それと会計の処理規程が、公益社団になってまだできていないということ。１年間やって１番問題だと思ったところについて、事務局長が経理責任者ということになっており、大体どこもそうなっているが、４Ｐにある、会計責任者は経理責任者が任命するとなっているため、会計責任者を置かなくてはいけないということで、当然山中さんにやっていただくしかないと思う。後は、会計事務担当者ということで、ここの事務会計担当者ということになる。金銭の出納というところで、石原さんが休まれたりとか、不在の時、我々が調書をみにきた時に、ミロクの承認がされてない場合、それがコンピューター上で反映されていないということがこの１年間で何度かあり、通常なら、金銭の出納は経理責任者の承認印のある会計伝票に基づいてということになっているが、ここに財務担当理事を加えたいと思う。これはミロクを導入した時、当時、事務局長だった村上さんに言われたことが、自分にもし何かがあった時困るから、谷川先生にお願いしたいと言われたが、その時はあまり意味も分かっていなかったし、その後、不都合はなかったが、やはり公益になって、１人ではということがあり、財務担当者ということで、一応、私か青野先生がなるということを入れている。担当が変われば当然変わる。要は、承認するのが２人体制になるということ。
もう１つは旅費規程について。私が常務理事会に出席していなかった11月か12月の時に１回審議されたのではないかと思うが、航空賃について一番安いといった標記だったということがもめたようで、一応、日薬に併せるということで日薬の規程を入れた。第５条の鉄道賃。50㎞以上で、自由席特急券、要は新幹線が使える。100㎞以上だったら指定を出すということ。飛行機の場合は、原則700㎞以上。それ以外は鉄道JRで出すということになる。この規程にすると、何故かよく分からないところがあるが、JRができて、東の方というのが、例えば東広島と尾道と因島。実際はキロ数が足りないのに、新幹線で計算していたのが東広島。尾道と因島が自由席ではなく指定の料金が入っていたということ。恐らく、新幹線ができた頃というのは、在来線で山陽本線などは１時間に１本くらいしかなかったため、そういうこともあって加味していたのではないかと思われる。最近は便数も多いので、とりあえずは日薬に合わすということを大前提として提案したい。よって、減額になるのが、それぞれ往復で、東広島が１，720円、尾道と因島が1,040円の減となる。他の変更はなし。このことについてよろしいか？そして、これをいつから実行するかということを理事会に諮りたい。基本的には、次の理事会からにするのか、もしくは、半期なので９月までは変更なしで10月からとするか。また、決めたのならすぐに変えるということであればそうする。該当する支部の理事がいらっしゃるので、そこも確認を取ってということでお願いしたい。

以上の件について、理事会で提案することで承諾された。

（４）防災シンポジウム・防災フェア～災害に強い広島を目指して～の参加について（資料14）
日時：平成27年８月８日（土）（谷川常務理事）
場所：広島国際会議場
８月８日の防災シンポジウムで出席者を決めてもらうこと。あと、ヤクザイくんをつれて行こうということで段取りをしている。要項がきており、搬入が、11時半までには終わらせてもらうようにとのこと。
野村副会長と城崎検査センター長が午前中から。午後からは中川常務理事と谷川常務理事が参加。HMネット関係で豊見専務理事にもお願いすることと承認された。
他に参加希望される方は事務局吉田さんまで連絡をお願いすることとされた。

（５）中国ブロック会議への出席について（前田会長）
日時：平成27年９月12日（土）午後２時～ ５時
場所：岡山プラザホテル４階　烏城の間
議題：（１）医薬分業を巡る課題と対策について
（２）医薬品販売制度に関する課題と対策について
（３）その他
出席者：　各県薬剤師会役員（５名程度）
前田会長、村上副会長、豊見専務理事、青野常務理事、二川常務理事の５名が出席することとされた。

（６）第48回日本薬剤師会学術大会の事前参加登録について（資料15）（野村副会長）
会期：11月22日（日）～ 23日（月・祝）
会場：鹿児島市民文化ホール、鹿児島サンロイヤルホテル、鴨池公園多目的屋内
運動場（鴨池ドーム）、鹿児島県総合体育センター体育館、宝山ホール、
かごしま県民交流センター
事前参加登録：個々で事前登録・入金をしていただき、入金確認が取れた段階で、
システム画面が「入金済み」になりますので、その写しを事務局まで
お送りください。
各自、個人登録をお願いすることで、以上のことが承諾された。

（７）第41回広島県国保診療施設地域医療学会への出席について（資料16）（野村副会長）
日時：８月29日（土）午前８時50分～
場所：広島市文化交流会館
（昨年度：大塚副会長出席）

（８）「広島県不妊検査費助成事業」及び妊活応援フォーラム「夫婦で考える不妊治療」周知用リーフレッ

トの配布について（資料17）（野村副会長）
ポスター 1薬局1枚
チラシ 1薬局3枚
別便で送るということで承諾された。

（9）平成27年度広島県四師会役員連絡協議会について（資料18）（野村副会長）
日時：7月17日（金）午後6時30分～
場所：ＡＮＡクラウンプラザホテル広島 3階 オーキッド

（10）平成27年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会について（資料19）（村上副会長）
日時：7月17日（金）午後5時～
場所：ＡＮＡクラウンプラザホテル広島 4階 ジャスミン
出席者：村上副会長、豊見専務理事、青野常務理事

（11）平成27年度広島県四師会役員連絡協議会事前打合会について（資料20）（木平副会長）
日時：7月17日（金）午後5時30分～
場所：ＡＮＡクラウンプラザホテル広島 4階 ミモザ
出席者：前田会長、木平副会長、石原事務局長

（12）後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

ア．2015年度広島国際大学健康フェア後援について（資料21）（野村副会長）
日時：7月25日（土）・26日（日）両日とも12時～午後4時 場所：紙屋町シャレオ中央広場
主催：広島国際大学
（毎年・承諾）
承諾された。

イ．平成27年度老人保健福祉月間について（資料22）（野村副会長）
期間：9月1日（日）～ 9月30日（月）
（毎年・承諾）
承諾された。

ウ．「オレンジリング・イベント」の後援について（資料23）（野村副会長）
日時：9月13日（日）午後1時～ 4時
場所：ＣＣプラザ（三次市十日市中1丁目1番10号）
（毎年・承諾）
承諾された。

エ．健康サポートフェア2014の後援名義使用について（資料24）（野村副会長）
期間：10月3日（土）・4日（日）
会場：広島グリーンアリーナ大アリーナ・中会議室
主催：中国新聞社
特別協賛：ハーティウォンツ
（平成22年承諾、平成23年・24年・25・26年断る）
今年も承諾しないこととされた。

オ．福山大学薬学部卒後教育研修会の共催依頼について（資料25）（野村副会長）
日時：10月10日（土）午後3時～ 5時
場所：福山大学宮地茂記念館（JR福山駅北口）
（毎回・承諾）
承諾された。
（村上副会長より追記）この卒後教育研修会の中で、日薬より、薬歴に関してやって欲しいということがあり、日薬の笠井常務理事をお呼びして、薬歴と現在の問題についてということで、より内容の濃い研修会となるよう、薬剤師会でも広報していくと報告された。

カ．平成27年度広島県治験コーディネーター（ＣＲＣ）研修会の共催について（資料26）
日時：11月14日（土）午後1時～ 5時15分（野村副会長）
場所：広島国際大学広島キャンパス（広島市中区幟町1番5号）
（前年度・承諾）
承諾された。

4．その他

（1）常務理事会の開催について（野村副会長）
8月20日（木）午後7時～（議事要旨作製責任者【予定】重森友幸常務理事）

（2）在宅医療推進委員会の開催について（野村副会長）
8月20日（木）午後6時30分～

（3）第9回IPPNW北アジア地域会議実行委員会委員の就任依頼について（資料27）
前田泰則 会 長
野村祐仁副会長
（承諾済み）

（4）平成27年度在宅緩和ケア講演会開催に係る後援について（資料28）
日時：平成27年9月26日（土）午後2時～ 4時
場所：広島国際会議場ヒマワリ
（承諾済み）

（5）平成27年度広島県認知症疾患医療センター合同研修会に係る後援名義の使用について
（資料29）
日 時：平成27年9月4日（金）午後7時～ 9時
場 所：ホテルグランヴィア広島
（承諾済み）

（6）セルフメディケーションハンドブックについて（冊子）

（7）薬剤師のためのドーピングガイドブックについて（冊子）

今回の報告事項の中で、次回の常務理事会で報告しなくてはいけない事項があれば、事務局に言っていただき次回の報告とさせていただきます。それ以外の今回の報告事項については、今回の資料をもって報告にかえさせていただきます。

明日7月17日は6時半から四師会の役員連絡協議会があり、この度は当番会となっているので、遅れないよう、時間厳守でお願いします。また、事前の協議にご出席となっておられる先生方についても時間に間に合うようお願いいたします。

県薬日誌

日付		行事内容
6月22日	月	広島県環境審議会第26回温泉部会（県庁・本館）
24日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会（エソール広島） ・広島佐伯支部総会（dining Tanpopo）
25日	木	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導（広島合同庁舎） ・第81回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局） ・広島市健康福祉局保険年金課来会 ・県薬「地対協WG」 ・福山支部総会（まなびの館ローズコム）
26日	金	平成27年度第1回ひろしま食育・健康づくり実行委員会（県庁・本館）
27日	土	・福山大学開学40周年記念式典・記念講演・能楽講演及び祝賀会（福山大学　大学会館） ・平成27年度広島県合同輸血療法委員会（日本赤十字中四国ブロック血液センター） ・一般社団法人広島県介護支援専門員協会設立披露会・定期総会（グランドプリンスホテル広島）
27日･28日		日本薬剤師会第85回定時総会（ホテルイースト21東京）
28日	日	・新薬剤師研修会（広島YMCA国際文化センター） ・呉支部総会（呉阪急ホテル）
29日	月	災害対策委員会
30日	火	・「薬草に親しむ会」現地下見・支所挨拶（廿日市市（宮島町）） ・第1回広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム会議（広島県健康福祉センター） ・会館建設等に伴う補助金等について（県庁・薬務課） ・在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会
7月1日	水	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎）
2日	木	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導（広島合同庁舎） ・広島市都市整備局都市機能調整部訪問（広島市）
3日	金	・第65回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のカタチ～広島県推進委員会（エールエール広場） ・キャラクター・マスコット活用打合会
4日	土	・難治性てんかん・心身障害を持つ子どもの保護者会（佐伯区地域福祉センター） ・尾道支部総会　（尾道しまなみ交流館）
4日･5日		第1回日本医薬品安全性学会学術大会（福山大学宮地記念館）
5日	日	・広島県社会保険診療報酬支払基金第5回保険診療と審査を考えるフォーラム（広島国際会議場） ・広島県青年薬剤師会総会
6日	月	・広島県健康福祉局高齢者支援課来会 ・協会けんぽ広島支部来会 ・第9回IPPNW北アジア地域会議実行委員会（第1回）　（広島医師会館）
7日	火	財務打合会
8日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・広島県地域保健医療推進機構来会 ・地域医療介護総合確保事業に係る連絡会議（県庁本館） ・広報委員会
9日	木	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導（広島合同庁舎） ・安佐薬剤師会平成27年度1期学生受け入れ実務実習担当薬剤師学生集合研修会(広島市安佐南区総合福祉センター) ・広島県医療審議会保健医療計画部会（県庁 北館）
10日	金	・ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）打合会 ・第1回二葉の里地区エリアマネジメント組織準備会（広島市役所北庁舎別館） ・第801回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会　（支払基金広島支部） ・未就業薬剤師就労支援事業実行委員会
11日	土	・第484回薬事情報センター定例研修会 ・第6回会館建設特別委員会

日付		行事内容
11日・12日		日本薬剤師会平成27年度病院診療所薬剤師研修会（広島国際会議場）
12日	日	2015年度公認スポーツファーマシスト認定プログラム受講（京都国際会館）
13日	月	地対協　第１回　医薬品の適正使用検討特別委員会（広島県医師会館）
14日	火	・復職支援研修会（まなびの館ローズコム） ・第43回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（就実大学） ・会館建設打合せ（広島市）
15日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・復職支援研修会 ・日本薬剤師会日薬賞等選考委員会（東京・日薬） ・薬剤師会館設計・監理業務に係るプロポーザル事前審査会
16日	木	・ECI方式による会館建設について国土交通省中国地方整備局営膳部整備課訪問（広島合同庁舎２号館） ・平成27年度広島県薬物乱用対策推進本部会議（KKR広島） ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導（広島合同庁舎） ・在宅医療推進委員会 ・常務理事会
17日	金	・平成27年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会（ANAクランプラザホテル） ・平成27年度広島県四師会役員連絡協議会事前打合会（ANAクランプラザホテル） ・平成27年度広島県四師会役員連絡協議会（ANAクランプラザホテル）
17日・18日		福祉用具展示会＆セミナー in広島2015（広島県立広島産業会館、広島市南区民文化センター）
18日	土	広島県薬剤師会館設計・監理業務に係る指名型プロポーザル第２次審査（ヒアリング）
19日・20日	日	第44回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）中国・四国in福山（福山大学）

日付		行事内容
21日	火	・平成27年度北方領土返還要求運動広島県民会議総会（メルパルク広島） ・県薬ホームページ作成についての打合せ ・全体理事会 ・平成27年度広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会（広島県環境保健協会）
22日	水	・（株）あい設計との打合せ ・広島県地域リハビリテーション等専門職派遣及び研修に係る調整会議（広島県健康福祉センター） ・広島県薬剤師会館施工技術提案方式（準ECI方式）による「設計技術支援者選定に係る指名型プロポーザル（仮称）」
23日	木	ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会（本通ドムス）
24日	金	中国労災病院60周年記念式典・祝賀会（ホテルグランヴィア広島）
25日	土	小野村昌先生の叙勲を祝う会（ホテルニューイタヤ(栃木県)）
25日・26日	日	2015年度広島国際大学健康フェア（紙屋町シャレオ中央広場）
26日	日	平成27年度ヒロシマ薬剤師研修会（広仁会館）
27日	月	・広島市都市整備局機能調整部訪問（広島市役所） ・中国四国厚生局監査立会（広島合同庁舎） ・広島市都市整備局機能調整部訪問後の今後の予定等打合せ ・広島県健康福祉局地域包括ケア推進部長、薬務課長来会（新基金事業について） ・面接（薬事情報センター） ・第１回災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会打合せ（県庁・本館）
28日	火	・第82回中国地方社会保険医療協議会広島支部会（中国四国厚生局） ・協会けんぽ来会
29日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・日本薬剤師会第２回都道府県会長協議会（会長会）（東京・日薬） ・「改訂モデル・コアカリキュラム・薬学実務実習ガイドライン」講演会

日付		行事内容
30日	木	・全国藤井もとゆき薬剤師後援会役員会議　（東京・主婦会館プラザエフ） ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導　（広島合同庁舎） ・第１回災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会　（県庁・本館） ・平成27年度第２回新たな財政支援制度検討委員会　（県庁・北館） ・認定基準薬局運営協議会
８月３日	月	辞令書交付
４日	火	薬剤師会館整備方針に係る検討会
５日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導　（広島合同庁舎） ・第２回地域医療介護総合確保事業に係る連絡会議　（県庁・本館）
６日	木	・広島市原爆死没者慰霊式・平和祈念式（平和記念講演） ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導　（広島合同庁舎）
７日	金	・第802回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会　（支払基金広島支部） ・平成27年度地域在宅緩和ケア推進協議会第１回会議　（県立広島病院）
８日	土	・防災シンポジウム・防災フェア～災害に強い広島を目指して～　（広島国際会議場） ・第46回広島県薬剤師会臨時総会 ・第485回薬事情報センター定例研修会　（広島県歯科医師会館）

日付		行事内容
９日	日	第3回Neurosurgery Update in Hiroshima　（メルパルク広島）
10日	月	広島県地域保健対策協議会平成27年度第１回定例理事会　（広島医師会館）
11日	火	・第２回薬剤師会館整備方針に係る検討会 ・施工技術提案方式（準ECI方式）による設計技術支援者選定に係る勉強会
12日	水	医療事故調査制度支援団体連絡協議会（四師会）　（広島医師会館）
17日	月	平成27年度第１回地域づくりによる介護予防推進支援研修会　（広島県立総合体育館）
18日	火	施工技術提案方式（準ECI方式）による設計技術支援者選定に係る指名型プロポーザル直前審査委員会打合せ
19日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導　（広島合同庁舎） ・施工技術提案方式（準ECI方式）による設計技術支援者選定に係る指名型プロポーザル審査委員会
20日	木	・在宅医療推進委員会 ・広島県看護協会平成27年度第１回在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会　（広島県看護協会） ・全体理事会 ・常務理事会

－ 謹んでお悔やみ申し上げます －



岡本　宙児 氏 逝去

去る８月22日（土）ご逝去されました。

葬儀は竹原市の竹原葬祭会館において、執行されました。

喪主：岡本　美知子 氏

行事予定（平成27年９月～10月）

９月１日(火)	復職支援研修会(まなびの館ローズコム・広島県薬剤師會館)
９月２日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
９月３日(木)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
〃	旧業務分担④担当理事打合会
９月４日(木)	平成27年度広島県「みんなで減災」一斉地震防災訓練
〃	第54回(平成27年度)広島県身体障害者福祉大会(三次市民ホール)
９月５日(土) ９月６日(日)	リレー・フォー・ライフ・ジャパン2015広島(広島市立広島特別支援学校)
〃	広島県女性薬剤師会総会
９月９日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
９月10日(木)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
〃	広島県禁煙支援ネットワーク『今、求められる事業所における喫煙対策』セミナー (ホテルメルパルク広島)
〃	日本薬剤師会平成27年度一般用医薬品等担当者全国会議(東京・日薬)
〃	平成27年度広島県医療安全研修会(広島県民文化センター)
９月11日(金)	第803回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
９月12日(土)	中国ブロック会議(岡山)
〃	第486回薬事情報センター定例研修会
９月13日(日)	オレンジリング・イベント　世界アルツハイマーデー記念講演会in三次 (プラザホール(ＣＣプラザ)(三次市))
〃	平成27年度抗HIV薬服薬指導研修会
９月16日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
〃	平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業に関する支部担当者会議
９月17日(木)	常務理事会
９月23日(水)	薬草に親しむ会(廿日市市(宮島町))
９月26日(土)	広島県緩和ケア支援センター平成27年度広島県緩和ケア推進事業在宅緩和ケア講演会 (広島国際会議場)
９月27日(日)	第４回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマ(ハノーバ庭園集合)
〃	広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会
９月30日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
10月１日	平成27年国勢調査

行事予定（平成27年10月～11月）

10月４日(日)	広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会(宮地茂記念館)
〃	広島赤十字・原爆病院竣工式並びに祝賀会(広島赤十字・原爆病院)
10月10日(土)	第39回福山大学薬学部卒後教育研修会(福山大学宮地茂記念館)
〃	第487回薬事情報センター定例研修会
〃 10月11日(日)	広島キッズシティ2015 (旧広島市民球場跡地)
〃	平成27年度広島県介護支援専門員実務研修受講試験 (広島大学・広島県立広島産業会館・広島県社会福祉会館)
〃 10月12日(月)	第45回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ(薬学教育者ワークショップ) 中国・四国in岡山(就実大学)
10月15日(木)	常務理事会
10月16日(金)	日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議(日本薬剤師会)
〃	第804回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
10月17日(土)	平成27年度第13回研修会(禁煙支援ネットワーク)(広島県医師会館)
10月24日(土)	広島大学歯学部創立50周年記念事業(ANAクランプラザホテル広島)
10月25日(日)	平成27年度広島県在宅支援薬剤師専門研修Ⅰ
10月31日(土)	県民公開講座
〃 11月１日(日)	第54回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 (高知市文化プラザかるぽーと)
11月３日(火)	平成27年度広島県在宅支援薬剤師専門研修Ⅰ
11月７日(土)	第488回薬事情報センター定例研修会

行政だより

平成27年６月23日

公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
広島県毒物劇物安全協会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長　様
広島県農業共済組合組合長理事　様
広島県農薬卸商業協同組合理事長　様
広島県農薬小売業組合理事長　様
広島県植物防疫協会会長　様
中国表面処理工業組合理事長　様
公益社団法人広島県トラック協会会長　様
全国農業協同組合連合会広島県本部長　様
広島県農業協同組合中央会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

このことについて、平成27年６月19日付け薬食発0619第１号により厚生労働省医薬食品局長から別紙のとおり通知がありました。

ついては、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当　薬事グループ
電話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　細川）

別紙

薬食発0619第１号
平成27年６月19日

各（都道府県知事／保健所設置市長／特別区長）殿

厚生労働省医薬食品局長
（公印省略）

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成27年政令第251号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）が平成27年６月19日に、それぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第１　改正政令の内容について

１　次に掲げる物を毒物から除外した。

硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
（CAS No.：58339-34-7, 12656-57-4）

２　次に掲げる物を劇物に指定した。

（１）　Ｎ－（２－アミノエチル）－２－アミノエタノール及びこれを含有する製剤（Ｎ－（２－アミノエチル）－２－アミノエタノール10％以下を含有するものを除く。）
（CAS No.：111-41-1、別名称：2－［(２－アミノエチル）アミノ］エタノール及びこれを含有する製剤（２－［(２－アミノエチル）アミノ］エタノール10％以下を含有するものを除く。））

（２）　２－エチル－３、７－ジメチル－６－［４－（トリフルオロメトキシ）フエノキシ］－４－キノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤
（CAS No.：875775-74-9）

（３）　シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10％以下を含有するものを除く。）
（CAS No.：420-04-2）

３　次に掲げる物を劇物から除外した。

（１）　硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質
（CAS No.：58339-34-7, 12656-57-4）

（２）　４、４´－アゾビス（４－シアノ吉草酸）及びこれを含有する製剤
（CAS No.：2638-94-0）

（３）（Ｅ）－［(４ＲＳ）－４－（２－クロロフエニル）－１、３－ジチオラン－２－イリデン］(１Ｈ－イミダゾール－１－イル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤
（CAS No.：101530-10-3）

（４）　１－（２、６－ジクロロ－α、α、α－トリフルオロ－ｐ－トリル）－４－（ジフルオロメチルチオ）－５－［(２－ピリジルメチル）アミノ］ピラゾール－３－カルボニトリル（別名ピリプロール）2.5％以下を含有する製剤
（CAS No.：394730-71-3）

（５）（Ｅ）－［(４Ｒ）－４－（２、４－ジクロロフエニル）－１、３－ジチオラン－２－イリデン］(１Ｈ－イミダゾール－１－イル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤
（CAS No.：187164-19-8）

４　施行期日

平成27年７月１日から施行する。ただし、第１の１及び３については、公布日に施行する。

５　経過措置等

（１）　新たに劇物に指定された第１の２に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日（平成27年７月１日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年９月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第３条（禁止規定）、第７条（毒物劇物取扱責任者）及び第９条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存する物については、同日までは、法第12条第１項（法第22条第５項において準用する場合を含む。）及び第２項（毒物又は劇物の表示）の規定は適用しない。

（２）　新たに劇物に指定された第１の２に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第３項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の２（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるので、関係業者を適切に指導されたい。

第２　改正省令の内容について

１　次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

（１）　２－エチル－３、７－ジメチル－６－［４－（トリフルオロメトキシ）フエノキシ］－４－キノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤

（２）　シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10％以下を含有するものを除く。）

２　施行期日

平成27年７月１日から施行する。

第３　その他

改正政令及び改正省令の新旧対照表については、別添１及び別添２のとおりである。

また、今般、劇物に指定された物及び毒物又は劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添３のとおりである。

二十二　カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。
二十二の二～三十一　（略）
三十一の二　シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。
三十一の三　（略）
三十二　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)～(3)　（略）
(4)　四・四―アゾビズ（四―シアノ吉草酸）及びこれを含有する製剤
(5)～(31)　（略）
(32)　（E）―［（四RS）―四―（二―クロロフエニル）―一・三―ジチオラン―二―イリデン］（一H―イミダゾール―一―イル）アセトニトル及びこれを含有する製剤
(33)～(91)　（略）
(92)　一―（二・六―ジクロロ―α・α・α―トリフルオロ―p―トリル）―四―（ジフルオロメチルチオ）―五―［（二―ピリジルメチル）アミノ］ピラゾール―三―カルボニトリル（別名ピリプロール）二・五％以下を含有する製剤
(93)　（E）―［（四R）―四―（二・四―ジクロロフエニル）―一・三―ジチオラン―二―イリデン］（一H―イミダゾール―一―イル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤
(94)～(176)　（略）
三十三～百九　（略）
2　（略）

二十二　カドミウム化合物
二十二の二～三十の六　（略）
三十一　酸化水銀五％以下を含有する製剤
（新設）
三十一の二　四―ジアミルアミノ―三・五―ジメチルフエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
三十二　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)～(2)　（略）
(3)　アセトニトリル四〇％以下を含有する製剤
（新設）
(4)　五―アミノ―一―（二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフエニル）―四―エチルスルフイニル―一H―ピラゾール―三―カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤
(5)～(29)　（略）
(30)　一―（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ［一・五―a］ピリジン―二―イル）―五―［メチル（プロプ―二―イン―一―イル）アミノ］―一H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤
（新設）
(31)　二―（四―クロロフエニル）―二―（一H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ヘキサンニトリル（別名ミクロブタニル）及びこれを含有する製剤
(32)～(88)　（略）
(89)　三・四―ジクロロ―二―シアノ―一・二―チアゾール―五―カルボキサニリド（別名イソチアニル）及びこれを含有する製剤
（新設）
(90)　ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤
（新設）
(91)～(172)　（略）
三十三～百九　（略）
2　（略）

別添1

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令　新旧対照条文

○　毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（毒物） 第一条　毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一～十七の二　（略） 十八　（略） イ　（略） ロ　硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤 ハ・ニ　（略） 十九～三十一　（略） （劇物） 第二条　法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一～四の三　（略） 四の四　N―（二―アミノエチル）―二―アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N―（二―アミノエチル）―二―アミノエタノール一〇％以下を含有するものを除く。 四の五～四の七　（略） 五～十三の三　（略） 十三の四　二―エチル―三・七―ジメチル―六―［四―（トリフルオロメトキシ）フエノキシ］―四―キノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤 十三の五　（略） 十四～二十一　（略）	（毒物） 第一条　毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一～十七の二　（略） 十八　セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ　亜セレン酸ナトリウム〇・〇〇一一％以下を含有する製剤 （新設） ロ　ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤 ハ　（略） 十九～三十一　（略） （劇物） 第二条　法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一～四の二　（略） 四の三　二―アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―アミノエタノール二〇％以下を含有するものを除く。 （新設） 四の四　L―二―アミノ―四―［（ヒドロキシ）（メチル）ホスフイノイル］ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを有する製剤。ただし、L―二―アミノ―四―［（ヒドロキシ）（メチル）ホスフイノイル］ブチリル―L―アラニル―L―アラニンとして一九％以下を含有するものを除く。 四の五・四の六　（略） 五～十三の二　（略） 十三の三　O―エチル＝S・S―ジプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）五％以下を含有する製剤。ただし、O―エチル＝S・S―ジプロピル＝ホスホロジチオアート三％以下を含有する除放性製剤を除く。 （新設） 十三の四　二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート（別名エチオフエンカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート二％以下を含有するものを除く。 十四～二十一　（略）

別添2

○　毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令　新旧対照条文

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） 毒物 一～二十三　（略） 劇物 一～七の三　（略） 七の四　二―エチル―三・七―ジメチル―六―［四―（トリフルオロメトキシ）フエノキシ］―四―キノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤 七の五　（略） 八～十一の七　（略） 十一の八　シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。 十一の九　（略） 十二～六十七　（略）	別表第一（第四条の二関係） 毒物 一～二十三　（略） 劇物 一～七の二　（略） 七の三　O―エチル＝S・S―ジプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）五％以下を含有する製剤。ただし、O―エチル＝S・S―ジプロピル＝ホスホロジチオアート三％以下を含有する徐放性製剤を除く。 （新設） 七の四　二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート（別名エチオフエンカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート二％以下を含有するものを除く。 八～十一の六　（略） 十一の七　（RS）―［O―一―（四―クロロフエニル）ピラゾール―四―イル＝O―エチル＝S―プロピル＝ホスホロチオアート］（別名ピラクロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、（RS）―［O―一―（四―クロロフエニル）ピラゾール―四―イル＝O―エチル＝S―プロピル＝ホスホロチオアート］六％以下を含有するものを除く。 十一の八　削除 十一の九　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)～(145)　（略） 十二～六十七　（略）

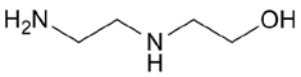
別 添 3

毒物及び劇物から除外するもの

名　称	構　造　式	区　分	性　状	毒　性	主な用途
硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質	CdS・nCdSe (n=0.104～0.882) 分子量 特定できず。 CAS No. 58339-34-7, 12656-57-4	原体（毒物、劇物）並びにこれを含有する製剤（毒物）	外観：赤橙～赤色の粉末。セレンの量が増すについて、赤色となる。 融点：＞1000℃ 密度：3～5 g/cm^3 溶解性：水に不溶 安定性： 熱、各種有機溶媒等に対して安定。熱濃硝酸、熱濃硫酸に可溶。 反応性：－	原体： 急性経口毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット＞2,000 急性経皮毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット＞2,000 急性吸入毒性 LC_{50}(mg/L(4hr)) ラット＞5.08(ダスト) 皮膚腐食性 ｳｻｷﾞ　－ 眼刺激性 ｳｻｷﾞ　軽度	水彩絵具（ガッシュを含む。）、アクリル樹脂系絵具、油絵具他絵具類。釉薬、漆工、プラスチックの着色材等。

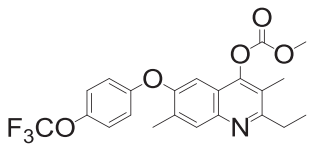
※　急性毒性：単回投与（暴露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
※　LD_{50}(Lethal Dose 50)又はLC_{50}(Lethal Concentration 50)：50％致死量（濃度）を表し、投与（暴露）された動物のうち50％が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名　称	構　造　式	区　分	性　状	毒　性	主な用途
N－(2－アミノエチル)－2－アミノエタノール	 $C_4H_{12}N_2O$ 分子量 104.15 CAS No. 111-41-1	原体及びこれを含有する製剤 (10％以下を含有するものを除く。)	外観：無色～帯黄色の液体 沸点：243℃ 融点：－38℃ 密度：1.02 g/cm^3(25℃) 相対蒸気密度：5.41(空気=1) 比重：1.03(20/20℃) 蒸気圧：1.8 Pa(20℃) 溶解性：水;混和、1000 g/L(25℃)、エタノールに混和、アセトンに易溶 引火点：132℃(c.c.) 反応性：酸化剤と激しく反応	原体： 急性経口毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット　2,150 急性経皮毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット＞2,000 急性吸入毒性 LC_{50}(mg/L(8hr)) ラット＞0.0771(飽和蒸気) 皮膚刺激性 ｳｻｷﾞ　＋ 眼刺激性 ｳｻｷﾞ　重篤な損傷 10％製剤： 皮膚刺激性 ｳｻｷﾞ　－ 眼刺激性 ｳｻｷﾞ　軽度	イミダゾリン型カチオン及び両性界面活性剤原料。金属イオン封鎖剤。

※　急性毒性：単回投与（暴露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
※　LD_{50}(Lethal Dose 50)又はLC_{50}(Lethal Concentration 50)：50％致死量（濃度）を表し、投与（暴露）された動物のうち50％が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

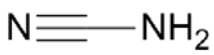
劇物に指定するもの

名　称	構　造　式	区　分	性　状	毒　性	主な用途
2－エチル－3，7－ジメチル－6－[4－(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]－4－キノリル＝メチル＝カルボナート	 $C_{22}H_{20}F_3NO_5$ 分子量 435.39 CAS No. 875775-74-9	原体及びこれを含有する製剤	外観：綿状粉末 沸点：248.1℃(2.23 kPa)、271～500℃までに分解(100.1～101.4 kPa) 融点：116.6～118.3℃ 密度：0.3042 g/cm^3(21℃) 蒸気圧：9.04×10^{-9} Pa (25℃) 溶解性：水；12.03 μg/L (20℃，pH7.51～8.95) ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ＞500 g/L(20℃) ｱｾﾄﾝ 373 g/L(20℃) 酢酸ｴﾁﾙ 297 g/L(20℃) ﾄﾙｴﾝ 283 g/L(20℃) ﾒﾀﾉｰﾙ 33.7 g/L(20℃) n-ﾍｷｻﾝ 11.1 g/L(20℃) 安定性：200°C以下で安定 反応性： 発熱開始温度(Ti')；238.3℃ 同　上　(Tp)；279.2℃ 発熱量　；76.4 J/g	原体： 急性経口毒性 LD_{50}(mg/kg) ﾗｯﾄ　50＜LD_{50}≦300 急性経皮毒性 LD_{50}(mg/kg) ﾗｯﾄ　933.03 急性吸入毒性 LC_{50}(mg/L(4hr)) ﾗｯﾄ(♂)　0.67 (♀)　0.93 (ダスト) 皮膚刺激性 ｳｻｷﾞ　－ 眼刺激性 ｳｻｷﾞ　－	農薬(殺虫剤)

※　急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※　LD_{50}(Lethal Dose 50)又は LC_{50}(Lethal Concentration 50)：50％致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50％が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

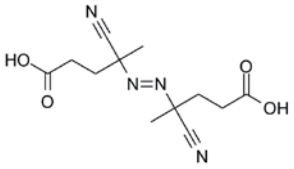
劇物に指定するもの

名　称	構　造　式	区　分	性　状	毒　性	主な用途
シアナミド	 CH_2N_2 分子量 42.04 CAS No. 420-04-2	原体及びこれを含有する製剤(10％以下を含有するものを除く。)	外観：無色の吸湿性、潮解性の結晶 沸点：260℃で分解 融点：44℃ 密度：1.28 g/cm^3 (25℃) 相対蒸気密度：1.4 (空気＝1) 相対比重： 1.28 g/cm^3 (20℃)(水＝1) 蒸気圧：1.0 Pa(25℃) 溶解性：水；850 g/L(25℃)、エタノールに易溶、エーテル、アセトン、ベンゼンに可溶 引火点：141℃(c.c.) 安定性・反応性： 酸、アルカリ、水分と接触すると分解し、有害フォーム(アンモニア、窒素酸化物、シアン化合物等)を生成。自然重合の可能性。	原体： 急性経口毒性 LD_{50}(mg/kg) ﾗｯﾄ　223 急性経皮毒性 LD_{50}(mg/kg) ﾗｯﾄ　848 急性吸入毒性 LDL_0(mg/ m^3(4hr)) ﾗｯﾄ＞1,000(ﾐｽﾄ) 皮膚腐食性 ｳｻｷﾞ　軽度 眼刺激性 ｳｻｷﾞ　中等度～強度 10％製剤： 急性経口毒性 LD_{50}(mg/kg) ﾗｯﾄ(♂)＞3,783 (♀)＞3,920 急性経皮毒性 LD_{50}(mg/kg) ﾗｯﾄ＞10,000 急性吸入毒性 LC_{50}(mg/L(4hr)) ﾗｯﾄ＞1.687(ﾐｽﾄ)(原体) 皮膚腐食性 ｳｻｷﾞ　－ 眼刺激性 ｳｻｷﾞ　－	合成ゴム、青酸化合物、燻蒸剤、金属洗浄剤の製造。殺虫剤、除草剤、洗浄剤、医薬品の中間体。農薬(植物成長調節剤)。メラミンの製造原料(シアナミド二量体)。

※　急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※　LD_{50}(Lethal Dose 50)又は LC_{50}(Lethal Concentration 50)：50％致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50％が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

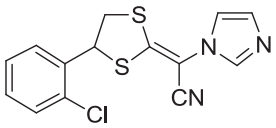
劇物から除外するもの

名　称	構　造　式	区　分	性　状	毒　性	主な用途
4，4´－アゾビス（4－シアノ吉草酸）	 $C_{12}H_{16}N_4O_4$ 分子量 280.28 CAS No. 2638-94-0	原体及びこれを含有する製剤	外観：白色粉末 沸点：503.6±50℃（760Torr） 融点：120～123℃（分解） 密度：1.23±0.1g/cm^3 （20℃，760Torr） 溶解性：0.03g／100g（20℃） 安定性：通常条件では安定 反応性： 加速的に分解して主にN_2ガスを放出する。自己反応性があり、SADTを超えた温度では反応が加速される（SADT：60℃）。20℃を越して貯蔵すると徐々に分解する。また、日光下では緩やかに反応が進む。	原体： 急性経口毒性 LD_{50}（mg/kg） ラット＞2,000 急性経皮毒性 LD_{50}（mg/kg） ラット＞2,000 急性吸入毒性 LC_{50}（mg/L（4hr）） ラット＞3.55（ダスト） 皮膚腐食性 ｳｻｷﾞ　－ 眼刺激性 ｳｻｷﾞ　中等度	アクリル樹脂の重合反応を促進させるための開始剤

※　急性毒性：単回投与（暴露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※　LD_{50}（Lethal Dose 50）又はLC_{50}（Lethal Concentration 50）：50％致死量（濃度）を表し、投与（暴露）された動物のうち50％が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

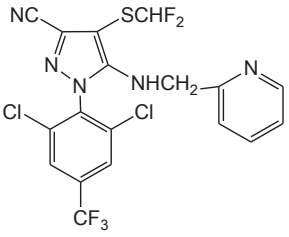
劇物から除外するもの

名　称	構　造　式	区　分	性　状	毒　性	主な用途
（E）－［（4RS）－4－（2－クロロフェニル）－1，3－ジチオラン－2－イリデン］（1H－イミダゾール－1－イル）アセトニトリル	 $C_{14}H_{10}ClN_3S_2$ 分子量 319.83 CAS No. 101530-10-3	原体及びこれを含有する製剤	外観：微黄色の結晶又は結晶性の粉末 融点：141～146℃ 溶解性：オクタノール/水分配係数（log P）；1.29（pH2.33）、3.08（pH4.03）、3.88（pH7.16） 引火性及び発火性： 常温で空気と接触しても自然発火しない。 安定性：遮光下、通常の保管条件下で安定	原体： 急性経口毒性 LD_{50}（mg/kg） ラット（♂）993 （♀）652 急性経皮毒性 LD_{50}（mg/kg） ラット＞5,000 急性吸入毒性 LC_{50}（mg/L（4hr）） ラット＞4.314（ダスト） 皮膚腐食性 ｳｻｷﾞ　軽度 眼刺激性 ｳｻｷﾞ　軽度	試薬

※　急性毒性：単回投与（暴露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

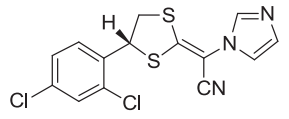
※　LD_{50}（Lethal Dose 50）又はLC_{50}（Lethal Concentration 50）：50％致死量（濃度）を表し、投与（暴露）された動物のうち50％が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名　称	構　造　式	区　分	性　状	毒　性	主な用途
1－(2，6－ジクロロ－α，α，α－トリフルオロ－p－トリル)－4－(ジフルオロメチルチオ)－5－[(2－ピリジルメチル)アミノ]ピラゾール－3－カルボニトリル(別名ピリプロール)2.5%以下を含有する製剤	 $C_{18}H_{10}Cl_2F_5N_5S$ 分子量 494.27 CAS No. 394730-71-3	これを含有する製剤	外観:淡黄色結晶性粉末(原体) 融点:120℃ 蒸気圧:8.08×10^{-6} Pa 未満(25℃) 溶解性:水;0.381 mg/L(20℃) 安定性:原体は安定。 保存安定性:5℃、25℃/60% RH、30℃/65%RH、40℃/75% RHの条件下で24か月間安定。 苛酷条件:50 及び 75℃条件下で 21 日間安定。 反応性:常温で空気と接触しても自然発火しない。	原体: 急性経口毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット　50＜LD_{50}≦300 急性経皮毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット＞2,000 急性吸入毒性 LC_{50}(mg/L(4hr)) ラット(♂) 1.43 (♀) 0.85 (ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ　－ 眼刺激性 ウサギ　軽度 2.5%製剤: 急性経口毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット＞2,000 急性吸入毒性 LC_{50}(mg/L(6hr)) ラット＞5.30(ミスト)	白蟻防除剤

※　急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
※　LD_{50}(Lethal Dose 50)又は LC_{50}(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名　称	構　造　式	区　分	性　状	毒　性	主な用途
(E)－[(4R)－4－(2，4－ジクロロフェニル)－1，3－ジチオラン－2－イリデン](1H－イミダゾール－1－イル)アセトニトリル	 $C_{14}H_9Cl_2N_3S_2$ 分子量 354.28 CAS No. 187164-19-8	原体及びこれを含有する製剤	外観:微黄色～淡黄色の結晶又は結晶性の粉末 融点:150～153℃ 溶解性:オクタノール/水分配係数(log P);1.95(pH2.21)、3.78(pH4.00)、4.34(pH7.16) 引火性及び発火性: 常温で空気と接触しても自然発火しない。 安定性:遮光下、通常の保管条件下で安定	原体: 急性経口毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット＞2,000 急性経皮毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット＞2,000 急性吸入毒性 LC_{50}(mg/L(4hr)) ラット＞4.328(ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ　－ 眼刺激性 ウサギ　－	試薬

※　急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
※　LD_{50}(Lethal Dose 50)又は LC_{50}(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

平成27年６月26日

公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
広島県病院薬剤師会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について（通知）

このことについて、平成27年６月25日付け薬食総発0625第１号により、厚生労働省医薬食品局総務課長から別紙のとおり通知がありました。

ついては、薬剤師法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定を遵守していただき、適切な調剤業務を行っていただくよう、貴会会員への周知をお願いします。

担　当　薬事グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　児玉）

別紙

薬食総発0625第１号
平成27年６月25日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）　衛生主管部（局）長　御中

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について

日頃より薬事行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬局における調剤業務については、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第19条により、薬剤師でない者が、販売又は授与の目的で調剤してはならないとされています。

今般、薬局において、薬剤師以外の者が軟膏剤の混合を行っていた事案が明らかとなりましたが、当該事案を含め、少なくともこうした軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を薬剤師以外の者が直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても同条への違反に該当するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第８条（管理者の義務）、第９条（薬局開設者の遵守事項）等への違反につながる行為であり、薬局に対する国民からの信頼を大きく損ねるという点でも大変遺憾です。

貴職におかれては、調剤業務に関する規制の趣旨に鑑み、薬剤師以外の者による当該行為の再発防止に向けて、貴管下の薬局に対する適切な指導をお願いします。

なお、本通知は、個別事案の発生に伴い、当該行為についての薬事法規上の解釈を示したものであることを申し添えます。

平成27年７月13日

一般社団法人広島県医師会会長　様
一般社団法人広島県歯科医師会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
広島県病院薬剤師会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様
公益社団法人広島県看護協会会長　様
広島県消費者団体連絡協議会会長　様
一般社団法人広島県病院協会会長　様
一般社団法人広島県医療法人協会会長　様
広島県保険医協会会長　様
広島県保険者協議会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

平成26年度ジェネリック医薬品使用促進の取組事例とその効果に関する調査研究報告書の送付について（通知）

このことについて、平成27年７月１日付けで厚生労働省医政局経済課から別紙のとおり、事務連絡がありました。ついては、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

なお、当該報告書は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kouhatu-iyaku/04.html）

担　当　薬事グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　細川）

別紙

事務連絡
平成27年７月１日

各都道府県後発医薬品安心使用促進事業担当課　御中

厚生労働省医政局経済課

平成26年度ジェネリック医薬品使用促進の取組事例とその効果に関する調査研究報告書の送付について

平素より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、みずほ情報総研株式会社への委託により、「ジェネリック医薬品使用促進の取組事例とその効果に関する調査研究」を実施いたしました。ご参考までに、報告書を３部送らせていただきます。

また、本報告書については、厚生労働省ホームページに掲載する予定です。

今後とも、ジェネリック医薬品の使用促進にご協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

担　当：厚生労働省医政局経済課　後発医薬品使用促進専門官　増川
医薬品産業情報調査室企画情報課　北條
代　表　03-5253-1111（内線4113、4111）
夜　間　03-3595-2421

平成27年７月29日

公益社団法人広島県薬剤師会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

肝炎治療特別促進事業における レベトールカプセルの取扱いについて(通知)

本県における肝炎対策事業の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、平成27年７月29日付けで厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室から別紙のとおり事務連絡がありました。

ついては、貴会会員への周知をお願いします。

担当　肝炎対策グループ
電話　082-513-3078（ダイヤルイン）
（担当者　西田、半田）

別紙

事務連絡
平成27年７月29日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康局疾病対策課
肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業におけるレベトールカプセルの取扱いについて

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、レベトールカプセル200mg（一般名：リバビリン）について、製造販売承認事項一部承認変更申請が了承され、本日薬事承認、保険適用となりました。

これにより、ソホスブビルとの併用によるセログループ２（ジェノタイプ２）のＣ型慢性肝炎又はＣ型代償性肝硬変に対するレベトールカプセルも本事業における助成対象に含まれることになりますので、ご承知おき下さい。

なお、上記変更に係る肝炎治療特別促進事業実施要綱等の改正はありません。

また、肝炎治療受給者証の交付申請書と申請に係る診断書については、現行の様式をそのまま使用して差し支えありません。

引き続き、抗ウイルス薬の適正使用についても何卒宜しくお願い致します。

平成27年８月７日

一般社団法人広島県医師会会長　様
一般社団法人広島県病院協会会長　様
一般社団法人広島県歯科医師会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
広島県病院薬剤師会会長　様
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様
広島県製薬協会会長　様
広島県医薬品配置協議会会長　様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長　様
広島県富山配置薬業協議会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

要指導医薬品として指定された医薬品について（通知）

このことについて、平成27年７月27日付けで厚生労働省医薬食品局審査管理課から別紙のとおり、事務連絡がありました。

ついては、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

なお、別紙医薬品に関する情報については、厚生労働省ホームページに掲載されています。（http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html）

担　当　製薬振興グループ、薬事グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　町、細川）

別紙

事務連絡
平成27年７月27日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）薬務主管課　御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第５項第３号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第324号）が平成27年７月27日に告示され、別表の品目が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

なお、別表医薬品に関する情報については、後日、医薬品の販売制度ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html）により掲載することとしております。

別表

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）
ロキソプロフェンナトリウム	ロキソニンS パップ ロキソニンS テープ ロキソニンS テープL	リードケミカル株式会社	平成27年７月27日	安全性等に関する製造販売後調査期間（３年）
ロキソプロフェンナトリウム	ロキソニンS ゲル	第一三共ヘルスケア株式会社	平成27年７月27日	安全性等に関する製造販売後調査期間（３年）

地域薬剤師会だより

尾道薬剤師会／東広島薬剤師会



＜尾道薬剤師会＞

平成26年度一般社団法人尾道薬剤師会定時総会

吉浦　史明



平成27年７月４日(土)18時30分からしまなみ交流館（テアトロシェルネ）に於いて平成26年度一般社団法人尾道薬剤師会定時総会が開催されました。

一般社団法人化して２回目の開催になり、会員140名のうち出席者23名、委任状提出者102名となり、２分の１以上の出席とみなし定款第17条により総会開会成立しました。



まず尾道薬剤師会田辺会長の挨拶では、現在取り組んでいる地域医療への貢献（夜間救急診療所への協力など)、在宅医療に関わる研修会・他職種との連携、薬薬連携などを引き続き行い、地域連携をさらに進めていくとの話がありました。これらの成果もあり他県の医療センターの方から尾道の他職種連携について話を聞きたいという声もあったそうで、尾道の取り組みが実を結んでいると、一会員としてうれしく感じました。また健康情報拠点推進事業の一環で、尾道薬剤師会も自己採血による簡易検査にも参加して行く予定であります。

次に広島県薬剤師会前田会長からご祝辞とともに、会館建設について現在の状況や今後の進め方などの話がありました。非常に規模の大きな話で、理解するまでに時間がかかりましたが、充実した施設ができると期待しております。

次に平成26年度各事業報告、決算報告、監査報告、平成27年度事業計画、予算案、役員変更について報告があり、全会一致で承認されました。前年から継続している事業が多いこともあり、特に質疑も無くスムーズに進行され、閉会となりました。

引き続き懇親会が行われ、和やかな雰囲気で親睦を深めることができました。

まだまだ諸先輩方に頼ってばかりではありますが、少しでも尾道薬剤師会を盛り上げていければと考えております。

＜東広島薬剤師会＞

東広島薬剤師会青年部研修会

竹乗　勇吾



７月９日（木)、東広島保健医療センターで開催された東広島薬剤師会青年部研修会に参加しました。講師は医療法人社団悠仁会後藤病院薬局長の井上映子先生、「使える検査値にするには？ ~検体検査と生体検査~」という演題で、先生が病院で実際に経験された症例についてグループワークを行いました。



処方と検査値から薬剤師として何を読み取るべきか？それをどう考えるべきか？について議論し、井上先生に解説していただきながら問題点を明確化し、最後にGuisty-Hayton法を用いて腎機能低下時の適切な薬物投与量を算出してSOAPにまとめました。クレアチニンだけでなくBUNや電解質も合わせて見る事で腎外性因子の影響の程度を推測できる事、心電図の見方など、大変分かりやすく説明していただきました。



研修会後は講師の先生を囲んで懇親会が開かれ、そこでも仕事に役立つ貴重なお話を伺うことが出来ました。

院外薬局では検査値について関わる事はまだ多くありません。うちでも臨床検査値について質問されることは良くありますが、検査値の本を開いてその説明を読み上げるだけで、添付文書に記載が無ければ薬の投与量について考察することはありませんでしたが、研修を終えて、目の前の仕事をこなすだけでなく、その先にある患者さんの健康を見据えて、より積極的に治療に関わっていく事の必要性を学びました。

後日、井上先生の著書「絶対使える! 臨床検査値」を購入し、拝読させていただきました。薬剤師の視点から書かれており、薬局において情報（検査値）をツールに変える事の出来るこの本を、これからの業務に活用したいと思います。

諸団体だより

広島県青年薬剤師会

第29回通常総会、定例研修会

会長 秋本 伸



広島県青年薬剤師会は、７月５日（日）広島県薬剤師會館におきまして、第29回通常総会と、定例研修会を行いました。



総会では平成26年度収支決算、平成27年度収支予算案をはじめ、これらにかかる報告・議案をご承認いただき、平成27年度事業計画案も議案通りご承認いただきました。今回は、学生会員の創設が提案されました。これまで青年薬剤師会が主催する勉強会やイベントには、学生も数多く参加していただいていましたが、今後は学生とのつながりをより強固にし、学生の卒業後も青年薬剤師会と関わりを持ってもらいたいという考えから提案されたもので、こちらも承認されました。

また、今年は役員改選の年であり総会の決議により私こと秋本伸が会長職を拝命いたしました。私は、青年薬剤師会に入会し、理事として会務に携わらせていただくようになってまだ一年半の若輩者ですし、役員も若手を主体とした新体制となります。不慣れであり不手際な部分もあるかとは思いますが、先輩方によって築き上げられた長い歴史と伝統を継承しつつ新しい考えや取り組みを加えることで、青年薬剤師会員の皆様が、そして会員だった先輩方が誇れる会としていきたいと考えています。

円滑に総会が終了し、午後からは定例研修会を行いました。講師には、二年ぶりに笹川大介先生（はらだ薬局・鹿児島県薩摩川内市）をお招きしました。笹川先生は、若手薬剤師勉強会「笹川塾」を主宰し、地元で熱い勉強会を開催されておられますし、日経ドラッグインフォメーション「日経DIクイズ」の連載等でもご活躍されています。今回は、「外来でよく見る副作用習得講座」と題して、薬の作用機序から「なぜこの薬を服用するとこのような副作用が出現するのか」ということを、軽快かつ熱いトークで説明していただきました。また、講演の最後には、参加者に対するメッセージとして、３つのP（Passion、Purpose、Perseverance）についてご紹介いただきました。



青年薬剤師会では、全国でご活躍中の先生をお招きした研修会を開催していますし、会員の皆様の交流の場として様々なイベントを行っています。今月末には、島根の若手薬剤師との交流会を企画しています。青年薬剤師会は職場を超えたつながりを持つことのできる会であり、今後も様々な取り組みを企画していきます。これからも青年薬剤師会をよろしくお願いいたします。新規会員も随時募集しています！



広島県女性薬剤師会



会長　**松村　智子**

６月27日（土）10時30分からエソール広島で映画祭とバザールが開催されました。女性薬剤師会は活動交流支援センター利用団体として、会場案内と喫茶のお手伝いを担当しました。映画は「四十九日のレシピ」で、ユーモアあり感動ありのものでした。私はこの本を読んでいましたので、ぜひ見たかった映画でもあるし、あらすじを知っているだけに感動度数はMAXでした。この映画祭とバザールはエソールの事業として毎年開催されていて、たくさんの方が参加を楽しみにされています。

19時から㈱エバルス広島支店３階で第27回女性薬剤師会研修会を開催しました。今回のテーマは「最近の抗血栓治療薬について～抗血小板薬と抗凝固薬～」でした。講師は第一三共㈱医薬営業本部、マーケティング部第一グループ循環器領域専任担当岩附宣人先生にお願いしました。抗血小板薬と抗凝固薬の両方を並べて、理解しやすく教えていただきました。

７月18日（土）19時からエソール広島２F活動交流室ですすめ勉強会をしました。今回は検査値について勉強しました。血液検査値についてわかりやすく解説していただきました。患者さんから検査後の相談をされることがあります。また、最近では検査が処方箋に記載されるケースもあり、処方せんを扱う上で薬剤師にゲートキーパーとなることを期待されたと感じています。

女性薬剤師会総会を開催

場所：広島県薬剤師會館
日時：平成27年９月６日（日）
　　総　会：13時～
　　講演会：14時～
演題：「環境化学物質の健康への影響を考える」
講師：広島国際大学　薬学部教授　杉原　数美 先生

広島漢方研究会

第56回広島漢方研究会総会報告及び第48回日本漢方交流会広島大会へのお誘い



理事長　**鉄村　努**

研究会発足以来56年を迎えた広島漢方研究会総会が、去る７月12日（日）に約50名が出席して開催されました。今年８月で広漢月例会が開催600回を迎え、その記念行事を兼ねて会場をホテルメルパルク広島に移して開催しました。



第 56 回広島漢方研究会総会会場



第 56 回広島漢方研究会総会





吉本先生による裏文字・反転写真　　乗谷先生が手品を披露

午前中は初めての試みとして“症例検討シンポジウム”を開催しました。出題者の山崎先生（漢方京口門診療所所長）が経験した４症例に対して３名のシンポジスト（薬剤師）が「自分ならこの処方を考える！」と意見を出し合い、会場からの意見も聞きながらの討論会を行いました。午後からは峯クリニック院長峯尚志先生（大阪）をお招きして特別講演「漢方よもやま話」を拝聴しました。「陰虚」を疑われる症例に”益胃湯”や”養胃湯”といった滋潤剤を用いて有効だった症例を紹介してい

ただきました。

特別講演終了後は、メルパルク６階「安芸」に会場を移して懇親会を行いました。吉本副会長による“裏文字”、大分から出席した桒谷先生（桒谷内科院長）による“手品”などで大いに盛り上がりました。



懇親会

広島漢方研究会が所属します（一社）日本漢方交流会主催、第48回日本漢方流会全国学術総会広島大会が11月22（日）・23日（月・祝）の日程で広島大学医学部・広仁会館において開催されます。薬剤師を中心に200名以上が参加する漢方・東洋医学専門の全国学会です。詳細は本会誌に掲載しています大会案内をご覧ください。なお９月末までに事前申込をされますと参加費が割引になります。広島での開催は10年に一度です、漢方薬にご興味のある方はぜひご参加ください。

９月13日（第２日曜日）には、広島大学医学部広仁会館に会場を移して、広島出身で江戸時代の著名な漢方医である吉益東洞を祭った第21回吉益東洞顕彰会を開催致します。午前中は全国から公募した一般発表３題、午後からはあきば伝統医学クリニック院長秋葉哲生先生（千葉県）をお招きして特別講演「藤平健と方証相対―併病の理論展開の過程について」を予定しています。参加費3,000円、予約不要、薬剤師研修シール２点（漢方薬・生薬認定薬剤師更新用シールとしても使用できます）

８月から新たに木原敦司先生と西本隆志先生を講師とした「漢方初級講座」を好評開催中です。
【漢方初級講座の講義予定】9:30～11:00　第２回10月11日　初級講座特別編　私と漢方との出会い（10月のみ西本隆志先生）
第３回12月13日　腎の生理と漢方薬　★キーワードは“水”
第４回２月14日　肝の生理と漢方薬　★キーワードは“血”
※９月は吉益東洞顕彰会、11月は交流会広島大会、１月は新年シンポジウムのため初級講座はお休みです。
詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または事務局までお問い合わせください。
広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局　TEL：082－285－3395

広島県医薬品卸協同組合
＜日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部＞

ティーエスアルフレッサ株式会社
尾道物流センター　**堀井　克彦**

今年の５月から約30年間病院などに勤めたあと、ティーエスアルフレッサ㈱に中途入社し、尾道物流センター及び同敷地内にある尾道支店に勤務することになりました。最初は卸勤務薬剤師として分からないことも多く戸惑っていたように思います。（９月号が発刊されるころは少しは慣れているとは思いますが。）

医薬品卸では病院の薬局と比べると多くの種類の医薬品を取扱い、また今までほとんど取扱う事のなかった多くの種類の医療用食品、毒物劇物、高圧ガス、試薬、医療機器など幅広く種類の多さに驚きました。

関連法規に基づいた医薬品等の管理、品質管理業務、医薬品等の安全管理情報の収集・提供・伝達などの業務、DI業務、教育研修業務、物流など病院での業務に共通するものもあれば、内容がまったく新しい内容こともあり回りの方々に手助けしていただいたり、助言をしていただいたり今一生懸命勉強している途中です。

新しいことを覚えたり、再確認をしたりする毎日でまだまだこれからだと身を引き締まる思いです。

話はがらっと変わって、健康維持のため私は自転車に乗っています。そんな本格的なものではなく休日に１～３時間ぐらい、季節が良い時には長めに用事がない時はなるべく乗るようにしてきました。尾道は非常に自転車に乗る環境に恵まれています。あの「しまなみ海道」でいろいろ楽しみ方をしています。尾道の対岸にある向島を１周したり、また自転車で生口島までを往復したり、ある時には車に自転車を載せて大三島まで行きそこから自転車で今治まで往復したり、またある時には船で今治まで行き帰りは自転車で尾道まで帰ってきたりなどと色々です。（位置関係はまた地図で確認してみてください）

自転車で橋を渡るために登り坂を上がるのは大変なのですが、橋の上を走る時・橋を渡った後下り坂を走る時には上り坂の大変さは忘れてしまいます。最近は本当にサイクリストが増えて来て、みんなそれぞれ思い思いのスタイル楽しんでいるように思います。私も無理をせず健康維持のためになるべく長く続けられるよう仕事と共に頑張っていきたいと思います。

研　修　だ　よ　り

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。詳しくは研修会カレンダー（http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi）をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
平成27年７月末日現在　1,190名（内更新907名）

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
９月１日(火)19:30 ～ 21:00　学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「処方監査のポイント:疑義照会ヒヤリ・ハット事例から」 演　題:「発生頻度の高い疑義照会ヒヤリ・ハット事例」 最初に、日本医療機能評価機構ホームページにおける公開データの検索など利用法を紹介します。2009年４月から2015年６月までに5,226件(疑義照会4,192件)の処方監査に関するヒヤリ・ハット事例が報告されています。特に頻度の高い事例としては、用量、重複投与及び用法に関するものです。第１回目の研修会では報告の多い事例を取り上げ、処方監査の問題点を解説します。また、これらの事例を基に作成した演習用課題を提示し、処方監査におけるポイントを解説します。 講　師:福山大学薬学部薬剤情報解析学研究室　江藤精二教授	(一社)福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円
９月１日(火)19:00 ～ 20:30　合人社ウェンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり交流プラザ)マルチメディアスタジオ 広病薬三委員会合同学術講演会 特別講演:19:00 ～ 20:30『病院薬剤師の質の向上を目指すには？』 ～薬物治療の観点から業務の適正化、職能拡大のためにできること～ KKR高松病院薬剤科薬局長　眞鍋伸次先生 ①日病薬・県病薬生涯研修認定研修です。(0.75単位) ②日病薬病院薬学認定薬剤師制度申請予定です。領域Ⅱ-5（マネージメント）１単位（申請中） ③日本薬剤研修センターのシール申請予定です。(１単位) なお②③の単位取得はいずれか１つとなります。	主催 広島県病院薬剤師会 中小・療養・精神科 病院対策委員会 問い合わせ先 三菱三原病院 薬剤科 FAX0848-62-7764	1	当日、会費として500円を徴収させていただきます。 当日は軽食をご用意いたしております。 尚、お手数ですが、会場の準備の都合上、参加の可否をFAXにてご連絡いただけます様宜しくお願い致します。
９月６日(日)10:00 ～ 16:00　広島産業会館　本館２階会議室 第17回漢方薬剤師育成研修会 ９:30 ～ 10:00　受付 10:00 ～ 13:00『漢方薬局開局マニュアル・経営ノウハウ』 講師:広島県テツムラ漢方薬局　鉄村努先生 定員:50名(午前のみの参加もできます) 13:00 ～ 14:00 昼食　（１階に『ごはんや』が有りますが持参も可です。） 14:00 ～ 16:00『薬局製剤実習当帰芍薬散の作成』(散剤及び煎剤) 講師:香川県シマヤ真鍋漢方薬局　真鍋励次郎先生 定員:30名 ※薬剤師研修シールは、漢方薬・生薬認定薬剤師更新用集合研修２単位、実習研修１単位として使用できます。 ※漢方薬局を開局したい！また漢方薬局に興味のある方はぜひご参加ください。 ※詳細および申込書は、広島県薬剤師会誌７月号の「研修会ご案内」53ページにてご確認ください。	主催 一般社団法人 日本漢方交流会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	≪参加費≫5,000円(日本生薬学会会員・日本漢方交流会会員2,000円)＊午前中のみ参加:3,000円(上記会員1,000円) ≪問合せ≫日本漢方交流会 金子吉一(金子薬局) 090-4988-3617 ≪申込先≫FAX096-363-8316 Email:dagasha@d7.dion.ne.jp　高橋良治(高橋薬局)
９月８日(火)18:50 ～ 20:30　クレイトンベイホテル３階　天の間 県病薬呉支部研修会 18:50 ～ 19:00【学術講演】 『インスリングラルギンBS注ミリオペンBS注カート』 日本イーライリリー株式会社 18:00 ～ 20:30【特別講演】座長:呉共済病院　薬局長　日浦和徳先生 『糖尿病薬物治療における新たな潮流 ～糖尿病治療薬におけるthe longer，the better? ～』 岡山済生会総合病院糖尿病センターセンター長　中塔辰明先生 ①日病薬・県病薬生涯研修認定研修です。(0.75単位) ②日病薬病院薬学認定薬剤師制度申請予定です。(V-2 1単位) ③日本薬剤研修センターのシール申請予定です。(１単位) なお②③の単位取得はいずれか１つとなります。	主催・問い合わせ先 広島県病院薬剤師会 呉支部 共催 広島県病院薬剤師会 日本イーライリリー 株式会社	1	

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
9月9日(水)19:15～　尾道国際ホテル2階「雲海の間」 尾道市医師会学術講演会 19:15～　情報提供「プラリア皮下注60mgシリンジについて」 第一三共株式会社 ＜講演＞座長:JA尾道総合病院病院長　杉田孝先生 『膝関節外科30年の取り組み』　広島大学長　越智光夫先生 【JPALS研修会コード:34-2015-0105-101】	主催 尾道薬剤師会 尾道市医師会 第一三共株式会社 問い合わせ先 0848-44-7760	1	事前申込不要 参加費:尾道薬剤師会会員無料、非会員500円
9月10日(木)19:00～21:00　東広島保健医療センター　3階　大会議室 東広島薬剤師会青年部研修会 テーマ:「漢方医学を服薬指導に活かそう！！」 講　師:広島漢方研究会　理事　木原敦司先生 講師の先生からの一言「どうして中耳炎が治らないの？どうして咳が止まらないの？抗菌薬を服用しても良くならない耳、鎮咳薬を服用しても良くならない肺や気管支。菌が死んだら治るはずなのに…。気管支が広がったら咳が止まるはずなのに…。西洋医学で説明できないことは漢方医学で説明してみましょう。講義ではいくつかの病気について漢方医学的に病理を解説します。日頃の服薬指導に役立てていただけたらと思います。」　【JPALS研修会コード:34-2015-0103-101】	(一社)東広島薬剤師会	1	会員500円、非会員1,000円
9月10日(木)19:00～20:30　佐伯区役所別館6階大会議室 南海トラフ大地震に関する研修会 演題:「南海トラフ大地震について―地震被害想定結果を踏まえて―」 講師:広島市消防局佐伯消防署　副所長　香川由紀男様 ※当研修会は、広島佐伯薬剤師会、佐伯歯科医師会、広島県看護協会広島西支部の各会員の方を対象とした研修会となっております。 【JPALS研修会コード:34-2015-0104-101】	主催 佐伯区役所 広島佐伯薬剤師会 問い合わせ先 地域起こし推進科 角野　TEL943-9704	1	会場は駐車場に限りがございますので、なるべく公共交通機関をご利用下さい。
9月10日(木)19:00～20:30　安佐南区総合福祉センター　6階大会議室 第234-6回　安佐薬剤師会研修会 19:00～19:15 演題1　製品紹介「尋常性ざ瘡治療薬ベピオゲル2.5%について」 マルホ株式会社 19:15～20:15 演題2「皮膚科でよく診る疾患」～アトピー性皮膚炎、白癬、褥瘡など～ こころ皮ふ科クリニック　院長　野田英貴先生 【JPALS研修会コード:34-2015-0108-101】	主催:安佐薬剤師会 共催:マルホ株式会社 問い合わせ先 090-6432-6665 担当　貞永	1	一般参加、参加費:無料 申込み:不要(出来れば、メール・FAXをお願いします)
9月11日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 上半身の水滞による諸症状(半夏剤) 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 084-936-2112(5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です。 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
9月12日(土)15:00～17:00　広島県薬剤師會館4階 第486回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供「子宮内膜症治療剤　ディナゲストについて」 持田製薬株式会社 3)特別講演「子宮内膜症の診断と治療について」 広島市立広島市民病院　総合周産期母子医療センター センター長(兼)産科部長(兼)婦人科部長　児玉順一先生	(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。
9月13日(日)10:00～12:20　広島県薬剤師會館4階 平成27年度抗ＨＩＶ薬服薬指導研修会 10:00～10:10　開会の挨拶　広島県薬剤師会会長　前田泰則 広島県病院薬剤師会会長　木平健治 10:10～11:10　講義(1) 「当院におけるHIV感染症患者への服薬支援の現状」 独立行政法人国立病院機構　福山医療センター　薬剤部　濱野有里先生 11:10～12:10　講義(2) 「当院におけるHIV/AIDS診療の取り組み」～院外処方の現況、地域医療連携も含めて～ 独立行政法人国立病院機構福山医療センター　副病院長　坂田達朗先生 12:10　閉会の挨拶 レポート作成(終了時間を12:20にしておりますが、レポート作成終了後は退出していただいて結構です)　※県病薬認定1単位	広島県薬剤師会 082-246-4317	1	参加ご希望の場合は、メールにてご氏名・勤務先名称をご連絡ください。 yakujimu@hiroyaku.or.jp 参加費:1,000円(資料代、日本病院薬剤師会HIV感染症専門薬剤師制度認定講習会受講証発行料を含む)当日受付にて徴収いたします。 申込締切日:平成27年9月7日(月)

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
9月13日(日)10:30 ～ 15:00　広島大学医学部　広仁会館 第21回吉益東洞顕彰会、第601回広島漢方研究会 10:30 ～ 12:00【一般演題】（1人発表25分） 座長:薬王堂漢方薬局　吉本悟先生 ①「吉益半笑斉　吉益家の起源とその後」 鈴木荘司先生　(スズキ薬局) ②「小島蕉園と、『蕉園漫筆』における吉益東洞と村井椿壽」 松岡尚則先生(公益法人研医会、東邦大学) ③「二世はつらいよ－吉益南涯のリリーフ人生－」 黒川達郎先生(古訓堂黒川クリニック) 12:30 ～ 13:00【東洞祭】東洞碑に顕花(東洞碑前) 来賓挨拶 広島大学医学部長広島医史学研究会会長　木原康樹先生 13:00 ～ 15:00　【特別講演】 座長:漢方京口門診療所　山崎正寿先生 『藤平健と方証相対一併病の理論展開の過程について』 あきば伝統医学クリニック院長　秋葉哲生先生	主催 広島漢方研究会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	2	参加費:広島漢方研究会会員1,000円、会員外(オープン参加)3,000円(学生1,000円) 事前の申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。 薬剤師研修シールは漢方薬・生薬認定薬剤師更新用シールとしても使用できます。
9月17日(木)19:00 ～ 21:00　サンピア・アキ 安芸支部第142回生涯教育 演題:「甲状腺疾患と甲状腺ホルモン製剤について」 講師:あすか製薬株式会社　医薬情報担当　岩井邦夫先生 【JPALS研修コード:34-2015-0093-101】	(社)安芸薬剤師会	1	会費:無料
9月17日(木)19:00 ～ 21:00　尾道国際ホテル「瑞宝の間」 第7回尾三炎症性腸疾患研究会 19:00 ～ 19:10　情報提供:杏林製薬株式会社　5-ASA製剤の最近の話題 19:10 ～ 19:40　一般演題 座長:小野川靖二先生(JA尾道総合病院IBDセンター長) 演題1:「当院で経験したＣｒｏｈｎ病の2例」 尾道市立市民病院　松本栄治先生 演題2:「妊娠6ケ月目に憎悪し、G-CAPで寛解導入したUCの1例」　JA尾道総合病院　池本珠莉先生 19:50 ～ 20:50　特別講演 座長:河合良成先生(尾道市立市民病院　消化器内科) 演題:「炎症性腸疾患診療のピット・フォール～意外な“落とし穴”小ネタ集～」 演者:チクバ外科胃腸科肛門科病院内科部長　垂水研一先生 【JPALS研修会コード:34-2015-0106-101】	主催 尾道薬剤師会 尾道市医師会 尾三炎症性腸疾患研究会 杏林製薬株式会社 問い合わせ先 0848-44-7760	1	事前申込不要 参加費:尾道薬剤師会会員500円、非会員1,000円
9月27日(日)10:00 ～ 11:00、13:00 ～ 14:00　広島県薬剤師會館4階 広島県薬剤師認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会 10:00 ～ 11:00→定員になりましたので受付中止しました。 13:00 ～ 14:00「改訂モデルコアカリキュラムと新しい実務実習、薬剤師に求められる基本的資質」 ※更新認定開始日が2010年10月1日までの方が対象です。参加証(ハガキ)を郵送しますので当日必ずお持ち下さい。	広島県薬剤師会 082-246-4317		事前参加申し込み必要事項 参加希望日時、勤務先名・氏名・会員以外の方は勤務先住所、認定番号・認定開始日、指導をした経験のある施設名を御連絡ください。広島県薬剤師会・広島県病院薬剤師会会員外は参加費1,000円です。
9月29日(火)19:30 ～ 21:00　学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「処方監査のポイント:疑義照会ヒヤリ・ハット事例から」 演　題:「薬物相互作用に関連したヒヤリ・ハット事例」 要　旨:2010年1月から2014年12月までに、107件の薬物相互作用に関する疑義照会ヒヤリ・ハット事例が報告されています。用量用法などに比べると件数は少ないですが、見逃すと重大な事故に繋がりかねません。特にクラリスロマイシンやワルファリンなど報告件数の多い事例を取り上げ、処方監査の際の問題点を解説します。また、これらの事例を基に作成した演習用課題を提示し、処方監査におけるポイントを解説します。 講　師:福山大学薬学部薬学部薬剤情報解析学研究室　江藤精二教授	(一社)福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円
10月4日(日)10:00 ～ 11:00、13:00 ～ 14:00 学校法人福山大学宮地茂記念館903 広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会 10:00 ～11:00　「改訂モデルコアカリキュラムと新しい実務実習、 13:00～14:00　薬剤師に求められる基本的資質」 ※更新認定開始日が2010年10月1日までの方が対象です。 参加証(ハガキ)を郵送しますので当日必ずお持ち下さい。	広島県薬剤師会 082-246-4317		事前参加申し込み必要事項 参加希望日時、勤務先名・氏名・会員以外の方は勤務先住所、認定番号・認定開始日、指導をした経験のある施設名を御連絡ください。広島県薬剤師会・広島県病院薬剤師会会員外は参加費1,000円です。

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
10月６日(火)19:30 ～ 21:00　学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「処方監査のポイント:疑義照会ヒヤリ・ハット事例から」 演　題:「禁忌あるいは副作用に関連したヒヤリ・ハット事例」 要　旨:　2010年１月から2014年12月までに、副作用に関する212件の事例、禁忌に関しては188件の疑義照会ヒヤリ・ハット事例が報告されています。禁忌とは、例えば糖尿病の患者に投与禁忌の薬剤を処方するなどの事例です。もし、見逃せば重大な影響をもたらしかねません。これらの事例を基に作成した演習用課題を提示し、処方監査におけるポイントと問題点を解説します。 講　師:福山大学薬学部薬学情報解析学研究室　江藤精二教授	(一社)福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円
10月９日(金)19:30 ～ 21:00　福山大学宮地茂記念館９階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 漢方医学における気の概念(理気剤) 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 084-936-2112(5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩１分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
10月10日(土)15:30 ～ 17:30　広島県薬剤師會館４階 第487回薬事情報センター定例研修会 １)薬事情報センターだより ２)情報提供　「T細胞選択的共刺激調節剤オレンシアについて」 ブリストル・マイヤーズ株式会社 ３)特別講演　「関節リウマチの診断と治療」 しげのぶ整形外科リウマチ・リハビリクリニック院長　重信浩一先生	(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。 ※今回のみ開催時間が15:30 ～ 17:30となっております。ご注意ください。
10月11日(日)9:30 ～ 16:00　広島県薬剤師會館２階 第602回広島漢方研究会月例会 ９:30 ～ 11:00　漢方初級講座② 『特別編―私の漢方薬との出会いー』西本隆志 11:00 ～ 12:30『漢方診療三十年』解説　吉本悟 13:30 ～ 15:00『勿誤薬室方函口訣』講義　山崎正寿 15:00 ～ 16:00『漢方の歴史・仮』　平野恵子先生 ※漢方初級講座を好評開催中です！今月のみ木原講師に代わって西本講師が講義します。奮ってご参加ください！ ※注意！　11月月例会は、第48回日本漢方交流会広島大会開催(11月22日・23日)のため休講します。	主催 広島漢方研究会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	＜参加費＞広島漢方研究会会員:無料、会員外(オープン参加):3,000円(学生1,500円) 事前の申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。
10月15日(木)19:00 ～ 21:00　サンピア・アキ 安芸支部第143回生涯教育 演題:「気管支喘息における吸入療法のポイント」 講師:　マツダ病院呼吸器内科　大成洋二郎先生 【JPALS研修コード:34-2015-0094-101】	(社)安芸薬剤師会	1	会費:1,000円

今、求められる事業所における喫煙対策セミナー

健康経営が注目される中、職場における喫煙対策を講じる企業も増加してきました。事業主、労務管理者の皆様が実践できる具体的な喫煙対策を従業員の健康管理、生産性、労災予防、労務管理の側面から具体的事例を交えて、紹介します。また、セミナー開催後に肺年齢、呼気一酸化炭素濃度の測定なども行います。
奮ってご参加ください。

日時：2015年 9月10日（木）13：30～15：00

会場：ホテルメルパルク広島　6階「平成」の間

〒730-0011 広島県広島市中区基町6-36　【TEL】 082-222-8501

参加費：無料

【プログラム】

13:30～　**一般演題**

座長　広島県医師会常任理事　禁煙推進委員会担当理事　津谷　隆史 先生

演題1　「広島県のたばこ対策について」

広島県健康福祉局がん対策課　課長　佐々木真哉　様

演題2　「全国健康保険協会　広島支部の喫煙に対する取り組み」

～事業者2社をお招きして具体的な喫煙対策を紹介します～

全国健康保険協会　広島支部　支部長　向井　一誠　様

14:10～　**特別講演**

演題　「健康施策として推進する職域の喫煙対策」

～健康管理、快適職場、経費、労務管理、労災予防～

産業医科大学　産業生態科学研究所　健康開発科学研究室　教授 大和　浩　先生

主催　ファイザー株式会社

後援　広島県医師会/全国健康保険協会　広島支部

広島県禁煙支援ネットワーク/スマートライフプロジェクト事務局

FAX 参加申込書

FAX 送信票

宛先 ／ ファイザー株式会社 福岡事業所 健康増進推進部 渡壁 真司 宛

FAX番号 092−272−1627

以下のとおり、セミナーへの参加を申し込みます（すべての項目を記入してください）

会社名				
住所				
参加代表者氏名		部署/役職		
参加人数	名	その他参加者氏名		
連絡先	TEL		FAX	
	メールアドレス			

＊ご記入いただいた情報は本セミナーの参加申し込みのみの利用です。弊社にて適切に管理いたします。

【申込み〆切；9月4日（金）】

※申し込みはFAXのみとさせて頂きます。

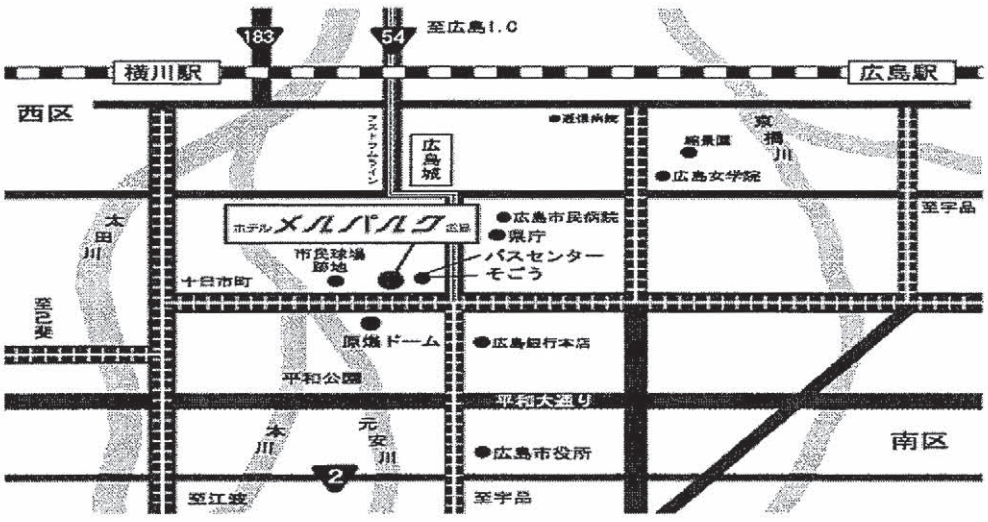
※ 定員100名に達し次第、締切日前でも締め切らせていただきます。

※ お断りの連絡がなければ受付完了とお考えください。

【9月10日（木）今、求められる事業所における喫煙対策セミナー会場案内】

会場：ホテルメルパルク広島「平成」の間

〒730-0011 広島県広島市中区基町6-36【TEL】 082-222-8501



平成27年度広島県緩和ケア推進事業

在宅緩和ケア講演会

がん患者さんが住み慣れた家庭や地域で療養し生活することが選択でき、また、それを支援する家族、関係者、地域社会の取り組みの推進及び、在宅緩和ケアの啓発と体制の充実を図るため、永年終末期にある人々のスピリチュアルケアや悲嘆にある人々の心のケアに携わっておられる髙木慶子先生にご講演していただきます。県民の皆様の、多数のご参加をお待ちしております。

日時　平成27年 **9月26日(土)** 14:00～16:00(予定)　　入場無料

場所　**広島国際会議場 ヒマワリ** 広島市中区中島町1番5号

テーマ　**『看取られてなくなる人々と、天災・人災による突然死を迎えた人々のご遺族への寄り添いとは、～戦後70年と広島市土砂災害に心を寄せて～』**

講師　上智大学グリーフケア研究所　特任所長　**髙木 慶子先生**

座長　広島県緩和ケア支援センター　センター長　**本家 好文**

後援　一般社団法人広島県医師会／一般社団法人広島市医師会／一般社団法人広島県歯科医師会
公益社団法人広島県看護協会／公益社団法人広島県薬剤師会／広島県地域包括ケア推進センター



髙木（たかき） 慶子（よしこ）先生
プロフィール

熊本県生まれ。聖心女子大学文学部心理学科卒業。上智大学神学部修士課程修了。博士（宗教文化）。現在、上智大学グリーフケア研究所特任所長。「生と死を考える会全国協議会」会長。「兵庫・生と死を考える会」会長。一般社団法人グリーフケアパートナー理事。援助修道会会員。二十数年来、ターミナル（終末期）にある人々のスピリチュアルケア、及び悲嘆にある人々の心のケアに携わる一方、学校教育現場で使用できる「生と死の教育」カリキュラムビデオを制作。幅広い分野で全国的にテレビや講演会で活躍中。
著書として、『悲しんでいい～大災害とグリーフケア～』（NHK出版）、『それでもひとは生かされている』（PHP研究所）など多数。



主催・お問合せ

広島県緩和ケア支援センター
緩和ケア支援室（県立広島病院）
〒734-8530 広島市南区宇品神田1-5-54
TEL 082-252-6262（直通）

事前申込不要

認定実務実習指導薬剤師養成 更新講習会の開催案内

広島県薬剤師会では、認定実務実習指導薬剤師養成講習会（更新講習）を次のとおり開催いたします。

つきましては、更新対象者で、参加ご希望の方は**9月5日（土）までに**FAXにてご連絡ください。

なお、本講習会は、認定開始日から**5年以上ある薬剤師が対象ですので**、認定期間をご確認の上、お間違えのないようにお申込みください。（認定開始日が2010/10/1までの方が対象です）

また、認定実務実習指導薬剤師の更新のためには、このビデオ講座の受講と、学生の指導経験が必要です。これまで実務実習を受け入れ、実際に学生の指導をした経験がある方を、優先させていただきますのでご了承ください。申し込み締め切り後、参加証を発送しますので、当日必ずご持参ください。

【東部】

日時：**平成27年10月4日(日)**

10:00～11:00　講座カ

13:00～14:00　講座カ

場所：学校法人福山大学宮地茂記念館
福山市丸之内1-2-40

【西部】

日時：**平成27年9月27日(日)**

~~10:00～11:00　講座カ~~ 受付終了

13:00～14:00　講座カ

場所：広島県薬剤師會館４階
広島市中区富士見町11-42

主催：公益社団法人広島県薬剤師会

※広島県薬剤師会会員及び広島県病院薬剤師会会員以外の方は、当日、テキスト代として1,000円をいただきます。
※日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度の研修シールは、交付されません。

問い合わせ先：広島県薬剤師会　木下　　電　話（０８２）２４６－４３１７
申し込み先：ＦＡＸ（０８２）２４９－４５８９

認定実務実習指導薬剤師養成講習会　東部10／4（日）・西部9／27（日）

□ 東部10/4　に参加　（□ 10：00～　□ 13:00～）
□ 西部9/27　に参加　（□ 10：00～　□ 13:00～）

※希望日時に　☑　印を付けてください

勤務先名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参加者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定開始日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指導経験勤務先名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※更新要件については日本薬剤師研修センターホームページにてご確認ください。
http://www.jpec.or.jp/nintei/ninteijitumu/certificate_renew.html

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

11. 更新申請

(1)更新の条件

更新申請に際して満たすべき条件は次のとおりとする。

①６年間の認定期間中に、実務実習生の指導実績が１例以上あること。

ただし、指導実績がない場合は、ない理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を記載した書類を提出すること。それに基づき委員会が個別に審査する。

②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア　現に実務に従事していること。

イ　６年間の認定期間中のいずれかの時点で３年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること。

ウ　更新申請の直近１年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること。

③更新講習を受講していること。

更新講習は講習会形式の研修とし、その内容は、薬学教育モデル・コアカリキュラムの主な変更点、薬剤師に求められる基本的な資質（以上、講座カ）等とする。

更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から５年以上を経過した者とする。

(2)更新申請における提出書類等

①更新申請書（別紙　認定実務様式1-2）

②更新講習の受講証明書（正本）

③履歴書（別紙　認定実務様式1-3）

非常勤職員としての勤務については、１週間当たりの従事日数及び従事時間数がわかるように記載すること。

④返信用通常はがき（認定通知書用）

通常はがき（従前の官製葉書のこと。私製葉書は不可。）に、宛先及び宛名を記載すること。

⑤更新申請料振込明細の写し

(3)書類提出先

公益財団法人日本薬剤師研修センター　認定実務実習指導薬剤師認定係

郵便番号107-0052 東京都港区赤坂1-9-13　三会堂ビル

(4)更新申請料振込先

銀行名：ゆうちょ銀行

口座番号等：

郵便局から振込む場合：00130-5-119292

他の金融機関から振込む場合：

店名・口座種類・口座番号：019（ゼロイチキュウ）店　当座　0119292

名義：公益財団法人日本薬剤師研修センター

(5)更新に係る特例等

①　11.（1）①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の６年間の認定期間中に指導実績がない場合、その次の更新申請をすることができない。

②　認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後２年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。

12. 更新に関する準用

7.（登録、認定証及び公表）、8.（認定の有効期間）、9.（届出の義務）及び10.（認定証の再発行）の規定は、更新の場合に準用する。

13. 手数料

(1)認定申請　5,143円（本体4,762円＋税381円）

(2)認定証再発行（紛失、婚姻等による氏名変更等による再発行）

1,749円（本体1,619円+税130円）

(3)更新申請　5,143円（本体4,762円+税381円）

なお、いずれの場合も振込み手数料は申請者の負担とする。

14. 認定の取消し

認定の取消しについては、公益財団法人日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度に準じて取扱う。ただし、「認定制度委員会」とあるのは「認定実務実習指導薬剤師認定委員会」とする。

広島県薬剤師研修協議会からのお知らせ

～医薬品関連施設の見学者募集について～

広島県薬剤師研修協議会では、薬剤師生涯教育の一環として医薬品関連施設等の見学を事業としております。今年度は、一昨年完成した日本赤十字社中四国ブロック血液センター（広島市中区千田町）を見学し、献血された血液がどのような過程を経て血液製剤として供給されているのかを教えていただく予定です。

つきましては、下記要領にて施設見学を行いますので、ご希望の方は事務局までお申し込みください。

1．日　　時：平成27年10月１日（木）午後5時～午後6時30分予定

2．場　　所：日本赤十字社　中四国ブロック血液センター

〒730-0052　広島市中区千田町２－５－５

TEL（082）241－1311（代表）

3．集合場所：現地（正面玄関）

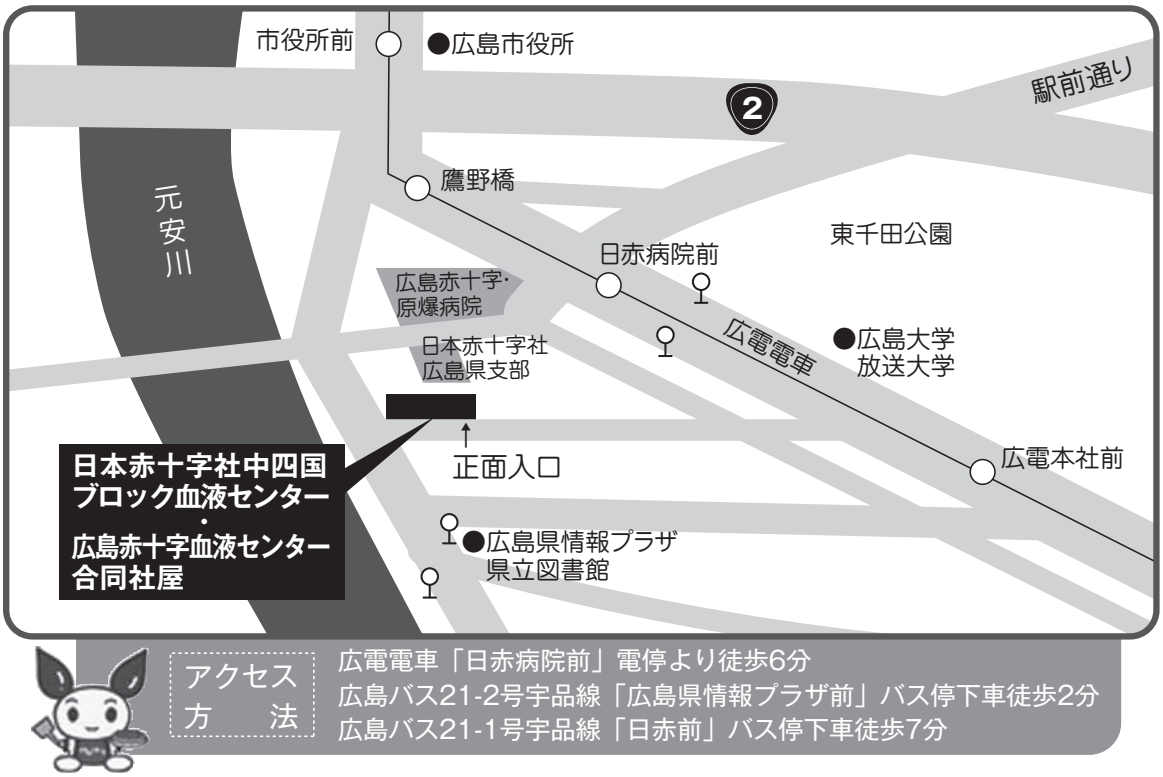
4．定　　員：20名（先着順）

5．解　　散：午後7時頃（現地解散）

6．申 込 先：広島県薬剤師会事務局

TEL（082）246－4317（担当：木下）





アクセス方法

広電電車「日赤病院前」電停より徒歩6分
広島バス21-2号宇品線「広島県情報プラザ前」バス停下車徒歩2分
広島バス21-1号宇品線「日赤前」バス停下車徒歩7分

第39回 福山大学薬学部卒後教育研修会

主催：福山大学薬学部・福山大学薬友会
共催：（公社）広島県薬剤師会、広島県薬剤師研修協議会、広島県病院薬剤師会、
　　（公財）日本薬剤師研修センター
協賛：日本薬学会、日本薬学会中国四国支部
日時：平成２７年１０月１０日（土）　午後３時より
場所：福山大学宮地茂記念館
　　〒７２０－００６１　広島県福山市丸之内１丁目２番４０号
　　Ｔｅｌ：０８４－９３２－６３００

プ ロ グ ラ ム

14:30 ～ 受付開始

14:55～15:00　開会の辞

15:00～16:00　特別講演１

『薬剤師が知っておきたい食物アレルギーのトピックス』
広島大学病院薬剤部　教授・薬剤部長
松尾 裕彰　先生

16:00～17:00　特別講演２

『かかりつけ薬局における薬剤服用歴管理と服薬指導』
日本薬剤師会　常務理事
笠井 秀一　先生

17:00　閉会の辞

①日病薬・広島県病院薬剤師会生涯研修認定制度　1単位
②日本薬剤師研修センター集合研修　1単位（申請中）
③日病薬病院薬学認定薬剤師制度（申請中）
講演1：研修番号 V-2（疾病・薬物療法）0.5単位
講演2：研修番号 Ⅲ-2（連携）0.5単位
なお、②、③の単位取得はいずれか1つとなります。

１．受付開始時間：14:30
２．参加方法：当日受付（予約不要）　一般 1000円、福山大学卒業生 500円
３．問い合わせ先：福山大学薬学部卒後教育委員会委員長　森田　哲生
TEL: 084-936-2112(内5221)、FAX: 084-936-2024
E-mail: morita@fupharm.fukuyama-u.ac.jp
４．ホームページ：http://www.fukuyama-u.ac.jp/pharm/htmls/banner/sotsugo.html

臨床研究･CRC研修会の開催について

広島県は「広島県治験等活性化事業」を通じて、医薬品・医療機器等の臨床研究及び治験をサポートしています。その一環として、本年度も研修を開催します（関係団体の単位認定予定）。

臨床研究及び治験に携わる方の、積極的な御参加をお待ちしています。

１　と　き　　平成27年11月14日（土）13時～17時15分（開場12時30分）
２　ところ　　広島国際大学広島キャンパス（広島市中区幟町1番5号）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/access/hiroshima.html
３　対象者　　医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、ＣＲＣ、その他臨床研究及び治験に携わる方
４　定　員　　最大140名（※先着順。定員になり次第、締め切ります。）
５　参加費　　無料　（参加はFAX又はEメールによる事前申込みをお願いします。）
６　主　催　　広島県（共催：一般社団法人広島県医師会、一般社団法人広島県病院協会、公益社団法人広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会、公益社団法人広島県看護協会、一般社団法人広島県臨床検査技師会）

【プログラム】　座長：広島国際大学薬学部　教授　木平健治

時　間	内　容
13：00～13：05	開会挨拶
13：05～14：05	人を対象とする医学系研究の倫理指針への対応（仮題） 第一三共株式会社　信頼性保証本部　樽野弘之氏
14：05～15：10	医薬品の承認審査と生物統計学 広島大学病院　総合医療研究推進センター　飛田英祐氏
15：10～15：20	（休憩　10分）
15：20～16：20	治験業務効率化への取組～カット・ドゥ・スクエアについて～ 日本医師会治験促進センター　研究事業部　丸山由起子氏
16：20～16：50	有害事象の因果関係判定基準 広島大学病院　総合医療研究推進センター・薬剤部 CRC　深川恵美子氏
16：50～17：00	広島県治験等活性化事業について　広島県薬務課製薬振興Ｇ
17：00～17：15	総括　広島国際大学薬学部　教授　木平健治

【単位認定】
日病薬病院薬学認定薬剤師制度　Ⅰ-1(薬剤師の使命と責任)0.5単位、Ⅱ-3(医薬品情報)2単位
日本薬剤師研修センター　集合研修（2単位）
日病薬・広島県病薬生涯研修認定制度　(2単位)
日本臨床薬理学会認定ＣＲＣの認定を申請予定

広島県健康福祉局薬務課製薬振興グループ　行き　　FAX：082-211-3006　　【送付日：　　月　　日】

平成27年度広島県臨床研究・ＣＲＣ研修会参加申込書

所属機関名		電話番号	
番号	部署等	参加者氏名	参加証の要否
1			要・否
2			要・否
3			要・否

問合せ先；広島県健康福祉局薬務課製薬振興グループ（担当者　黒瀧、町）
TEL：082-513-3223　e-mail：fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

第48回　日本漢方交流会全国学術総会

広島大会



大会スローガン『親試実験』

大会テーマ　わたしの漢方リポート

日　時　平成27年11月22日（日）12:00～18:05
～23日（月・祝）9:30～16:40

会　場　広島大学医学部・霞キャンパス
広仁会館
広島市南区霞1丁目2番3号



大会会長　木村 孟淳（日本漢方交流会 会長）
大会委員長　山崎 正寿（広島漢方研究会 会長）
大会副委員長　吉本　悟（広島漢方研究会 副会長）
参加費　会員・事前登録　8,000円（当日参加費10,000円）
会員外事前登録　10,000円（当日参加費12,000円）
学生　1,000円（当日参加費 1,000円）
（事前登録は9月末まで）
懇親会費　10,000円（リーガロイヤルホテル広島）

《大会プログラム》

市民公開講座	『薬用植物と漢方』	日本漢方交流会 理事長　薬王堂薬局・鍼灸院 院長　吉本　悟　先生
特別講演	『飽食時代における女性月経不調の治療』	東京医科歯科大学老年病内科 臨床准教授 漢方医療 頼クリニック 院長　頼　建守　先生
教育講演	『中国における生薬栽培の現状とマオウ国産化の近況』	東京農業大学 教授　御影 雅幸　先生
特別講演	『40年の治験を振り返って　印象に残る治験』	国際東洋医学会 会長 聖光園細野診療所 理事長　中田 敬吾　先生
症例検討シンポジウム	出題者：広島漢方研究会 会長 漢方京口門診療所 所長　山崎 正寿 先生 シンポジスト：・東京漢方教育研究センター　石原 タツ ・九州漢方研究会　長岡 孝実 ・広島漢方研究会　木原 敦司	
会員発表	9題予定	

※本大会に出席された方は、漢方薬・生薬認定薬剤師制度における必須研修単位が取得できます。（1日のみの参加で3単位、2日間の参加で6単位）

主　催：一般社団法人日本漢方交流会　　共　催：一般社団法人日本生薬学会　　後　援：広島県薬剤師会、東亜医学協会

＜問合せ先＞　広島大会実行委員会事務局　〒733-0022 広島市西区天満町9-15　テツムラ漢方薬局　鉄村　努
TEL：082-232-7756　FAX：082-291-7447　E-mail：info@tetsumura.jp

ひろしま桔梗研修会のご案内

漢方定例研修会

2年ぶりの千福先生の講演です。

今回は、皆様からのアンケートを基に、患者さんのさまざまな痛みにどう寄り添うか最新の話題も交えてのお話しを聞きたいと思います。

毎回、新しい漢方との出会いを発見できる、明日からの業務にすぐに役に立てる、大人気の先生の講演に、是非薬局のみなさんでご参加ください。

日　時：**平成27年11月28日（土）**17：30 ～ 20：30
受付17：00 ～（認定2単位）

場　所：**RCC文化センター**
広島市中区橋本町5－11　TEL082－222－2277

テーマ：　講演1．『漢方薬の服薬指導と副作用 part2』 17:30 ～ 18:20
（株）ツムラ広島支店 学術課　上田　雅之 先生

講演2．『**痛みの漢方～**
漢方による精神疾患とアトピー』18:30 ～ 20:20
大阪府　センプククリニック　千福　貞博 先生

参加費：1,000円

申込み：下記のメールアドレスへ、氏名、連絡先、出身校を記載して下さい。
d-hiro@kobepharma-u.ac.jp（締切11月14日）※当日若干名は受付可能です。

主　催：神戸薬科大学　広島生涯研修企画委員会
株式会社　ツムラ

問合せ：倉田　薫　090－7507－3902
森川薬局青葉台店　0829－30－6778

次回2月研修会のおしらせ！

福山で訪問診療をされている、まるやまクリニックの先生をお呼びしています。実際のいろいろなお話を聞けると思います!!

講　師　：　丸山　典良先生
日　時　：　平成28年2月21日（日）　13：00 ～
場　所　：　福山市

広島県警察本部　安全安心推進課発行　　平成27年7月10日



犯罪情報官 速報



名簿削除 名目の 架空請求詐欺 事件発生！

手口は，会社などを名乗って

【債券があります】

【あなたの名前が名簿に載っています】

【他の会社から電話があったら「はい」と言って下さい】

などと電話をして，自分の知らないところで名簿に名前が搭載されているなどと嘘を言って不安にさせて，その後，他の会社を名乗って電話をかけ直し，

【名簿を削除して欲しいなら○万円を支払って下さい】

【○万円は一旦支払ってもらうだけで，すぐにお返しします】

などと言い，お金を支払わなければいけない状況に追い込んで，だまし取るというものです。

架空請求詐欺の見破り方

☆ **【名簿に名前が載っています】**
☆ **【名義を貸してください】**
☆ **【株を購入する権利を譲って下さい】**
☆ **【個人情報が漏れています】**
☆ **【あなたの資産を教えてください】**



こんな電話があれば全て詐欺！

平成23年−平成27年
「なくそう犯罪」
ひろしま 新 アクション・プラン
〜犯罪の起こらない社会へ〜

運動目標　日本一安全・安心な広島県の実現

行動目標　これまでで最も被害の少ないまちを目指す
子ども・女性を犯罪から守る

なくそう 特殊詐欺被害 アンダー10



「なくそう特殊詐欺被害・アンダー10作戦」展開中！

メールマガジンで会員の皆さんにいち早く犯罪発生情報等をお知らせします。
携帯電話のバーコード読取機能を使って右のQRコードを読み取ってください。
28警察署のうち,特定の警察署のメールだけを受信するように設定することができます。
また，情報種別については，「子ども・女性対象の事件，不審者情報」「防犯情報」「県警からのお知らせ」の3つから，受信するメールを自由に選択できます。

メールマガジン
会員登録

（公益社団法人）広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当りの月払保険料

保険期間：2015年8月1日午後4時から2016年8月1日午後4時まで
中途加入の場合：申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級
（型：本人型．保険期間1年．てん補期間1年）

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
タイプ		Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
月払保険料	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1，160円	920円
	25歳～29歳	1，280円	1，030円
	30歳～34歳	1，480円	1，270円
	35歳～39歳	1，790円	1，570円
	40歳～44歳	2，160円	1，940円
	45歳～49歳	2，560円	2，290円
	50歳～54歳	2，990円	2，640円
	55歳～59歳	3，210円	2，820円
	60歳～64歳	3，380円	2，940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。
※年齢は被保険者（保険の対象となる方）の保険期間開始時（平成27年8月1日）の満年齢をいいます。

おすすめ！

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い（Aタイプのみ）

免責期間（保険金をお支払いしない期間）を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」（特約免責期間0日）をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。（ただし、新規ご加入時の保険期間（保険のご契約期間）開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。）

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（公益社団法人）広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1 24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間＊1を超えた場合に補償します。＊2

＊1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
＊2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2 天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3 ご加入の際、医師の診査は不要です！

別紙の加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4 充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店　広医㈱までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

（TEL:082－232－8800　FAX:082－294－1868）

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。（医師による診査は不要）

●1か月の補償額とタイプ（※1）をお決めください。

（原則50万円（5口）補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」（Aタイプ）もお選びいただけます。）

※1　所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。（他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。）

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族（※2）も加入することができます。ただし、年齢（保険期間開始時の満年齢）が満15歳以上の方に限ります。

（個別に加入依頼書をご記入願います）

※2　ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

15-T00923　平成27年5月作成

ヒヤリ・ハット
エビデンス情報

（公社）日本薬剤師会「モバイルDI室」事業

広島県 モバイルDI室・事例報告 10

（公社）広島県薬剤師会　薬事情報センター　原田　修江
（公社）日本薬剤師会　DI委員会
東京大学大学院薬学系研究科（医薬品情報学講座）
澤田　康文

【事例】
事務員によるレセコンへの入力ミスに気づかず、カロナール錠200㎎「１日６錠、分２」のところ、「分３」で服薬指導

■処方内容は　72歳　女性

〈処方１〉（総合病院　整形外科）　印字処方

カロナール錠200　200㎎	６錠	１日２回	朝夕食後	56日分
【般】リマプロストアルファデクス５μg	２錠	１日２回	朝夕食後	56日分

既病歴・現病歴（パーキンソン病、高血圧、甲状腺機能低下症、不眠）

■何が起こったか？

・事務員がレセコンに処方内容を入力する際に、カロナール錠200㎎「１日６錠、１日２回　朝夕食後」のところ、「１日６錠、１日３回　毎食後」と入力したため、誤った薬情・薬袋が発行された。そのことに気づかず、薬情・薬袋の記載に基づき、誤った用法・用量で服薬指導を行った。

■どのような経緯で起こったか？

・患者は、足の痛みのために総合病院の整形外科を受診し、＜処方１＞が処方された。
・処方箋は、患者が来局するまでに予めFAXで受けて事務員がレセコンに処方内容を入力し、患者が来局して処方箋原本を受け取った後に監査薬剤師が入力内容を確認した。
・鑑査薬剤師は、集薬された薬剤と処方箋原本とを照合した後に、何の疑問も持たず薬情・薬袋の記載に基づき、カロナール錠200㎎は「１回２錠、１日３回毎食後」に服用するよう指導した。

■どうなったか？

・昼食後にカロナール錠を服用しようとした患者が、医師から２種類の薬は朝夕食後に一緒に飲むように言われたことを思い出し、薬局での説明と違うことにはたと気がつき、薬局に電話連絡した。

・患者からの問い合わせを受けて処方箋と薬歴を確認したところ、レセコンへの入力時に、カロナール錠「１日２回朝夕食後」のところ「１日３回毎食後」と誤入力していたことが判明した。
・鑑査薬剤師も用法・用量の誤入力に気づかず、誤って作成された薬情・薬袋の記載に基づいて服薬指導したことが分かった。
・患者に、丁重にお詫びをした後に、今後はこのようなことがないように気をつけることを伝えた。

■なぜ起こったか？

・処方箋受付時は忙しい時間帯であり、レセコンに処方内容を入力した事務員は、早く入力することに意識が集中し、入力した内容と処方箋との照合確認が疎かになっていた。そのため､用法･用量を誤入力したことに気がつかなかった。
・また、当該薬局では、カロナール錠200㎎は「１日６錠、１日３回毎食後」の調剤頻度が多いため、思い込みによる誤入力・投薬をし易かった。
・鑑査薬剤師は、薬の確認に意識が集中し、用法・用量の確認をしっかり行っていなかった。薬情・薬袋に記載された用法・用量が正しいと思い込み、「処方箋と薬情・薬袋との照合確認」が疎かになっていた。即ち、処方箋に基づく調剤が行われていなかった。

■今後二度と起こさないためにどうするか？

・レセコンへの処方内容は、忙しくても再度処方箋と声だし指さし確認をする。
・入力ミスの一覧表を作成し、レセコンの近くに張り出して注意を促す。
・鑑査・投薬時は、薬剤の種類、数量だけでなく、用法・用量についても薬情・薬袋の記載を鵜呑みにせず、必ず「処方箋と照合確認」をする。

■特記事項は?

・アセトアミノフェンの血中濃度推移のシミュレーション

アセトアミノフェンは、経口摂取後は速やかに消化管から吸収され、血中濃度は摂取後１～２時間でピークとなる。体内では各組織にほぼ均等に分布し、大部分は肝臓で代謝され、腎臓から速やかに排泄される。

＜参考＞分布容積：0.8～1.0L/kg、蛋白結合率：８～40%、血中濃度半減期：１～３時間

アセトアミノフェンの治療上有効な血中濃度は、５～20μg /mLである。カロナール®錠200㎎インタビューフォームを基に、アセトアミノフェン錠200㎎１日６錠「１日２回投与」と「１日３回投与」の血中アセトアミノフェン濃度の推移を濃度の重ね合わせによってシミュレーションした。

１日３回投与では、朝昼夕の投与初期の１時間程度は有効濃度に達しているが、１日２回投与では、朝夕において２時間程度は有効濃度に達しているものの昼においては全く十分な濃度が得られていない。従って、１日２回投与では昼における治療効果は得にくいと考えられる。しかし、実際の治療効果への影響は不明であり、今後の詳細な検討が必要であろう。

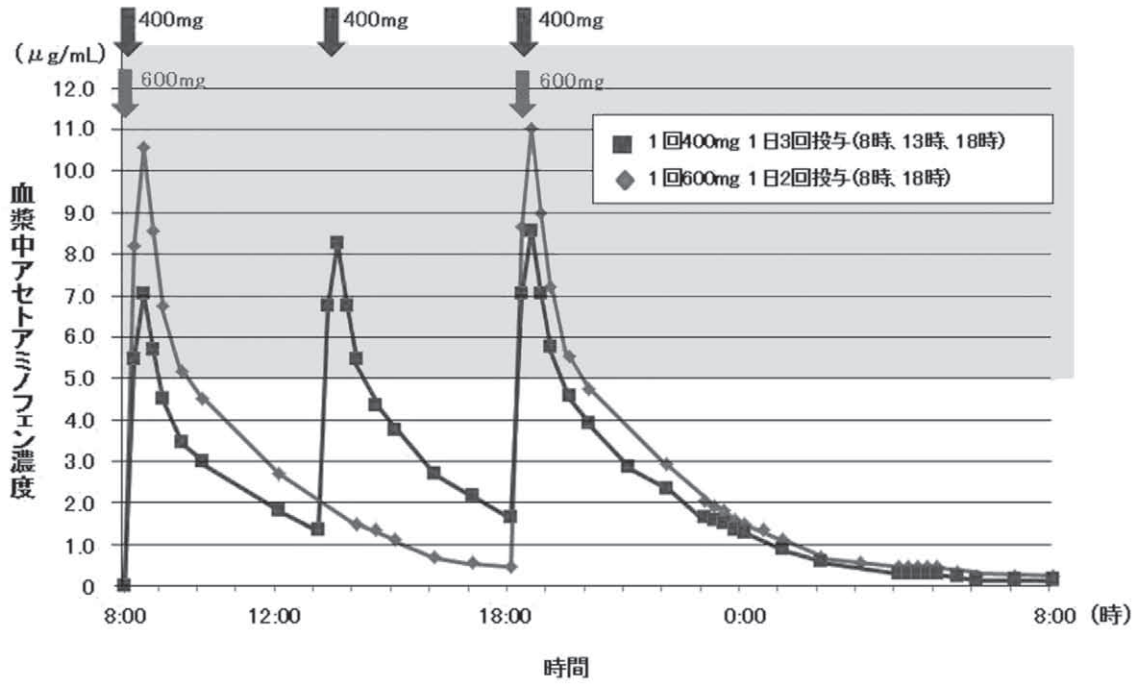


図　　アセトアミノフェン錠経口投与後の血漿濃度推移のシミュレーション

参考：カロナール®錠200mgインタビューフォーム

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センター（原田・永野・胡明）までご連絡をお願い致します。

〈連絡先　TEL:082-243-6660　メールアドレス　di@hiroyaku.or.jp〉

薬事情報センターのページ



原田　修江

「血圧が高めの方に適する」表示をした保健機能食品

◆保健機能食品について

現在、様々な健康食品が市販されていますが、なかでも保健効果や健康効果を期待できる製品は「保健機能食品」と位置付けられ、いわゆる健康食品と区別されています。

これまで「保健機能食品」は、「特定保健用食品（トクホ）」と「栄養機能食品」に限られていました。一方、食品成分には免疫系、内分泌系、神経系、循環器系などに作用し、身体を健やかに保つ働きがあることが動物実験やヒト臨床試験で数多く報告されていることから、機能性を分かりやすく表示した製品の選択肢を増やし、消費者が正しい情報を得て選択できるよう、2015年４月に「機能性表示食品」が追加されました（図１）。

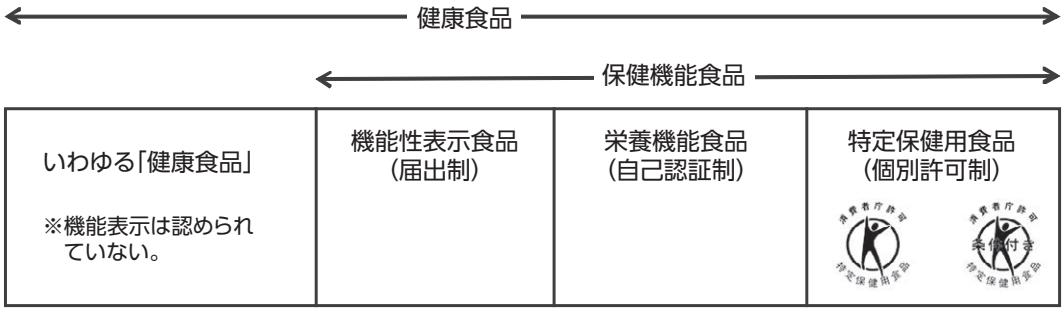


図１　健康食品の分類

• 特定保健用食品（トクホ）

国が製品ごとに有効性と安全性を審査し、特定の保健の目的が期待できることを表示することを許可した製品。特定保健用食品の中には特殊なものとして、規格基準型、疾病リスク低減表示、条件付きなどの製品がある。現在、約1,170品目が許可されている。

a）特定保健用食品（規格基準型）

実績が十分あるなど科学的根拠が蓄積されており、事務局審査が可能な食品について、規格基準を定め消費者委員会の個別審査なく許可する特定保健用食品。

b）特定保健用食品（疾病リスク低減表示）

関与成分の疾病リスク低減効果が医学的栄養学的に確立されている場合、疾病リスク低減表示を特定保健用食品に認める。

c）条件付き特定保健用食品

有効性の科学的根拠が、通常の特定保健用食品に届かないものの、一定の有効性が確認されている食品を、限定的な科学的根拠である旨の表示をすることを条件として許可する。

• 栄養機能食品

国が定めた栄養成分（12種類のビタミンと５種類のミネラル）について、一定の基準を満たす場合に、製造業者が自己認証制でその栄養成分の機能を表示することができる製品。

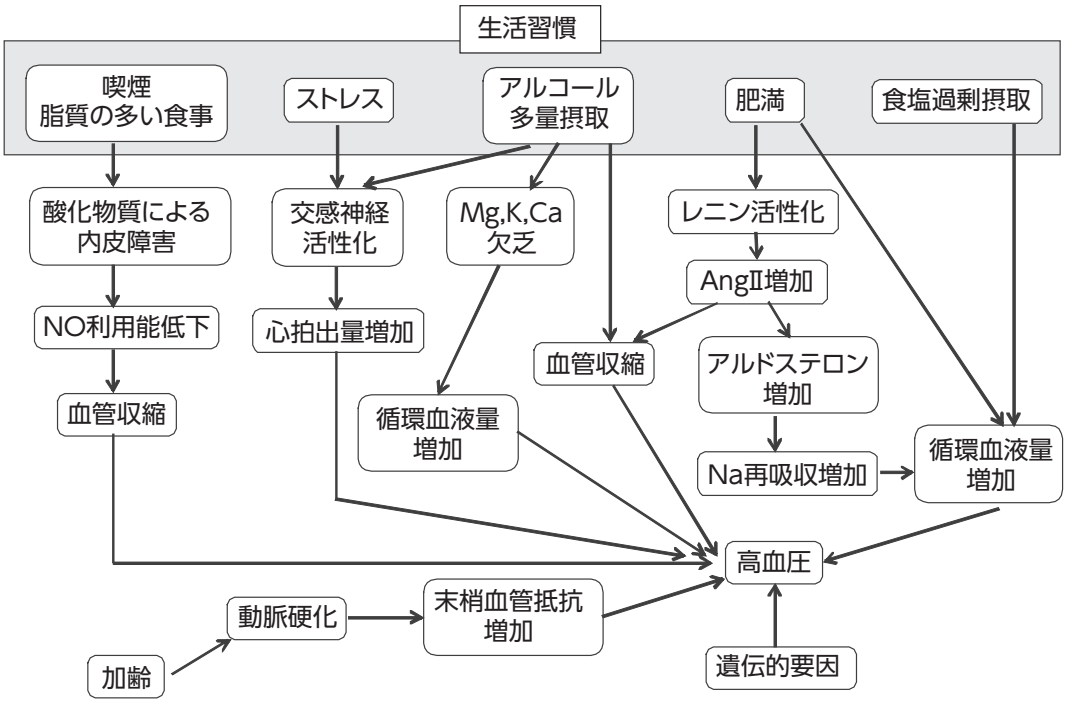
• 機能性表示食品

国ではなく製造業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品。製造業者自らが国の定める一定のルールに基づいて安全性や機能性の評価を行い、販売前に国に届出を行う。生鮮食品も対象。現在59品目の届出がある。

◆降圧効果が期待される保健機能食品

保健機能食品には、健康の維持増進を目標として、お腹の調子を整える、コレステロールが高めの方に適する、食後の血糖値の上昇を緩やかにするなど様々な製品がありますが、ここでは、血圧が高めの方に適するものについてご紹介致します。

高血圧の原因は、遺伝的因子や加齢の他に、体内の酸化物質の増加、血管内皮障害、交感神経の活性化、Mg、K、Ca欠如などの電解質異常、レニン活性化、循環血液量増加など様々な要因が関与してます（図２）。特定保健用食品および機能性表示食品の関与成分は、これらに作用して降圧作用を示します（表１、表２）。



（日本薬理学会誌,14633-29,2015）

図２　生活習慣と高血圧

表１　「血圧が高めの方に適する」という表示がある特定保健用食品

a. アンジオテンシン変換酵素（ACE）阻害作用により降圧作用を示す特定保健用食品

関与する成分	製品例（製造あるいは販売者）
ラクトトリペプチド（VPP、IPP）	アミールＳ/毎朝野菜　（カルピス株式会社）
バリルチロシンを含むサーデンペプチド	エスピーマリン、サーディンサポート　（仙味エキス株式会社） ナチュラルケアタブレット、シーペプチド　（株式会社東洋新薬） プレスライフＳ　（佐藤製薬株式会社）
カゼインドデカペプチド	カゼインＤＰペプティオドリンク　（カネボウ株式会社）
天然素材ブナハリタケエキス（イソロイシルチロシン含有）	キリン　ビー・フラット　（キリンビバレッジ株式会社）
ゴマペプチド	胡麻麦茶　（サントリー食品株式会社）
かつお節オリゴペプチド	ペプチドおみそ汁　（ヤマキ株式会社） ペプチド茶、ペプチドスープEX　（日本サプリメント株式会社）
大豆ペプチド	まめちから　大豆ペプチドしょうゆ　（キッコーマン食品株式会社）
わかめペプチド	わかめペプチドゼリー［りんご風味］　（理研ビタミン株式会社）
ノリペンタペプチド（AKYSY）を含む海苔オリゴペプチド	毎日海菜海苔ペプチド、海苔ペプチドＳ　（株式会社　白子）

b. アンジオテンシン変換酵素（ACE）阻害以外の作用により降圧作用を示す特定保健用食品

関与する成分	製品例（製造あるいは販売者）
γ-アミノ酪酸（GABA）	南瓜緑茶プレスカット（株式会社カイゲン） ギャバ・20タブレット（ロッテ健康産業株式会社） プレティオ（株式会社ヤクルト本社）
杜仲葉配糖体 （構成主成分はゲニポシド酸）	杜仲源ＥＸ、杜仲源茶（小林製薬株式会社）
酢酸	マインズ＜毎飲酢＞リンゴ酢ドリンク（株式会社　ミツカン）
燕龍茶フラボノイド （ハイペロサイド、イソクエルシトリン）	燕龍茶レベルケア（ダイドードリンコ株式会社）

GABAは、心・血管系に繋がる末梢自律神経節を一過的に遮断して心・血管の筋収縮を部分的に抑制することにより血管を拡張、また、シナプス前あるいは神経節部位におけるGABAB受容体を活性化し交感神経伝達物質（とくに血管収縮に働くノルアドレナリン）の放出を抑制することにより降圧作用を示します。

杜仲葉配糖体は、ムスカリン様アセチルコリン受容体を介した副交感神経系への直接的作用により血管平滑筋を弛緩させ降圧作用を示します。

酢酸は、血管拡張作用により、燕龍茶フラボノイドは、血管内皮由来弛緩因子である一酸化窒素（NO）を介して血管平滑筋を弛緩することにより降圧作用を示します。

表２　消費者庁に届出済みの「血圧が高めの方に適する」表示をした機能性表示食品　※未発売

関与する成分	製品例（製造あるいは販売者）
ラクトトリペプチド（VPP、IPP）	「アミール」WATER（カルピス株式会社）
イワシペプチド（バリルチロシン）	計圧サポート（株式会社ファンケル）
サーデンペプチド（バリルチロシン）	メディナチュラル※（株式会社東洋新薬）
GSAC（γ-グルタミル-S-アリルシステイン）	伝統にんにく卵黄※（株式会社健康家族）

ラクトトリペプチド、バリルチロシンを含むイワシペプチドおよびサーデンペプチドはACE阻害作用により、GSAC（γ-グルタミル-S-アリルシステイン）は血管弛緩作用により降圧作用を示します。

◆保健機能食品の利用上の注意点

保健機能食品は、いずれも健康が気になる方を対象に設計された食品であり、病気の治療・治癒を目的に利用する食品ではありません。医薬品や他の保健機能食品などとの相互作用にも注意が必要です。保健機能食品は、消費者が製品を選ぶときの判断材料（科学的根拠に基づく情報）が明示されている食品と考えるのが妥当です。過度に期待をするのではなく、まずは生活習慣の改善が不可欠であり、適切な使用が求められます。

表３　「血圧が高めの方に適する」表示をした保健機能食品を利用する前に心がけること

①塩分摂取を控える	⑤適正体重の維持
②コレステロールや脂肪の摂取を控える	⑥適度な運動
③アルコールを控える	⑦禁煙
④カリウムを多く含む野菜や果物を摂取する	

なお、関与する成分についての情報収集源としては、国立健康･栄養研究所ウェブサイトの「健康食品」の安全性･有効性情報にある素材情報データベース、「健康食品・サプリメント[成分]のすべて」（一般社団法人日本健康食品・サプリメント情報センター 発行）などがあります。

＜参考資料＞

1）日本薬理学雑誌，146,33-39,2015
2）国立健康・栄養研究所　「健康食品」の有効性・安全性情報　https://hfnet.nih.go.jp/
3）消費者庁　機能性表示食品に関する情報　http://www.caa.go.jp/foods/index23.html
4）厚生労働省　「健康食品」のホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/hokenkinou/index.html

お薬相談電話　事例集 No.95



薬事情報センター　永野　利香

最近のC型肝炎治療法について

◆C型肝炎ウイルス排除が必要な理由

我が国の肝癌による死亡者数は依然として年間3万人を超える状況であり、肝癌の原因の約80%はC型肝炎ウイルス（以下HCV）由来であることがわかっています。また、広島県では、

- 肝炎ウイルスキャリアであることを知らない
- 検査で陽性と分かっても、自覚症状がないために医療機関（専門医）を受診しない
- 継続的な受診・検査を受けていない

等の原因で、肝癌死亡率が高いそうです。

◆C型肝炎治療の目標

「HCV持続感染によって惹起される慢性肝疾患の長期予後の改善、即ち、肝発癌ならびに肝疾患関連死を抑止することにある。この治療目標を達成するため抗ウイルス療法を行い、HCVの排除を目指す。」となっています。

◆治療対象

ウイルス量・肝臓の状態で判断されます。肝臓の炎症や線維化のない正常肝からの発癌はほとんど認められないようです。肝の炎症を反映するALT値が上昇している症例（ALT 30 U/L超）、または、肝の線維化の程度を反映する血小板数が低下している症例（血小板数15万/μL未満）は、原則として全例抗ウイルス療法の治療対象となります。また、高齢者ではALT 30 U/L以内かつ血小板数15万/μL以上でも発癌リスクが低くないとされています。『高齢』『線維化進展例』『男性』の３因子が肝発癌に対する独立した危険因子であることが明らかになっています。

◆日本人で多いウイルス型

HCVの遺伝子型=ゲノタイプ（ジェノタイプともいわれますが、ここではゲノタイプと表記します）によって有効な治療法が異なります。日本人に多いのはゲノタイプ1b型で約70%、これはインターフェロン（以下IFN）が効きにくいタイプとされています。その他2a型は約20%、2b型は約10%です。1a型はほとんどないようですが、これもIFNが効きにくいようです。

◆治療法

IFNを使わず経口投与で済むIFNフリー療法が登場してきています。ただし、肝発癌抑制効果のエビデンスが、IFNをベースとした治療法にはありますがIFNフリー療法ではまだ示されていません。したがって、IFNフリー療法では著効後もフォローアップする必要があります。

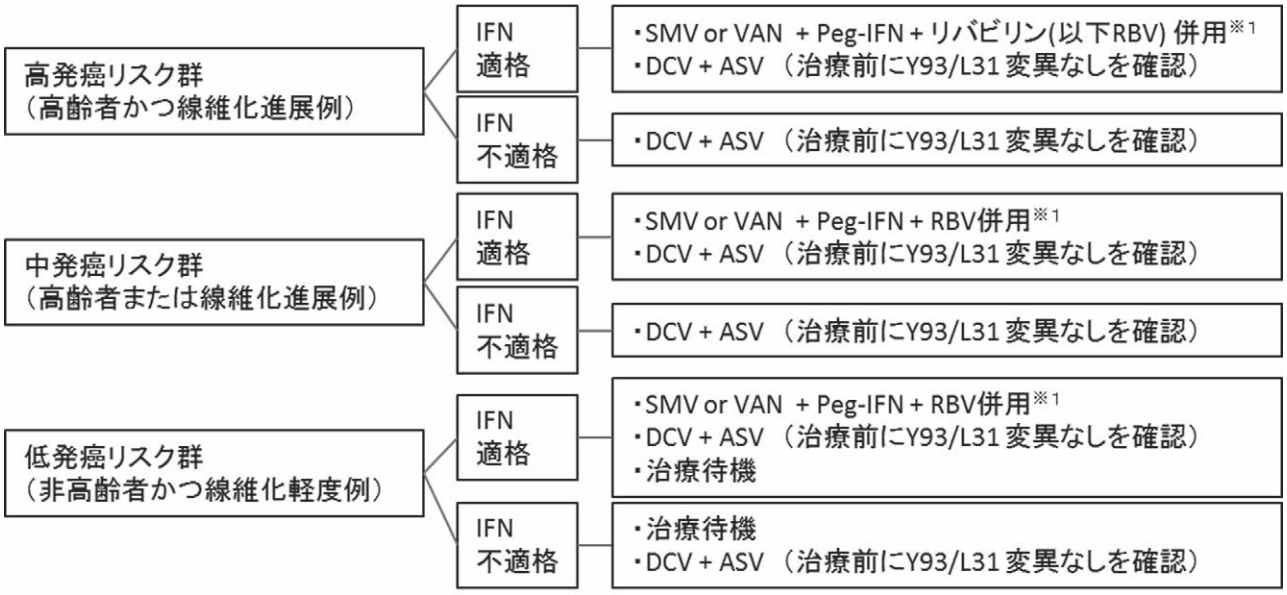
◆直接型抗ウイルス薬（Direct Acting Antivirals; DAAs）として認可されているもの

- NS3/4Aプロテアーゼ阻害薬：テラプレビル（以下TVR）、シメプレビル（以下SMV）、アスナプレビル（以下ASV）、バニプレビル（以下VAN）
- NS5A複製複合体阻害薬：ダクラタスビル（以下DCV）
- S5B阻害薬：ソホスブビル（以下SOF）

◆ゲノタイプ1b型・高ウイルス量の治療

発癌リスクにより３群にわけ、IFN適格例ではIFNをベースとした治療法、IFN不適格例ではIFNフリー療法を行うことを原則としています。

図1　ゲノタイプ1b型・高ウイルス量症例　治療フローチャート　（一部改変）



※1：前治療で非著効例では、原則として選択肢としない。

◆ゲノタイプ1b型・低ウイルス量の治療

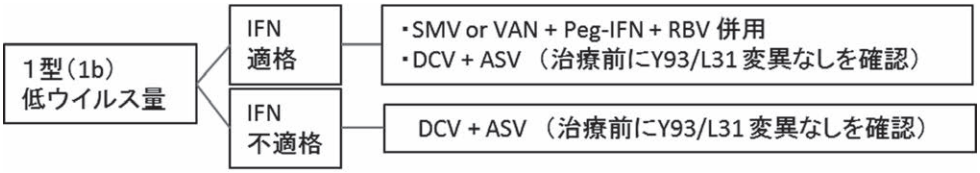
（1）初回治療

図2　ゲノタイプ1b型・低ウイルス量症例　初回治療時フローチャート　（一部改変）



（2）再治療

図3　ゲノタイプ1b型・低ウイルス量症例　再治療時フローチャート　（一部改変）

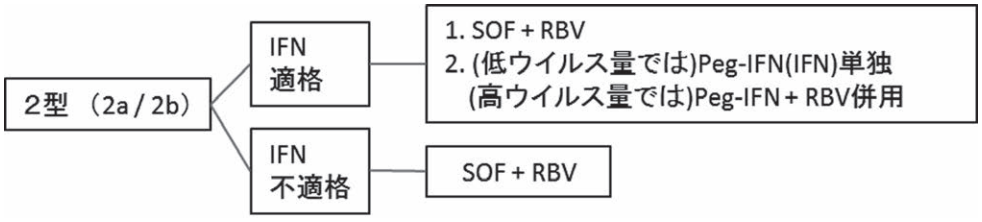


◆ゲノタイプ2型の治療

- SOF + RBV併用療法が第一選択と位置付けられています。なお、重度の腎機能障害（eGFR＜30mL/分/1.73㎡）又は透析を必要とする腎不全の患者に対するSOFの投与は禁忌です。2015年７月現在、SOFと併用可能なRBV製剤はコペガス及びレベトールです。
- 治療法の選択においては、IFNをベースとした治療法には発癌抑制のエビデンスがあることを考慮します。

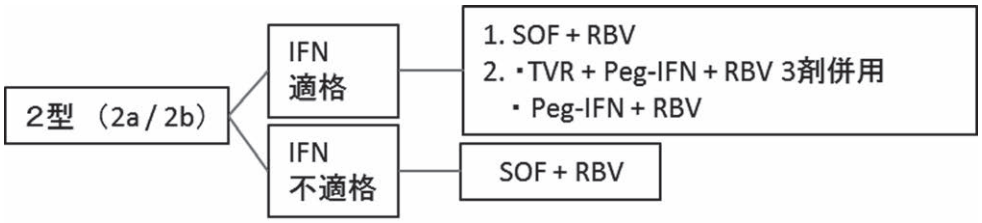
（1）初回治療

図4　ゲノタイプ2型症例　初回治療時フローチャート　（一部改変）



(2)再治療

図5 ゲノタイプ2型症例 再治療時フローチャート （一部改変）



◆その他の療法

(1)肝庇護療法

- HCVの排除を目的とするのではなく、肝炎を沈静化し肝組織の線維化進展を抑えることを目的とする治療法。
- 適応患者
  - ○AST、ALT値が異常を示す患者で、IFN等の抗ウイルス療法が施行できない患者
  - ○抗ウイルス療法でウイルス排除ができなかった患者
  - ○抗ウイルス療法を希望しない患者 等
- 推奨療法
  - ○ウルソデオキシコール酸(ursodeoxycholic acid; UDCA)内服
  - ○強力ネオミノファーゲンシー（Stronger Neo-minophagen C; SNMC）注射
  - ○両剤の併用療法

(2)瀉血療法

- 肝庇護療法との併用も考慮される場合があります。

【参考資料】

「広島県における肝疾患対策について」平成27年６月11日講演資料
日経メディカル、(7)、2015
「C型肝炎治療ガイドライン（第3.4版)」 一般社団法人 日本肝臓学会 肝炎診療ガイドライン作成委員会 編

薬剤師国家試験問題（平成27年２月27日～３月１日日実施）

問 188 原発性甲状腺機能低下症の臨床所見はどれか。2つ選べ。

1 うつ状態
2 体重減少
3 血中甲状腺刺激ホルモン濃度低下
4 血清総コレステロール値上昇
5 動悸

正答は 139 ページ

医薬品・医療機器等安全性情報 No.324・325

Pharmaceuticals and Medical Devices Safety Information

厚生労働省医薬食品局

No.324　目次

1．医薬品リスク管理計画について…… 3

2．重要な副作用等に関する情報…… 7

1 クリゾチニブ …… 7
2 ヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム（^{99m}Tc），ヒドロキシメチレンジホスホン酸 …… 10

3．市販直後調査の対象品目一覧 …… 12

No.325　目次

1．医療機関における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況に関する調査について…… 3

2．重要な副作用等に関する情報…… 11

1 アスナプレビル，ダクラタスビル塩酸塩 …… 11
2 アビラテロン酢酸エステル …… 15
3 インダパミド …… 19
4 インフルエンザHAワクチン …… 20
5 インターフェロン ベータ-1a（遺伝子組換え） …… 22

3．使用上の注意の改訂について（その266）

①トラマドール塩酸塩（OD錠，カプセル剤，注射剤）

②トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン　他（2件） …… 24

4．市販直後調査の対象品目一覧 …… 26

この医薬品・医療機器等安全性情報は，厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に，医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために，医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は，独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ（http://www.pmda.go.jp/）又は厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）からも入手可能 です。

配信一覧はコチラ

PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。

登録はコチラ

平成27年（2015年）7 月・ 8 月厚生労働省医薬食品局

◎連絡先

〒100−8916　東京都千代田区霞が関 1 − 2 − 2

厚生労働省医薬食品局安全対策課

☎ 03-3595-2435（直通）
03-5253-1111（内線）2755、2754、2751

（Fax）03-3508-4364

検査センターだより



有助　美奈子

～尿蛋白～

尿検査といえば、学童検診や人間ドック等で多くの方が受診したことがある検査だと思います。尿検査では多くの項目の検査を行うことができますが、その中で特に重要な項目が蛋白、潜血、糖です。今回はその中の蛋白についてお話ししたいと思います。

ひとつの腎臓の中には、約100万個のネフロン（糸球体と尿細管）とよばれる血液のろ過装置があり、心臓から送り出されてきた血液をろ過し、老廃物を尿として排出しますが、蛋白質などの大きな物質はほとんどろ過されません。ろ過された蛋白質も尿細管という細い管を通過している間に処理されるため、正常では尿に出る量はきわめてわずかです。しかし、腎臓の機能が低下してくると、血液中に毒素や老廃物が溜まったり、逆に必要なものが尿に混ざって排出されてしまいます。そのため、ろ過機能をもつ糸球体を蛋白が通過し、尿細管で再吸収されず尿中の蛋白質が多くなります。これを利用して腎機能の検査を行うのが尿蛋白検査です。

尿蛋白は健常成人でも尿中に約40 ～ 80mg ／日排泄されていますが、150mg ／日以上は異常と判定されます。尿蛋白が増加する場合、腎炎（急性・慢性）、ネフローゼ症候群等の腎臓障害、尿路感染症、結石、腫瘍等の尿路性によるもの、妊娠中毒症等が原因として考えられます。しかし、激しい運動や発熱により増加したり、若者にみられる生理的蛋白尿(起立性蛋白尿)の場合もありますので注意が必要です。

尿蛋白はその発生機序から以下のグループに分けることができます。

○生理的蛋白尿

腎臓自体に障害はなく、長時間の立った姿勢、激しい運動や発熱等生理的な影響で一過性に尿中に蛋白がでるものです。

○腎前性蛋白尿

腎臓自体には障害はなく、腎臓以外の臓器の障害や感染症・悪性腫瘍などにより、血液中に低分子蛋白が増加し、尿細管での蛋白の再吸収が追いつかなくなる病態で起こります。

○腎性蛋白尿

①尿細管性蛋白尿

尿細管では正常に糸球体からろ過された中・小分子量の蛋白は再吸収されますが、尿細管が障害を受けると、蛋白の再吸収ができなくなるため、蛋白が尿の中に通常時よりも多く出現します。この場合、尿蛋白量は１日に多くても約１gです。

②糸球体性蛋白尿

糸球体に障害が起こると、ろ過機能が低下し、アルブミン等の大分子量の蛋白が糸球体を通過できるようになるため、蛋白が尿の中に通常時よりも多く出現します。

１日の尿蛋白量は尿細管性由来よりはるかに多いです。

○腎後性蛋白尿（尿路性蛋白尿）

前立腺炎や膀胱炎、腎盂腎炎のような尿路感染症、膀胱癌や尿管癌等の腎臓より下部の腫瘍の影響により、軽度の蛋白尿が認められることがあります。大部分の場合血尿を伴います。

腎臓は沈黙の臓器とも呼ばれており､自覚症状がほとんどありません。腎臓を守るにはいかに病気を早期発見し、それ以上腎臓を悪化させないことが重要になってきます。

最後に、尿蛋白は、腎臓病等の病気を発見する大切な検査です。たとえ、尿蛋白が陽性になったからといって必ずしも病気というわけではありません。正常の場合でも陽性になることもありますので、必ず医療機関等で再検査し、詳しくその原因を調べてもらいましょう。そして、１年に１回は定期的に検査を受け、腎臓の状態を確認するようにしましょう。

参考文献：大阪府立急性期・総合医療センター HP、腎臓病なんでもサイトHP

ひろしま桔梗研修会
平成27年度 第１回研修会報告



神戸薬科大学同窓会広島支部　**山岡　由美**

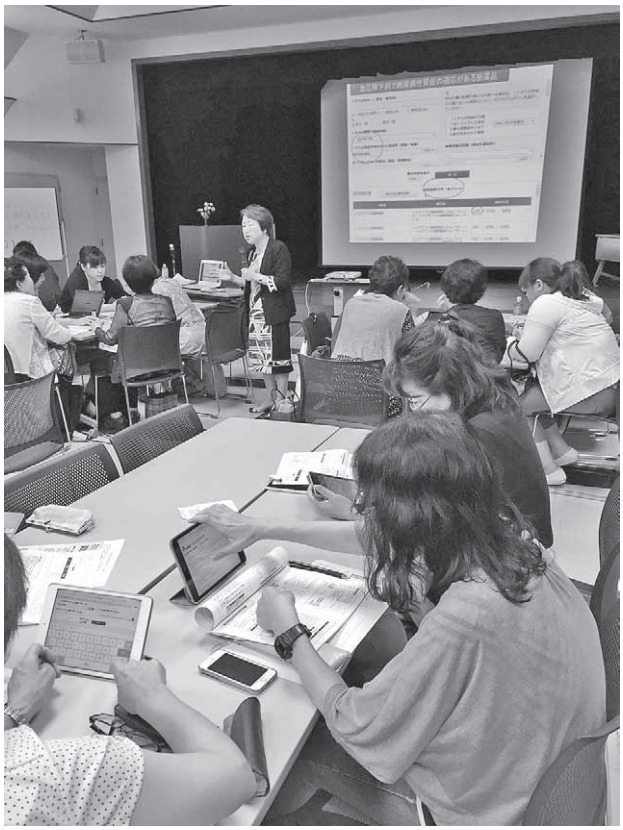
日　時：平成27年7月12日（日）
場　所：広島県薬剤師會館

今回は、「タブレットなど端末を使用した情報検索の仕方」というテーマで研修会が行われました。㈱メディホープ代表取締役、神戸薬科大学非常勤講師田中良子先生に講演していただきました。

l0グループに分かれて１グループ６～７人でタブレットなどを手に医薬品医療機器総合機構（PMDA）ホームページから医薬品情報検索を先生の指導のもと進んでいきました。薬の名称、薬効分類、効能効果、禁忌、検索したい項目の選択、をしながら条件に合う医薬品を出していきます。血圧降下剤で糖尿病性腎症の適応がある医薬品を検索したり、併用禁忌の医薬品の検索、錠剤の刻印の検索や、小麦アレルギーのある患者さんに使用できない医薬品の検索などをグループで研修していきました。

またインタビューフォームを検索して、その下方部に妊婦に対する海外情報や、注射薬配合変化などがのっていることを学びました。

おくすり110番から、妊婦とくすり、ハイパー薬事典、薬価サーチなど検索でき、また吸入指導の動画を患者さんへの説明に利用することもできます。妊婦授乳関連情報、がん関連情報検索をすると、最新の正しい情報をわかりやすく紹介してあります。



糖尿病関連情報でインシュリン製剤早見表や、SGLT２阻害薬の開発状況が見れたり、各種計算ツール（クレアチンクリアランス、eGFR、妊婦週／予定日計算など）も利用できます。「健康食品」の安全性・有効性情報や、添付文書Pro（日本最大級の病院検索サイトを運営するQLi f e）、総合おくすり検索アプリなど色々なところから検索の仕方を学びました。



これまで私は、調剤業務上、色々な辞典 ハンドブックなどで疑問点を調べていましたが、今日の研修でタブレット端末１つでスピーディに簡単に検索ができることがわかり、その方法をマスターしたいと思いました。

しかし研修中、先生の声が耳に入るにも、そのスピードに乗れずグループの方に迷惑をかけながら、あっと言う間の３時間でした。田中先生が、ついてこれなかった人は、「15分毎日自分で触っていないと身につかない。」とおっしゃっておられました。実践していこうと思っております。60才となり常勤から週２日勤務になり毎日調剤業務をしているときは、自然に新情報も入ってきますが、それもできなくなるので、タブレット端末を使用して調剤業務に役立てていきたいと思います。本当にありがとうございました。

Pharmacist's Holiday ～薬剤師の休日～

研修会の旅



呉支部　井上　映子



私の休日の過ごし方に「研修会巡り」があります。

趣味は？カレー巡りの間違いでは？と思われるのも無理はありません。ここ数年は、各地で研修会、学会に参加させていただき、たくさんの薬剤師さんと交流を持つことが楽しいばかりだったのですが、今年から「検査値を薬局薬剤師がどう扱っていくか？」をテーマに各地で研修会を行っています。

７月９日は東広島薬剤師会青年部の研修会でした。詳しくは”地域薬剤師会だより”をご覧ください。

７月12日（日）は和歌山県立医科大学で実施された「和歌山県薬剤師会生涯研修」の研修プログラム２回目に講師として招かれ「使える検査値にするには？」をテーマに３時間の研修をいたしました。薬剤師が処方箋などに記載された検査値をみて「これはどこが悪いですね」ということを考えたり、患者に説明したりするのがゴールではありませんね？薬剤管理、服薬指導にどう繋がっていくかを考えるのです。そのために必要な知識は何か？どんな解説を盛り込めばよいかかがかわらないので、ある方法を使いそれを見てポイントを考えました。とはいえ、当日蓋をあけてすぐに考える余裕は、本当はありません。そこで、司会の古川常務理事、ファシリテーター原（元）常務理事にフォローしていただきながら前半の講義を行った後、後半のグループワークに移りました。GWの参加者は年齢層が思ったより広く、多くのご発言がありました。処方箋には生化学検査の値が書いてあるがバイタルサインは書いていない、そんな時どうするか？薬剤師の原点、患者さんを見るということを症例を通じ逆に教えられました。午前中に兵庫医科大学病院薬剤部長の木村健先生の薬物動態の講義があったことも幸いし、しっかり身についたことを実践できていました。ご意見として嬉しかったのは、「薬局薬剤師がこれからどういうことをしたらよいか非常に危機感を持った。次の研修会は○○をやりたい。」と具体的な案が出ていたことです。今回は会場の都合で入れなかった田辺市在住の理事、会員さん向けに中継もありました。本会場が120名とプラスαの参加者でした。次回があるかどうかわかりませんが、一度でできなかったことをまた継続してやりたいと思います。貴重な経験をさせていただき、お礼申し上げます。



原（元）常務理事が走っています。ファシリテータは６～７名。



先生方と前日の打ち合わせ。
飲みニケーションで円滑に!

シリーズ 薬局紹介 44

一般社団法人呉市薬剤師会センター薬局北店

呉市朝日町 14 － 6



この薬局は、一般社団法人呉市薬剤師会の会営薬局として、平成13年12月医師会病院休日急患医療に参画するため医師会病院前に開局しました。その後、国立呉病院分業のリーダー的役割を終えたセンター薬局の閉局に伴い、分譲機能をセンター薬局北店に移行。平成15年10月には、医師会病院小児夜間救急診療がはじまり、医師会病院も全面院外処方となりました。平成25年９月に麻薬・覚せい剤共同利用モデル地区として、平成26年２月に共同利用の無菌調剤室が完成し今日に至っております。20数年間には山あり谷ありの連続で保険部会の積立金は瞬く間に減っていきました。

休日急患の処方日数は１日分、夜間救急も、１日分という開業医のための診療といった医師会病院の一面もあったため思うように業績が上がりませんでした。会員薬剤師には夜間救急・休日急患当番の形で地域医療に貢献するボランティア的役割も担っていただきました。本当に、当会会員の皆様には頭が下がる思いです。輪番制とはいえ、ゴールデンウィーク・お盆・シルバーウィーク・年末年始と、通常勤務に引き続いての夜間・休日当番。会員の理解と協力がなければ成り立たなかったことと思います。誌面をかりて感謝申し上げます。平日の薬局業務に至っては、来局される患者さんの多くが顔なじみの方で雑談や相談等、いろいろな会話が毎日薬局内を飛び交っております。患者さんには帰り際に、「生きとったら次はいついつ来るよ～」「美味しいパンがあったけん持って来たよ～」などと気軽にお声をかけていただいております。

今年は、昨年度行ったHbA1cの拡大と追跡調査を当薬局中心に実施します。受診勧告は無論、健診受診を積極的に患者さんに助言し、少しでも早く治療を開始され、治癒できるようお手伝いして参りたいと思います。





次回は、広島支部　広島南薬局さんです。

書籍等の紹介

「この患者・この症例にいちばん適切な薬剤が選べる同効薬比較ガイド２」

編　　著：黒山 政一／編集代表
　　明石 貴雄、片山 志郎、髙橋 美由紀、
　　平山 武司／編集
発　　行：株式会社　じほう
判　　型：Ｂ５判、250頁
価　　格：定　　価　2,808円
　　会員価格　2,500円
送　　料：１部　500円

「薬効別服薬指導マニュアル　第８版」

監修・編集：田中　良子（服薬指導情報研究会 代表）
編　　集：木村　健（兵庫医科大学病院薬剤部長）
発　　行：株式会社　じほう
判　　型：Ａ５判、1,200頁
価　　格：定　　価　6,912円
　　会員価格　6,210円
送　　料：１部　500円

「在宅医療Q＆A平成27年版」

監　　修：日本薬剤師会
発　　行：株式会社じほう
判　　型：Ａ５判、200頁
価　　格：定　　価　2,484円
　　会員価格　2,160円
送　　料：１部　500円

※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、**書籍は受注後の発注となります**ので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局
TEL（082）246-4317　FAX（082）249-4589
担　当：吉　田　　E-mail：yoshida@hiroyaku.or.jp

薬剤師国家試験　正答・解説



22頁　問18　解　説

生産年齢人口100人が扶養すべき年少人口、老年人口、従属人口の割合を意味する指標として、それぞれ年少人口指数、老年人口指数、従属人口指数がある。また、年少人口に対する老年人口の割合を意味する指標として老年化指数があり、これは高齢化の程度や高齢化のスピードの指標となる。

1　×　老年人口指数
2　×　老年人口割合
3　○　老年化指数
4　×
5　×　従属人口指数

Ans.　3

25頁　問170　解　説

この薬物は肝代謝と腎排泄で消失し、尿中未変化体排泄率が10%あることから、肝代謝率は90%である。肝クリアランス（CL_h）は、$CL_{tot} \times 0.9 = 90$（L/h）である。肝血流量（Q_h）が100（L/h）より、肝抽出比（E_h）は、$E_h = CL_h/Q_h = 90/100 = 0.9$となる。肝抽出率が大きいので、この薬物は**肝血流量律速型（肝代謝能依存型）**に属する。

1　○　肝血流量律速なので、肝血流量の影響を受ける。
2、3　×　肝血流量律速なので、肝代謝酵素の変動の影響は受けない。
4　×　血漿タンパク結合率は非常に高いが、肝血流律速型なので、血漿タンパク質量の影響は受けない。
5　×　腎排泄率は10%なので、全身クリアランスへの影響は少ない。

Ans.　1

132頁　問188　解　説

1　○　症状の多くは緩徐に発現するが、初期症状として疲労感、倦怠感、冷え性、うつ状態、筋力低下などがある。
2　×　食欲は減退するが、極端にエネルギー消費が減るため、体重は増加する。
3　×　甲状腺ホルモン分泌の低下によって負のフィードバックが弱まり、下垂体前葉からの甲状腺刺激ホルモン（TSH）分泌は亢進する。
4　○　甲状腺ホルモンは肝などでLDL受容体を増加させ、血中コレステロールや中性脂肪を下げるため、低下症では二次性脂質異常症となる。
5　×　甲状腺機能低下症では、徐脈、心筋活動性低下、心拍出量低下、心音微弱となる。動悸は機能亢進症でみられる。

Ans.　1、4

100回薬剤師国家試験問題
解答・解説　評言社薬学教育センターより引用

告　知　板

第48回日本薬剤師会学術大会（鹿児島市）の事前参加登録費の助成について

第48回日本薬剤師会学術大会が、11月22日（日）・23日（月・祝）に、鹿児島市民文化ホール等で開催されます。本会では、地域・職域薬剤師会割当数（県薬代議員数）の事前参加登録費（10,000円）を助成いたします。希望される方は、所属地域・職域薬剤師会へお申し出てください。

地域・職域薬剤師会への申込締切を９月30日（水）といたします。



子どもが主役の街、今年は旧広島市民球場跡地に出現!!



ひろしま キッズシティ

Hiroshima Kids City 2015

日時:
2015.10.10[土]・11[日]

場所:
旧広島市民球場跡地



今年も子ども達が主役の街が2日間限定で出現します。
「広島キッズシティ2015」に是非お越し下さい!!

今年も、広島キッズシティに**“すこやか薬局”**を出展し、子ども達に**薬局・薬剤師職能をPR**します。子ども達が処方箋を見ながら、分包機にラムネ菓子を入れ分包作業をしたり、色糊を2色計って混合したり、**調剤業務の疑似体験**をします。

疑似体験修了後、顔写真入り修了証を子ども達に渡します。

PRのお手伝い・サポートをしていただける薬剤師さんのご協力をお願いいたします。

2日間中の午前、午後と４枠のシフト制でお手伝いを
お願いしたいので、ご都合の良い日をご連絡ください。

シフト	①10/10(土)9:30～13:00	②10/10(土)12:30～16:00
	③10/11(日)9:30～13:00	④10/11(日)12:30～16:00

担当職員：吉田　✉yoshida@hiroyaku.or.jp　☎（082）246-4317



毎日暑い日が続きますね･･･アイスは日頃からよく食べているのですが、今年は久しぶりにかき氷を食べました。人がアイスを食べたいと感じる温度よりかき氷を食べたいと感じる温度の方が高いらしく、沖縄の人はアイスよりかき氷をよく食べるそうです。つまり今年は猛暑の日が多かったということですね；

＜まめごま＞

残暑お見舞申し上げます。何度かマツダスタジアムに足を運んだり、毎日赤いローソンに行っているうちに、カープファンになりました。プロ野球に興味を持ったのは初めてのことで、夜ウォーキングしながらラジオで野球中継を聴くのが楽しみです。いつも言いますが、勝率アップと何かをくっつけて祈願いたしましょう。

＜メリッサ＞

仕事におわれ、孫に追われ、叫びたくなる時がある。うれしい悲鳴なのでしょうか。

＜バタバタ＞

今年も酷暑な日々が続きましたね。みなさま、お身体には充分お気を付けて、秋を迎えましょう。

＜みつき＞

夏が終わり、秋がやってきた。
いろんな秋があるけど、コアラの秋は・・・
今年もコアラ畑では、キウイ・ゆず・栗・柿など順調に実っている。
これからの天候次第だが、収穫できる日を楽しみにしています。

＜By コアラChanズ＞

先日、高校の陸上部OB会に誘われたので、参加してきました。久しぶりに先輩方にお会いして、懐かしい時間を過ごさせていただきました。
当時、真っ黒に日焼けしてグランドを走っていた中山先輩～～～！今年から母校の陸上部顧問になったとのこと。今も真っ黒だったので、直ぐに分かりましたよ。(*^^)v
帰りにアイスクリームを奢ってくださった佐伯先輩～～！先輩がアキレス腱を切った時のあの瞬間が蘇ってきました。今は公務員なんですってね。優しい笑顔は今も健在でした。(^^ ゞ
あの頃の私と今の私・・・変わってないところあるのかなぁ～。聞いてみたかったのですが、怖くて聞けませんでした。(笑)(≧◇≦)

＜もい鳥＞

夏といえば朝顔ですが大切に育てていた朝顔がなぜか二葉が出たところで消えてしまいます。２回そういうことがあり不思議だなと思っていたら、ある日３度目に植えて出た朝顔の芽をベランダで物干している間に一緒に出てきた愛犬がパクッと食べているのを目げきしてしまいました。(涙)

＜プリン＞

編　集　委　員

野村　祐仁	谷川　正之	井上　映子	豊見　敦
中川　潤子	田邊　ナオ	多森　繁美	林　真理子
玉浦　秀一	松井　聡政	永野　利香	有助美奈子

広島県警察本部 安全安心推進課発行　　平成27年7月8日

犯罪情報官 速報



『当たり馬券を教えます・・・』
ギャンブル必勝情報提供名目の高額詐欺が発生！

★★こんな情報絶対にありません★★ NO!!

チェック！

内容は？ →政治家という言葉から入会金を振り込ませる！！

☆ 当社の会員になったら競馬の当たり馬券を教えます
☆ 当社は政治家が資金不足になったら利用する会社です



手口は？ →情報料・・馬券代・・そして8，000万円の配当etc・・・

☆ 「政治家が利用するなら大丈夫」と信用させる
☆ 「馬券の情報料」，「馬券の購入代金」，「当社との取引実績が必要」などと言って現金を要求する
☆ 「トラブル解決金を振り込めば配当金8，000万円を受け取れる」と期待させる

防ぐには？ →「必ず儲かる，あなただけに教えます」は，絶対ない！！

世の中うまい話は絶対にありません。
被害に気づいたり，防ぐチャンスはたくさんあります。
日頃からお互いが声を掛け合いましょう！！



平成23年−平成27年
「なくそう犯罪」
ひろしま 新 アクション・プラン
〜犯罪の起こらない社会へ〜

運動目標 日本一安全・安心な広島県の実現
行動目標 これまでで最も被害の少ないまちを目指す
子ども・女性を犯罪から守る

なくそう 特殊詐欺被害 アンダー10



「なくそう特殊詐欺被害・アンダー10作戦」展開中！

メールマガジンで会員の皆さんにいち早く犯罪発生情報等をお知らせします。
携帯電話のバーコード読取機能を使って右のQRコードを読み取ってください。
28警察署のうち，特定の警察署のメールだけを受信するように設定することができます。
また，情報種別については，「子ども・女性対象の事件，不審者情報」「防犯情報」「県警からのお知らせ」の3つから，受信するメールを自由に選択できます。

メールマガジン会員登録

保険薬局ニュース

平 成 27年 9 月 1 日
広島県薬剤師会保険薬局部会
Vol.23 No. 5（No.129）

平成27年６月26日
広島県薬剤師会保険薬局部会

薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について

このことにつきまして、厚生労働省医薬食品局総務課より、日本薬剤師会を通じて、注意喚起の通知がありましたので、本文を抜粋し、ご連絡いたします。

各保険薬局におかれましては、引き続き、適切な調剤業務を遂行いただきますよう、お願い申し上げます。

薬局における調剤業務については、薬剤師法（昭和35年法律第14号）第19条により、薬剤師でない者が、販売又は授与の目的で調剤してはならないとされています。

今般、薬局において、薬剤師以外の者が軟膏剤の混合を行っていた事案が明らかとなりましたが、当該事案を含め、少なくともこうした軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を薬剤師以外の者が直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても同条への違反に該当するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第８条（管理者の義務）、第９条（薬局開設者の遵守事項）等への違反につながる行為であり、薬局に対する国民からの信頼を大きく損ねるという点でも大変遺憾です。

なお、本通知は、個別事案の発生に伴い、当該行為についての薬事法規上の解釈を示したものであることを申し添えます。

平成27年６月30日

地域薬剤師会会長各位

広 島 県 薬 剤 師 会
会 長　 前田 泰則
（担当：村上副会長）

福祉医療費公費負担事業に係る受給者証の更新について（通知）

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このことにつきまして、広島県健康福祉局長より通知がありましたので、お知らせいたします。

平成27年８月１日から、福祉医療費公費負担事業（重度心身障害者医療費（91重度）、ひとり親家庭等医療費（92ひとり親））の受給者証が更新され、次の地色に変更されます。

従って、従来の受給者証は、７月31日で無効となり、８月１日からは医療費助成制度の対象とならない場合や、受給者番号が変更となる場合がありますので、受給者証を確認し、ご注意ください。

なお、本件については、県薬会誌９月号（No.259）の保険薬局ニュースのページに掲載いたしますことを申し添えます。

○重度心身障害者医療費受給者証：青色
○ひとり親家庭等医療費受給者証：黄色
※乳幼児医療費（90乳幼児）受給者証については、変更ありません。

平成27年７月15日
広島県薬剤師会保険薬局部会

お盆中の調剤について

中国四国厚生局に、８月13日～15日の間、薬局の休業日（**終日**）として届け出ている薬局が、その届け出た期間中に、支部薬剤師会の輪番制で当番薬局として開局した場合、**時間外加算**を算定することができます。（2014年版保険薬局業務指針Ｐ.92（2012年版Ｐ.90）参照）

この場合、店内に**輪番制で開局している旨を掲示し、時間外扱いであることを告知してください。**明細書の発行が義務づけられており、患者に説明できない加算を算定することはできません。

支部薬剤師会の輪番制に参加するには、保険薬局部会会員で、応需薬局登録（県薬ホームページで一覧できます）が必要ですので、所属支部にご確認ください。

◆要件（保険薬局部会会員・応需薬局登録済）を満たした当番薬局では、13日（木）～15日（土）は、終日休局日として厚生局に届け出ている薬局のうち、支部当番薬局として、開局している場合に、**時間外加算**を算定可。これに当てはまらない薬局は、時間外加算の算定はできません。

なお、16日（日）が当該薬局の休日にあたる日であり、支部運営による輪番制で開局される場合は、休日加算を算定できます。



平成27年度DEM事業の実施について

平素より、本会事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて､延期されておりました､DEM（薬剤イベントモニタリング）事業の全国一斉調査のテーマは､SGLT2阻害薬（６成分）によるイベント発現等の調査で、今回は、調査当日に何らかの処方せんを持参した患者のうち、薬歴から自薬局で調剤したＳＧＬＴ２阻害薬（調査対象医薬品）を服用中であると考えられる患者に、前回調剤日から今日（調査日）までの間に、「薬を飲んで何か変わったことはありませんでしたか？」と質問していただきます。

本年度の調査期間は、平成27年９月14日（月）～ 20日（日）までですが、**９月10日（木）までを、テスト入力期間**といたしまして、広島県薬剤師会ホームページ会員専用ページに、「平成27年度日薬DEM事業のインターネット報告」画面を設けましたので、是非お試しください。

詳細については、日薬雑誌７月号（P79 ～ P82）と日薬ホームページ会員向け情報に掲載されておりますので、ご参照ください。

業務ご多忙中のところ、お手数ではございますが、薬局が医薬品の適正使用に一層貢献することを目的としており、併せて、薬局薬剤師の有用性を社会に示すものでもありますので、本事業の趣旨をご理解いただき、本年度もご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

広島県薬剤師会ホームページの会員専用ページから　　http://www.hiroyaku.or.jp/

「平成27年度日薬DEM事業のインターネット報告」　　http://www.hiroyaku.or.jp/member/dem

○対　象　患　者：調査当日に何らかの処方せんを持参した患者のうち、薬歴から**自薬局**で調剤したSGLT2阻害薬を服用中であると考えられる患者。

○調査対象医薬品：イプラグリフロジン、エンパグリフロジン、ダパグリフロジン、トホグリフロジン、ルセオグリフロジン

○対象患者への聞き方：

次の指定項目については、原則、統一した言葉で質問していただきます。

設問11.前回調剤日から今日（調査日）までの間に、「薬を飲んで何か変わったことは　ありませんでしたか。」

【参照】

※日薬雑誌７月号Ｐ79 ～、

日薬ＨＰ＞薬剤師のみなさまへ＞会員の方はこちら＞日薬DEM事業

広　島　市

広島市重度障害者医療費受給者証をお持ちの方に、介護保険の居宅療養管理指導を行う場合、利用者負担を助成する制度があります。この制度について、平成27年8月から変更があります。

1　事業の概要（事業名：広島市重度心身障害者介護保険利用負担助成事業）

⑴　助成内容

広島市重度心身障害者医療の対象者で、介護保険の要介護又は要支援認定を受けた方が、以下のサービスを利用した際の利用者負担（１割）を助成します。

①訪問看護 ②訪問リハビリテーション **③居宅療養管理指導** ④通所リハビリテーション（介護老人保健施設は除く）⑤介護療養型医療施設への入院　※①～④は介護予防含む

⑵　利用方法

サービス利用時に、利用者が重度障害者医療費受給者証と支給申請書を事業者(薬局等)に提示する。

⇩

事業者（薬局等）がその支給申請書にサービス内容を証明し、広島市へ提出する。

⇩

広島市から事業者（薬局等）へ利用者負担相当額（１割）を支払う。

2　平成27年８月からの変更内容

⑴　助成額の変更

平成27年７月サービス分まで		平成27年８月サービス分から
介護保険の利用者負担（１割）を助成。	⇨	**原則介護サービス費の1割を助成。** **ただし、平成27年7月サービス分以前からの本助成の継続利用者で、介護保険の利用者負担が2割になる方は、経過措置として、平成30年3月サービス分まで2割を助成。**

⑵　継続利用者の確認方法

介護保険の利用者負担が２割になる方で、平成27年７月サービス分以前からの本助成の継続利用者には、継続利用者であることを示す書類として、**「重度障害者介護保険利用負担助成額（2割助成）通知書」**を発行します。（大きさ：後期高齢者医療被保険者証と同じ　色：オレンジ）

⑶　支給申請書の変更

平成27年８月サービス分から申請書を変更します。新しい申請書は、平成27年７月から、市役所保険年金課及び各区保健福祉課に配備するほか、広島市ホームページにも掲載いたします。

詳しくは下記までお問合せください。

〒730-8586　広島市中区国泰寺町１丁目６番34号
広島市役所健康福祉局保険年金課福祉医療係
担当　原野　　電話　082-504-2158（直通）

国会レポート
「骨太方針2015」



文部科学副大臣・参議院議員
藤　井　基　之

FIFAが汚職問題で揺れるなか開催された、カナダでの女子サッカーワールドカップ、前回優勝の“なでしこジャパン”は、戦前の期待通り３戦全勝の１位でグループステージを通過、決勝トーナメントは何れも僅差ながら順調に勝ち進み、決勝は前回大会と同じアメリカとの一戦、私も政府代表として急遽応援に駆けつけましたが、惜しくも連覇はなりませんでした。なでしこたちの戦いぶりには賞賛と労いの言葉を送りたいと思います。

さて、政府は６月30日、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太の方針2015」）、『「経済再興戦略」改訂2015』及び「規制改革実施計画」を閣議決定しました。

骨太の方針では、最近の企業収益の改善や株価上昇、雇用環境の改善といったアベノミクスによる経済再生と、それに伴う財政状況の改善を評価したうえで、人口減少・高齢化が一層進展するなか、赤字が継続している我が国の財政とその大宗を占める社会保障制度が立ち行かなくなることは明らかとして、2020年度の財政健全化目標の達成に向けて、経済と財政の改革に不退転の決意で断行するとしています。

医薬品等に関する具体的な事項としては、

○後発医薬品に係る数量シェア目標を平成32年度末までのなるべく早い時期に80％以上とする。また、臨床上必要性の高い基礎的医薬品の安定供給、新薬の適正評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化について検討する。

○薬価改定のあり方について、平成30年度までの改定実績も踏まえ、その頻度も含めて検討する。

○薬局について、薬剤師による効果的な投薬・服薬管理や地域包括ケアへの参画を目指すとともに、服薬管理や在宅医療等への貢献度による適正な評価を行い、患者本位の医薬分業の実現に向けた見直しを行う。

ことなどが示されています。

また、規制改革実施計画は先の規制改革会議の答申を踏まえて策定されたもので、

○薬局における診療報酬とサービスのあり方について、門前薬局の評価を見直すとともに、努力した薬局・薬剤師が評価されるようにする。

○医薬分業の本旨を推進する中で、患者の薬局選択の自由を確保しつつ、患者の利便性に配慮する観点から、保険薬局と保健医療機関の間で、患者が公道を行き来することを求め、また、その結果フェンスが設置されるような現行の構造上の規制を改める。

○市販品類似薬について、負担の不公平が生じやすいとの指摘を踏まえ、実効性ある適正給付のあり方を検討する。

ことなどを挙げています。

今後これらの決定内容を踏まえ、具体的な検討が厚生労働省等で進められることとなりますが、質の高い医療の確保や社会保障制度の安定に向け、引き続き努めて参ります。

ところで、来年夏の参議院議員選挙まで１年となりました。６年前の今頃は、北海道から九州・沖縄まで全国を駆け回っていたのを思い出します。現在は文部科学副大臣として公務に追われる日々が続き、各地での薬剤師会の会合などにも思うように出席できない状況です。関係者の皆様方にご迷惑をお掛けしていますこと、改めてお詫び致します。

藤井もとゆきホームページ　http://mfujii.gr.jp/

国会レポート
「日本再興戦略改訂2015」

文部科学副大臣・参議院議員
藤　井　基　之

第97回全国高校野球選手権大会は、８月６日に阪神甲子園球場で開会式が行われ２週間に及ぶ戦いの火蓋が切られました。厳しい地方予選を勝ち抜き、晴れ舞台への出場を果たした代表49校には、深紅の優勝旗を目指して全力を出し切り、悔いのないプレーをしてもらいたいと思います。今大会は、第１回全国中等学校優勝野球大会が開催されてから100年目の記念大会となり、開会式後の第１試合の始球式には、第１回大会出場校の早稲田実業OBの王貞治氏が登板、見事なストライク投球に球場を埋め尽くした野球ファンから大きな拍手喝采を浴びました。残念ながら、私は文部科学副大臣としての用務で印国に出張中であったためライブで見てはいませんが、次の100年に向けて記憶に残る一コマになったのではないでしょうか。

さて、前月の本レポートでは「骨太の方針2015」の概要について紹介しましたが、今回は同時に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」について触れたいと思います。

安倍政権がスタートした２年半前に比べ、日本経済の好循環は着実に回り始め、かつての強さを取り戻しつつあるものの、人口減少社会の到来によって、生産年齢人口の増加が当分の間期待できないことを考えるならば、消費だけが拡大したとしても、経済全体としての生産性が向上しなければ、経済成長はいずれ限界にぶつかるのは明らかとして、今回の改訂2015を人口減少下における供給制約の軛を乗り越えるための対策を講ずる、アベノミクスの第二ステージと位置付けています。将来の発展に向けた設備、技術、人材への民間投資が生産性を高めるための最大の鍵であり、未来投資による生産性革命の実現とローカル・アベノミクスの推進を車の両輪として推し進め、日本を成長軌道に乗せるとしています。

健康・医療産業の分野での新たな具体的取り組みとしては、地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設立促進及びそのネットワーク化、地域資源（農・食、観光等）と連携した新たなヘルスケアビジネスの創設など、ヘルスケア産業の創出を促進する。本年10月にスタートするマイナンバー制度のインフラを活用し、十分な情報セキュリティ対策を講じた上で、医療・介護分野での番号制を導入する。地域医療情報連携ネットワーク・電子カルテの普及促進、医療介護政策へのデーターベースの一層の活用など、ICT化を強力に推進する。医療のアウトバウンド・インバウンドなど国際展開を促進する。国際薬事規制調和戦略に基づき、諸外国との薬事規制の相違による障壁を取り除き、優れた製品の輸出拡大を図ることにより、医薬品・医療機器産業の活性化を図る。ことなどを取り上げています。

医療介護・ヘルスケア産業は、我が国を牽引する成長分野として大きな期待が寄せられているところであります。引き続き科学技術の振興に努めるなど、その活性化と生産性の向上に取り組んで参りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ　http://mfujii.gr.jp/

全国薬剤師フォーラム2015



辻　哲也

日　時：平成27年8月8日（土）· 9日（日）
場　所：クロスウエーブ船橋

今回のテーマは、来年行われる参議院議員選挙を見据えて「青年部が変えるこの１年～ 60万の仲間づくり」。日本中から約100名の若手薬剤師が集まり、薬剤師連盟の活動や薬剤師と政治の関わりの理解をいかに深めていくか、熱い議論が行われました。

私の班は若手薬剤師の交流や活動が活発な県と、まだまだこれから活動を本格化させたいと思っている県の両方がありました。しかし、どちらの県にも共通して持つべき認識は、「自分の県単位ではなく、もっと細分化された小さな地区で、丁寧につながりを持てるような集まりを増やしていこう」ということでした。広島県には広島県青年薬剤師会がありますが、私が会長を務めさせていただいた４年間は、正直県西部を中心とした活動に偏ってしまっていました。今後は広島県青年薬剤師会に関わる者として、また薬剤師連盟の青年部として、まずは顔と名前を知ってもらって、「あなたが言うのなら協力しましょう」と言ってもらえるような関係づくりを進めていこうと思いました。

確かに政治や選挙に拒絶反応を示す方も多いと思います。「きちんと患者さんのために動いていれば、きっと分かってくれる」―そう思っておられる方も多いと思います。しかし現状はどうでしょうか？「分かってもらっている」その結果が、今の薬剤師への「逆風」でもよいのでしょうか？ご多忙の中船橋まで駆けつけてくださった藤井もとゆき先生、松本純先生、とかしきなおみ先生、ふくだ峰之先生、皆さんおっしゃいました。「法律は政治家が作っている。これはまぎれもない『事実』である」と。自分たちがこれからどのように進んでいくのか、どのように社会と関わっていくのか、日本中の薬剤師の覚悟と行動力が問われています。薬剤師の社会的地位をさらに上げていくために私たちがどういう権能を与えられて仕事をしたらよいかということを、これからもずっと戦い続けていかなければならないはずです。

来年１月10日（日）、11日（月･祝）には岡山県で「中国５県若手薬剤師フォーラム2016」を開催します。全員参加型のこれまでとはちょっと違う楽しい雰囲気で、私たちの生活と制度、社会的使命、政治参加について考えていこうと思います。もちろん横のつながりも増やしながら、気持ちが前向きになれるような企画を考えていますので、ぜひご参加いただければと思います。

薬剤師の力はまだまだこんなものじゃない！今後に向けてそう思えた２日間でした。最後になりましたが、本フォーラムに参加させていただきましてありがとうございました。







国勢調査
2015

政府統計

スマート国勢調査!

全国一斉インターネット回答をスタートします!



＼ 5年に1度の大調査!! ／

国勢調査が、進化しました!

今回の調査は、パソコン・タブレット・スマートフォンからもご回答いただけます!



いつでもどこでも、便利に回答。
パソコン、タブレット、スマートフォンでの回答を可能に!!

インターネット回答は

9月10日~20日

インターネット回答がなかった
世帯には調査員が調査票をお配りいたします!!

調査票での回答は

10月1日~7日



- 9月10日~9月12日 インターネット回答用IDを配布
- 9月10日~9月20日 インターネット回答
- 9月26日~9月30日 調査票を配布
- 10月1日~10月7日 調査票提出

回答いただいた情報は厳重に保護されます。国勢調査は「統計法」で厳格な秘密保護が定められています。回答いただいた内容は統計以外の目的に使用することはありません。

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした、国の最も重要な統計調査です。

調査結果は、福祉施策や防災計画、生活環境の改善をはじめとした日本の未来をつくるために欠かせない様々な施策の計画づくりなどに役立てられます。
マンションなどの集合住宅にお住まいの方、管理者の方におかれましても調査への回答、ご協力をお願いいたします。

国勢調査コールセンター

市内通話料でOK ナビダイヤル

0570-07-2015 IP電話の場合:03-4330-2015

設置期間:平成27年8月24日から10月31日まで

受付時間:午前8時~午後9時(土・日・祝日にもご利用になれます)

※おかけ間違いのないようにご注意ください。
※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。
携帯電話・PHSの場合、それぞれ所定の通話料金となります。
※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

国勢調査2015キャンペーンサイトにてスペシャルムービー公開中!!

くわしくは 国勢調査2015 検索

http://kokusei2015.stat.go.jp/

国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください。
調査員は、「国勢調査員証」を身に付けています。不審に思われた場合には、市区町村の国勢調査担当までお問い合わせください。

総務省統計局・都道府県・市区町村からのお知らせです

第45回　広島県薬剤師会

定 時 総 会 資 料

平成27年６月14日（日）

公益社団法人 広島県薬剤師会

第45回広島県薬剤師会定時総会付議事項

目　　次

（報　　告）

報告第１号　平成26年度会務及び事業報告（公衆衛生）…… 1
報告第２号　平成26年度事業報告（検査）…… 19
報告第３号　平成26年度事業報告（会館）…… 21
報告第４号　平成26年度事業報告（共益）…… 21
報告第５号　平成26年度貸借対照表…… 22
報告第６号　平成26年度貸借対照表内訳表…… 24
報告第７号　平成26年度正味財産増減計算書…… 26
報告第８号　平成26年度正味財産増減計算書内訳表…… 29
報告第９号　財務諸表に対する注記…… 33
報告第１０号　附属明細書…… 36
報告第１１号　財産目録…… 37
報告第１２号　監査報告書…… 40

（議　　案）

議案第１号　公益社団法人広島県薬剤師会館建設について（案）…… 41

報 告 第 1 号

平成26年度　会務務及び事業報告

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

第１　一般会務関係

１．会員数　総数　3,110人（3,128人）　平成26年10月末現在（　）内は前年度

正会員　　A　　1,526人（1,526）
正会員　　B　　1,374　（1,367）
準会員　　D　　95　（C53・D69）
賛助会員　A　　64　（ 63）
賛助会員　B　　51　（ 51）
前年度より　　18人減

平成26年度地域・職域薬剤師会別会員数

（平成26年10月31日現在）

区　分	正会員 A	賛助会員 A	正会員 B	正会員 C	準会員 D	合 計
広　島	384 (378)	39 (37)	451 (457)	(12)	36 (27)	910 (920)
安　佐	153 (150)	10 (9)	174 (176)	(4)	10 (7)	347 (346)
	(77)	(4)	(100)	(3)	(16)	(200)
広島佐伯	63 (61)		69 (68)	(3)	2 (3)	134 (135)
大　竹	22 (23)	2 (2)	17 (14)	(2)	1	41 (41)
廿日市	53 (55)	2 (2)	47 (53)	(7)	6 (1)	118 (118)
東広島	85 (86)	1 (1)	84 (75)		1 (2)	164 (164)
呉	135 (130)	1 (2)	91 (89)	(1)	3 (3)	225 (225)
竹　原	40 (40)		29 (26)	(2)	4 (2)	70 (70)
福　山	271 (273)		126 (122)	(6)	3 (3)	400 (404)
三　原	56 (58)	3 (4)	27 (33)	(6)	6	100 (100)
尾　道	98 (98)		35 (35)	1 (1)	2 (2)	136 (136)
因　島	20 (21)		22 (18)			39 (39)
三　次	67 (66)	2 (2)	47 (49)	0 (1)	4 (3)	121 (121)
行　政			56 (53)	(5)	3	59 (58)
計	1,526 (1,525)	64 (63)	1,374 (1,367)	(53)	95 (69)	3,059 (3,077)

上段　：　平成26年度会員数
下段　：　（平成25年度会員数）

２．各種会議開催状況

(1) 第43回定時総会
(2) 第44回臨時総会
(3) 会長、副会長会　　5 回
(4) 理　　事　　会　　3 回
(5) 常 務 理 事 会　　13 回
(6) 地域・職域会長協議会
　（支部長･理事合同会議）　　2 回
(7) 監　　査　　会　　1 回
(8) 委　員　会　等
　業務担当別理事会　8 回
　広報委員会　17 回
　会員委員会　 1 回
　選考委員会　 2 回
　薬草に親しむ会打合会　 2 回
　地対協ＷＧ　 10 回
　広島キッズシティ2014打合会　 2 回
　子育て応援団すこやか2014打合会　 3 回
　子育て応援団すこやか2015打合会　 2 回
　薬学生実務実習受け入れ支部担当責任者会議　 1 回
　禁煙支援アドバイザー運営委員会　 1 回
　マスコット・キャラクター検討会　 4 回
　災害対策委員会　 3 回
　薬剤師禁煙支援アドバイザー認定制度特別委員会　1 回
　選挙管理委員会　 1 回
　薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会開催に係る打合会　1 回
　会計部打合会　 3 回
　規程等打合会　 1 回
　公益社団法人定款及び諸規程検討委員会　 2 回
　県薬ホームページ管理・運営ＷＧ　 1 回
　新会館建設に係る打合　 2 回
　新会館建設に係るヒアリング　 3 回

　会館建設特別委員会　 4 回
　薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業検討会　 2 回
　健康情報拠点薬局事業ＷＧ　 2 回
　生涯学習推進ワーキンググループ　 2 回

３．公的機関への協力

広島県薬事審議会（委員 前田泰則　中川潤子）
広島県医療審議会（委員 吉田亜賀子　松村智子）
広島県薬物乱用対策推進本部（本部員 前田泰則　幹事 大塚幸三）
広島県医療費適正化計画検討委員会（委員 豊見雅文）
中国地方社会保険医療協議会（委員 渡邊英晶）
広島県保健医療計画検討委員会（委員 前田泰則）
広島県環境審議会（委員 中川潤子）
広島県地域保健対策協議会（理事 前田泰則 渡邊英晶）
広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会（委員 豊見 敦）
広島県医療安全推進協議会（委員 渡邊英晶）
広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会（委員 渡邊英晶）
健康ひろしま21推進協議会（委員 中川潤子）
ひろしま食育・健康づくり実行委員会（委員 二川 勝）
ひろしま食育・健康づくり実行委員会ワーキング会議（委員 井上映子）
ひろしま健康づくり県民運動推進会議（委員 重森友幸）
広島県がん対策推進協議会（委員 大塚幸三　緩和ケア推進部会委員 青野拓郎）
広島県合同輸血療法委員会（委員 木平健治）
広島県緩和ケア人材育成検討会（委員 青野拓郎）
広島県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（臨時委員 渡邊英晶）
広島県エイズ対策推進会議（委員 村上信行）
広島県地域医療再生計画推進委員会（委員 前田泰則）
(公財)広島県地域保健医療推進機構（評議員 前田泰則）
(公財)広島原爆障害対策協議会（評議員 前田泰則）
中国・四国厚生局保険指導薬剤師
　（坂本 徹　今田考昭　下田代幹太　宗 文彦　河田邦貴　石井淳規）
広島県地域包括ケア推進センター運営協議会（委員 前田泰則）
ケアマネマイスター広島（岸川映子）
広島県治験等活性化検討会（委員 開　浩一）
広島県緩和ケア支援センター地域在宅緩和ケア推進協議会（委員 青野拓郎）
ひろしま医療関連産業クラスター推進会議（委員 前田泰則）
新たな財政支援制度検討委員会（委員 前田泰則）
ひろしま医療関連産業クラスター推進会議専門委員会（委員 大塚幸三）
広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム（委員 有村健二）
難病患者の災害時支援マニュアル作成・検討を行う委員会（委員 村上信行）
在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会（委員 中川潤子）

４．関係機関への協力

日本薬剤師会関係（任期：～平成26年6月29日）
　日本薬剤師会（理事 豊見雅文）
　日本薬剤師会医薬分業対策委員会（委員 豊見　敦）

日本薬剤師会情報システム検討委員会（副担当理事 豊見雅文）
日本薬剤師会医薬品試験委員会（副担当理事 豊見雅文）
日本薬剤師会災害対策委員会（委員 串田慎也）
日本薬剤師会行政薬剤師部会（幹事 仲本典正）
日本薬剤師会学校薬剤師部会（副担当理事 豊見雅文）
日本薬剤師会医療保険委員会（副担当理事 豊見雅文）
日本薬剤師会ＤＩ委員会（副担当理事 豊見雅文）
日本薬剤師会薬価基準検討委員会（副担当理事 豊見雅文）
日本薬剤師会環境衛生委員会（副担当理事 豊見雅文）
日本薬剤師会公衆衛生委員会（副担当理事 豊見雅文　委員 野村祐仁）
日本薬剤師会年金委員会（副担当理事 豊見雅文）
日本薬剤師会総会議事運営委員会（委員 村上信行）
(公財)日本学校保健会（監事 豊見雅文）
日本病院薬剤師会インタビューフォーム検討会（委員 豊見雅文）
日本薬剤師会病院診療所薬剤師部会（研修会ＷＧ 木平健治）
日本薬剤師会関係（任期：平成26年6月29日～）
日本薬剤師会薬学教育委員会（委員 松村智子）
日本薬剤師会医薬分業対策委員会（副委員長 豊見　敦）
日本薬剤師会公衆衛生委員会（委員 野村祐仁）
日本薬剤師会災害対策委員会（委員 串田慎也）
日本薬剤師会病院診療所薬剤師部会（幹事 木平健治）
日本薬剤師会行政薬剤師部会（幹事 海島照美）
日本薬剤師会学校薬剤師部会（幹事 豊見雅文）
日本薬剤師会議事運営委員会委員（委員 前田泰則）
社会保険診療報酬支払基金広島支部
（審査委員 豊見雅文　青野拓郎　宮本一彦　調剤担当者代表幹事会参与 村上信行）
広島県国民健康保険診療報酬審査委員会（委員 木平健治　服部　聖）
ＮＰＯ法人広島県介護支援専門員協会（理事 村上信行　監事 有村健二）
広島県学校保健会（副会長 永野孝夫）
広島プライマリ・ケア研究会（世話人役員 木平健治　井上映子）
日本薬学会中国四国支部（幹事 前田泰則）
第31回広島県薬事衛生大会実行委員会（委員 大塚幸三　渡邊英晶　野村祐仁　中川潤子）
(公財)友愛福祉財団（評議員 豊見雅文）
第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会組織委員（副大会長 前田泰則　委員　豊見雅文　大塚幸三　野村祐仁　村上信行　渡邊英晶　松村智子　辻　哲也）
ＮＰＯ法人広島県介護支援専門員協会
(公社)青少年育成広島県民会議
(公社)広島交響楽協会
広島県禁煙支援ネットワーク
(公財)ひろしま国際センター
広島県日中親善友好協会
(公社)広島県防犯連合会
(公社)日本臓器移植ネットワーク
(公財)ひろしまドナーバンク
(公社)広島東法人会

広島市防火連絡協議会
(社福)広島県社会福祉協議会
(公財)ひろしまこども夢財団
(一社)広島県社会保険協会
広島県毒物劇物安全協会
全国公益法人協会
建国記念の日奉祝委員会
(一社)広島県シルバーサービス振興会

５．会員の表彰

藍綬褒章	前田　泰則（呉）			（敬称略）
厚生労働大臣表彰（薬事功労）	豊見　雅文（広島佐伯）			
文部科学大臣表彰	河内　一仁（広島）			
文部科学大臣表彰（学校薬剤師制度創設60周年記念事業）				
	児玉　信子（広島）	平井紀美恵（三原）	鍋島　陸枝（福山）	
	玉浦　巖（三原）			
日本薬剤師会有功賞	田妻　正吉（広島）	津村美久子（尾道）	久光　静子（広島）	
広島県知事表彰（薬事功労）	有田　義光（三原）	竹乗　秀晴（東広島）		
広島県学校保健・学校安全表彰	村上　信行（福山）	川崎富士江（三原）		
広島県薬剤師会賞	今田　哲生（広島）	木村　昌彦（安佐）	畠山　厚（安芸）	
	山岡恵美子（福山）	青野　拓郎（安佐）		
広島県薬剤師会功労賞	坂本　徹（広島）	吉田亜賀子（広島）	秋本　浩志（安佐）	
	土居　典子（安芸）	長谷川項一（広島佐伯）		
	藤山　りさ（廿日市）	川崎　一仁（東広島）		
	郷谷　操（福山）	山口　恵徳（福山）	下田　篤子（尾道）	
広島県薬剤師会有功賞	加川美弥子（広島）	寺元　清子（竹原）	松尾　禎子（三原）	
	住田　弘子（三原）	新歩一明子（三原）	小田原　晧（尾道）	

６．会員物故　（敬称略）

（広島佐伯支部）　鶺池　太郎

７．各種印刷出版物等

広島県薬剤師会誌（4回）
広島県薬メールニュース（13件）
Drug Information News
平成26年度版広島県薬剤師会会員名簿
2015年版管理記録簿
お薬手帳
薬物の乱用はダメ。ゼッタイ。（テキスト・リーフレット）
薬の基礎知識
「調剤事故発生時の対応マニュアル」
「調剤事故発生時の再確認」
「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き」・ＤＶＤ「薬学教育実務実習指導のポイント」
連絡先ステッカー
薬剤師倫理規定
「個人情報保護に関する基本方針」ポスター
「安心して薬局サービスを受けていただくために（お知らせ）」ポスター

「お薬のこと」・「お願い」ポスター
お薬手帳啓発ポスター
「薬の正しい使い方」リーフレット
薬剤師名札

第２　事業関係（公衆衛生）

１　県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動

（1）講座・研修会等の開催及び講師派遣等事業

ア　薬事衛生指導員制度事業

ａ・薬事衛生指導員（116名）の派遣

ｂ・薬事衛生指導員講習会及び学校薬剤師研修会の開催（広島27.2.7　福山27.2.8）

イ　禁煙支援事業

ａ・薬剤師禁煙支援マスターの認定（13名）・アドバイザーの認定（60名）

ｂ・平成26年度世界禁煙デー・禁煙週間への協力（26.5.31～6.6）

ｃ・平成26年度広島県禁煙支援ネットワーク（記者会見）への出席（26.6.23）

ｄ・平成26年度広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会への出席（26.10.5）

ｅ・第12回広島県禁煙支援ネットワーク研修会への協力・参加（26.10.5）

ｆ・薬剤師禁煙支援アドバイザー（60名）及び広島県健康生活応援店（135店）のWebサイトへの掲載

ｇ・広島県禁煙支援ネットワークピンバッチの配布（200個）

ｈ・禁煙支援アドバイザー研修会の開催（27.1.18）

ウ　アンチ・ドーピング活動

ａ・平成26年度ドーピング防止ホットライン担当者研修会への参加（東京 26.11.28）

エ　薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業

ａ・薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業への協力（26.8.6　26.11.6　27.2.9）

ｂ・広島県在宅支援薬剤師研修会の開催（26.12.14　26.12.21）

ｃ・平成26年度在宅医療推進拠点整備事業報告会への参加（27.3.22）

オ　在宅医療推進活動

ａ・平成26年度新たな財政支援制度検討委員会への出席
（26.4.18　26.5.30　26.7.11　26.9.24　27.2.9）

ｂ・新基金事業に係る四師会事前調整会議への出席（26.5.22）

ｃ・「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（新基金）」にかかる都道府県個別ヒアリングへの出席（東京 26.8.4）

ｄ・広島県歯科医師会移転に係る委員会への出席（26.8.30）

ｅ・広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議ＰＲ・まちづくり部会への出席
（26.10.1　27.2.4）

ｆ・未就業薬剤師就業支援事業実行委員会の開催（27.1.25　27.2.5）

ｇ・医療・衛生材料供給拠点整備委員会の開催（27.2.25　27.3.23）

ｈ・在宅医療を推進するための研修に関する連携協定式の開催（27.2.27）

ｉ・在宅医療推進委員会の開催（27.1.29　27.2.19　27.3.26）

ｊ・在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会の開催（27.2.27　27.3.13）

ｋ・注射剤調剤の基本技能取得のための研修会（在宅支援薬剤師研修）の開催
安田女子大学（27.3.15）

ｌ・無菌調剤研修会（在宅支援薬剤師研修）の開催　広島国際大学（27.3.21）

ｍ・無菌製剤処理研修会（在宅支援薬剤師研修）の開催　福山大学（27.3.21）

ｎ・復職支援研修説明会の開催　（広島 27.3.24・参加者10名　福山 27.3.24・参加者13名）

ｏ・在宅医療のための無菌調剤・フィジカルアセスメントトライアル講習会（在宅支援薬剤師研修）の開催　広島大学（27.3.29）

カ　新薬剤師研修会の開催（26.7.6・参加者31名）

キ　研修会への講師派遣

ａ・平成26年度「ケア・サポート」講習会への講師派遣（26.9.2）

ｂ・介護労働安定センター平成26年度介護労働講習・短期専門講習「すぐに役立つ！介護職のための薬の知識」への講師派遣（26.9.9）

ｃ・薬物乱用防止講演会への講師派遣（26.11.12）

ｄ・第12回ジェネリック医薬品安心使用促進セミナーへの講師派遣（26.11.16）

ｅ・竹原薬剤師会地域包括ケアにおける講演会への講師派遣（27.2.22）

ク　プライマリ・ケアの推進

ａ・プライマリ・ケアにおけるかかりつけ薬局の普及及び医療機関との連携・協力

ｂ・広島プライマリ・ケア研究会への協力

ｃ・広島プライマリ・ケア研究会世話人会への出席（26.10.10）

ｄ・第26回広島プライマリ・ケア研究会への参加（27.2.26）

ｅ・「県民公開講座」の開催（27.1.31）

(2) 県民への薬と健康に関する啓発事業

ア　「薬と健康の週間」の企画・運営

ａ・「薬と健康の週間」の実施（26.10.17～10.23）

ｂ・薬と健康の週間ポスターの配付

ｃ・くすりと健康相談窓口の開設（26.5.15　安佐北区総合福祉センター）

〃　（25.5.24　さつき祭りイベント会場ポポロ）

〃　（26.6.29　東区総合福祉センター）

〃　（26.7.6　東区総合福祉センター）

〃　（26.9.18　安佐南区総合福祉センター）

〃　（26.9.21　竹原市保健センター・ふくしの駅周辺）

〃　（26.9.28　東区総合福祉センター）

〃　（26.9.28　神辺文化センター）

〃　（26.10.4・5　府中市文化センター）

〃　（26.10.5　広島市中区地域保健センター）

〃　（26.10.18　二河公園多目的グラウンド・呉中央公園）

〃　（26.10.18・19　ローズアリーナ）

〃　（26.10.25　安佐医師会館）

〃　（26.10.26　サントピア大竹）

〃　（26.11.1・2　三原サンシープラザ）

〃　（26.11.2　広島サンプラザ、近隣公園）

〃　（26.11.2　東広島運動公園体育会(ｱｸｱﾊﾟｰｸ)）

〃　（26.11.9　佐伯区民文化センター及び五日市中央公園）

〃　（26.11.9　廿日市健康福祉センター）

〃　（26.11.9　尾道総合福祉センター）

〃　（26.11.9　三次市福祉保健センター）

〃　（26.11.20　安佐北区総合福祉センター）

〃　（26.11.23　ひまわりぷらざ･海田西小･海田西中周辺）

〃　（26.11.30　新市老人福祉センター及び新市公民館）

ｄ・第31回広島県薬事衛生大会実行委員会への出席（6.17　9.11）

ｅ・第31回広島県薬事衛生大会への協力（26.11.27）

ｆ・平成26年度薬祖神大祭の開催（26.11.27）

ｇ・平成27年薬事関係者新年互礼会の開催（27.1.8）

イ　「薬草に親しむ会」の企画・運営

ａ・薬草に親しむ会の開催（26.9.23　山県郡安芸太田町・参加者120名）

ウ　薬物乱用防止活動

ａ・平成26年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会への出席（26.6.18）

ｂ・平成26年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への協力（26.6.20～7.19）

ｃ・平成26年度広島県薬物乱用対策推進本部会議への出席（26.7.18）

ｄ・広島県麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力（26.10.1～11.30）

ｅ・広島県ダメゼッタイ普及運動実行委員会への協力

ｆ・麻薬、覚せい剤、向精神薬等薬物乱用防止活動の推進への協力

ｇ・薬物乱用防止対策の推進

ｈ・広島県薬物乱用防止指導員の推薦（51名）（任期～29.7.31）

ｉ・広島薬物関連問題関係者ネットワーク（ひろしまＤネット）への協力

ｊ・第3回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマへの協力（26.9.21）

ｋ・平成26年度「不正大麻、けし撲滅運動月間」への協力（26.5.1～6.30）

ｌ・「薬物の乱用はダメ。ゼッタイ。」［ＳＴＯＰ違法ドラッグ」等の配付（61件）

ｍ・麻薬・向精神薬盗難事故についての周知、発見への協力

エ　広島県健康増進計画への協力

ａ・ひろしま食育・健康づくり実行委員会への協力

ｂ・ひろしま食育・健康づくり実行委員会への出席（26.6.12　27.3.19）

ｃ・平成26年度食生活改善普及運動への協力（26.9.1～9.30）

ｄ・ひろしま県お弁当3・3コンクールへの協力

ｅ・平成26年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議への協力

ｆ・健康づくりの推進に向けた連携協力協定に基づく会議（38団体）への出席（27.3.17）

(3) その他事業

ア　「がん検診サポート薬剤師」事業

ａ・平成26年度「がん検診へ行こうよ」推進会議への出席（26.4.18）

ｂ・「がん検診へ行こうよ」inマツダスタジアム2014への協力（26.9.11）

ｃ・広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会の開催

（福山 26.12.4・参加者15名　広島 27.1.24・参加者22名）

ｄ・広島県がん検診サポート薬剤師（320名）

ｅ・平成26年度がん征圧月間への協力（26.9.1～9.30）

ｆ・広島県がん対策協議会への出席（26.9.8　27.3.25）

ｇ・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会への出席

（26.4.17　26.8.22　27.1.22　27.3.19）

ｈ・ピンクリボンdeカープ（対西武ライオンズ戦）への参加・協力（26.5.25）

ｉ・ピンクリボングッズの販売協力（26.11.8・9）

ｊ・「がん検診に行きましたか？当薬局で、ご相談受付中」のぼりの作製（100本）

イ　「広島県薬剤師会認定基準薬局制度」の推進

ａ・認定基準薬局制度運営協議会の開催（26.7.30　26.11.26　27.3.30）

ｂ・広島県薬剤師会認定「基準薬局」の推進　第1次認定　26.4.1　薬局(新規 2 更新 33)

第2次認定　26.8.1　薬局(新規 0 更新 33)

第3次認定　26.12.1　薬局(新規 1 更新 58)

27.3.31現在　認定基準薬局数（431薬局）

ｃ・薬局業務運営ガイドラインの周知徹底

ウ　高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修の開催

ａ・高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修会の開催（26.11.30・参加者289名）

エ　情報提供活動

ａ・一般紙へ薬局業務・薬剤師職能ＰＲ広告掲載
（中国新聞　26.8.6　26.10.17　27.1.5　27.3.12）

ｂ・県薬会誌の発行（6回）

ｃ・広島県薬メールニュースの配信（23件）

ｄ・広島県薬局機能情報公開制度への対応

ｅ・平成26年度版広島県薬剤師会会員名簿の作製・配布

ｆ・2015年版管理記録簿・自己点検表の作製・配布

ｇ・広島県発明協会知財総合支援窓口相談（26.10.17）

ｈ・マスコットキャラクター「ヤクザイくん」の作製及びシールの作製

ｉ・広島テレビ取材（26.6.4）

ｊ・㈱じほう取材（26.12.18）

ｋ・「ジェネリック医薬品の使用促進」に対する対談（中国新聞　27.1.29）

オ　「災害及び感染症対策」事業

ａ・災害時における発電機、衛星携帯電話等の整備

ｂ・広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書に基づく活動への協力
（26.8.26～9.14・のべ136名）

ｃ・災害時備品（医療従事者ベスト・ヘルメット）の購入

ｄ・災害時公衆衛生チーム活動検証会への出席（27.3.19）

ｅ・広島県土砂災害見舞金・義援金（81件1,696,700円）の送金（26.12.26 被災会員15名）

ｆ・広島土砂災害義援金の協力（1,000,000円）（26.9.3 中国新聞社社会事業団）

ｇ・難病患者災害時支援マニュアル作成・検討部会への出席（27.2.10　27.3.20）

ｈ・「予防！インフルエンザ」啓発ポスターの作製・配布（2,000枚）

カ　薬剤師無料職業紹介所事業

ａ・第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への薬学生向け企画（薬剤師無料職業紹介所事業）ブースへの出展（26.11.8･9）

ｂ・神戸学院大学薬学部学内合同企業説明会への参加（27.3.14）

ｃ・求人・求職情報システムの促進（求人48件　薬学生求人6件　求職2件）

キ　日本薬剤師会との連携・推進

ａ・日本薬剤師会第83回定時総会への出席（東京 26.6.28･29）

ｂ・日本薬剤師会第84回臨時総会への出席（東京 27.2.21･22）

ｃ・日本薬剤師会代議員中国ブロック会議への出席（岡山 26.6.7･8　広島 27.1.31・2.1）

ｄ・日本薬剤師会都道府県会長協議会
（東京 26.5.14　東京 26.7.9　山形 26.10.11　東京 27.1.14）

ｅ・日本薬剤師会平成26年度一般用医薬品担当者全国会議への出席（東京 26.5.12）

ｆ・日本薬剤師会平成26年度薬局実務実習担当者全国会議への出席（東京 26.6.1）

ｇ・日本薬剤師会全国災害対策担当者会議への出席（東京 26.6.8）

ｈ・日本薬剤師会第47回学術大会（山形 26.10.12･13）

ｉ・日本薬剤師会平成26年度ドーピング防止ホットライン担当者研修会への出席
（東京 26.11.28）

ｊ・日本薬剤師会薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会への出席（東京 26.11.30）

ｋ・日本薬剤師会サポート薬局制度への協力

ｌ・平成26年度敬老の日・老人週間（26.9.15～21）

ｍ・平成26年度乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）対策強化月間への協力（26.11.1～30）

ｎ・医療安全推進週間への協力（26.11.23～11.29）

ｏ・平成26年度世界エイズデーへの協力（26.12.1）

ｐ・日本薬剤師会中国ブロック会議への出席（広島 27.1.17）

ｑ・日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議への出席（東京 27.2.11）

ｒ・日本薬剤師会平成26年度公衆衛生・薬事衛生担当者全国会議への出席（東京 27.2.12）

ｓ・日本薬剤師会学校薬剤師部会全国担当者会議への出席（東京 27.3.4）

ｔ・平成26年度日本薬剤師会学校薬剤師部会研修会くすり教育研修会への参加（東京 27.3.12）

ｕ・日本薬剤師会賠償責任保険への加入促進

ｖ・日本薬剤師会個人情報漏洩保険への加入促進

ｗ・日本薬剤師会共済部への加入促進

ｘ・日本薬剤師会薬剤師年金制度への加入促進

ｙ・日本薬剤師国民年金基金への加入促進

ｚ・薬剤師ローン等の活用

ク　国及び広島県との連携・推進

ａ・東日本大震災における被災者の支援活動に対する厚生労働大臣感謝状贈呈式出席（26.4.3）

ｂ・広島県地域包括ケア推進センター運営協議会への出席（26.4.10　27.3.20）

ｃ・平成26年度「えとぴりか」巡回研修事業（北方領土返還要求運動広島県民会議）への出席
（26.4.19）

ｄ・第31回北方領土返還要求広島県民大会への出席（27.2.2）

ｅ・中国地方社会保険医療協議会総会・広島部会への出席（26.4.24　26.5.27　26.6.16　26.6.26　26.7.29　26.8.4　26.8.26　26.9.29　26.10.17　26.10.28　26.11.27　26.12.25　27.1.27　27.2.26　27.3.26）

ｆ・第64回社会を明るくする運動広島県推進委員会への出席（26.5.19）

ｇ・広島県緩和ケア支援センター平成26年度地域在宅緩和ケア推進協議会への出席
（26.5.30　27.3.6）

ｈ・広島県緩和ケア支援センター平成26年度緩和ケア人材育成検討会への出席（27.1.13　3.10）

ｉ・広島県「農薬危害防止運動」への協力（26.6.1～8.31）

ｊ・公益法人制度改革に関する研修会・相談会への参加(26.6.9　26.6.29　26.10.2　26.12.19)

ｋ・定期提出書類（事業計画書、事業報告等）に係る研修会への参加（27.1.21）

ｌ・広島県環境審議会総会・第25回温泉部会への出席（26.6.16）

ｍ・(公社)青少年育成広島県民会議通常総会への出席（26.6.18）

ｎ・平成26年度多職種連携推進ワーキングチーム・在宅ケア推進ワーキングチーム会議への出席
（26.6.19　26.10.23　27.3.11）

ｏ・広島県治験等活性化検討会への出席（26.6.30　26.10.6　27.1.26）

ｐ・社会を明るくする運動広島県推進員会街頭広報活動への参加（26.7.2）

ｑ・平成26年度広島県合同輸血療法委員会への出席（26.7.26）

ｒ・平成26年度広島県合同輸血療法研修会への出席（27.1.31）

ｓ・北方領土返還要求運動広島県民会議総会への出席（26.7.28）

ｔ・ひろしま医療関連産業クラスター推進会議（26.8.20　26.11.12）

ｕ・広島県一斉防災訓練への参加（26.9.3）

ｖ・平成26年度自殺予防週間への協力（26.9.10～9.16）

ｗ・けんみん文化祭ひろしま'14への協力（三原 26.9.14）

ｘ・広島県緩和ケア支援センター平成26年度在宅緩和ケア講演会への協力（26.9.20）

ｙ・第64回社会を明るくする運動作文・標語コンテスト表彰式への出席（26.12.25）

ｚ・平成26年度広島県治験コーディネーター（ＣＲＣ）研修会への参加（26.11.30）

A ・平成26年度広島県医療安全推進協議会への出席（27.2.6）
B ・広島県医療審議会への出席（27.3.12）
C ・平成26年度広島県医療費適正化計画検討委員会への出席（27.3.27）
D ・「健康日本21」「健康ひろしま２１」運動への協力
E ・健康ひろしま21推進協議会への出席（27.1.23）
F ・広島県立福山若草園移転開園記念式典への出席（27.3.27）
G ・医薬品等安全性情報報告制度への協力
H ・ひろしま出会いサポートセンターへの団体登録
I ・広島県立美術館団体割引会員への協力

ケ　四師会との連携・推進
a ・ＩＰＰＮＷ日本支部（ＪＰＰＮＷ）理事会・総会、広島県支部総会への出席（26.4.26）
b ・平成26年度核戦争防止国際医師会議（IPPNW）日本支部理事会への出席（27.1.24）
c ・平成26年度「看護の日」広島県大会への出席（26.5.10）
d ・第25回ジュノー記念祭への協力・出席（26.6.15）
e ・平成26年度広島県四師会役員連絡協議会への出席（26.7.18.）
f ・21世紀、県民の健康とくらしを考える会役員会への出席（26.8.20　26.10.29）
g ・第67回広島医学会総会への出席（26.11.9）
h ・ＩＰＰＮＷ日本支部への協力
i ・21世紀、県民の健康とくらしを考える会「県民フォーラム」への協力・出席（27.1.31）
j ・平成27年広島県医師会新年互礼会 への出席（27.1.12）
k ・平成26年度第1回在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会への出席（27.3.23）

コ　その他関係団体との連携・推進
a ・広島県病院薬剤師会の事業への協力
b ・広島県女性薬剤師会の事業への協力
c ・広島県学校薬剤師会の事業への協力
d ・広島県青年薬剤師会の事業への協力
e ・広島県行政薬剤師会の事業への協力
f ・広島鉄道病院新築工事安全祈願祭（26.4.9）
g ・ＮＰＯ法人広島県介護支援専門員協会平成26年度第1回総務部会への出席（26.5.9）
h ・ＮＰＯ法人広島県介護支援専門員協会定時総会への出席（27.3.28）
i ・広島県毒物劇物安全協会平成26年度総会並びに研修会（26.5.15）
j ・子育て応援団すこやか2014への参加（広島 26.5.24･25）
k ・放射線被曝者医療国際協力推進協議会IAEA協労センター指定記念セミナーへの出席（26.5.26）
l ・ＮＰＯ法人広島県介護支援専門員協会平成26年度定期総会・研修会への出席（26.6.14）
m ・(公財)広島県地域保健医療推進機構評議員会への出席（26.6.16　27.3.26）
n ・広島原爆障害対策協議会定時評議員会（26.6.26）
o ・平成26年度広島県保険者協議会への出席（26.7.7　27.2.12）
p ・平成26年度病院診療所薬剤師研修会への協力（広島会場 26.7.12･13）
q ・ヒロシマ薬剤師研修会への協力(26.7.27)
r ・平成26年度赤十字血液シンポジウムへの出席（26.8.2）
s ・広島キッズシティ2014への参加（26.8.2・3）
t ・広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式への出席（26.8.6）
u ・平成26年度中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会への出席（26.8.29　26.12.18）
v ・第40回広島県国保診療施設地域医療学会への出席（26.8.30）
w ・第53回広島県身体障害者福祉大会への協力（26.9.4）
x ・日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学会（26.9.25）
y ・「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」拠出金の徴収等への協力

サ　本会の後援・共催・賛同した事業
a ・わんぱく大作戦(26.4.1～)
b ・広島大学霞室内管弦楽団 2014 Spring Concert（26.4.27）
c ・平成26年度「看護の日」広島県大会（26.5.10）
d ・㈱ジェイ・エム・エス感染・医療事故防止セミナー（26.5.10）
e ・子育て応援団すこやか2014（26.5.24･25）
f ・平成26年度広島県農薬危害防止運動（26.6.1～8.31）
g ・第25回ジュノー記念祭（26.6.15）
h ・(公社)認知症の人と家族の会広島県支部第33回大会（25.6.21）
i ・平成26度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（26.6.20～7.19）
j ・2014広島国際大学健康フェア（26.7.13）
k ・市民公開講座Neurosurgery Update in Hiroshima（26.8.10）
l ・平成26年度がん征圧月間（26.9.1～9.30）
m ・平成26年度老人保健福祉月間（26.9.1～9.30）
n ・第53回（平成26年度）広島県身体障害者福祉大会（26.9.4）
o ・リレー・フォー・ライフ・ジャパン2014in広島（尾道）（26.9.14･15）
p ・「オレンジリング・イベント」(26.9.18)
q ・平成26年度在宅緩和ケア講演会（26.9.20）
r ・第3回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマ（26.9.21）
s ・平成26年度広島県認知症疾患医療センター合同研修会（26.10.10）
t ・中国新聞市民公開講座（26.10.11）
u ・神戸薬科大学同窓会広島支部公開講座（26.10.19）
v ・日本糖尿病学会中国四国地方会第52回総会市民公開講座（26.10.25）
w ・広島国際大学薬学部卒後教育研修会（26.11.3　27.1.31）
x ・第12回「ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー」(26.11.16)
y ・福山大学薬学部卒後教育研修会（26.11.22）
z ・第8回日本薬局学会学術総会（26.11.23･24）
J ・第55回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～（26.11.26）
K ・子育て支援フォーラムin広島「子育ての応援とゼロ歳児からの虐待防止を目指して（26.11.29）
L ・第2回安田女子大学薬学部卒後教育研修会（26.12.6）
M ・第19回広島県理学療法士学会（26.12.6･7）
N ・国民健康保険団体連合会平成26年度健康づくりポスター募集
O ・第10回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会（27.2.7）
P ・(一社)日本プライマリ・ケア連合学会プライマリ・ケア認定薬剤師研修会（27.2.21･22）

シ　薬剤師会館移転の検討及び対応

2　医薬分業の推進及び社会保険制度への対応状況報告
(1) 保険薬局部会事業
ア　a ・日本薬剤師会医薬分業対策委員会への出席（東京26.10.22　26.12.19　27.1.19）

b ・日本薬剤師会平成26年度地域・在宅医療、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業等担当者全国会議への出席（27.3.14）
c ・日本薬剤師会平成２６年度社会保険指導者研修会への出席（27.3.19）
d ・日本薬剤師会医薬分業指導者協議会への出席（27.3.23）
e ・「ひろしま医療情報ネットワーク」（HMネット）打合会の開催（26.11.5　26.11.14　27.1.28　27.2.19）
f ・「ひろしま医療情報ネットワーク」運営WGへの出席（26.11.18）
g ・「ひろしま医療情報ネットワーク」（HMネット）についての説明会の開催（広島27.1.9　尾道27.2.23）
h ・第12回ジェネリック医薬品安心使用促進セミナーへの協力（26.9.22　26.11.16）
i ・ｅーお薬手帳に関する打合会（27.2.20）
j ・保険薬局ニュース（会誌各号）と保険薬局ニュース速報の発行（FAX17回）
k ・調剤報酬に関する質疑、応答
l ・平成26年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会の開催（中国四国厚生局・広島県・本会 26.6.9）
m ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導に立会（平成26年6月～平成27年2月　57件）
n ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導に立会（平成26年7月～平成27年3月　47件）
o ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導に立会（平成26年10月 117件　平成27年1月 1件）
p ・中国四国厚生局監査に立会（平成27年1月 1件　平成27年2月 1件）
q ・薬剤師が身につけておきたいフィジカルアセスメントの理念及び試行的研修会の開催（26.6.12）
r ・難病の新たな医療費助成制度の研修会（福山27.2.25　広島27.2.26）
s ・「保険薬局業務指針」等関係書籍の整備、斡旋

イ a ・平成26年度緩和ケアフォローアップ研修への協力（26.10.19）
b ・平成26年度緩和ケア薬剤師研修への協力（広島 26.10.28　26.10.29）
c ・平成26年度在宅ケアチーム研修への協力（広島 26.11.16　福山 26.12.7）
d ・第3回先端的がん薬物療法研究会への協力（27.1.10）
e ・平成26年度在宅医療推進拠点整備事業報告会への協力（27.3.22）

ウ a ・平成26年度抗ＨＩＶ薬服薬指導研修会の開催（26.9.7）
b ・平成27年度抗ＨＩＶ薬服薬指導研修会打合会の開催（27.3.5）

(2) その他の事業

ア a ・保険薬局部会担当理事打合会の開催（26.10.24）
b ・業務分担２及び保険薬局部会担当理事打合会の開催（27.1.22）
c ・広域病院の院外処方せんに関する協議と資料の提供
d ・医薬品の適正使用の推進
e ・応需薬局地図の作成
f ・医薬分業支援組織整備
g ・備蓄検索システムの整備

h ・県民へのかかりつけ薬局理解のための広報
i ・県民への医薬分業啓発
j ・「くすりと健康相談窓口」等に於いての医薬分業ＰＲ支援

イ a ・休日・夜間診療、小児救急等に係る助成

ウ a ・社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会への出席（26.4.11　26.5.9　26.6.13　26.7.11　26.8.8　26.9.12　26.11.14　26.12.12　27.1.9　27.2.13　27.3.13）
b ・調剤報酬審査支払機関への対応
c ・保険指導薬剤師への対応

エ a ・医薬品安全性情報収集活動に協力
b ・Drug Information Newsの配布

追加事業

ア a ・在宅介護相談事業の支援
b ・在宅医療への参画推進
c ・薬務課との共同事業・在宅医療普及啓発用チラシ作成への協力

(3) 各種印刷出版物等

ア 薬の基礎知識
イ 薬との上手なつきあい方－高齢者とくすり－
ウ 薬の正しい使い方
エ 調剤事故発生時の対応マニュアル
オ 調剤事故発生時の再確認
カ お薬手帳及びお薬手帳啓発（注意事項）シールの作製
キ 「お薬手帳をお持ちください」ポスター
ク 保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応看板
ケ 保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応シール
コ 訪問薬剤管理指導業務ＰＲリーフレット
サ 「持とう！お薬手帳」ＰＲチラシ
シ 「薬と健康の週間」における全国統一事業～医薬分業対策に係る会員一斉行動～の実施に係るアンケートハガキ・封筒
ス 「一般用医薬品　相談対応ポイント～「わかる」から「できる」へ、目指そう、地域の“健康支援拠点”」ＤＶＤ
セ 難病の新たな医療費助成制度の研修会配布資料
ソ 特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について（薬局用改訂版）
タ 難病の新たな医療費助成制度の研修会（質問事項）

3 薬剤師の生涯教育及び養成計画

(1) 薬学教育機関等との関係強化

ア 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関事務局の受け入れ
イ 病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議への出席（岡山 26.6.24　岡山 26.10.24　岡山27.2.17）
ウ 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議への出席

（岡山27.3.8）
エ　薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議への出席（広島 26.11.8）
オ　認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）中国・四国への参加（福山 26.9.14･15　岡山26.7.20･21）
カ　福山大学ＯＳＣＥへの協力（福山 26.11.30）
キ　安田女子大学ＯＳＣＥへの協力（広島 26.11.30）
ク　広島大学ＯＳＣＥへの協力（広島 26.12.7）
ケ　広島国際大学ＯＳＣＥへの協力（呉 26.12.14）
コ　薬局実習の受け入れ（広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学）
サ　早期体験学習への協力（広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学）
シ　県外薬学部学生実務研修への協力
ス　平成26年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催
（福山 26.6.1・参加者：講座アオ15名 イオ15名　広島 26.6.8・講座アオ55名 イオ55名）
セ　6年制薬局実務実習受け入れ説明会の開催（呉 26.4.9　福山 26.4.17　広島 26.4.11）
ソ　広島大学薬学部への講師派遣（26.11.13　26.11.27）
タ　薬局が実習を行っている旨等を示すポスター・薬学生実務実習受入施設証の配布
（26.5・172件）
チ　薬局実務実習への協力（検査センター・薬事情報センター施設見学）
ツ　広島国際大学入学宣誓式出席（26.4.6）
テ　広島大学薬学部薬学科、広島大学大学院医歯薬保健学研究科、広島大学大学院医歯薬学総合研究科　卒業・修了記念パーティー（27.3.9）

(2) 広島県薬剤師研修協議会への協力
ア　広島県薬剤師研修協議会への協力（26.5.21）
イ　平成26年度全国薬剤師研修協議会実務担当者会議への出席（東京 26.6.1）
ウ　(公財)日本薬剤師研修センターの運営への協力
エ　「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度」への協力（1,188名）
オ　日本薬剤師会生涯学習支援システム（ＪＰＡＬＳ）への推進・協力
カ　第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会へのＪＰＡＬＳ相談・体験コーナーの出展（26.11.8･9）
キ　研修カレンダーの運営

(3) その他事業
ア　日本薬剤師会学術大会への参加
a ・日本薬剤師会第47回学術大会への参加（山形 26.10.12･13・参加者41名）
b ・日本薬剤師会第47回学術大会の発表者支援（山形 26.10.12･13・1名）
イ　広島県地域保健対策協議会への参画
a ・広島県地域保健対策協議会への協力
b ・広島県地域保健対策協議会理事会への出席（26.8.7　27.3.27）
c ・広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会への出席（26.10.22）
d ・二次保健医療圏の地域保健医療計画作成への参画
e ・平成26年度広島県県圏域保健対策協議会研修会への出席（東広島　27.2.8）
ウ　日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への参加
a ・日本薬学会中国四国支部役員会（岡山 26.6.21）
b ・日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック・日本病院薬剤師会中国四国ブロック合同会議（広島 26.11.8）
c ・第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への協力・参加
（広島 26.11.8･9・参加者86名）

4　薬事情報センターの事業
(1) 薬事情報センター定例研修会等
ア　薬事情報センター定例研修会の開催　11回（789名）

(2) 薬局実務実習への協力
ア　施設見学の受け入れ
（26.5.20-22、26.5.27-29、26.9.17-19、26.9.24-26、　学生89名、指導薬剤師10名）

(3) 講演活動及び広島県薬剤師会会員の講演活動支援
ア　薬の適正使用、ドーピング等に関する研修会における講演活動
a ・三原薬剤師会薬局実務実習生への講義に講師派遣（三原　26.6.21、26.10.17）
b ・安佐薬剤師会薬局実務実習生への講義に講師派遣（広島　26.10.23）
c ・平成26年度広島県トレーナー協会認定スポーツトレーナー養成講習会に講師派遣
（広島　26.11.16）
イ　会員の各種研修会における講演活動のための資料収集・資料作成
a ・資料収集　2件
b ・資料作成　1件

(4) 相談・助言に係わる事業
ア　質疑応答業務
a ・電話による情報提供　621件
b ・FAX送信　4,888件
イ　お薬相談電話
a ・情報提供件数　1,473件
b ・電話受信件数　905件
ウ　広島中毒119番
a ・電話による情報提供　117件
b ・留守番電話　6件
エ　ドーピングホットライン
a ・情報提供件数　87件

(5) その他事業
ア　薬事関連情報の収集、ウェブサイトによる情報提供
イ　広島県薬剤師会備蓄検索システムにおける医薬品情報メンテナンス
ウ　情報誌の発刊・寄稿
a ・D.I.News（ヒロシマ）発刊　4回（vol.42 No.2-4、vol.43 No.1）
エ　関係団体への協力
a ・日本薬剤師会
Bunsaku文献データベースの作成、モバイル（動く）DI室事業、都道府県薬剤師会薬事情報センターとの連携、他
b ・広島県病院薬剤師会

医薬品情報委員会への委員派遣　　3回

c ・(公財) 日本アンチ・ドーピング機構(JADA)

広島県におけるドーピングホットラインの設置

オ　研修

a ・平成26年度第1回日本薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会への出席
(東京　26.4.25)

b ・平成26年度ドーピング防止ホットライン担当者研修会への出席（東京　26.11.28）

c ・平成26年度第2回日本薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会への出席
(東京　27.2.27)

カ　広報活動（相談窓口のご案内）

a ・薬事情報センター

・福山市：ウェブサイト「ふくやま子育て@-支援情報」

b ・広島中毒119番

・広島県：「農薬危害防止講習会テキスト」「広島県ウェブサイト（相談窓口）」

・広島県毒物劇物安全協会：「毒物劇物用シール」

・広島市：「母子健康手帳」「すくすく」「のびのび」「わくわく」
「4ヶ月児健康診査事業配布冊子」「わくわく子育てベビーダイヤル」
「快適住居環境の指針　快適生活365日」

・(公財) ひろしまこども夢財団:「イクちゃん子育てガイド2014年度版」
「広島県の子育てポータル　イクちゃんネット」

・東広島市保健センター:「母子健康手帳別冊受診券セット」
「子育てパンフレットすくすく」

・福山市:「あんしん子育て応援ガイド2014」

・府中市:「母子健康手帳別冊」

・府中町:「母子健康手帳別冊」「府中町ウェブサイト」

・リビングひろしま：「もしもダイヤル」(26.12.13)

c ・お薬相談電話

・広島県：「広島県ウェブサイト（相談窓口）」
「広島県民手帳資料編（広島県統計協会）」

・広島市：「広島市ウェブサイト（よくあるＱ＆Ａ）」
「保険証更新時に配布するチラシ」「特定健康診査PRチラシ」

・福山市:「あんしん子育て応援ガイド2014」

・広島県後期高齢者医療広域連合：ジェネリック医薬品お願いカード

・広島県国民健康保険団体連合会：ジェネリック医薬品お願いカード

・中国新聞：広告掲載（26.10.17、27.1.5）

・リビングひろしま：「もしもダイヤル」(26.12.13)

5　その他事業

(1) 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置（広島県薬剤師會館１階）

(2) 夏季の省エネルギー対策の実施（26.5.1～10.31）

(3) 福利厚生事業の推進

(4) 配布したもの

ア　独立行政法人医薬品医療機器総合機構ポスターの配付

イ　知っておきたい薬の知識小冊子の配付

ウ　セルフメディケーションハンドブック2014小冊子の配付

エ　日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会ポスター・チラシの配付

オ　減らそう犯罪運動事業（広島県警察）への協力

カ　ＪＰＡＬＳ簡単マニュアルの配布

キ　ＮＰＯ法人「医療教育研究所」Ｅラーニングチラシの配布

ク　がん検診啓発ポスター・チラシの配布

ケ　個人輸入・指定薬物等適正化対策事業（あやしいヤクブツ連絡ネット）に係るポスター及びリーフレットの配布

コ　臓器提供意思表示カード付リーフレット、設置箱、ポスター、グリーンリボンピンバッジの配布

サ　ジェネリック医薬品を使ってみませんか！リーフレットの配布

シ　第10回がん患者大集会チラシの配布

ス　被保険者証定期更新ポスターの配布

セ　「ピンクdeカーブ」チラシの配布

ソ　「自殺予防週間」ポスターの配布

タ　被保険者証定期更新ポスターの配布

チ　薬剤師倫理規定の配布

ツ　「予防！インフルエンザ」啓発ポスターの配布

報告第２号

平成26年度　事業報告（検査）

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（　　）内は前年度

1　水質検査

（1）飲料水検査

ア	一般家庭、飲食店等の水質検査	1,176件(1,020件)
イ	学校水飲み場等における水質検査	436件(　432件)
ウ	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）に係る水質検査	49件(　45件)

（2）プール水質検査

ア	学校プールの水質検査	734件(　747件)
イ	遊泳用プールの水質検査	10件(　8件)

（3）その他

ア	排水の水質検査	153件(　208件)
イ	浴槽水の水質検査	23件(　17件)
ウ	毒物及び劇物に係る水質検査	1件(　1件)

2　衛生検査

（1）腸内細菌検査

ア	赤痢菌・サルモネラ菌	1,462件(1,089件)
イ	腸管出血性大腸菌O-157	869件(　628件)
ウ	寄生虫卵検査	5,510件(5,122件)

（2）尿検査

ア	幼稚園、小学校、中学校等の児童生徒及び教職員の尿検査	17,420件(17,272件)

3　医薬品検査

（1）広島県健康福祉局薬務課及び自治体からの委託検査

ア	医薬品（後発医薬品を含む）の検査	
	a ・成分定量試験	57件(　58件)
	b ・崩壊試験	38件(　38件)
イ	無承認無許可医薬品等の検査	
	a ・成分定性試験	17件(　17件)

（2）薬局及び民間業者からの依頼検査

ア	医薬品原料及び資材の検査	
	a ・日本薬局方による試験	6件(　5件)
	b ・薬局方外医薬品規格による試験	4件(　4件)
	c ・医薬品添加物規格による試験	4件(　6件)
	d ・社内規格試験	6件(　6件)

4　家庭用品検査

（1）衣類等

ア	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に該当する品目を対象としたホルムアルデヒド及び有機水銀の検査	
	a ・ホルムアルデヒド	52件(　45件)
	b ・有機水銀	3件(　3件)

（2）洗剤

ア	成分定量試験	5件(　0件)
イ	容器に係る試験	5件(　0件)

5　化学物質空気検査

（1）学校教室等

ア	幼稚園、小学校、中学校等における、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの検査	33件(　25件)
イ	一般家庭における、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの検査	1件(　1件)

6　その他、必要と認められる事業

報告第３号

平成26年度　事業報告（会館）

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

広島県薬剤師会會館及び関連施設の運営管理

会館使用件数（他団体）　　170件

報告第４号

平成26年度　事業報告（共益）

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

図書、印刷物等の斡旋販売

報告第５号

貸　借　対　照　表

平成27年3月31日　現在

（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金預金	70,521,669	79,580,084	△ 9,058,415
未収金	10,838,430	2,637,519	8,200,911
流動資産合計	81,360,099	82,217,603	△ 857,504
２．固定資産			
(1) 基本財産			
土地	464,117,903	464,117,903	0
基本金積立資産	1,521,403	1,521,403	0
基本財産合計	465,639,306	465,639,306	0
(2) 特定資産			0
退職給与積立預金	32,017,707	41,311,584	△ 9,293,877
財政調整積立預金	26,500,000	18,500,000	8,000,000
会館施設設備整備積立預金	12,528,535	12,528,535	0
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894	15,421,894	10,000,000
財政準備積立預金	33,000,000	26,000,000	7,000,000
特定資産合計	129,468,136	113,762,013	15,706,123
(3) その他固定資産			
建物	50,357,349	52,757,411	△ 2,400,062
構築物	418,001	472,402	△ 54,401
車輌運搬具	1	10,693	△ 10,692
什器備品	4,855,153	6,515,994	△ 1,660,841
その他の固定資産合計	55,630,504	59,756,500	△ 4,125,996
固定資産合計	650,737,946	639,157,819	11,580,127
資産合計	732,098,045	721,375,422	10,722,623
Ⅱ　負債の部			0
１．流動負債			0
未払金	6,407,011	4,885,835	1,521,176
前受金	434,000	434,000	0
預り金	701,270	666,412	34,858
流動負債合計	7,542,281	5,986,247	1,556,034

科目	当年度	前年度	増減
2．固定負債			
退職給付引当金	32,017,707	41,311,584	△ 9,293,877
固定負債合計	32,017,707	41,311,584	△ 9,293,877
負債合計	39,559,988	47,297,831	△ 7,737,843
Ⅲ 正味財産の部			0
1．指定正味財産	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
2．一般正味財産	692,538,057	674,077,591	18,460,466
（うち基本財産への充当額）	(465,639,306)	(465,639,306)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(129,468,136)	(113,762,013)	(15,706,123)
正味財産合計	692,538,057	674,077,591	18,460,466
負債及び正味財産合計	732,098,045	721,375,422	10,722,623

報 告 第 6 号

貸借対照表内訳表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（単位：円）

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
Ⅰ 資産の部									
1．流動資産									
現金預金	57,867,405	903,311	58,770,716	3,307,624	8,443,329	11,750,953			70,521,669
未収金	10,070,000	715,442	10,785,442	7,668	35,320	42,988	10,000		10,838,430
共益会計	0	0	0	1,138,266	0	1,138,266	0	△ 1,138,266	0
法人会計	7,148,116	3,620,171	10,768,287	817,067	0	817,067	0	△ 11,585,354	0
流動資産合計	75,085,521	5,238,924	80,324,445	5,270,625	8,478,649	13,749,274	10,000	△ 12,723,620	81,360,099
2．固定資産									
(1) 基本財産									
土地	400,434,650	11,390,000	411,824,650	1,530,000	1,870,000	3,400,000	48,893,253	0	464,117,903
基本金積立資産	856,550	203,868	1,060,418	27,385	33,471	60,856	400,129	0	1,521,403
基本財産合計	401,291,200	11,593,868	412,885,068	1,557,385	1,903,471	3,460,856	49,293,382	0	465,639,306
(2) 特定資産									
退職給与積立預金	18,794,394	10,341,719	29,136,113	1,280,708	640,354	1,921,062	960,531	0	32,017,707
財政調整積立預金	14,919,500	3,551,000	18,470,500	477,000	583,000	1,060,000	6,969,500	0	26,500,000
会館施設設備整備積立預金	7,053,565	1,678,824	8,732,389	225,514	275,628	501,141	3,295,005	0	12,528,535
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894	0	25,421,894	0	0	0		0	25,421,894
財政準備積立預金	33,000,000	0	33,000,000	0	0	0		0	33,000,000
特定資産合計	99,189,353	15,571,543	114,760,896	1,983,222	1,498,982	3,482,204	11,225,036	0	129,468,136
(3) その他固定資産									
建物	28,351,187	6,747,885	35,099,072	906,432	1,107,862	2,014,294	13,243,983	0	50,357,349
構築物	235,335	56,012	291,347	7,524	9,196	16,720	109,934	0	418,001
車輌運搬具	0	1	1	0	0	0	0	0	1
什器備品	545,281	4,016,408	4,561,689	17,434	21,308	38,741	254,723	0	4,855,153
その他の固定資産合計	29,131,803	10,820,306	39,952,109	931,390	1,138,365	2,069,755	13,608,640	0	55,630,504
固定資産合計	529,612,356	37,985,717	567,598,073	4,471,997	4,540,818	9,012,815	74,127,058	0	650,737,946
資産合計	604,697,877	43,224,641	647,922,518	9,742,622	13,019,467	22,762,089	74,137,058	△ 12,723,620	732,098,045

報告第７号

正味財産増減計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
受取入会金	2,350,000	0	2,350,000
受取入会金	2,350,000	0	2,350,000
受取会費	105,096,500	0	105,096,500
正会員受取会費	100,235,500	0	100,235,500
賛助会員受取会費	4,861,000	0	4,861,000
事業収益	53,630,926	0	53,630,926
研修会収益	1,783,000	0	1,783,000
基準薬局認定料収益	292,000	0	292,000
手数料収益	335,045	0	335,045
広告料収益	955,390	0	955,390
書籍等斡旋品代収益	13,601,126	0	13,601,126
その他事業収益	36,664,365	0	36,664,365
受取補助金等	20,215,755	0	20,215,755
受取地方公共団体補助金	12,429,055	0	12,429,055
受取補助金振替額	0	0	0
受取民間助成金	7,786,700	0	7,786,700
受取地方公共団体受託金	0	0	0
受取民間受託金	0	0	0
受取負担金	95,687,980	0	95,687,980
受取負担金	95,687,980	0	95,687,980
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
雑収益	1,269,624	0	1,269,624
受取利息	19,470	0	19,470
雑収益	1,250,154	0	1,250,154
経常収益計	278,250,785	0	278,250,785

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
Ⅱ 負債の部									
1. 流動負債									
未払金	5,540,841	705,993	6,246,834	37,444	18,722	56,166	104,011	0	6,407,011
前受金	2,000	432,000	434,000	0	0	0	0	0	434,000
預り金	440,631	175,960	616,591	18,750	13,845	32,595	52,084	0	701,270
公衆衛生会計			0			0	7,148,116	△ 7148116	0
検査会計			0			0	3,620,171	△ 3620171	0
会館会計			0		1,138,266	1,138,266	817,067	△ 1955333	0
流動負債合計	5,983,472	1,313,953	7,297,425	56,194	1,170,833	1,227,027	11,741,449	△ 12,723,620	7,542,281
2. 固定負債									
退職給付引当金	18,794,394	10,341,719	29,136,113	1,280,708	640,354	1,921,062	960,531	0	32,017,707
固定負債合計	18,794,394	10,341,719	29,136,113	1,280,708	640,354	1,921,062	960,531	0	32,017,707
負債合計	24,777,866	11,655,672	36,433,538	1,336,903	1,811,187	3,148,090	12,701,980	△ 12,723,620	39,559,988
Ⅲ 正味財産の部									
1. 指定正味財産									
指定正味財産合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	579,920,012	31,568,968	611,488,980	8,405,719	11,208,280	19,613,999	61,435,078	0	692,538,057
（うち基本財産への充当額）	(401,291,200)	(11,593,868)	(412,885,068)	(1,557,385)	(1,903,471)	(3,460,856)	(49,293,382)	(0)	(465,639,306)
（うち特定資産への充当額）	(99,189,353)	(15,571,543)	(114,760,896)	(1,983,222)	(1,498,982)	(3,482,204)	(11,225,036)	(0)	(129,468,136)
正味財産合計	579,920,012	31,568,968	611,488,980	8,405,719	11,208,280	19,613,999	61,435,078	0	692,538,057
負債及び正味財産合計	604,697,877	43,224,641	647,922,518	9,742,622	13,019,467	22,762,089	74,137,058	△ 12,723,620	732,098,045

科　　目	当年度	前年度	増　減
(2) 経常費用			0
事業費	199,818,181	0	199,818,181
役員報酬	0	0	0
給料手当	63,146,757	0	63,146,757
臨時雇賃金	2,692,911	0	2,692,911
退職給付費用	3,395,000	0	3,395,000
福利厚生費	9,924,225	0	9,924,225
会議費	1,218,185	0	1,218,185
旅費交通費	14,436,164	0	14,436,164
通信運搬費	6,217,572	0	6,217,572
減価償却費	4,052,214	0	4,052,214
消耗品費	5,706,549	0	5,706,549
広報費	5,497,355	0	5,497,355
会館管理費	2,825,933	0	2,825,933
修繕費	1,514,737	0	1,514,737
印刷製本費	13,135,614	0	13,135,614
書籍等斡旋品代	13,348,921	0	13,348,921
図書新聞費	1,952,524	0	1,952,524
光熱水料費	3,288,837	0	3,288,837
賃借料	3,792,870	0	3,792,870
交際費	0	0	0
保険料	165,198	0	165,198
諸謝金	3,410,276	0	3,410,276
租税公課	7,136,520	0	7,136,520
支払負担金	8,734,589	0	8,734,589
支払助成金	23,271,132	0	23,271,132
支払手数料	95,337	0	95,337
事務処理費	858,761	0	858,761
管理費	59,972,138	0	59,972,138
役員報酬	0	0	0
給料手当	5,097,252	0	5,097,252
退職給付費用	105,000	0	105,000
福利厚生費	850,427	0	850,427
会議費	665,521	0	665,521
表彰・慶弔費	255,529	0	255,529
旅費交通費	3,214,322	0	3,214,322
通信運搬費	341,469	0	341,469
減価償却費	493,782	0	493,782

科　　目	当年度	前年度	増　減
消耗品費	330,386	0	330,386
会館管理費	620,327	0	620,327
修繕費	137,277	0	137,277
印刷製本費	625,600	0	625,600
図書新聞費	33,058	0	33,058
光熱水料費	690,594	0	690,594
賃借料	299,329	0	299,329
交際費	1,113,254	0	1,113,254
保険料	78,052	0	78,052
諸謝金	129,600	0	129,600
租税公課	4,694,380	0	4,694,380
支払負担金	40,103,472	0	40,103,472
支払手数料	76,158	0	76,158
雑費	17,349	0	17,349
経常費用計	259,790,319	0	259,790,319
評価損益等調整前当期経常増減額	18,460,466	0	18,460,466
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	18,460,466	0	18,460,466
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	18,460,466	0	18,460,466
一般正味財産期首残高	674,077,591	0	674,077,591
一般正味財産期末残高	692,538,057	0	692,538,057
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	692,538,057	0	692,538,057

報 告 第 8 号

正味財産増減計算書内訳表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
Ⅰ 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取入会金	2,115,000	0	2,115,000	0	0	0	235,000	0	2,350,000
受取入会金	2,115,000	0	2,115,000	0	0	0	235,000	0	2,350,000
受取会費	54,978,750	10,023,550	65,002,300	0	0	0	40,094,200	0	105,096,500
正会員受取会費	50,117,750	10,023,550	60,141,300	0	0	0	40,094,200	0	100,235,500
賛助会員受取会費	4,861,000	0	4,861,000	0	0	0	0	0	4,861,000
事業収益	3,343,590	25,940,341	29,283,931	9,038,993	15,308,002	24,346,995	0	0	53,630,926
研修会収益	1,783,000	0	1,783,000	0	0	0	0	0	1,783,000
基準薬局認定料収益	292,000	0	292,000	0	0	0	0	0	292,000
手数料収益	313,200	0	313,200	21,845	0	21,845	0	0	335,045
広告料収益	955,390	0	955,390	0	0	0	0	0	955,390
書籍等斡旋品代収益	0	0	0	0	13,601,126	13,601,126	0	0	13,601,126
その他事業収益	0	25,940,341	25,940,341	9,017,148	1,706,876	10,724,024	0	0	36,664,365
受取補助金等	20,215,755	0	20,215,755	0	0	0	0	0	20,215,755
受取地方公共団体補助金	12,429,055	0	12,429,055	0	0	0	0	0	12,429,055
受取補助金振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間助成金	7,786,700	0	7,786,700	0	0	0	0	0	7,786,700
受取地方公共団体受託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間受託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	86,131,182	0	86,131,182	0	0	0	9,556,798	0	95,687,980
受取負担金	86,131,182	0	86,131,182	0	0	0	9,556,798	0	95,687,980
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	995,270	83,005	1,078,275	98,450	92,899	191,349	0	0	1,269,624
受取利息	18,176	660	18,836	634	0	634	0	0	19,470

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
雑収益	977,094	82,345	1,059,439	97,816	92,899	190,715	0	0	1,250,154
経常収益計	167,779,547	36,046,896	203,826,443	9,137,443	15,400,901	24,538,344	49,885,998	0	278,250,785
(2) 経常費用									0
事業費	148,733,396	31,101,102	179,834,498	4,365,317	15,618,366	19,983,683	0	0	199,818,181
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	43,122,751	17,271,490	60,394,241	1,835,011	917,505	2,752,516	0	0	63,146,757
臨時雇賃金	784,048	1,908,863	2,692,911	0	0	0	0	0	2,692,911
退職給付費用	2,054,500	1,130,500	3,185,000	140,000	70,000	210,000	0	0	3,395,000
福利厚生費	7,209,388	2,254,663	9,464,051	306,783	153,391	460,174	0	0	9,924,225
会議費	1,214,960	3,225	1,218,185	0	0	0	0	0	1,218,185
旅費交通費	13,875,200	560,964	14,436,164	0	0	0	0	0	14,436,164
通信運搬費	5,541,384	491,874	6,033,258	0	184,314	184,314	0	0	6,217,572
減価償却費	1,975,130	1,802,760	3,777,890	274,324	0	274,324	0	0	4,052,214
消耗品費	2,190,853	3,180,200	5,371,053	283,656	51,840	335,496	0	0	5,706,549
広報費	5,497,355	0	5,497,355	0	0	0	0	0	5,497,355
会館管理費	2,481,307	0	2,481,307	344,626	0	344,626	0	0	2,825,933
修繕費	908,968	560,520	1,469,488	45,249	0	45,249	0	0	1,514,737
印刷製本費	11,843,276	412,030	12,255,306	0	880,308	880,308	0	0	13,135,614
書籍等斡旋品代	0	0	0	0	13,348,921	13,348,921	0	0	13,348,921
図書新聞費	1,946,012	6,512	1,952,524	0	0	0	0	0	1,952,524
光熱水料費	2,762,377	142,796	2,905,173	383,664	0	383,664	0	0	3,288,837
賃借料	2,770,073	566,987	3,337,060	455,810	0	455,810	0	0	3,792,870
交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	165,198	0	165,198	0	0	0	0	0	165,198
諸謝金	3,110,276	300,000	3,410,276	0	0	0	0	0	3,410,276
租税公課	7,126,270	10,250	7,136,520	0	0	0	0	0	7,136,520
支払負担金	8,425,061	309,528	8,734,589	0	0	0	0	0	8,734,589
支払助成金	23,271,132	0	23,271,132	0	0	0	0	0	23,271,132
支払手数料	94,562	775	95,337	0	0	0	0	0	95,337
事務処理費	363,315	187,165	550,480	296,194	12,087	308,281	0	0	858,761
管理費							59,972,138	0	59,972,138
役員報酬							0	0	0
給料手当							5,097,252	0	5,097,252
退職給付費用							105,000	0	105,000

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人全計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	全館	共益	小計			
福利厚生費	148,733,396	31,101,102	179,834,498	4,365,317	15,618,366	19,983,683	59,972,138	0	259,790,319
経常費用計	19,046,151	4,945,794	23,991,945	4,772,126	△ 217,465	4,554,661	△ 10,086,140	0	18,460,466
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	19,046,151	4,945,794	23,991,945	4,772,126	△ 217,465	4,554,661	△ 10,086,140	0	18,460,466
2. 経常外増減の部									0
(1) 経常外収益									0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	2,277,331	0	2,277,331	△ 2,386,064	108,733	△ 2,277,331	0	0	0
福利厚生費	850,427						850,427	0	850,427
会議費	665,521						665,521	0	665,521
表彰・慶弔費	255,529						255,529	0	255,529
旅費交通費	3,214,322						3,214,322	0	3,214,322
通信運搬費	341,469						341,469	0	341,469
減価償却費	493,782						493,782	0	493,782
消耗品費	330,386						330,386	0	330,386
会館管理費	620,327						620,327	0	620,327
修繕費	137,277						137,277	0	137,277
印刷製本費	625,600						625,600	0	625,600
図書新聞費	33,058						33,058	0	33,058
光熱水料費	690,594						690,594	0	690,594
賃借料	299,329						299,329	0	299,329
交際費	1,113,254						1,113,254	0	1,113,254
保険料	78,052						78,052	0	78,052
諸謝金	129,600						129,600	0	129,600
租税公課	4,694,380						4,694,380	0	4,694,380
支払負担金	40,103,472						40,103,472	0	40,103,472
支払手数料	76,158						76,158	0	76,158
雑費	17,349						17,349	0	17,349
経常費用計	59,972,138	19,983,683	15,618,366	4,365,317	179,834,498	23,991,945	4,772,126	△ 217,465	4,554,661	△ 10,086,140	0	18,460,466
評価損益等調整前当期経常増減額	19,046,151	4,945,794	23,991,945	4,772,126	△ 217,465	4,554,661	△ 10,086,140	0	18,460,466
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	19,046,151	4,945,794	23,991,945	4,772,126	△ 217,465	4,554,661	△ 10,086,140	0	18,460,466
2. 経常外増減の部									0
(1) 経常外収益									0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	2,277,331	0	2,277,331	△ 2,386,064	108,733	△ 2,277,331	0	0	0

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人全計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	全館	共益	小計			
当期一般正味財産増減額	21,323,482	4,945,794	26,269,276	2,386,062	△ 108,732	2,277,330	△ 10,086,140	0	18,460,466
一般正味財産期首残高	558,596,530	26,623,174	585,219,704	6,019,657	11,317,012	17,336,669	71,521,218	0	674,077,591
一般正味財産期末残高	579,920,012	31,568,968	611,488,980	8,405,719	11,208,280	19,613,999	61,435,078	0	692,538,057
Ⅱ 指定正味財産増減の部									
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	579,920,012	31,568,968	611,488,980	8,405,719	11,208,280	19,613,999	61,435,078	0	692,538,057

財務諸表に対する注記

１．重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、構築物、車両運搬具、什器備品

…定率法によっております。

② リース資産

…貸借方式により、会計処理をしております。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

…職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっております。

２．基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

（単位：円）

科　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	464,117,903	0	0	464,117,903
基本金積立資産	1,521,403	0	0	1,521,403
小　計	465,639,306	0	0	465,639,306
特定資産				
退職給与積立預金	41,311,584	3,500,000	12,793,877	32,017,707
財政調整積立預金	18,500,000	8,000,000	0	26,500,000
会館施設設備整備積立預金	12,528,535	0	0	12,528,535
医薬分業施設設備整備積立預金	15,421,894	10,000,000	0	25,421,894
財政準備積立預金	26,000,000	7,000,000	0	33,000,000
小　計	113,762,013	28,500,000	12,793,877	129,468,136
合　計	579,401,319	28,500,000	12,793,877	595,107,442

３．基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

（単位：円）

科　目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
土地	464,117,903	(0)	(464,117,903)	(0)
基本金積立資産	1,521,403	(0)	(1,521,403)	(0)
小　計	465,639,306	(0)	(465,639,306)	(0)

特定資産				
退職給与積立預金	32,017,707	(0)	(0)	(32,017,707)
財政調整積立預金	26,500,000	(0)	(26,500,000)	(0)
会館施設設備整備積立預金	12,528,535	(0)	(12,528,535)	(0)
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894	(0)	(25,421,894)	(0)
財政準備積立預金	33,000,000	(0)	(33,000,000)	(0)
小　計	129,468,136	(0)	(97,450,429)	(32,017,707)
合　計	595,107,442	(0)	(563,089,735)	(32,017,707)

４．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりです。

（単位：円）

科　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	268,642,476	218,285,127	50,357,349
構築物	4,785,538	4,367,537	418,001
車両運搬	1,069,208	1,069,207	1
什器備品（公衆衛生）	36,140,000	35,171,472	968,528
什器備品（検査）	75,457,414	71,570,789	3,886,625
什器備品小計	111,597,414	106,742,261	4,855,153
合　計	386,094,636	330,464,132	55,630,504

５．補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

（単位：円）

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
広島県災害時公衆衛生チーム保健衛生班の活動に係る費用	広島県	0	2,907,055	2,907,055	0	
薬事衛生指導員育成事業運営費補助金	広島県	0	121,000	0	121,000	
くすりと健康相談窓口事業運営費補助金	広島県	0	107,000	0	107,000	一般正味財産
がん検診サポート薬剤師事業委託料	広島県	0	1,289,000	0	1,289,000	
薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業	広島県	0	5,090,000	0	5,090,000	
在宅医療を推進するための薬局の体制整備と薬剤師の資質向上事業	広島県	0	2,915,000	0	2,915,000	
合　計		0	12,429,055	2,907,055	9,522,000	

6．その他

・リース取引関係

リース内容は、コンピュータ、複合機等です。　（単位：円）

リース内容	リース総額	当期支払額	支払累計額	リース未払残額
リソグラフ印刷機リース代	5,770,800	1,154,160	2,981,580	2,789,220
電話機リース代	2,557,811	369,804	2,188,007	369,804
コピー・ファックス機リース代	1,152,900	230,580	691,740	461,160
パソコンリース代	1,656,900	331,380	1,435,980	220,920
パソコン再リース代		15,750		
レーザープリンター再リース代		8,568		
シュレッダー再リース		8,812		
コピー機再リース代		31,233		
サーバー再リース代		36,417		
ファクシミリ再リース代		6,804		
小型便潜血分析装置リース代	841,020	168,204	490,595	350,425
サーバーリース代	422,100	84,420	232,155	189,945
分光光度計リース代	1,372,140	274,428	617,463	754,677
パソコンリース代	143,640	15,960	143,640	0
パソコン再リース代		4,924		
プリンター再リース代		19,051		
合　計	13,917,311	2,760,495	8,781,160	5,136,151

附属明細書

1．基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記に掲載しております。

2．引当金の明細

（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	41,311,584	3,500,000	12,793,877		32,017,707

報 告 第 11 号

財　産　目　録

平成27年3月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
（流動資産）				
	現金	手元保管	運転資金として	50,000
		手元保管	運転資金として	3,308
	預金	普通預金　広島銀行三川町支店	運転資金として	12,239,028
		普通預金　もみじ銀行昭和町支店	運転資金として	10,102,742
		普通預金　ゆうちょ銀行広島富士見郵便局	運転資金として	988,049
		普通預金　中国銀行広島支店	運転資金として	142,909
		普通預金　三菱東京ＵＦＪ銀行広島中央支店	運転資金として	69,993
		普通預金　広島銀行三川町支店	運転資金として	34,274,684
		普通預金　広島銀行三川町支店	運転資金として	900,003
		普通預金　広島銀行三川町支店	運転資金として	3,307,624
		普通預金　広島銀行三川町支店	運転資金として	2,646,597
		普通預金　広島銀行三川町支店	運転資金として	5,796,732
	未収金		受取地方公共団体補助金(薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業)未収分他	10,838,430
流動資産合計				81,360,099
（固定資産）				
基本財産	土地	住所:広島市中区富士見町11番15　686.85㎡	公益目的保有財産である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	85,000,000
		住所:広島市東区二葉の里三丁目2-1　2,000.01㎡	公益目的保有財産である。共用財産であり、うち93.3%は公益目的財産であり、うち6.7%は管理運営の用に供している。	379,117,903
	基本金積立資産	定期預金　もみじ銀行昭和町支店	法人会計の基本財産として管理されている預金	846,762
		普通預金　広島銀行三川町支店	法人会計の基本財産として管理されている預金	674,641
特定資産	退職給与積立預金	普通預金　もみじ銀行昭和町支店	職員退職給付引当金見合の引当資産として積立ている。	32,017,707

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
	財政調整積立金	定期預金　三菱東京ＵＦＪ銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金であり、共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	10,000,000
	財政調整積立預金	定期預金　広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	16,500,000
	会館施設設備整備積立預金	定期預金　中国銀行広島支店	公益目的保有財産であり、会館施設設備整備のための積立資金である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	12,528,535
	医薬分業施設設備整備積立預金	普通預金　広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	261,554
	医薬分業施設設備整備積立預金	定期預金　広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	10,000,000
	医薬分業施設設備整備積立預金	普通預金　広島信用金庫本店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	5,091,452
	医薬分業施設設備整備積立預金	普通預金　三井住友信託銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	68,888
	医薬分業施設設備整備積立預金	定期預金　三井住友信託銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	10,000,000
	財政準備積立預金	普通預金　もみじ銀行昭和町支店	公益目的保有財産であり、財政準備のための積立資金である。	33,000,000
その他固定資産	建物	広島市中区富士見町11番8　鉄筋コンクリート造陸屋根5階建　1,566.12㎡	公益目的保有財産であり、共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	50,357,349
	構築物	外溝工事他	公益目的保有財産であり、共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	418,001
	車輌運搬具	マツダスクラム	公益目的保有財産である。	1
	什器備品	どん帳、空調機設備電気工事他	公益目的保有財産であり、共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	968,528
	什器備品	シアン・臭素酸分析システム他	公益目的保有財産である。	3,886,625
固定資産合計				650,737,946
資産合計				732,098,045

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
（流動負債）	未払金		支払助成金(薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業)未払い分他	6,407,011
	前受金		その他事業収益(検査センター利用契約金)前受け分他	434,000
	預り金		事業費福利厚生費支出(社会保険料本人負担)預かり分他	701,270
流動負債合計				7,542,281
（固定負債）	退職給付引当金	職員に対するもの	職員10名に対する退職金の支払いに備えたもの	32,017,707
固定負債合計				32,017,707
負債合計				39,559,988
正味財産				692,538,057

報告第12号

監　査　報　告　書

公益社団法人広島県薬剤師会
会　長　　前　田　泰　則　　様

平成２７年５月１６日

公益社団法人広島県薬剤師会
監　事　　水　戸　基　彦　　印
公益社団法人広島県薬剤師会
監　事　　菊　一　瓔　子　　印

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成２６年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき次のとおり報告いたします。

1　監査の方法及びその内容

各監事は，理事及び使用人等と意思疎通を図り，情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに，理事会その他重要な会議に出席し，理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，主たる事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに，会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い，当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア　事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は，法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3　追加情報

該当はありません。

議案第１号

公益社団法人広島県薬剤師会館建設について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会館建設の基本方針について、平成２７年４月１６日（木）午後８時１３分から開催した理事会で審議を行った。

まず、５月１０日（日）に第４５回臨時総会を開催することとし、会館建設の基本方針について、２つのプランの説明あり、審議の結果、臨時総会に、２つのプランを提案することについて採決をとり、可決された。

なお、４月２０日（月）午後７時から、両監事の同席のもと、正・副会長会議を開催し、５月１０日（日）第４５回臨時総会臨時総会の開催を中止することが決定し、６月１４日（日）の定時総会において、審議されるになった。

第１プラン……定期借地権を結んで会館を建設する案

第２プラン……公益社団法人広島県薬剤師会が自前で広島県薬剤師会館を建設する案

各プラン案の資料は、別添のとおり

第46回　広島県薬剤師会

臨 時 総 会 資 料

平成27年８月８日（土）

公益社団法人 広島県薬剤師会

第46回広島県薬剤師会臨時総会付議事項

目　　次

（報　　告）

報告第１号　　平成26年度貸借対照表内訳表の訂正について……　1

報告第２号　　平成26年度正味財産増減計算書内訳表の訂正について……　3

（議　　案）

議案第１号　　定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる件について（案）……　7

報 告 第 1 号

平成26年度貸借対照表内訳表の訂正について

貸借対照表内訳表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（単位：円）

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
Ⅰ 資産の部									
1．流動資産									
現金預金	57,867,405	903,311	58,770,716	3,307,624	8,443,329	11,750,953	0	0	70,521,669
未収金	10,070,000	715,442	10,785,442	7,668	35,320	42,988	10,000	0	10,838,430
検査会計	7,651,629	0	7,651,629	0	0	0	0	△ 7,651,629	0
共益会計	2,001,293	0	2,001,293	1,096,300	0	1,096,300	0	△ 3,097,593	0
法人会計	7,170,110	0	7,170,110		0	0	0	△ 7,170,110	0
流動資産合計	84,760,437	1,618,753	86,379,190	4,411,592	8,478,649	12,890,241	10,000	△ 17,919,332	81,360,099
2．固定資産									
(1) 基本財産									
土地	390,213,379	22,661,799	412,875,178	3,044,122	3,720,594	6,764,716	44,478,009	0	464,117,903
基本金積立資産	856,549	203,868	1,060,417	27,386	33,471	60,857	400,129	0	1,521,403
基本財産合計	391,069,928	22,865,667	413,935,595	3,071,508	3,754,065	6,825,573	44,878,138	0	465,639,306
(2) 特定資産									
退職給与積立預金	18,794,395	10,341,719	29,136,114	1,280,708	640,354	1,921,062	960,531	0	32,017,707
財政調整積立預金	14,919,500	3,551,000	18,470,500	477,000	583,000	1,060,000	6,969,500	0	26,500,000
会館施設設備整備積立預金	7,053,564	1,678,824	8,732,388	225,514	275,628	501,142	3,295,005	0	12,528,535
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894	0	25,421,894	0	0	0	0	0	25,421,894
財政準備積立預金	33,000,000	0	33,000,000	0	0	0	0	0	33,000,000
特定資産合計	99,189,353	15,571,543	114,760,896	1,983,222	1,498,982	3,482,204	11,225,036	0	129,468,136
(3) その他固定資産									
建物	28,351,188	6,747,885	35,099,073	906,432	1,107,861	2,014,293	13,243,983	0	50,357,349
構築物	235,335	56,012	291,347	7,524	9,196	16,720	109,934	0	418,001
車輌運搬具	0	1	1	0	0	0	0	0	1
什器備品	545,281	4,016,408	4,561,689	17,433	21,308	38,741	254,723	0	4,855,153
その他の固定資産合計	29,131,804	10,820,306	39,952,110	931,389	1,138,365	2,069,754	13,608,640	0	55,630,504

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
固定資産合計	519,391,085	49,257,516	568,648,601	5,986,119	6,391,412	12,377,531	69,711,814	0	650,737,946
資産合計	604,151,522	50,876,269	655,027,791	10,397,711	14,870,061	25,267,772	69,721,814	△ 17,919,332	732,098,045
Ⅱ 負債の部									
1．流動負債									
未払金	5,540,841	705,993	6,246,834	37,444	18,722	56,166	104,011	0	6,407,011
前受金	2,000	432,000	434,000	0	0	0	0	0	434,000
預り金	440,631	175,960	616,591	18,750	13,845	32,595	52,084	0	701,270
公衆衛生会計	0	7,651,629	7,651,629	0	2,001,293	2,001,293	7,170,110	△ 16,823,032	0
会館会計	0	0	0	0	1,096,300	1,096,300	0	△ 1,096,300	0
流動負債合計	5,983,472	8,965,582	14,949,054	56,194	3,130,160	3,186,354	7,326,205	△ 17,919,332	7,542,281
2．固定負債									
退職給付引当金	18,794,395	10,341,719	29,136,114	1,280,708	640,354	1,921,062	960,531	0	32,017,707
固定負債合計	18,794,395	10,341,719	29,136,114	1,280,708	640,354	1,921,062	960,531	0	32,017,707
負債合計	24,777,867	19,307,301	44,085,168	1,336,902	3,770,514	5,107,416	8,286,736	△ 17,919,332	39,559,988
Ⅲ 正味財産の部									
1．指定正味財産									
指定正味財産合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2．一般正味財産	579,373,655	31,568,968	610,942,623	9,060,809	11,099,547	20,160,356	61,435,078	0	692,538,057
（うち基本財産への充当額）	(391,069,929)	(22,865,667)	(413,935,596)	(3,071,507)	(3,754,065)	(6,825,572)	(44,878,138)	(0)	(465,639,306)
（うち特定資産への充当額）	(99,189,353)	(15,571,543)	(114,760,896)	(1,983,222)	(1,498,982)	(3,482,204)	(11,225,036)	(0)	(129,468,136)
正味財産合計	579,373,655	31,568,968	610,942,623	9,060,809	11,099,547	20,160,356	61,435,078	0	692,538,057
負債及び正味財産合計	604,151,522	50,876,269	655,027,791	10,397,711	14,870,061	25,267,772	69,721,814	△ 17,919,332	732,098,045

平成26年度正味財産増減計算書内訳表の訂正について

正味財産増減計算書内訳表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
Ⅰ　一般正味財産増減の部									
1．経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取入会金	2,115,000	0	2,115,000	0	0	0	235,000	0	2,350,000
受取入金金	2,115,000	0	2,115,000	0	0	0	235,000	0	2,350,000
受取会費	54,978,750	10,023,550	65,002,300	0	0	0	40,094,200	0	105,096,500
正会員受取会費	50,117,750	10,023,550	60,141,300	0	0	0	40,094,200	0	100,235,500
賛助会員受取会費	4,861,000	0	4,861,000	0	0	0	0	0	4,861,000
事業収益	3,343,590	25,940,341	29,283,931	9,038,993	15,308,002	24,346,995	0	0	53,630,926
研修会収益	1,783,000	0	1,783,000	0	0	0	0	0	1,783,000
基準薬局認定料収益	292,000	0	292,000	0	0	0	0	0	292,000
手数料収益	313,200	0	313,200	21,845	0	21,845	0	0	335,045
広告料収益	955,390	0	955,390	0	0	0	0	0	955,390
書籍等頒布代収益	0	0	0	0	13,601,126	13,601,126	0	0	13,601,126
その他事業収益	0	25,940,341	25,940,341	9,017,148	1,706,876	10,724,024	0	0	36,664,365
受取補助金等	20,215,755	0	20,215,755	0	0	0	0	0	20,215,755
受取地方公共団体補助金	12,429,055	0	12,429,055	0	0	0	0	0	12,429,055
受取補助金振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間助成金	7,786,700	0	7,786,700	0	0	0	0	0	7,786,700
受取地方公共団体受託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間受託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	86,131,182	0	86,131,182	0	0	0	9,556,798	0	95,687,980
受取負担金	86,131,182	0	86,131,182	0	0	0	9,556,798	0	95,687,980

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	995,270	83,005	1,078,275	98,450	92,899	191,349	0	0	1,269,624
受取利息	18,176	660	18,836	634	0	634	0	0	19,470
雑収益	977,094	82,345	1,059,439	97,816	92,899	190,715	0	0	1,250,154
経常収益計	167,779,547	36,046,896	203,826,443	9,137,443	15,400,901	24,538,344	49,885,998	0	278,250,785
(2) 経常費用									0
事業費	148,733,396	31,101,102	179,834,498	4,365,317	15,618,366	19,983,683	0	0	199,818,181
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	43,122,751	17,271,490	60,394,241	1,835,011	917,505	2,752,516	0	0	63,146,757
臨時雇賃金	784,048	1,908,863	2,692,911	0	0	0	0	0	2,692,911
退職給付費用	2,054,500	1,130,500	3,185,000	140,000	70,000	210,000	0	0	3,395,000
福利厚生費	7,209,388	2,254,663	9,464,051	306,783	153,391	460,174	0	0	9,924,225
会議費	1,214,960	3,225	1,218,185	0	0	0	0	0	1,218,185
旅費交通費	13,875,200	560,964	14,436,164	0	0	0	0	0	14,436,164
通信運搬費	5,541,384	491,874	6,033,258	0	184,314	184,314	0	0	6,217,572
減価償却費	1,975,130	1,802,760	3,777,890	274,324	0	274,324	0	0	4,052,214
消耗品費	2,190,853	3,180,200	5,371,053	283,656	51,840	335,496	0	0	5,706,549
広報費	5,497,355	0	5,497,355	0	0	0	0	0	5,497,355
会館管理費	2,481,307	0	2,481,307	344,626	0	344,626	0	0	2,825,933
修繕費	908,968	560,520	1,469,488	45,249	0	45,249	0	0	1,514,737
印刷製本費	11,843,276	412,030	12,255,306	0	880,308	880,308	0	0	13,135,614
書籍等頒布品代	0	0	0	0	13,348,921	13,348,921	0	0	13,348,921
図書新聞費	1,946,012	6,512	1,952,524	0	0	0	0	0	1,952,524
光熱水料費	2,762,377	142,796	2,905,173	383,664	0	383,664	0	0	3,288,837
賃借料	2,770,073	566,987	3,337,060	455,810	0	455,810	0	0	3,792,870
交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	165,198	0	165,198	0	0	0	0	0	165,198
諸謝金	3,110,276	300,000	3,410,276	0	0	0	0	0	3,410,276
租税公課	7,126,270	10,250	7,136,520	0	0	0	0	0	7,136,520
支払負担金	8,425,061	309,528	8,734,589	0	0	0	0	0	8,734,589
支払助成金	23,271,132	0	23,271,132	0	0	0	0	0	23,271,132

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
支払手数料	94,562	775	95,337	0	0	0	0	0	95,337
事務処理費	363,315	187,165	550,480	296,194	12,087	308,281	0	0	858,761
管理費							59,972,138	0	59,972,138
役員報酬							0	0	0
給料手当							5,097,252	0	5,097,252
退職給付費用							105,000	0	105,000
福利厚生費							850,427	0	850,427
会議費							665,521	0	665,521
表彰・慶弔費							255,529	0	255,529
旅費交通費							3,214,322	0	3,214,322
通信運搬費							341,469	0	341,469
減価償却費							493,782	0	493,782
消耗品費							330,386	0	330,386
会館管理費							620,327	0	620,327
修繕費							137,277	0	137,277
印刷製本費							625,600	0	625,600
図書新聞費							33,058	0	33,058
光熱水料費							690,594	0	690,594
賃借料							299,329	0	299,329
交際費							1,113,254	0	1,113,254
保険料							78,052	0	78,052
諸謝金							129,600	0	129,600
租税公課							4,694,380	0	4,694,380
支払負担金							40,103,472	0	40,103,472
支払手数料							76,158	0	76,158
雑費							17,349	0	17,349
経常費用計	148,733,396	31,101,102	179,834,498	4,365,317	15,618,366	19,983,683	59,972,138	0	259,790,319
評価損益等調整前当期経常増減額	19,046,151	4,945,794	23,991,945	4,772,126	△ 217,465	4,554,661	△ 10,086,140	0	18,460,466
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
当期経常増減額	19,046,151	4,945,794	23,991,945	4,772,126	△ 217,465	4,554,661	△ 10,086,140	0	18,460,466
2．経常外増減の部									0
(1) 経常外収益									0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	1,730,974	0	1,730,974	△ 1,730,974	0	△ 1,730,974	0	0	0
当期一般正味財産増減額	20,777,125	4,945,794	25,722,919	3,041,152	△ 217,465	2,823,687	△ 10,086,140	0	18,460,466
一般正味財産期首残高	558,596,530	26,623,174	585,219,704	6,019,657	11,317,012	17,336,669	71,521,218	0	674,077,591
一般正味財産期末残高	579,373,655	31,568,968	610,942,623	9,060,809	11,099,547	20,160,356	61,435,078	0	692,538,057
Ⅱ 指定正味財産増減の部									
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	579,373,655	31,568,968	610,942,623	9,060,809	11,099,547	20,160,356	61,435,078	0	692,538,057

議案第１号

定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる件について（案）

平成２７年６月１４日に開催しました第４５回広島県薬剤師会定時総会において、「継続会」となりました第１プラン、第２プランにつきまして、一本化し、次期臨時総会に諮るべく７月２１日午後７時から理事会を開催いたしました。

まず最初に、設計事務所の２次審査により、株式会社あい設計に決定した旨の報告があり、承認されました。

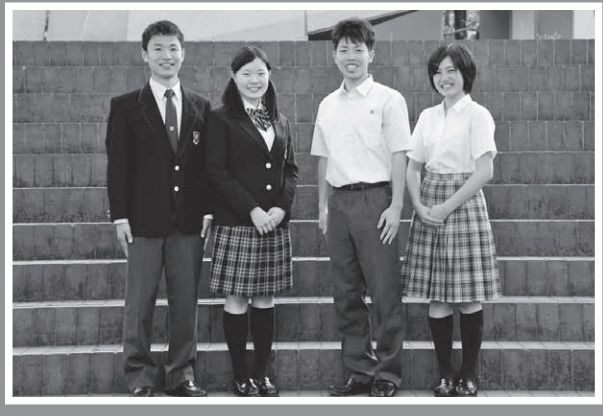
その後、定期借地権を結んで、会館建設等費用に充てる案が多数決で承認されました。

広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議（窓口：広島市都市整備局）に早期に提出する必要があるため、平成２７年８月８日（土）に臨時総会を開催いたします。

二葉の里地区まちづくりガイドライン等を遵守し、第三街区、医療福祉ゾーンとして、会館建設等用地６００坪を十分に活かしたまちづくりにみんなで参加したいと思います。

「全寮制」で医・薬学部現役合格

知力が先伸びする秀明教育





News 2016年4月　秀明中学校「スーパーイングリッシュコース」が新設
多様な「海外留学制度」と「ネィティブによるＨＲや授業」でグローバル時代に対応できる英語力をつけます。

学校見学会／個別相談会

本校ＨＰ、お電話よりお申し込みください。

各回とも13：00～

中 学 校 … 9月 6日(日)・11月 8日(日)

高等学校 … 10月17日(土)・11月21日(土)・12月12日(土)

創立以来の輝かしい合格実績

医学部						薬学部	
大学名	人数	大学名	人数	大学名	人数	大学名	人数
東京大学理科Ⅲ類	3	山梨大学	8	慶應義塾大学	3	京都大学	1
北海道大学	3	富山大学	6	自治医科大学	2	千葉大学	1
東北大学	5	金沢大学	1	産業医科大学	2	富山大学	3
名古屋大学	3	岐阜大学	1	日本医科大学	37	静岡県立大学	1
大阪大学	1	浜松医科大学	6	東京慈恵会医科大学	21	名古屋市立大学	2
九州大学	1	滋賀医科大学	1	順天堂大学	54	慶應義塾大学	4
東京医科歯科大学	1	島根大学	5	昭和大学	63	東京理科大学	10
千葉大学	7	徳島大学	1	日本大学	73	東邦大学	11
旭川医科大学	4	高知大学	2	東京医科大学	57	北里大学	6
弘前大学	7	長崎大学	1	東邦大学	85	昭和大学	16
秋田大学	6	大分大学	1	東京女子医科大学	14	昭和薬科大学	14
山形大学	9	琉球大学	7	北里大学	73	東京薬科大学	18
筑波大学	2	福島県立医科大学	1	杏林大学	76	星薬科大学	4
群馬大学	5	奈良県立医科大学	2	大阪医科大学	5	明治薬科大学	24
新潟大学	6	防衛医科大学校	10	関西医科大学	6	京都薬科大学	2
上記以外、私立 14 大学 702 名						上記以外、私立 31 大学 373 名	

※数字は1982年～2015年度の延べ人数※順不同

学校法人　秀 明 学 園　**学校や寮の見学は随時可能です。**入試室までお問合せください。

秀明 秀明中学・高等学校

〒350-1175　埼玉県川越市笠幡4792　☎**049-232-3311**（入試室直通）　http://www.shumei.ac.jp　秀明学園　検索

ゆるキャラグランプリ2015に
ヤクザイくんをエントリーしました!!



11月16日(月)18:00まで
投票を受付ています。
一人一日1回まで
投票可能です! 応援よろしくお願いします!!

ゆるキャラグランプリ2015
オフィシャルウェブサイト
http://www.yurugp.jp/

ゆるキャラグランプリ2015　検索

広島県薬剤師会誌　№259　2015 Vol.40 No.5（平成27年９月１日発行）

定価300円

発　行：〒730-8601　広島市中区富士見町11番42号
電話(082)246-4317㈹　FAX(082)249-4589
ホームページ　http://www.hiroyaku.or.jp

印　刷：レターブレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR

VEGETABLE OIL INK
この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。